

神戸市強靱化計画

安全都市づくり推進計画

～すべての人が安心して暮らすことができるしなやかで安全なまちづくり～

令和5年8月

神戸市

目次

はじめに

- 計画の背景
- 計画の目的
- 計画の役割と位置付け

計画編

第1章 計画の基本的な考え方	計画- 1
第1節 基本方針	計画- 1
第2節 基本目標	計画- 3
第3節 計画の範囲と基本的考え方	計画- 5
第2章 リスクシナリオと施策分野の設定	計画- 6
第3章 脆弱性の評価及び施策の推進方針	計画-10
第4章 プログラムの重点化と計画の推進体制	計画-75

施策事業編

<全市計画>

第1章 長期的な視点に立った危機管理・防災戦略	施策- 1
第1節 危機管理・災害対策の総合的・計画的な推進	施策- 3
第2章 災害に強い安全都市基盤の構築	施策- 6
第1節 災害に強い多核ネットワーク都市の形成	施策- 14
第2節 自然災害等災害予防対策の推進	施策- 33
第3章 危機管理・災害対応力の強化	施策- 52
第1節 防災拠点の整備	施策- 59
第2節 危機管理体制の強化	施策- 72
第3節 災害時に自立生活が可能なる環境づくり	施策- 83
第4章 地域の防災力・防犯力の強化	施策- 93
第1節 安全で快適な住宅・住環境の形成	施策-101

第2節 区を中心とした安全で安心なまちづくり	施策-108
第3節 安全で安心なコミュニティづくり	施策-111
第4節 防犯まちづくりの推進	施策-115
第5節 多様化する危機事象への対応	施策-126

第5章 安全で安心なまちづくりに関する意識の

普及・啓発と人材の育成	施策-130
第1節 災害に関する情報の提供と防災意識の普及啓発	施策-134
第2節 人材の育成	施策-139
第3節 被災による教訓の継承・発信	施策-141

<区計画>

第1章 東灘区	施策-144
第2章 灘区	施策-146
第3章 中央区	施策-148
第4章 兵庫区	施策-150
第5章 北区	施策-152
第6章 長田区	施策-154
第7章 須磨区	施策-156
第8章 垂水区	施策-158
第9章 西区	施策-160

<別添>

交通安全計画	施策-162
--------	--------

<巻末資料>

神戸市施策（H28～H32年度）に関するリスクシナリオと施策分野のマトリクス整理
--

はじめに

■ 計画の背景

神戸市（以下「本市」という。）では、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、直ちに「安全都市づくり」の推進を大きな柱とした神戸市復興計画及び第 4 次神戸市基本計画を策定するとともに、平成 8 年に地域防災計画地震対策編の抜本改定を行った。平成 9 年には、復興計画等の部門別計画としての「安全都市づくり推進計画（平成 8～17 年度）」を策定した。

その後、市民が安心して暮らすことが出来る社会を実現するために、平成 10 年に施行した「神戸市民の安全の推進に関する条例」を受け、「安全都市づくり推進計画」を防災のみならず、市民の安全を推進するために必要な市全体の計画として位置付けた。その後、第 2 次計画（平成 18～22 年度）、第 3 次計画（平成 23～27 年度）と継続して策定し、中長期的な視点から効率的かつ着実に安全都市づくりを推進し、また、安全都市づくりの考え方等の情報を市民に提供し、市民・事業者・市の協働と参画による安全・安心なまちづくりを推進してきた。

一方、国では平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」と記す）及び平成 26 年 6 月に同法に基づく国の「国土強靱化基本計画」が定められ、いかなる災害等が発生した場合においても、あらゆるリスクを見据え、最悪な事態に備える行政機能や地域社会、地域経済の確立を推進することが謳われており、地方公共団体においても「国土強靱化地域計画」を策定することができると定められた。

これらを踏まえ、本市の「安全都市づくり推進計画」を発展させ、国土強靱化の観点も踏まえた検討を行い、平成 28 年、更なる安全・安心なまちづくりを推進するための「神戸市強靱化計画」（以下、「本計画」という。）として策定したものである。

■ 計画の目的

本計画は、阪神・淡路大震災や東日本大震災、その他過去に経験した風水害・事故等で得られた教訓を活かすとともに、本市において科学的に予見しうる最大規模の災害や近年の事故・犯罪などの動向を踏まえ、総合的な視点から都市の強靱化の推進を図るものである。

市民が安心して暮らすことが出来る社会を実現するため、本市が目指すべき姿を目標として定め、ハード・ソフト両面にわたる事業を中長期的な視点から着実に進めることを目的とする。

そのため、様々な危機を想定する中で、本市の脆弱性を評価・分析し、必要な施策や体制強化について検討し、その考え方や施策等を体系的に示し、事業間の連携による効果的な事業推進を図るとともに、都市の強靱化の考え方等の情報を提供することで、市民・事業者・市の協働による安全で安心なまちづくりを展開することを目指すものである。

■ 本計画の構成

本計画は、「計画編」及び「施策事業編」からなる2編構成とする。

(1) 計画編

「計画編」では、本計画の基本方針・目標など基本的な考え方を示すとともに、様々なリスクに対する脆弱性の評価を行う。その結果を踏まえて今後の施策の推進方針を定める。さらに、プログラムの重点化など今後の施策の推進にあたっての考え方を定める。

(2) 施策事業編

「施策事業編」では、計画編における施策の推進方針を踏まえた施策事業や関連する計画をとりまとめている。

計 画 編

第1章 計画の基本的な考え方

1. 基本方針

すべての人が安心して暮らすことができるしなやかで安全なまちづくり

- 神戸市民は、阪神・淡路大震災において、その発災直後の避難・救助活動からその後の避難生活、復旧・復興の過程の中で、人と人とお互いに助け合い、また、国内外から多くの温かい支援を受け、地域を中心とした絆の大切さ、防災における自助、共助の重要性を、身を以て経験した。
- この貴重な経験をもとに、自主防災組織として防災福祉コミュニティが結成され、継続的に防災訓練などを行い、地域防災力の向上に取り組むとともに、地域に根差した企業との合同訓練を実施するなど、地域コミュニティの醸成を進めることで、「自分たちの安全は自分たちで守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」、自主防災・地域防災の考えが根付いている。
- また、「神戸市民の安全の推進に関する条例」に基づき、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たし、自立の精神に支えられた良好な地域社会・豊かな地域活動を形成するため、協働と参画による安全なまちづくりを推進する。災害、犯罪、事故、健康危機、テロといった様々なリスクに対して、過去の経験や教訓を活かすとともに、次世代への継承と発信を継続して取り組んでいく。
- さらには、神戸は阪神・淡路大震災など様々な災害や危機に対し、人々の暮らしや経済活動を支える社会基盤整備を実施し、安全かつ魅力的なまちづくりを進めてきた。そうしたいかなる危機をも乗り越える神戸の文化を継承し、様々な危機に対応できる「強さ」と「しなやかさ」を持った安全な地域社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を神戸らしいアプローチで推進する。
- これらを踏まえた本市の役割を具体化するため、ハード・ソフト両面にわたる施策事業を着実に実施し、防災を中心とした様々な危機に対応できる「すべての人が安心して暮らすことができるしなやかで安全なまちづくり」を推進する。

2. 基本目標

本計画の基本方針「すべての人が安心して暮らすことができるしなやかで安全なまちづくり」に基づき、目指すべき将来の神戸市の姿を見据え、基本目標を以下のとおり定める。

<基本目標>

- 自己決定力を高める防災基盤づくり
- 震災経験に基づく協働と参画による安心社会の実現
- 強靱な行政機能や地域社会の構築
 - ・ 人命の保護が最大限図られること
 - ・ 本市の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
 - ・ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ・ 迅速な復旧復興
- いかなる危機も乗り越える神戸文化の継承
- 防災を通じた神戸らしい魅力ある都市空間の創造

(1) 自己決定力を高める防災基盤づくり

市民・事業者・市それぞれの自己決定力を高める防災基盤を構築するため、防災体制・組織の強化やハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を着実に進めるとともに、市民・事業者の自発的な取り組みを促進し、いざという時に確実に各々の力が発揮できるよう様々な視点からの検討、仕組みづくり・環境整備などの施策を展開していく。

(2) 震災経験に基づく協働と参画による安心社会の実現

本市は、阪神・淡路大震災からの復旧・復興の過程の中で、人と人との助け合い、地域を中心とした絆の大切さを、身をもって経験し、共助の精神や地域コミュニティを重んじて今日まで歩み、神戸市民の強みとしてきた。

いかなる困難に対しても、震災からの経験や教訓によって培われた本市の強みを活かし、地域が、市民全体が協働と参画による安心社会を実現することができる施策を展開していく。

(3) 強靱な行政機能や地域社会の構築

いかなる災害等が発生した場合でも、様々なリスクを想定し、人命の保護を最優先とした防災対策を強化するとともに、万が一被災した場合でも、重要な行政・都市機能を確保し、発災直後から必要な防災対応力が維持され、市民の安全や財産の被害を最小限に抑えることができる減災対策を講じる。

さらには、被災後からの早期復旧・復興のための体制づくりを推進する。

(4) いかなる危機も乗り越える神戸文化の継承

本市においては、平成7年の阪神・淡路大震災をはじめ、昭和13年の阪神大水害、新型インフルエンザへの対応、社会的影響の大きな犯罪への対応など、様々な危機に直面ながらも、正面から向き合って迅速かつ適切に対応し、市民・事業者・市が力を合わせて苦難を乗り越えてきた。今後も、災害、犯罪、健康危機、テロなどの様々な危機に対しての危機対応力の強化を図るとともに、危機を乗り越えていく神戸文化を次世代に継承していく。

また、これまでに得られた経験・教訓を国内外へ発信し、世界へ貢献する。

(5) 防災を通じた神戸らしい魅力ある都市空間の創造

本市は、阪神大水害や阪神・淡路大震災など度重なる災害からの復興を通じて、山と海に囲まれた自然環境と共生する魅力ある都市空間の創造に取り組んできた。今後も、安全都市としての防災基盤づくりを通じて、神戸らしいまちづくりを推進する。

また、その経験や取組みから築き上げた防災都市の魅力を国内外に発信するとともに、防災を通じた神戸らしい安全・安心による都市ブランドを高めていく。

○ 強靱化について

強靱化 (Resilience) は以下の4つのRで構成されると言われている。

- ・Robustness (頑強な)
- ・Redundancy (冗長性・代替性をもった)
- ・Resourcefulness (資源が豊富な状態)
- ・Rapidly (迅速性)

出典：「MCEER (Multidisciplinary Center for Earthquake Engineering Research)」

本市では、強靱化を図るうえで、これら4つのRの視点を踏まえて、様々な施策を推進する。

3. 計画の範囲と基本的考え方

(1) 計画の範囲

本計画においては、防災、防犯、交通安全、健康危機といった神戸市民の安全と安心に関する分野を対象範囲とする。

(2) 検討手法の概要

本計画は、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）に示された手法を用い、以下に示すSTEP 1～5に沿って検討を行う。

□STEP 1：目標設定

国土強靱化を推進し、かつ、神戸市としての目指すべき姿を見据えた目標設定を行う。

□STEP 2：リスクシナリオ、施策分野の設定

様々なリスクを見据えて、最悪な事態に備えるための計画であるため、まず、神戸市が備える必要があるリスク（危機事象）を設定する。

そのリスクから引き起こされる可能性のあるリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定する。

さらに、リスクに対する脆弱性の評価、対応方策検討を行う上で、細やかに分析するために、施策分野を設定する。

□STEP 3：脆弱性の分析・評価と課題抽出

国のガイドラインに基づき、上記の「起きてはならない最悪の事態」と施策分野のマトリックス整理を行い、既往施策・取り組みにおける、現状の課題・弱点を抽出する。

□STEP 4・5：リスクへの対応方策の検討、対応方策の重点化・優先順位付け

課題・弱点の洗い出し結果より、改善（リスク回避）のための具体的施策を検討する。

この際、リスク回避に対する効果の大きさなどの観点より、施策の優先度、重点施策を設定する。

(3) 推進・見直し方法

策定した計画については、下図に示す PDCA サイクルを基本に円滑かつ確実に推進する。

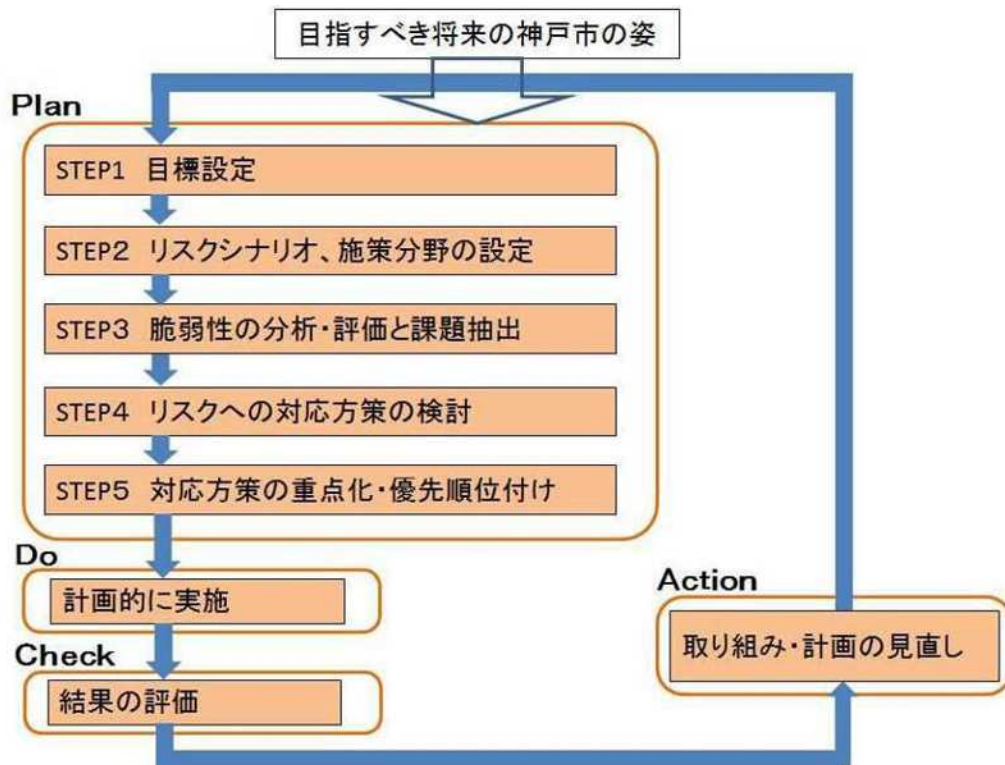


図 計画のPDCAフロー

(4) 関係機関との調和と連携

市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進するためには、本市のみならず、関係機関と連携し一体となり進めるべきものである。

本計画においては、土地利用、医療、物流、エネルギー供給、ライフライン、その他行政機能等、様々な分野にわたった地域計画であるため、関係機関の協力や連携が図られた計画とする。

第2章 リスクシナリオと施策分野の設定

1. 想定するリスク

本計画で想定するリスクは、災害、犯罪、交通事故、健康危機、テロなど、神戸市民の安全と安心に関わる事象を対象とする。

災害に関しては、「神戸市地域防災計画」に示された災害想定とし、地震・津波、風水害、大規模事故災害を対象とする。

2. 事前に備えるべき目標及び本市独自の評価視点（施策・横断的分野）の設定

本市が設定した基本方針及び基本目標に基づき、事前に備えるべき目標および本市独自の評価視点（施策・横断的分野）を以下のとおり設定する。

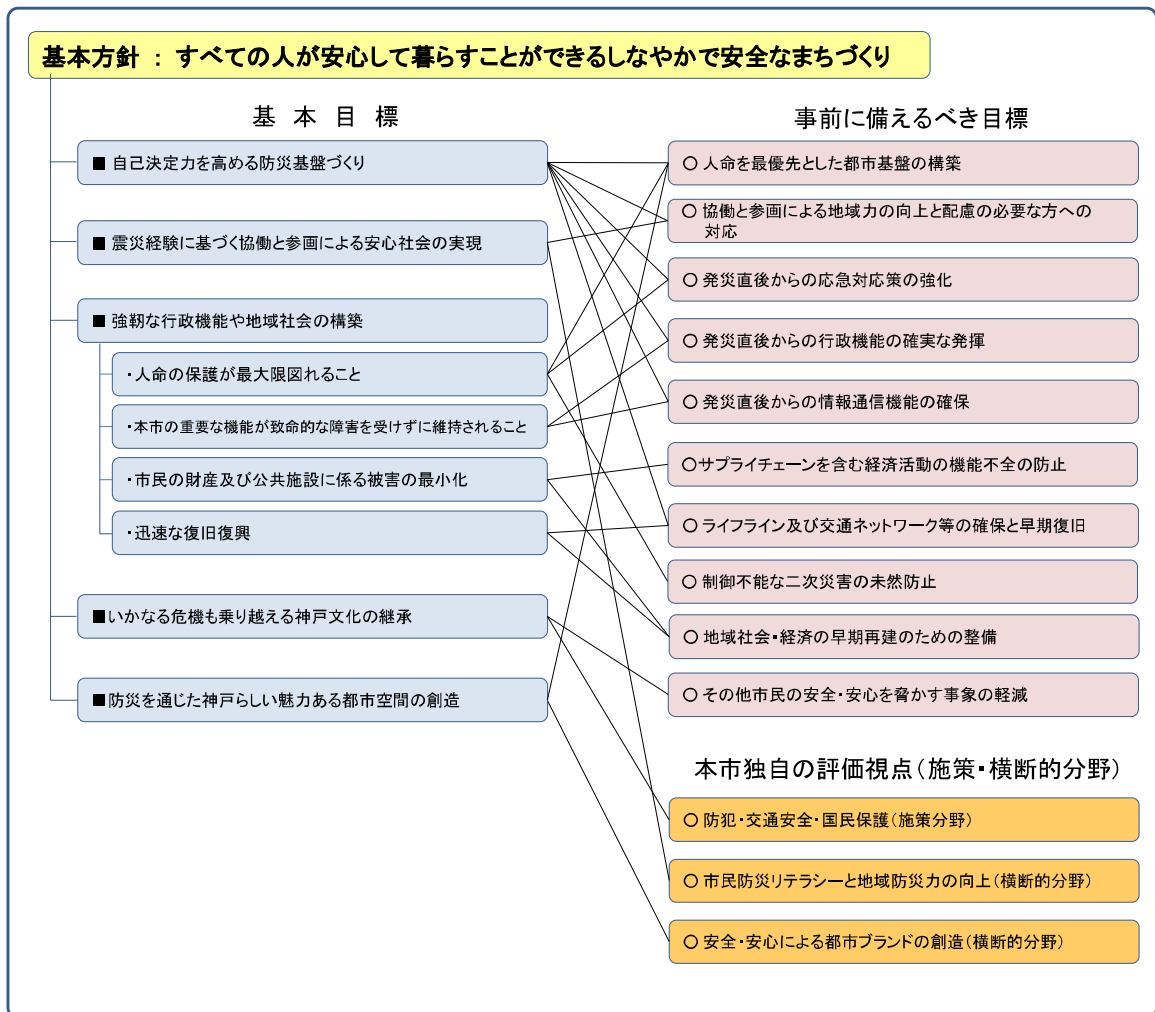


図 2-1 基本方針・目標に基づく事前に備える目標と本市独自の評価視点

3. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

前項で設定した「事前に備えるべき目標」を受けて、その妨げになるものとして、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定する。

本市のリスクシナリオは、国土強靱化基本計画に示される、起きてはならない最悪の事態をベースとし、本市において想定すべき状況や留意すべき事態を加味し、以下に示す36項目を設定する。（※下図の着色部分は、本市独自に設定するリスクシナリオ）

表 2-1 神戸市のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

事前に備えるべき目標		神戸市において起きてはならない最悪の事態	
1	人命を最優先とした都市基盤の構築	1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊による死傷者の発生
		1-2	大規模な火災による死傷者の発生
		1-3	津波による死傷者の発生
		1-4	洪水・高潮等による死傷者の発生
		1-5	土砂災害等による死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備や避難行動の遅れ等による死傷者の発生
2	協働と参画による地域力の向上と配慮の必要な方への対応	2-1	地域防災力の低下による被害の拡大
		2-2	地理的不慣れな観光客など来街者の避難の遅れによる被害の拡大
		2-3	災害時要援護者など配慮の必要な方への支援不足による被害の拡大
3	発災直後からの応急対応策の強化	3-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		3-2	救援・救助機関の被災等による救助・救急活動等の不足
		3-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶
		3-4	避難所等の避難者及び帰宅困難者への支援不足
		3-5	医療機関の被災、医療支援の途絶による医療機能の麻痺
		3-6	被災地における疫病・感染症等の発生
4	発災直後からの行政機能の確実な発揮	4-1	庁内機関の職員・施設等の被災による機能低下
5	発災直後からの情報通信機能の確保	5-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		5-2	報道機関の被災による災害情報伝達機能の低下
6	サプライチェーンを含む経済活動の機能不全の防止	6-1	サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止等による企業活動の低下
		6-2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		6-3	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

第2章 リスクシナリオと施策分野の設定
 3. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

事前に備えるべき目標		神戸市において起きてはならない最悪の事態	
7	ライフライン及び交通ネットワーク等の確保と早期復旧	7-1	電力供給ネットワークや石油・ガス供給機能の停止
		7-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		7-3	下水道施設等の長期間にわたる機能停止
		7-4	広域のかつ基幹的交通ネットワークの機能停止
8	制御不能な二次災害の未然防止	8-1	海上・臨海部の複合災害の発生
		8-2	沿線・沿道の建物倒壊による交通障害
		8-3	防災施設、ダム、ため池、天然ダム等の機能不全・損壊による二次災害の発生
		8-4	有害物質の大規模拡散・流出
		8-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
9	地域社会・経済の早期再建のための整備	9-1	災害廃棄物処理の停滞による復旧・復興の遅延
		9-2	地域コミュニティの崩壊、被災者への支援の遅れ、治安の悪化等による復旧・復興の遅延
10	その他市民の安全・安心を脅かす事象の軽減	10-1	重大な犯罪の多発による市民への被害発生
		10-2	交通事故による死傷者の増加
		10-3	新型インフルエンザ等の感染症の発生・拡大
		10-4	武力攻撃やテロ等の国民保護に係る市民への危機の拡大

4. 施策分野の設定

本市における施策分野は、国土強靱化基本計画で示される施策分野、横断的分野をベースに、本市として必要な施策分野、横断的分野を加味して、以下のとおりとする。

(※着色部は、本市独自の分野設定)

表 2-2 神戸市の施策分野

【個別施策分野】	①行政機能 ②住宅・都市 ③保健医療・福祉 ④産業・エネルギー ⑤金融 ⑥情報通信 ⑦交通・物流 ⑧農林水産 ⑨国土保全 ⑩環境 ⑪土地利用 ⑫防犯・交通安全・国民保護
【横断的分野】	⑬市民防災リテラシーと地域防災力の向上 ⑭安全・安心による都市ブランドの創造 ⑮老朽化対策 ⑯研究開発

第3章 脆弱性の評価及び施策の推進方針

設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と施策・横断的分野を基に、関連する本市の施策を洗い出し、マトリクス表に整理するとともに、各施策の進捗状況・達成度を確認したうえで、リスクシナリオごとの本市における脆弱性の評価を行った。

また、脆弱性の評価を踏まえ、リスクシナリオを回避するための施策の推進方針を設定した。

本章では、リスクシナリオごとの脆弱性の評価と施策の推進方針を示す。

さらに、この施策の推進方針を踏まえ実施する施策事業や関連する計画を「施策事業編」に示す。また、本計画に位置付けた施策事業について、リスクシナリオ及び施策・横断的分野ごとに整理したマトリクス表を巻末に掲載する。

(1) 人命を最優先とした都市基盤の構築

1-1 地震による建物・交通施設等の倒壊による死傷者の発生

脆弱性評価結果

<住宅・建築物等の耐震化>

- 公共建築物については、「神戸市耐震改修促進計画（平成20年2月策定）」に基づき、主要な「防災の中核拠点」や「避難所」のほか、耐震改修促進法における「多数の者が利用する建築物」を対象とし、対象公共建築物（1,179棟）の耐震化率100%を目標に取り組んできた結果、現況の耐震化率は98%（平成27年度末）となっている。建替や耐震改修等が予定されている残りの2%にあたる建築物について、早期に完了させる必要がある。
- 住宅については、「神戸市耐震改修促進計画（平成20年2月策定）」における目標耐震化率95%（平成27年度）を目指して取り組んできた結果、現況耐震化率91%（平成25年）と目標達成は難しい状況であり、住宅の耐震化をさらに推進していく必要がある。
- 不特定多数の者が利用する大規模建築物等については、耐震改修促進法により平成27年12月末を期限として耐震診断の実施と報告が義務化され、平成26年度より補助制度を設けて耐震化の促進に取り組んでいるが、診断の結果により、耐震性が不十分と判明している建築物について早期の耐震化への取り組みを促す必要がある。
- 学校施設の老朽化は、今後ますます進行していく。長寿命化改修を計画的に実施する必要がある。
- 建築基準法施行令改正（平成26年4月1日施行）に伴い、非構造部材の脱落防止対策についても取り組みを進めている。学校施設については、文部科学省通知「学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について（平成25年8月7日）」に基づき、屋内運動場等約100棟を対象に非構造部材の脱落防止対策を進めている。現在の進捗率は81%（平成27年度末）であり、残りの施設についてもできる限り早期に対策を完了させる必要がある。また、公共建築物については「特定天井」を有する施設約50棟を対象としている。現在工事が完了している施設は7棟（平成27年度末）であり、残りの施設についても計画的に取り組むを進める必要がある。



施策の推進方針

<住宅・建築物等の耐震化>

- 公共建築物のうち、「神戸市耐震改修促進計画（平成20年2月策定）」において対象とした主要な「防災の中核拠点」、「避難所」、耐震改修促進法における「多数の者が利用する建築物」については、耐震化が完了している。引き続き、より小規模なものに対象を広げ、計画的に耐震化を進める。
- 住宅については、引き続き補助制度等を実施するとともに、耐震化の進捗を踏まえながら必要な施策を検討・実施していく。
- 平成26年度に創設した大規模建築物への補助制度を継続するとともに、大規模建築物に該当しない規模の建築物についても、耐震化の状況を踏まえながら、さらなる促進のための支援策の拡充等について検討を進める。
- 学校施設の老朽化が進行する中で、改修優先順位の検討等を進め、学校施設の長寿命化計画に基づいて計画的に改修を実施していく。
- 学校施設の非構造部材の脱落防止対策については、概ね対策が完了したが、今後も計画的な対策実施に取り組む。

脆弱性評価結果

<交通施設の耐震化>

- 道路施設の耐震化は、特に被災による影響が大きい緊急輸送道路や臨港部の港湾幹線道路などを優先的に実施しているところであるが、残された施設についても、優先度を考慮の上、引き続き耐震化を推進していく必要がある。
- 市営地下鉄およびポートライナー、六甲ライナーは、本市の主要な交通手段の一つであり、被災した場合の影響が大きいため、施設の着実な耐震化を推進する必要がある。



施策の推進方針

<交通施設の耐震化>

○道路施設は、特に被災による影響が大きい緊急輸送道路や臨港部の港湾幹線道路などを優先し、耐震化に取り組む。

○市営地下鉄及びポートライナー、六甲ライナーは、本市の主要な交通手段の一つであり、被災した場合の影響が大きいため、施設の着実な耐震化を図る。

1-2 大規模な火災による死傷者の発生

脆弱性評価結果

<住宅防火・火災予防>

- 過去の建物火災の6割以上、死者の8割以上が住宅火災によるものであることから、各種広報媒体、防災福祉コミュニティ、消防団などを通じた市民の防火意識の向上、住宅用火災警報器や住宅用消火器の普及促進のほか、防災品の普及啓発に取り組んでいる。引き続き、市民に分かりやすい広報展開による防火意識の向上を図り、住宅防火対策を促進する必要がある。
- 大火災が発生した場合、多数の死傷者の発生が予測される、危険物製造所等の施設、地下街、複合用途施設、不特定多数を収容する施設、木造建築物密集地域などは、防火査察などによる実態把握、自主防災体制の強化、防火思想の普及、予防広報の徹底などを実施しており、今後も継続した取り組みが必要である。



<密集市街地の再生>

- 密集市街地については、「神戸市密集市街地再生方針」に基づき、「燃え広がりなく、建物が倒壊せず、避難が可能なまちづくり」をめざして、市内4地区を「密集市街地再生優先地区」と位置づけており、早期の解消に向け更なる促進が必要である。



<消防力の高度化・専門化>

- 災害態様の多様化に対応するため、特別高度救助隊と特殊災害隊の一体運用や特殊資機材の整備など特殊災害対応力の強化に努めており、引き続き、消防職員の災害対応力の強化、資機材の更新、関係機関との連携強化など、より一層の消防力の高度化・専門化を図っていく必要がある。
- 地震による水道配管の破断や濁水等の場合にも使用できる消防水利を確保するため、防火水槽の設置、消防水利設置補助金制度の活用、プールや池等の指定水利化など、多様な水利の確保に継続的に進める必要がある。



施策の推進方針

<住宅防火・火災予防>

- 各種広報媒体、防災福祉コミュニティ、消防団などを通じた市民の防火意識の向上、住宅用火災警報器や住宅用消火器の普及促進のほか、防災品の普及啓発に取り組んでおり、引き続き、市民に分かりやすい広報展開による防火意識の向上を図り、住宅防火対策を促進する。
- 大規模火災による死傷者の発生を回避するため、危険物製造所等の施設、地下街、複合用途施設、不特定多数を収容する施設、木造建築物密集地域などは、防火査察などによる実態把握、自主防災体制の強化、防火思想の普及、予防広報の徹底などを、継続して実施する。

<密集市街地の再生>

- 密集市街地については、「神戸市密集市街地再生方針」に基づき、「密集市街地再生優先地区（市内4地区）」の解消を目標に、老朽建築物の除却や建物の不燃化・耐震化の促進、身近な生活道路の拡幅整備、防災空地の活用により、災害時に燃え広がりにくく、避難が可能なまちづくりを推進する。

<消防力の高度化・専門化>

- 多様化する災害態様に対応するため、訓練施設等を活用した効果的な訓練の実施、消防職員の訓練・研修の充実による災害対応力の強化、消防車両や資機材の更新、個人装備品の国ガイドライン準拠品への更新、安全対策装備品の充実、関係機関との連携強化など、一層の消防力の高度化・専門化を図る。
- 災害時の多様な消防水利確保のため、消火栓の点検、防火水槽の整備・維持管理に加え、耐震防火水槽の増設やプール・池等の指定水利化、消防水利設置補助金制度の活用など、継続的な取り組みを推進する。

1-3 津波による死傷者の発生

脆弱性評価結果

<防潮堤等の整備>

- 南海トラフ地震について、概ね100年に1回の確率で発生すると言われている津波（レベル1津波）に対しては、高潮対策で整備した防潮堤等により、対策が完了している。今後は、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2津波）に対し、人命を最優先とした被害軽減策を推進する必要がある。



<避難体制の確保・訓練の実施>

- 津波の浸水が想定される地域への対応として、住民の円滑な避難のための「地域津波防災計画」（全18地区）の作成を完了しており、当計画では、防災福祉コミュニティ単位で、地域住民が主体となって避難マップの作成、避難誘導のための津波表示板の設置や津波緊急待避所の指定を行っている。今後は、兵庫県の津波浸水想定に合わせたマップの更新や計画に基づく津波避難訓練の継続的な実施などを通じて住民への津波避難の浸透を推進する必要がある。
- 都心部における津波避難については、「神戸市都心部における津波避難行動・誘導基本指針」に基づき、神戸エリアでは、水平避難と垂直避難の併用など、事業者や団体の協力を得ながら避難計画を策定している。今後は、避難計画に基づいた事業者を中心とした訓練の実施や啓発活動が重要である。



<ハザードマップの普及・啓発>

- 津波に関する情報提供及び啓発については「くらしの防災ガイド」や神戸市ホームページなど、様々な手段で行っているところである。今後は、各種の取り組み状況を踏まえつつ、最新情報に基づく市民への普及啓発の更なる推進を図る必要がある。



施策の推進方針

<防潮堤等の整備>

- 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2津波）に対しては、「既成市街地の人家部及び臨海部」を対象に、既存防潮堤等をねばり強い構造へ補強することにより、浸水面積の縮減を見込んでおり、令和5年3月に完了した。また、津波発生時に防潮鉄扉等を迅速かつ確実に閉鎖するため、防潮鉄扉の軽量化等を推進する。さらに、神戸港沿いの水門及び防潮鉄扉を迅速かつ確実に閉鎖し、津波による浸水被害を最小限に留めるために、鉄扉の統廃合や遠隔操作・監視システムを構築する。閉鎖体制については、夜間・休日時の閉鎖体制に係る関係機関との連携や閉鎖作業員の安全確保などについて検討を進める。

<避難体制の確保・訓練の実施>

- 南海トラフ地震による津波からの円滑な避難を目的として策定した「地域津波防災計画」においては、計画策定から数年が経過している状況を鑑み、地域津波防災計画の更新や津波避難訓練の計画的な実施・充実を図る。
- 都心部の津波避難については、平成26年度に策定した「神戸駅周辺地域防災計画」に基づき、来街者が迅速かつ適切な避難行動がとれるよう、神戸駅周辺地域津波避難等対策協議会を中核に各事業者が協力して、適切な津波避難・誘導を実施していくための支援を行う。また、浸水が想定されるエリアにおいては、津波避難誘導サインの設置や避難マップ、臨海部津波避難ビルマップを作成し、来街者への避難誘導対策を図る。

<ハザードマップの普及・啓発>

- 津波に関する情報提供及び啓発については、「くらしの防災ガイド」や神戸市ホームページなど、様々な手段で行っており、今後は、各種の取り組み状況を踏まえつつ、最新情報に基づく市民への普及啓発の更なる推進を図る。

1-4 洪水・高潮等による死傷者の発生

脆弱性評価結果

<河川・海岸保全施設の整備>

- 河川施設の整備については、国、県との連携の基、河川改修事業を推進しているところであり、本市の要改修河川（総延長 371.2 km：都市基盤・準用・普通）における改修率は 78.6%（平成 27 年度）となっている。近年、激化する気象災害の状況を踏まえると、河川整備のみならず、流域貯留などの様々なハード対策と避難を中心としたソフト対策を組み合わせた総合的な対策が必要である。また、施設の老朽化が進む中で、機能を維持するための定期的な点検・修繕を行う必要がある。
- 海岸保全施設（堤防・護岸・防潮胸壁等）については、平成 27 年度に、想定される高潮（設計高潮位 TP+2.8m）に対する整備（総延長 約 60 km）が完了しているが、陸閘等の迅速かつ確実な閉鎖体制を構築するために、引き続き防潮鉄扉の改良などを進める必要がある。また、築造後年数がかかなり経過している施設については、老朽化・長寿命化対策を進めていく必要がある。これらのハード対策に加えて、避難を中心としたソフト対策を組み合わせた総合的な対策が必要である。

<浸水対策>

- 本市では、過去に浸水被害に見舞われた地区や雨水排除能力が不足している地区、低地盤地区など地形上の理由から浸水に対する安全性が低い地区を優先的に雨水幹線や雨水ポンプ場の整備を実施している。引き続き、対象地区の整備を着実に進める必要がある。

<地下街等への浸水対策>

- 地下街や地下鉄駅舎への浸水対策として、本市が管轄する地下施設において、止水板の設置・改修などの浸水防止対策を進めるとともに、豪雨時に浸水する可能性がある地下施設管理者に対しての避難確保計画の策定指導などの被害軽減対策を推進しているが、予防対策と合わせて、万が一浸水した場合に備えた対応についても検討を進める必要がある。

施策の推進方針

<河川・海岸保全施設の整備>

- 河川施設の整備については、都市基盤河川改修事業において、河道改修及び橋梁改修を目標に推進する。また、兵庫県が取り組んでいる「総合治水推進計画」と連携し、流域全体での「河川下水道対策（ながす）」「流域対策（ためる）」「減災対策（そなえる）」を基本とした総合的な治水対策を推進し、現在、参画している4流域（武庫川、表六甲、明石川、加古川）の推進協議会を通じて、フォローアップに努める。さらに、市管理河川の主要な箇所について点検を実施する。
- 海岸保全施設（堤防・護岸・防潮胸壁等）を適切に維持管理していくため、防潮堤の長寿命化計画を策定し、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効率的な維持管理を実施する。また、陸閘等の迅速かつ確実な閉鎖体制を構築するために防潮鉄扉の遠隔化等を継続して推進する。

<浸水対策>

- 集中豪雨や台風から市民の生命や財産、神戸のまちを守るため、雨水管渠や雨水ポンプ場などのハード対策、水害リスク情報の共有をはじめとするソフト対策を進め、「防災」と「減災」に取り組む。

<地下街等への浸水対策>

- 地下街や地下鉄駅舎への浸水対策として、地下施設における止水板の設置・改修などの浸水防止対策を推進するとともに、豪雨時に浸水する可能性がある地下施設管理者に対して、避難確保計画に基づく避難体制の確保・強化についてや、万一が一浸水した場合に備えた対応などの指導を推進する。
- 地下鉄駅舎での計画規模降雨による河川洪水の浸水対策は完了している。

1-5 土砂災害等による死傷者の発生

脆弱性評価結果

<治山・砂防事業>

○本市は、昭和13年の阪神大水害をはじめとする土砂災害により、度重なる甚大な被害を受けた経験があり、それらの教訓のもと、国土交通省（六甲砂防事務所）及び兵庫県との連携のもと、治山・砂防施設等の整備や六甲山系グリーンベルト整備事業などを推進するとともに、平成24年度に策定した「六甲山森林整備戦略」に基づいた整備を進めている。しかしながら、本市が抱える土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜地の崩壊・地すべり）は、約2,000箇所に上り、ハード対策のみでは、被害を完全に防ぐことは難しく、避難を中心としたソフト対策とを合わせた総合的な対策が必要である。



<土砂災害警戒区域に係る対策>

○土砂災害警戒区域に係る対策として、「くらしの防災ガイド」の配布等により、継続して危険区域の周知および避難に関する市民への情報提供・啓発を行っているところであるが、より多くの住民が避難行動に関する正しい知識を習得し、実際の避難行動へ繋げるための取り組みが必要である。



施策の推進方針

<治山・砂防事業>

- 近年激化する土砂災害からの被害を防止・軽減するため、国土交通省（六甲砂防事務所）及び兵庫県と連携し、引き続き、治山・砂防施設の整備、急傾斜地対策や「六甲山系グリーンベルト整備事業」（10 流域の継続実施）を推進するとともに、「六甲山森林整備戦略」に基づいた中長期計画により、六甲山の「恵み」を「育てる」・「活かす」・「楽しむ」仕組みづくりを推進していく。

<土砂災害警戒区域に係る対策>

- 土砂災害からの避難を促進するため、警戒区域が集中する地域や要望の高い地域を中心に住民説明会を実施する。また、毎年6月に配布する「くらしの防災ガイド」などにより、最新情報を掲載して住民に広く発信していく。

1-6 情報伝達の不備や避難行動の遅れ等による死傷者の発生

脆弱性評価結果

<防災情報の迅速な伝達と共有>

- 防災情報の収集・管理については、危機管理センターを中心とした情報ネットワークの形成、危機管理情報システム、消防管制システム、フェニックス情報システム等の各種情報システムの構築などにより強化されており、今後は、これらを有効に活用するための訓練やタイムラインの作成、関係機関との連携体制の更なる向上が必要である。
- 防災情報の伝達については、防災行政無線装置の整備（屋外スピーカー型、ラジオ型受信機）、緊急速報メール・ひょうご防災ネットの活用、Lアラートによる報道機関との連携など、情報伝達手段における冗長性の確保を図っているところであるが、現状にとどまることなく、新しい手段・技術を活用しながら市民への情報伝達の多様化を推進する必要がある。



<防災教育及び啓発>

- 大規模災害においては、市民一人ひとりが、命を守ることを最優先とした避難行動を適切にとることが重要であるが、震災を経験していない世代が増えるなど、防災への意識が希薄になりつつある。本市では、防災教育検討委員会による「神戸発「生きる力」を育む防災教育の推進」に基づく、防災教育カリキュラムや防災マニュアルの見直し、防災教育をテーマとした総合学習を推進しており、子ども世代からの防災意識の向上を図っている。引き続き、これらの取り組みを進めるとともに、その他、防災に関わる機会が少ない子育て世代などを対象とした防災啓発を展開する必要がある。



施策の推進方針

<防災情報の迅速な伝達と共有>

- 市の防災情報の収集・管理については、情報ネットワークの形成、各種情報システムを構築しており、引き続き、これらを有効に活用するため、情報伝達訓練（年2回以上）、全職員を対象としたシステム操作研修等による体制強化に努める。また、風水害などの気象災害については、タイムライン（防災行動計画）を作成し、発災に備えた警戒体制の強化に加え、住民への迅速かつ確実な情報伝達体制、関係機関との連携強化を図る。
- 防災行政無線の整備については、平成28年に屋外の緊急避難場所の拡充に合わせて簡易型拡声子局（4基）を設置するとともに、平成31年までに学校放送設備との連動を行った。また、今後も、必要に応じて、ラジオ型戸別受信機の整備を行うとともに、「神戸市災害ナビダイヤル」の活用方法の拡大を図る。

<防災教育及び啓発>

- 大規模災害においては、命を守ることを最優先とした避難行動や備えが重要であり、平時から市民一人ひとりの防災意識を高める取り組みが必要である。そのためには、現在、進めている学校を中心とした防災教育等の推進に努めるとともに、避難についての住民説明会など、より多くの市民が正しい避難の知識を習得し、避難行動へ繋げる取り組みが必要である。

(2) 協働と参画による地域力の向上と配慮の必要な方への対応

2-1 地域防災力の低下による被害の拡大

脆弱性評価結果

<地域防災の取り組み>

○本市では、これまで防災福祉コミュニティを中心に「地域津波防災計画」(策定地区18地区)、「防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド」などを作成し、地域防災力を高める取り組みを進めている。災害対策基本法の改正により、自発的な防災活動を促進するための地区防災計画制度が創設されたことを踏まえ、これまでの地域活動の取り組みを活かしながら、地域防災力を向上させる取り組みを推進する必要がある。

○阪神・淡路大震災以降、地域の自主防災の役割を担う組織として、全市192地区の「防災福祉コミュニティ」を結成し、地域活動の中心として活動を進めているが、震災から月日の経過とともに、組織の高齢化が進み、担い手不足が新たな課題となりつつある。本市では、新たな担い手づくりのため、「市民防災リーダー」、「統括防災リーダー」の養成を進めている。これらの取り組みを継続するとともに、震災を経験していない若い世代へ地域防災の取り組みを浸透させ、地域でつくる安全で安心なまちづくりを推進していく必要がある。



施策の推進方針

<地域防災の取り組み>

- 地区防災計画について、地域防災計画への位置付けを整理し、「地域津波防災計画」や「防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド」などの現在までの取り組みを活かし、策定を行う。また、策定した地区については、計画に基づく訓練の実施や検証を行い、さらに活動が促進されるような支援を実施していく。
- 地域活動の中心となる「防災福祉コミュニティ」の担い手づくりとして、各種リーダー研修の実施を継続して支援し、「市民防災リーダー」(目標:約800名/年)、「統括防災リーダー」(目標:1地区あたり2名/年)を育成する。
- 阪神・淡路大震災を経験していない世代が年々増加している中、市民への防災意識の浸透を図る必要があるが、現状では「防災への取り組み=負担が大きい、ハードルが高い」といったイメージが定着している。こういった状況を改善するため、防災活動の中心として期待する子育て世代に着目し、企業、NPO、学校教育、学生などと連携し、「遊び」や「気軽さ」の要素を積極的に取り入れ、自然と防災に触れ合い、体感でき、協働と参画による持続可能な仕組みづくりを検討していく。

2-2 地理的不慣れな観光客など来街者の避難の遅れによる被害の拡大

脆弱性評価結果

<来街者の避難体制の充実>

○観光都市である本市において、地理的不慣れな来街者への防災対策は極めて重要であり、来街者が避難行動を迅速かつ確実に実施できるよう、鳥瞰図を使った津波避難情報板や海拔・津波避難誘導表示などを展開しているが、ピクトグラムや分かりやすいデザインを採用するなど、ユニバーサルデザインを取り入れ、より来街者等に分かりやすい案内表示を推進する必要がある。

○都心部（三宮・元町・神戸）における津波避難については、事業者が主体となって来街者等を津波被害から安全な場所へ避難させるため、「神戸市都心部における津波避難行動・誘導指針」を策定している。都心部のうち神戸駅周辺地域においては、ハーバーランド方面への主たる経路である複数の地下施設が浸水想定区域内に入っていることや、浸水想定区域が広く水平避難距離が長くなること、また高層で堅牢な建物が主となる地域であるという特性がある。そこで神戸駅周辺地域では、地域事業者等で構成する協議会を設立し、当指針に基づいた水平避難と垂直避難の併用など、地域特性を踏まえた避難の原則や方針、事業者間での相互支援等の対策をまとめた「神戸駅周辺地域防災計画」を策定している。今後は、当計画に基づいた地域事業者を中心とした訓練の実施や啓発活動が重要である。



施策の推進方針

＜来街者の避難体制の充実＞

- 地理的不慣れな来街者が、適切な避難行動をとるためには、案内表示にピクトグラムや分かりやすいデザインを採用するなど、ユニバーサルデザインを取り入れ、来街者が多く訪れる観光施設や複合施設にも積極的に避難表示等の設置を拡充するとともに、デジタルサイネージやWi-Fiスポットの活用など、様々な媒体を活用した来街者への情報提供について検討していく。
- 災害発生前と災害発生後では必要となる情報は異なるが、可能な限り平常時に、災害に関する情報を自ら取得してもらうことが、災害発生後の円滑な安全行動につながることから、観光情報の提供とあわせて平常時より、外国人を含む観光客への観光危機管理に関する知識の普及啓発を進める。
- 災害発生時には、緊急避難場所や一時滞在が可能な施設の案内、空港までのアクセスやフライト運行状況を含む公共交通機関、各国大使館・領事館の連絡窓口などが、観光客に必要な情報であり、観光客への直接的な情報提供のほか、観光施設や宿泊施設等へ速やかに情報提供できるよう、関係事業者との連携協力を進める。
- 都心部の津波避難については、平成26年度に策定した「神戸駅周辺地域防災計画」に基づき、来街者が迅速かつ適切な避難行動がとれるよう、神戸駅周辺地域津波避難等対策協議会を中核に各事業者が協力して、適切な津波避難・誘導を実施していくための支援を行う。また、浸水が想定されるエリアにおいては、津波避難誘導サインの設置や避難マップを作成し、来街者への避難誘導対策を図る。

2-3 災害時要援護者など配慮の必要な方への支援不足による被害の拡大

脆弱性評価結果

<災害時要援護者の支援体制づくり>

- 「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づき、要援護者を支援するための地域の助け合い（共助）による取り組みを推進しており、地域での要援護者情報の把握・共有や防災訓練等への参加促進が行われている。引き続き、取り組み地域の拡大や取り組み内容の充実を図る必要がある。



<外国人への災害情報提供や避難体制の充実>

- 外国人に対する支援については、外国人コミュニティや神戸国際コミュニティセンターなどとの連携により、災害時通訳翻訳ボランティア制度の運用、外国人専用相談窓口の設置を進めている。また、外国人への防災情報の提供については、多言語「防災カード」の配布、案内サイン・神戸市ホームページ等の多言語化、避難所情報（KICC ホームページ）等を進めるとともに、ピクトグラムや外国人にも分かりやすい案内表示を推進している。今後は、様々な外国人ニーズの把握に努め、外国人コミュニティ等との連携を図りながら、ニーズ沿った防災支援について検討していく必要がある。



施策の推進方針

<災害時要援護者の支援体制づくり>

- 「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づき、取り組み地区の拡大や取り組み内容の充実のため、関係機関は連携して、地域の実情に応じた支援体制づくりを普及啓発し、支援していく。

<外国人への災害情報提供や避難体制の充実>

- 外国人に対する支援としては、「神戸市観光危機管理対策指針」の策定とともに、多様なニーズの把握に努め、防災情報やハザードマップの多言語化の推進、外国語パンフレットの更なる充実など、外国人コミュニティや関係施設等と連携強化を図りながら、ニーズに沿った災害時支援について検討していく。

(3) 発災直後からの応急対応策の強化

3-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価結果

<備蓄・供給体制の強化>

○本市における備蓄計画については、「市民備蓄」、指定業者による「流通備蓄」、国や他の自治体からの「救援物資」、行政による「現物備蓄」により、食料、飲料水、生活物資等を整備している。備蓄品目については、多様なニーズに合わせ、現行品目に加え、幼児や高齢者、アレルギー疾患患者等への配慮や特別な配慮が必要な災害時要援護者を想定した物資の整備が必要である。また、市民備蓄促進のための啓発及び流通備蓄の拡充に重点を置いた対応が必要である。

○救援物資の供給体制については、南海トラフ地震などの大規模広域災害に備え、陸・海・空それぞれの広域防災拠点並びに総合備蓄拠点の整備を行っている。国、関西広域連合、県、自衛隊、警察等から救援物資や人的支援を円滑に受ける体制の確立が必要であるが、集配送に係る人員・資機材の確保など課題もあり、関係機関との連携方法や広域防災拠点・総合備蓄拠点の運用体制整備など運用面での更なる強化が必要である。

<物資供給ルートの確保>

○物資供給ルートの確保については、防災拠点と港・空港・国土幹線軸を複数ルートで連絡する「格子状道路ネットワーク」の形成を目指し、緊急輸送道路ネットワークの整備を推進しているところである。引き続き、未整備の部分について計画的に事業を推進するとともに、道路ネットワークのミッシングリンク（大阪湾岸道路西伸部、神戸西バイパス、国道175号など）の解消を図り、安定した供給ルートの確保を図る必要がある。

施策の推進方針

<備蓄・供給体制の強化>

- 備蓄体制については、大規模広域災害など長期にわたる救援物資の供給不足に備え、「最低3日、出来れば7日」を目標に、様々な広報を活用しながら「市民備蓄」を促進するとともに、流通備蓄の拡充、物流事業者との応援協定の締結や民間事業者と連携した流通在庫の活用について検討していく。
- 特別な配慮が必要な災害時要援護者を想定した物資について、当事者団体の参画のもと、最低限必要な品目を選定して整備するとともに、災害時における指定業者による流通備蓄の供給体制の確保を図る。
- 救援物資の供給体制については、人的支援の受け入れを含めて広域的な救援体制の確立に向け、国や関西広域連合、県などとの連携計画（「南海トラフ地震応急活動計画」、「緊急物資円滑供給システム」等）に基づいた体制づくりを進めるとともに、広域防災拠点および総合備蓄拠点の人員・資機材の確保、運用マニュアルの作成、訓練の実施など、運用面での強化を図る。

<物資供給ルートの確保>

- 物資供給ルートの確保については、緊急輸送道路ネットワークの未整備の部分について、計画的に事業を推進するとともに、道路ネットワークのミッシングリンク（大阪湾岸道路西伸部、神戸西バイパス、国道175号など）の解消を図り、安定した供給ルートの確保を図る。また、他の道路管理者や災害協定を締結している団体等とも連携を図り、甚大な被害が発生した場合でも早期復旧に対応できる体制づくりを行う。

脆弱性評価結果

<水道施設の強化>

○水道施設の強化については、「神戸市水道施設耐震化基本計画」に基づく災害に強く早期復旧が可能な水道をめざし、これまでに貯水機能のある災害時給水拠点の整備（62箇所：平成27年度）、「いつでもじゃぐち」（40箇所：平成27年度）の整備を含む配水管の耐震化の推進（耐震化率35.2%：平成26年度）、大容量送水管の整備（全12.8km整備完了：平成27年度）、隣接自治体との連絡管の整備（5市9箇所の整備：平成27年度）を行ってきており、引き続き、配水管等の耐震化を中心とした水道施設の強化が必要である。



施策の推進方針

<水道施設の強化>

○水道施設の強化については、「神戸市水道施設耐震化基本計画」に基づく災害に強く早期復旧が可能な水道をめざし、各種取り組みを進めており、配水管の更新・耐震化は、当面、年間40kmのペースで着実に進めていく。また、住民主導で開設できる「いつでもじゃぐち」(40箇所：平成27年)を防災福祉コミュニティ単位に1箇所、地域住民との調整を行いながら整備していくとともに、職員が開設する「緊急栓」(188箇所：平成27年度)もあわせて増設することで、すべての神戸市民の徒歩圏内に給水拠点を整備することを目指す。さらに、隣接自治体との連絡管を活用するほか、安定供給に必要な複数水源の確保を継続して推進する。

3-2 救援・救助機関の被災等による救助・救急活動等の不足

脆弱性評価結果

<防災関係機関との連携強化・訓練の充実>

- 本市では、阪神・淡路大震災の教訓を活かし、大規模広域災害に備えるため、様々な機関、団体からの受援体制の整備を進めるとともに、平常時から全市総合防災訓練、情報伝達訓練、受援訓練、国民保護訓練等の各種訓練を通じて、関係機関との連携を含めた体制強化に努めている。引き続き、定期的に合同防災訓練等を実施するなど、国、県、自衛隊・警察等の関係機関との連携体制を強化していく必要がある。



<地域防災力の強化>

- 本市においては、阪神・淡路大震災の経験から、自主防災の取り組みが進展しており、自主防災組織として「防災福祉コミュニティ」（全市 192 地区：平成 27 年度）を結成し、地域の防災力の強化を図っている。また、防災福祉コミュニティでは、地域の災害時の初動対応計画となる「防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド」の策定を進めている。引き続き、計画策定地域の拡充と計画に基づく訓練等の実施を進めるとともに、地区防災計画への位置付けなどの支援や連携が必要である。
- 消防団による防災活動を推進するため、消防団への入団促進（定員 4,000 人）や消防団員の育成に努めているところであるが、地域防災力の中核となるべく装備の充実や教育・訓練体制等の更なる強化を図っていく必要がある。
- 地域防災を担う市民への取り組みとして、市民防災リーダー（約 800 人／年）及び統括防災リーダーの育成や市民救命士、救急インストラクターの養成を継続して取り組むとともに、次世代を担う若者への防災啓発および訓練などへの参加を通じて、地域防災への取り組みを浸透させる必要がある。



施策の推進方針

<防災関係機関との連携強化・訓練の充実>

- 大規模広域災害においては、救援・救急活動要員、資機材等の不足が考えられるため、国、県、関西広域連合、近隣市、自衛隊、警察等との合同訓練などを継続して行い、連携強化に努めていく。

<地域防災力の強化>

- 地域防災力の強化については、地域の災害時の初動対応計画となる「地域おたすけガイド」を、全192地区で作成する。作成済みの地区については、計画に基づく訓練の実施を促進する。
- 消防団に対しては、地域防災力の中核となるべく装備の充実を図り、装備の安全な取扱いを習熟する研修・訓練を実施する。
- 市民に対しては、「市民防災リーダー」(約800人/年)及び「統括防災リーダー」(1地区あたり2名/年)の育成や救急インストラクターによる市民救命士(養成者約3万人/年)の養成等を継続して推進する。

3-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶

脆弱性評価結果

<消防・医療機関等における非常用電源等確保>

- 消防機関及び市民病院群や神戸市災害対応病院といった医療機関の重要施設については、非常用電源の確保が進められているが、エネルギー供給の長期途絶や津波による冠水の影響を想定した非常用電源設備の整備を図る必要がある。また、燃料電池や太陽光発電、ガスコージェネレーション等の導入など、エネルギー供給における冗長性の確保について検討していく必要がある。
- 災害による緊急車両の燃料供給の途絶に備え、本市では、一部、自家用給油取扱所を整備し、平成 26 年度より運用を開始している。災害時の救助・救急活動に不可欠な緊急車両への安定した給油体制を構築するため、非常時の燃料確保体制の強化を進める必要がある。



施策の推進方針

<消防・医療機関等における非常用電源等確保>

- 消防機関及び市民病院群や神戸市災害対応病院といった医療機関の重要施設については、エネルギー供給の長期途絶及び津波による冠水の影響を想定した非常用電源設備の整備や燃料供給体制について検討していく。また、燃料電池や太陽光発電等の導入など、施設の特성에応じたエネルギー供給における冗長性の確保についても検討していく。
- 災害時の救助・救急活動に不可欠な緊急車両への安定した給油体制を構築するため、非常時の供給体制に係る協定の拡充などを検討していく。

3-4 避難所等の避難者及び帰宅困難者への支援不足

脆弱性評価結果

<緊急避難場所・避難所の開設・運営>

- 本市では、様々な災害からの市民の安全な避難場所を確保するため、小中学校、公園施設等を中心に緊急避難場所・避難所の指定を進めているところであるが、地域によっては、土砂災害警戒区域や浸水想定区域に含まれる避難施設もあり、災害ごとの適切な避難先の周知の徹底や緊急避難場所等の拡充に努める必要がある。
- 東日本大震災では、避難所における男女のニーズの違いや時間とともに変化するニーズへの対応、障がい者等への合理的配慮が不十分であったとの指摘があることから、避難所運営に女性や避難所において特別な配慮が必要な方が積極的に参画できる環境をつくり、被災者ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるような運営方法が必要である。

<災害時の避難所環境の改善>

- 災害時における避難所等のトイレ対策については、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、公共下水道利用型仮設トイレなどを含む災害時用仮設トイレ（2000基：平成28年度）を確保している。今後は、南海トラフ巨大地震など大規模広域災害を想定し、必要なトイレ環境の向上対策に努める必要がある。
- 災害時における避難所等の飲料水・生活用水・トイレ用水の確保については、水道施設の耐震化と合わせた「いつでもじゃぐち」（40箇所：平成27年度）や、雨水貯留槽、耐震性プールの整備、現物備蓄としての飲料水の確保などを進めている。また、阪神・淡路大震災の経験から生活用水として井戸水が活用されたことから、個人・事業者等が所有する災害時に開放できる井戸を「災害時市民開放井戸」として登録する制度（304件：平成26年度末）も行っている。引き続き、飲料水・生活用水確保に向けた取り組みを進めるとともに、その周知・普及を図る必要がある。
- 阪神・淡路大震災では、要援護者の状況把握に時間を要し、避難所や自宅において長期に渡り困難な生活を余儀なくされた高齢者や障がい者が多数発生した。これらの経験と教訓をもとに、災害時要援護者への配慮について検討を進める必要がある。また、初動期より迅速に福祉ニーズを把握し対応できるよう、新たな仕組みづくりが必要である。

施策の推進方針

<緊急避難場所・避難所の開設・運営>

○市民の安全な避難場所を確保するため、災害ごとの適切な避難先を周知する取り組みを進めるとともに、緊急避難場所等の拡充についても検討していく。

○避難所運営については、多様なニーズに対応するため、要配慮者や女性が積極的に参画できる環境づくりや被災者ニーズに柔軟かつ迅速に対応するための運営マニュアルの作成促進や体制の整備を図る。

<災害時の避難所環境の改善>

○災害時における避難所等のトイレ対策については、南海トラフ巨大地震など大規模広域災害を想定し、必要なトイレ環境の向上を図るために、災害用トイレに関する確保の方針を定め、市民への携帯トイレの備蓄を呼びかけるなど、総合的なトイレ確保対策を実施していく。

○災害時における避難所等の飲料水・生活用水・トイレ用水の確保については、災害時臨時給水栓（いつでもじゃぐち、緊急栓）の整備、雨水貯留槽や耐震性プールの整備などを継続して進める。また、避難所における井戸の整備や、個人・事業者等が所有する災害時に開放できる井戸を「災害時市民開放井戸」として登録する制度の周知・普及を引き続き実施し、現物備蓄している飲料水と併せて飲料水・生活用水確保に向けた取り組みを推進する。

○避難所において特別な配慮が必要な方については、避難所内にプライバシーを保ちやすい小スペースを設けるなどの対応について検討を進めていく。また、本人や家族の希望に応じて、福祉施設等における緊急入所や福祉避難所での受け入れの対応を迅速に行えるよう、拠点的な機能を持つ福祉避難所を構築する。

脆弱性評価結果

<帰宅困難者対策の推進>

○本市では、大規模な地震等が発生した場合、都心部である中央区を中心に多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、「神戸市帰宅困難者対策基本指針」を策定している。当指針を具体化する取り組みとして、市内で最も多くの帰宅困難者の発生が想定される三宮駅周辺地域において、鉄道事業者や集客施設等の民間事業者、行政によって構成される協議会を設立し、主に帰宅困難者の保護や避難誘導等のソフト対策の考えを示した「三宮駅周辺地域帰宅困難者対策計画」を策定した。今後は作成した対策計画をもとに、帰宅困難者対策訓練の実施、検証を行いながら、関係機関や地域事業者との連携強化を図る必要がある。さらに、今後進められる都心三宮の再整備に合わせ、ハード・ソフト両面での施策を実施し、民間事業者を含めた防災力の高い都市整備を誘導・推進する必要がある。

○中央区では、最大4.6万人の「行き場のない人」が発生すると想定されている。帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設については、三宮駅周辺地域を対象に施設の確保を進めており引き続き、民間施設の協力を得ながら一時滞在施設の拡充や「行き場のない人」の発生抑制を図る必要がある。また、帰宅困難者に対する備蓄などへの配慮が必要である。



施策の推進方針

<帰宅困難者対策の推進>

- 帰宅困難者対策については、「神戸市帰宅困難者対策基本指針」に基づく取り組みの更なる普及啓発や、「三宮駅周辺地域帰宅困難者対策計画」をもとにした、帰宅困難者対策訓練（年1回）の実施、検証を行うなど、関係機関や地元事業者との連携した対策の推進を図る。
- 今後進められる都心三宮の再整備に合わせ、ハード・ソフト両面での施策を実施し、民間事業者も含めた防災力の高い都市基盤を構築するため、都市再生特別措置法に基づく「都市再生安全確保計画」を策定し、当計画に基づく官民連携によるハード・ソフト対策の計画的な推進を図る。

- 帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設については、民間施設の協力を得ながら一時滞在施設を拡充するとともに、商業施設等の利用者の保護による「行き場のない人」の発生抑制を図る。また、帰宅困難者に対する備蓄確保について検討していく。

3-5 医療機関の被災、医療支援の途絶による医療機能の麻痺

脆弱性評価結果

<災害に強い医療体制の構築>

- 本市では、平成25年度に発災から初動期の災害救急医療活動を示した「神戸市地域災害救急医療マニュアル」の作成、災害拠点病院に準じた「災害対応病院」の指定を行うなど、災害に強い医療体制づくりを推進している。今後は、当マニュアルに基づく関係機関との情報共有体制や連携強化を進めていく必要がある。



<医療機関を結ぶ緊急輸送道路等の確保>

- 医療産業都市を推進する本市では、ポートアイランドに中央市民病院を中心とした多数の医療機関が集積しており、災害時にも大きな役割を果たすため、ポートアイランドと市街地を結ぶ緊急輸送道路及びポートライナーが果たす役割は非常に高い。中央市民病院をはじめとする、市内の各医療機関を結ぶ緊急輸送道路等の耐震対策、津波・浸水対策を早期に完了する必要がある。



3-6 被災地における疫病・感染症等の発生

脆弱性評価結果

<避難所等の予防対策>

- 避難所等における避難生活の長期化や衛生環境の悪化が進むことで疫病や感染症の恐れが高まるため、健康診断の実施や保健師による巡回保健相談・栄養士による栄養相談の実施体制を確保しているが、防疫活動に必要な薬剤及び衛生資機材の計画的な備蓄を行うなどの体制強化を図る必要がある。また、平常時から予防接種を促進するとともに感染症についての知識の普及と啓発を図る必要がある。



<災害時の避難所環境の改善>

- 避難所環境の悪化による疫病・感染症の拡大防止のため、総合的なトイレ確保対策の推進や生活用水の確保対策を推進する必要がある。



施策の推進方針

<災害に強い医療体制の構築>

- 災害時の医療体制については、「神戸市地域災害救急医療マニュアル」に基づいて、関係機関との情報共有体制や連携強化を推進し、災害に強い医療体制の構築を図る。

<医療機関を結ぶ緊急輸送道路等の確保>

- ポートアイランドにおける緊急輸送道路等の確保については、ポートアイランドと市街地を結ぶ緊急輸送道路及びポータルライナーの耐震対策、津波・浸水対策を早期に完了させる。

施策の推進方針

<避難所等の予防対策>

- 避難所等における疫病・感染症の予防対策については、防疫活動に必要な薬剤及び衛生資機材の計画的な備蓄を行うなどの体制強化を図るとともに、平常時から予防接種を促進するとともに感染症についての知識の普及と啓発を図る。

<災害時の避難所環境の改善>

- 避難所環境の悪化による疫病・感染症の拡大防止のため、南海トラフ巨大地震など大規模広域災害を想定し、災害用トイレに関する確保の方針を定め、携帯トイレなどの市民備蓄を含めた総合的なトイレ確保対策を実施していく。また、生活用水の確保対策を推進する。

(4) 発災直後からの行政機能の確実な発揮

4-1 庁内機関の職員・施設等の被災による機能低下

脆弱性評価結果

<庁舎等の耐震化等>

- 庁舎、消防署、学校等の防災上重要な施設は「神戸市耐震改修促進計画（平成20年2月策定）」の対象施設としており、この耐震化は概ね完了しているが、一部耐震化が完了していない公共施設については、建て替えを含めて早期に対策を講じる必要がある。
- 津波等による浸水被災の可能性のある防災等施設について、電源設備などの浸水対策や被災した際の対応方法のルール化などについて取り組みを進める必要がある。

<業務継続体制の確保>

- 本市では、発災時の応急対応や優先度の高い通常業務等を適切に継続できる体制を整備するため、平成28年度に「神戸市業務継続計画（BCP）」を作成している。今後は、当計画を効果的に運用するため、職員の教育を進め、訓練・検証を通じた「業務継続マネジメント（BCM）」を推進する必要がある。
- 災害時の職員用食料・物資の備蓄については、現在、一部の活動要員に対する備蓄のみで、十分な確保ができていないことから、今後、庁舎や発災直後から応急対応が想定される防災拠点において、最低限の職員用食料の備蓄を進めるとともに、職員自らの備蓄についても検討が必要である。

<防災体制等の強化>

- 阪神・淡路大震災からの教訓をもとに、発災直後の応急対応を迅速かつ適切に実施するため、「地域防災計画防災対応マニュアル」を整備している。また、全市防災訓練などの各種訓練、防災従事者への研修等を通じ、各部局における必要な防災行動の確認、部局間連携の強化に努めている。引き続き、危機管理体制の整備及び災害対応の実践的能力の維持・向上を図っていく必要がある。

施策の推進方針

<庁舎等の耐震化等>

- 庁舎、消防署、学校等の防災上重要な施設の耐震化は、概ね完了しており、一部耐震化が完了していない公共施設については、建て替えを含めて早期の対策完了を目指す。
- 津波等による浸水被災の可能性のある防災等施設は、電源設備などの浸水対策を推進するとともに、被災した際の対応方法のルール化などについて検討する。

<業務継続体制の確保>

- 業務継続体制の確保として、平成28年度に作成した「神戸市業務継続計画(BCP)」を効果的に運用するため、職員の教育を進め、訓練・検証を通じて、市内部で業務継続の意思統一を図り、計画の実行性を高める「業務継続マネジメント(BCM)」を推進する。
- 災害時の職員用食料の備蓄については、庁舎や発災直後から応急対応が想定される防災拠点における備蓄計画を検討していく。また、職員自らの備蓄のあり方についても検討を進める。

<防災体制等の強化>

- 「地域防災計画防災対応マニュアル」の更新・充実を図っていくとともに、近年激化する自然災害への対応強化に努める。また、職員の育成についても、庁内全体・全職員が参加できる多様な教育・研修メニューを計画的に実践していくなど、「防災の日常化」の取り組みを推進する。

脆弱性評価結果

<情報・通信システムの運用>

- 災害時の重要システムとなる「危機管理情報システム」を平成24年度から運用しており、今後は、訓練や実際の災害対応を通じたシステム活用の検証・改善、防災従事者への継続的な研修の実施などにより、効果的なシステム活用を推進する必要がある。
- 初動対応の迅速かつ円滑な体制確立のため、情報・通信における各種システムの構築を図っているところであるが、データのバックアップ環境の高度化や伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化等により、システムの安定稼働を推進する必要がある。



<広域連携>

- 災害時における円滑な協力体制を図るため、国、関西広域連合、兵庫県、市町村、その他防災機関と、様々な分野での連携強化に努めている。南海トラフ地震などの大規模広域災害に備えるため、市域を越えた連携強化を推進する。



施策の推進方針

<情報・通信システムの運用>

- 平成24年度より運用している「危機管理情報システム」について、より効果的な活用を目指して、訓練や実際の災害対応を通じたシステム活用の検証やシステムの機能改善等を検討するとともに、防災従事者への継続的な研修を実施していく。
- 初動対応の迅速かつ円滑な体制確立のため、データのバックアップ環境の高度化や伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化等により、システムの安定稼働の確保を図る。

<広域連携>

- 広域連携については、関西広域連合の構成団体として、「関西防災・減災プラン」等に基づく広域連携や防災体制の充実強化を図るとともに、応援協定の広域化や実践的な合同訓練などにより、市域を越えた連携強化を図っていく。

(5) 発災直後からの情報通信機能の確保

5-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

脆弱性評価結果

<非常用電源の確保対策>

○主たる防災拠点については、耐震対策、非常用電源対策に加え、電力供給の停止における様々なケースを想定し、津波などによる非常用電源設備の浸水対策や長期の電力供給停止に備えた非常用電源設備の燃料確保、電力供給ラインの二重化などについて検討する必要がある。



<情報通信設備の電源対策>

○防災行政無線拡声子局など、電力供給停止後、24時間稼働できるように非常用電源を搭載した通信機器を整備しているところであるが、防災情報を取り扱う情報通信設備については、予備電源装置の確保や非常用電源に接続するなど、機器の必要性に応じた対策を検討する必要がある。



5-2 報道機関の被災による災害情報伝達機能の低下

脆弱性評価結果

<災害時情報提供の多重化>

○災害の影響によりテレビ・ラジオなどの情報提供媒体が機能しない場合を想定し、緊急速報メールや防災行政無線の運用体制の構築、「ひょうご防災ネット」、「J:COM 防災情報端末」などの情報提供媒体の確保などに努めている。なお、東日本大震災では、SNSなどが有効であったとの指摘もあり、災害時に有効な複数の情報提供ルート確保に引き続き取り組んでいく必要がある。



<市民の防災意識啓発>

○様々な情報伝達手段の確保と合わせて、緊急時の防災情報を迅速かつ的確に市民へ伝達することが必要であるため、市民自らの情報収集能力の向上につながる取り組みが必要である。



施策の推進方針

<非常用電源の確保対策>

○主たる防災拠点については、電力供給の停止における様々なケースを想定し、津波などによる非常用電源設備の浸水対策や長期の電力停止に備えた非常用電源設備の燃料確保、電力供給ラインの二重化などについて検討していく。

<情報通信設備の電源対策>

○防災情報を取り扱う情報通信設備については、予備電源装置の確保や非常用電源に接続するなど、機器の必要性に応じた対策を検討していく。

施策の推進方針

<災害時情報提供の多重化>

○災害時の影響により、テレビ・ラジオなどの情報提供媒体が機能しない場合を想定し、防災行政無線の機能強化、「ひょうご防災ネット」、「J:COM 防災情報サービス端末」、「神戸市災害ナビダイヤル」などの普及・啓発に加え、SNS の有効活用など、災害時に有効な複数の情報提供ルートの確保を図っていく。

<市民の防災意識啓発>

○市民自らが、状況に応じた手段によって情報を収集し、適切な避難行動に繋がるよう、「くらしの防災ガイド」などの広報物や平時からの防災情報に関する発信ツールである「KOBE 防災ポータルサイト」などにより、日頃から、災害時の情報提供の種類や方法、避難行動について分かりやすく伝え、市民の防災意識の向上を図る。

(6) サプライチェーンを含む経済活動の機能不全の防止

6-1 サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止等による企業活動の低下

脆弱性評価結果

<事業者の防災対策の促進>

- 大規模災害によるエネルギー供給の停止やサプライチェーンの途絶は、企業活動に与える影響が非常に大きく、市民の経済活動にも影響が及ぶことになる。各企業・事業所における災害時に必要な事業を継続するため、事業者の「事業継続計画（BCP）」の策定、運用への取り組みを促進していく必要である。
- 事業者等への職場の防火・地震対策の手引きとして「職場を守る防災マニュアル」などを配布しているが、事業者自らが防災への備えや減災への取り組みを推進するため、積極的な情報提供や啓発などの支援策を進める必要がある。



<道路ネットワークの防災・震災対策>

- 神戸港及び神戸空港、その他経済活動に大きく影響する重要施設を多く有している本市においては、それらを結ぶ道路ネットワークの寸断による影響が大きいことから、緊急輸送道路を優先的に橋梁の耐震対策・維持補修を継続的に進めるとともに、被災した場合を想定し、道路の早期啓開のための方針づくりが必要である。



<無電柱化の推進>

- 無電柱化（電線共同溝等）を、「防災」、「景観・観光」、「安全・快適」の観点から推進している。特に、電柱等が倒壊することによる道路交通の寸断を防止することを目的とする「防災」のため、引き続き着実に推進する必要がある。



<多様な電力等の普及促進>

- 大規模災害時には、化石燃料の供給が途絶えることも想定されることから、太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギー、コージェネレーション（災害対応型）等の自立・分散型エネルギーの導入を進めるとともに、新たなエネルギーである水素エネルギーの活用等、多様なエネルギーの利活用や効率的なエネルギーの利用ができるまちづくりを推進する必要がある。



施策の推進方針

<事業者の防災対策の促進>

- 事業者の防災対策として、各企業・事業所における災害時に必要な事業を継続するために、事業者の事業継続計画（BCP）策定・運用への取り組みを促進する。
- 事業者の災害対応力の向上に向けて、継続した防災・防火管理者等への講習会支援や、防災訓練・防災教育の実施、防火管理体制づくりの指導を行うとともに、実効性を持たせるための啓発・支援策等の推進を図る。

<道路ネットワークの防災・震災対策>

- 道路ネットワークの寸断を回避するため、橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や港湾幹線道路などの橋梁から優先して取り組む。
- 定期的に全市で道路法面や道路擁壁等を点検し、その結果をもとに市内全域にわたる道路防災計画を策定し、優先順位の高い箇所から計画的に対策を実施する。

<無電柱化の推進>

- 無電柱化（電線共同溝等）は、「防災」、「景観・観光」、「安全・快適」の観点から推進しており、特に「防災」については、電柱等が倒壊することによる道路交通の寸断を防止することを目的に、緊急輸送道路を中心に整備を推進する。

<多様な電力等の普及促進>

- 大規模災害時には、化石燃料の供給が途絶えることも想定されることから、太陽光等の再生可能エネルギーや、コージェネレーション（災害対応型）等の自立・分散型エネルギーの導入を進めるとともに、バイオマスエネルギーや新たなエネルギーである水素エネルギーの活用等、多様なエネルギーの利活用や効率的なエネルギーの利用ができるまちづくりを推進する。

6-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

脆弱性評価結果

<石油コンビナート等の防災対策>

- 臨海部の石油コンビナート施設については、地震や津波による石油タンクの爆発などの可能性もあるため、事業者に対する危険物施設の耐震化の促進や継続的に、立入検査等を通じた実態把握、自主防災体制の強化、防火思想の普及等に取り組んでいく必要がある。



<多様な消防水利の確保>

- 大規模地震等では、水道消火栓の破損が想定されることから、重要な産業施設での火災に対して、防火水槽の拡充やプール・池等を消防水利として指定するなど、多様な水利の確保を進めていく必要がある。



6-3 海上輸送の機能の停止による甚大な影響

脆弱性評価結果

<海の拠点整備>

- 神戸港については、本市における海の広域防災拠点に位置づけられており、災害時においては救援物資及び救援部隊の受入れ拠点となるため、発災後も施設機能を十分発揮できるよう現在進めている耐震強化岸壁の整備に加え、老朽化対策、長寿命化対策などの観点を踏まえ、港湾施設の戦略的な補強・補修対策が必要である。
- 垂水、塩屋、舞子各漁港については、災害時に水産物の供給が滞ることを防ぐため、耐震・波浪・高潮対策および老朽化対策、長寿命化対策など漁港施設の整備・改修が必要である。
- また、神戸港は、本市における経済活動の要であることから、臨海部に集積する各企業の災害時における事業の継続性を確保することは非常に重要である。このため、平成27年度に港湾関係者による「神戸港港湾BCP協議会」を立ち上げ、「神戸港港湾BCP」を策定し、大規模災害に対する備えを進めている。今後は、同BCPで定めた、「マネジメント計画」に基づき、同協議会による継続的な取り組みを推進し、実効性を高める必要がある。



施策の推進方針

<石油コンビナート等の防災対策>

- 臨海部の石油コンビナート等の防災対策として、準特定屋外タンク貯蔵所の耐震対策を推進するなど、危険物施設の耐震対策を促進するとともに、立入検査等を通じた実態把握、自主防災体制の強化、防火思想の普及等に継続して取り組んでいく。

<多様な消防水利の確保>

- 大規模災害時の消防水利を確実に確保するため、消火栓以外の水利が不足している地域の公園施設などを対象に、防火水槽の整備を継続して行うとともに、プール・池等の消防水利の指定など、多様な水利の確保を図る。

施策の推進方針

<海の拠点整備>

- 港湾および漁港施設について、耐震強化岸壁の整備を推進するとともに、外郭施設（防波堤、護岸等）や係留施設（岸壁、物揚場等）、臨港交通施設（橋梁、トンネル等）などを対象として、維持管理計画に基づく点検及び計画の見直しを行い、戦略的かつ効率的な改修を実施することにより、施設の機能を確実に維持していく。

- 平成27年度に策定した「神戸港港湾BCP」について、その実効性を高めるため、神戸港港湾BCP協議会において、同BCPで定めた「マネジメント計画」に基づいた訓練や検証を行い、必要に応じて修正を加えながら、運用を進めていく。

(7) ライフライン及び交通ネットワーク等の確保と早期復旧

7-1 電力供給ネットワークや石油・ガス供給機能の停止

脆弱性評価結果

<自立・分散型エネルギー等の導入>

- 大規模広域災害により、電力の供給が停止した場合の備えとして、太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギー、コージェネレーション（災害対応型）等の自立・分散型エネルギーの導入、水素エネルギーなどの新エネルギーの活用等、多様なエネルギーの利活用を推進する必要がある。市施設への導入、事業者による自主的な再生可能エネルギー等の導入を支援し、市内での取り組みを上げていく必要がある。
- 電力供給が停止した場合でも、市民自ら電力確保できる手段として、住宅用太陽光発電設備や停電時自立運転機能付き家庭用燃料電池（エネファーム）等の普及促進に向けた体制を充実させる必要がある。



<避難所等のエネルギー確保対策>

- 避難所については、発災後、一定期間、避難生活の場として利用されるため、電力供給途絶に備え、最低限の投光器や簡易発電設備の整備を進めているところであるが、避難所環境の向上のため、自家発電設備の拡充や炊き出し用の燃料等の備蓄・供給体制の確保について検討する必要がある。



7-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

脆弱性評価結果

<水道施設の強化>

- 水道施設の強化については、「神戸市水道施設耐震化基本計画」に基づく災害に強く早期復旧が可能な水道をめざし、これまでに貯水機能のある災害時給水拠点（62箇所：平成27年度）の整備、「いつでもじゃぐち」（40箇所：平成27年度）の整備を含む配水管の耐震化（耐震化率35.2%：平成26年度）の推進、大容量送水管（全12.8km整備完了：平成27年度）の整備、隣接自治体との連絡管（5市9箇所の整備：平成27年度）の整備を行ってきており、引き続き、配水管等の耐震化を中心とした水道施設の強化が必要である。



施策の推進方針

<自立・分散型エネルギー等の導入>

○大規模災害時には、化石燃料の供給が途絶えることも想定されることから、住宅用太陽光発電設備・停電時自立運転機能付き家庭用燃料電池（エネファーム）の普及促進により、太陽光等の再生可能エネルギーや、コージェネレーション（災害対応型）等の自立・分散型エネルギーの導入を進めるとともに、バイオマスエネルギーや新たなエネルギーである水素エネルギーの活用等、多様なエネルギーの利活用や効率的なエネルギーの利用ができるまちづくりを推進する。

<避難所等のエネルギー確保対策>

○避難所については、発災後、一定期間、避難生活の場として利用されるため、電力供給途絶に備え、最低限の投光器や簡易発電設備の整備を進めているが、避難所環境の向上のため、流通備蓄の活用等、更なる電力供給体制の確保について、引き続き検討していく。

施策の推進方針

<水道施設の強化>

○水道施設の強化については、「神戸市水道施設耐震化基本計画」に基づく災害に強く早期復旧が可能な水道をめざし、各種取り組みを進めており、今後は、配水管の更新・耐震化を現行の20km/年から、40km/年にペースアップする。また、住民主導で開設できる「いつでもじゃぐち」（40箇所：平成27年）を防災福祉コミュニティ単位に1箇所、地域住民との調整を行いながら整備していくとともに、職員が開設する「緊急栓」（188箇所：平成27年度）もあわせて増設することで、すべての神戸市民の徒歩圏内に給水拠点を整備することを目指す。さらに、隣接自治体との連絡管を整備するほか、安定供給に必要な複数水源の確保を継続して推進する。

7-3 下水道施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価結果

<下水道施設の強化>

- 下水道施設の強化については、下水処理場の耐震・耐水化（管理棟等の耐震化完了）、下水処理場のネットワーク化による処理機能の確保、下水管渠の耐震化、公共下水道利用型仮設トイレの整備等を推進している。処理施設や汚水管渠の耐震化は、限られた財源の中で、より効果的に進められるよう施設の改築・更新の時期などを考慮し、段階的な耐震化に取り組む必要がある。またこれらの対策に加えて、官民連携による大規模災害への防災・減災対策を進めていく必要がある。



施策の推進方針

<下水道施設の強化>

- 災害時に拠点となる病院や避難所などの重要施設の機能確保、緊急輸送路の通行阻害の防止を図るため、優先的に対策を行う箇所を定め、耐震診断を行い、必要となる管渠やマンホールの耐震化を実施していく。
- 処理場やポンプ場を対象に耐震診断を実施し、耐震性能に問題がある処理場やポンプ場については、「人命の確保」と「最低限の機能確保」を目的とした耐震補強を実施していく。
- 処理場やポンプ場の設備の改築更新などに合わせて、設備の設置高さの引き上げを行い、津波による浸水で設備が故障しないよう耐水化を進めていく。さらに、関連団体や資材メーカーと締結している大規模災害時における協定に基づき、今後も官民連携による防災・減災対策を進めていく。

7-4 広域のかつ基幹的交通ネットワークの機能停止

脆弱性評価結果

<道路交通機能の強化>

- 本市では、災害に強い広域かつ基幹的交通ネットワークを形成するため、防災拠点と港・空港・国土幹線軸を複数ルートで連絡する「格子状道路ネットワーク」の構築を目指して緊急輸送道路の整備を推進しているところであり、引き続き、橋梁・高架道路等の耐震化や長寿命化などの未整備の部分について、計画的に事業を推進するとともに、道路ネットワークのミッシングリンク（大阪湾岸道路西伸部、神戸西バイパス、国道175号など）の解消を図る必要がある。
- 災害に強い道路を維持するため、平成26年度に策定した「道路防災計画」に基づいた計画的な防災対策の推進を図る。また、近年、風水害による被災が多く発生している六甲山エリアについても、重点的な対策が必要である。



<港湾機能の強化>

- 神戸港については、本市における海の広域防災拠点に位置づけられており、災害時においては救援物資及び救援部隊の受入れ拠点となるため、発災後も施設機能を十分発揮できるよう現在進めている耐震強化岸壁の整備に加え、老朽化対策、長寿命化対策などの観点を踏まえ、港湾施設の戦略的な補強・補修対策が必要である。



<空の拠点整備>

- 大規模災害が発生し、建物の倒壊や浸水被害により道路交通に支障をきたした場合、緊急物資の搬送や人命救助にヘリコプターの活用が期待される。今後は、救援部隊のヘリコプターを受け入れるための施設整備を推進する必要がある。



<地下鉄の津波対策>

- 地下鉄海岸線の一部が、南海トラフ地震の津波浸水想定地域に該当するため、浸水対策及び乗客の安全な避難を行うための対策が必要である。



施策の推進方針

<道路交通機能の強化>

- 道路ネットワークの寸断を回避するため、道路の耐震化については、緊急輸送道路や港湾幹線道路上の橋梁から優先して取り組む。また、緊急輸送道路の未整備区間について計画的に事業を推進するとともに、道路ネットワークのミッシングリンク（大阪湾岸道路西伸部、神戸西バイパス、国道175号など）の解消を図る。
- 定期的に全市で道路法面や道路擁壁等を点検し、その結果をもとに市内全域にわたる道路防災計画を策定し、優先順位の高い箇所から計画的に対策を実施する。

<港湾機能の強化>

- 港湾施設について、耐震強化岸壁の整備を推進するとともに、外郭施設（防波堤、護岸等）や係留施設（岸壁、物揚場等）、臨港交通施設（橋梁、トンネル等）などを対象として、維持管理計画に基づく点検及び計画の見直しを行い、戦略的かつ効率的な改修を実施することにより、施設の機能を確実に維持していく。

<空の拠点整備>

- 神戸空港については、空の広域防災拠点であり、発災直後の情報収集のためのヘリコプター拠点としての初動対応に活用するとともに、災害救援活動、救援物資の輸送、救難資機材の搬送、災害医療派遣チームの搬送拠点として、広域防災活動の後方支援基地として最大限活用する。

<地下鉄の津波対策>

- 平成26年度に兵庫県が発表した津波浸水想定区域については、平成28年度時点で対策済みである。
- 地下鉄海岸線における津波からの避難対策として、地震による電力供給の停止に備え、駅間トンネル内での緊急停止後、次駅までの自力走行に必要な電力確保を目的とした大容量蓄電池を整備（御崎変電所）した。

(8) 制御不能な二次災害の未然防止

8-1 海上・臨海部の複合災害の発生

脆弱性評価結果

<石油コンビナート等の防災対策>

○臨海部の石油コンビナート施設などについては、地震や津波による石油・ガスタンクの爆発などの可能性もあるため、事業者に対する屋外タンク等の危険物施設の耐震化の促進や継続的に、立入検査等による実態把握、自主防災体制の強化、防火思想の普及等に取り組んでいく必要がある。



8-2 沿道の建物倒壊等による交通障害

脆弱性評価結果

<建築物の耐震化>

○沿道建築物の倒壊を防ぎ地震発生時の通行を確保するため、耐震改修促進法に基づき「神戸市耐震改修促進計画」において「神戸市地域防災計画」に定める緊急輸送道路を指定した上で、沿道の一定の高さ以上の建築物を対象とする耐震診断、耐震改修等の補助制度を実施している。制度の利用を促進し、沿道建築物の耐震化の促進を図る必要がある。



<無電柱化の推進>

○無電柱化（電線共同溝等）を、「防災」、「景観・観光」、「安全・快適」の観点から推進している。特に、電柱等が倒壊することによる道路交通の寸断を防止することを目的とする「防災」のため、引き続き着実に推進する必要がある。



施策の推進方針

<石油コンビナート等の防災対策>

○臨海部の石油コンビナート施設などについては、地震や津波による石油・ガスタンクの爆発などの危険性もあるため、屋外タンク等危険物施設については、屋外タンク貯蔵所の耐震対策を推進する。また、事業者に対しては、継続的に、立入検査等を通じた実態把握、自主防災体制の強化、防火思想の普及等に取り組んでいく。

施策の推進方針

<建築物の耐震化>

○緊急輸送道路において、沿道の一定の高さ以上の建築物を対象とする耐震診断、耐震改修等の補助制度を実施している。引き続き制度の周知に努めるなどにより制度の利用を促進し、沿道建築物の耐震化の推進を図る。

<無電柱化の推進>

○無電柱化（電線共同溝等）は、「防災」、「景観・観光」、「安全・快適」の観点から推進しており、特に「防災」については、電柱等が倒壊することによる道路交通の寸断を防止することを目的に、緊急輸送道路を中心に整備を推進する。

8-3 防災施設、ダム、ため池、天然ダム等の機能不全・損壊による二次災害の発生

脆弱性評価結果

<土砂災害等の二次被害の防止>

○大規模地震などにより地盤が緩み、土砂災害の発生や天然ダムの形成・決壊といった二次災害の恐れがあるため、「神戸市地域防災計画」に基づき、災害後は、国土交通省（六甲砂防事務所）、兵庫県と連携し、危険箇所の調査及び必要な処置を講じる必要がある。また、これらの情報については、市民及び関係機関への周知に努める。



<ため池の防災対策>

○ため池については、豪雨や地震等の影響による決壊の恐れがあるため、水防計画に位置付けられている要監視ため池や老朽化したため池等について、定期点検や改修事業を実施しているところであり、引き続き、管理者の協力を得ながら調査及び必要な対策を実施する必要がある。



8-4 有害物質の大規模拡散・流出

脆弱性評価結果

<危険物施設への対策の実施>

○石油コンビナート等、爆発及び有害物質を大規模に拡散・流出する恐れがある施設については、事業者に対する危険物施設の耐震化の促進や継続的な立入検査等による実態把握、自主防災体制の強化、防火思想の普及等に取り組んでいく必要がある。



<アスベスト対策>

○市の保有する全ての施設（約3,850施設）について、露出している吹付けアスベストの対策は平成22年度で終えており、今後、改修工事等で隠ぺい部分の吹付けアスベストが発見された場合の適切な処置が必要である。また、地震等の被災により飛散の可能性もあるため、事前の対策を推進する必要がある。



施策の推進方針

<土砂災害等の二次被害の防止>

- 土砂災害等による二次災害を防止するため、大規模地震等の発災直後に、迅速かつ的確に土砂災害等の危険箇所の調査を実施できるように、国、県、市がそれぞれ管理する施設情報等の共有を図るため、平時からの連携やルールづくり等を検討する。

<ため池の防災対策>

- ため池の防災対策として、決壊すると下流への影響があるため池については、国・県の補助制度を活用し、改修事業を促進していく。また、ため池管理者による適正な管理について、助言・指導をしていく。

施策の推進方針

<危険物施設への対策の実施>

- 石油コンビナート等、爆発及び有害物質を大規模に拡散・流出する恐れがある施設については、危険物施設の耐震対策を促進するとともに、事業者に対して、立入検査等を通じた実態把握、自主防災体制の強化、防火思想の普及等に継続して取り組んでいく。

<アスベスト対策>

- 市の保有する施設において、改修工事等で隠ぺい部分の吹付けアスベストが発見された場合は、関係法令に基づき除去等の適切な措置を実施する。また、地震等の被災により飛散の可能性もあるため、事前の対策を推進する。さらに、平成26年4月に石綿予防規則が改正され、吹付けアスベストのほか、保温材や耐火被覆材等についても、損傷等によりアスベストの粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露する恐れがあることから、事前の対策を推進する。

8-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価結果

<緑の保全・育成>

○社会情勢の変遷により多くの民有林で手入れが行われずに荒廃が進行し、土砂災害の一因となっており、六甲山の保全については、国、県と連携した「六甲山系グリーンベルト整備事業」の推進、並びに「六甲山森林整備戦略」に基づいた継続的な整備の推進が必要である。

○「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（緑地条例）」に基づき、「緑地の保存区域」等を指定し、これらの区域内での緑地の適正利用を進める必要がある。

<農地の保全>

○市内の農業・農村地域を「人と自然との共生ゾーン」と位置づけ、農村用途区域の指定による秩序ある土地利用を計画的に進めており、継続して、区域の特性に応じた農地、里山の整備・保全・活用を行い、災害に強い環境づくりを進める必要がある。

施策の推進方針

<緑の保全・育成>

- 六甲山における民有林での荒廃の進行が土砂災害の一因となっているため、六甲山の保全については、これからの100年を見据え、国、県と連携した「六甲山系グリーンベルト整備事業（樹林の保護育成、樹林の適切な管理、斜面对策、都市計画への位置づけ）」を推進するとともに、「六甲山森林整備戦略」に基づいた継続的な整備を推進する。
- 「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（緑地条例）」に基づき、「緑地の保存区域」等を指定し、これらの区域内での緑地の適正利用を進める。

<農地の保全>

- 農村用途区域の指定による秩序ある土地利用を計画的に推進し、地域住民が主体となった「里づくり計画」の策定や、その計画を実践する「里づくり事業」の支援など、区域の特性に応じた農地、里山の整備・保全・活用を行い、災害に強い環境づくりを推進する。

(9) 地域社会・経済の早期再建のための整備

9-1 災害廃棄物処理の停滞による復旧・復興の遅延

脆弱性評価結果

<災害廃棄物処理指針策定>

- 大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、円滑な復旧・復興を実現するため、「神戸市災害廃棄物処理指針」を策定している。より実効性の高い計画とするために、随時検証・見直しを実施する必要がある。



<クリーンセンターの安定稼働>

- 大規模災害が発生した場合、廃棄物処理が停滞することによる衛生状態の悪化や復旧・復興の遅れが生じるため、平時はもとより災害時にもクリーンセンターの安定稼働を継続していく必要がある。



施策の推進方針

<災害廃棄物処理指針策定>

- 大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、円滑な復旧・復興を実現するため、策定した「神戸市災害廃棄物処理指針」について、随時検証・見直しを実施する。

<クリーンセンターの安定稼働>

- クリーンセンター、中継施設及び収集・運搬体制を一つのネットワークにとらえ、複数の施設、運搬体制を柔軟に活用し、災害廃棄物の衛生的な処理に努める。
- なお、港島クリーンセンターでは、インフラが途絶した状態で自立稼働を行うため、1週間程度の運転継続に必要な物資（薬品等）や上水の確保、焼却炉を立ち上げるための非常用電源装置を整備している。

9-2 地域コミュニティの崩壊、被災者への支援の遅れ、治安の悪化等による復旧・復興の遅延

脆弱性評価結果

<地域コミュニティ活動の促進>

○阪神・淡路大震災では、人と人とお互いに助け合い、地域を中心とした絆の大切さ、防災における自助、共助の重要性を、身をもって経験しており、防災福祉コミュニティなどを中心とした平時からの地域活動を進めている。発災時においても、この地域力を活かした復旧・復興に向けた取り組みを推進していく必要がある。また、復旧過程の中で、これらの地域コミュニティの維持に配慮していく必要がある。

○本市では、「神戸市民の安全の推進に関する条例」に基づき、地域コミュニティや市民団体などによる平時からの地域安全活動を推進しており、発災後においても行政、消防団と協働し、「地域の安全は地域で守る」ための取り組みを継続していく必要がある。

<被災者生活再建支援>

○東日本大震災では、被害認定から給付金等の支援までの手続きに時間がかかり、被災者の生活再建が遅れたことから、本市においては、平成27年度に、り災証明の発行、被災者台帳の整備を迅速に行うための「被災者生活再建支援（ICT）システム」を整備している。今後は、これらシステムを活用しながら、被災者の生活再建を円滑に支援できる体制づくりや被災者が早期に自立するための後方支援を検討していく必要がある。

施策の推進方針

<地域コミュニティ活動の促進>

- 阪神・淡路大震災では、人と人とお互いに助け合い、地域を中心とした絆の大切さ、防災における自助、共助の重要性を、身をもって経験しており、防災福祉コミュニティなどを中心とした平時からの地域活動を進めている。発災時においても、この地域力を活かした復旧・復興に向けた取り組みを推進していく。また、復旧過程の中で、これらの地域コミュニティが維持できるよう支援を行っていく。
- 「神戸市民の安全の推進に関する条例」に基づき、地域コミュニティや市民団体などによる平時からの地域安全活動を推進しており、発災後の治安維持についても行政、消防団と協働し、「地域の安全は地域で守る」ための取り組みを行っていく。

<被災者生活再建支援>

- り災証明の発行、被災者台帳の整備を迅速に行うことを目的に平成27年度に整備した「被災者生活再建支援（ICT）システム」を有効に活用し、被災者の生活再建を円滑に支援できる体制づくりや被災者が早期に自立するための後方支援体制づくりを検討していく。

(10) その他市民の安全・安心を脅かす事象の軽減

10-1 重大な犯罪の多発による市民への被害発生

脆弱性評価結果

<防犯まちづくりの推進>

- 地域においては、「地域の安全は地域で守る」という意識のもと、防犯パトロールや見守り活動などの防犯活動に取り組んでいる。本市では、犯罪抑止や犯罪捜査を担う警察と連携しながら、こうした地域での防犯活動の支援を推進している。
- 市内での刑法犯認知件数は、年々減少しており、地域での防犯活動の推進による対応は、一定の成果があったが、一方で、近年、全国的にも凶悪な犯罪や市民に身近な犯罪が発生している。今後においても、地域での取り組みへの継続的な支援や市民の防犯意識の向上を図り、地域レベルでの防犯対策を強化する取り組みの推進が必要である。



10-2 交通事故による死傷者の増加

脆弱性評価結果

<交通事故対策の推進>

- 神戸市交通安全計画（平成28～32年度）が期間満了を迎えるため、現状課題の把握・分析に基づく新たな計画を策定し、引き続き、関係機関・団体との連携のもとに交通安全対策に取り組んでいく必要がある。
- 近年の事故状況を踏まえた対策として、高齢者・子どもの安全確保、歩行者・自転車の安全確保等に対する重点的な対策が必要である。



施策の推進方針

<防犯まちづくりの推進>

- 地域では、「地域の安全は地域で守る」という意識のもと、防犯パトロールや見守り活動などの防犯活動に取り組んでおり、これらの取り組みに対し、警察と連携した支援を推進していく。
- 近年、全国的にも凶悪な犯罪や市民に身近な犯罪が発生しており、今後においても、地域での取り組みへの継続的な支援や市民の防犯意識の向上を図り、地域レベルでの防犯対策を強化する取り組みを推進する。

施策の推進方針

<交通事故対策の推進>

- 交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策を展開していくための大綱として「神戸市交通安全計画」を策定し、引き続き、関係機関・団体との連携のもとに交通安全対策に取り組んでいく。
- 近年の事故状況を踏まえ、高齢者・子どもの安全確保、歩行者・自転車の安全確保等に対する重点的な対策を検討していく。

10-3 新型インフルエンザ等の感染症の発生・拡大

脆弱性評価結果

<新型インフルエンザ等対策>

○本市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、平成26年度に「神戸市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定している。新型インフルエンザ等感染症の対策は、保健・医療分野のみならず、全庁的な危機管理に係る重要な課題である。また、新型インフルエンザ等感染症への対応は、①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び財産を保護するとともに、②市民生活及び市民経済に及ぶ影響が最小となるよう、国全体や市町村を超えた広範な地域で対応すべきものである。そのため、本市の部局ごとの行動計画を整備するとともに、行動計画に基づく訓練を実施し、全庁的な危機対応力の向上を図る必要がある。また、関係機関との協力・連携体制を構築する必要がある。



<感染症対策と市民啓発>

○本市では、過去に発生した新型インフルエンザの対応経験から、新たな感染症の早期発見及び感染拡大を防止する仕組み（神戸モデル）を構築しており、区感染症対策連絡会、感染症対策特別講座、感染症対策リーダー研修会、感染症対策アドバイザーの募集・登録等による健康危機管理体制の強化等を実施している。今後も、「神戸モデル」を継続して実施していくとともに、市民一人ひとりが、感染症に対する意識を高めるための啓発を推進する必要がある。



10-4 武力攻撃やテロ等の国民保護に係る市民への危機の拡大

脆弱性評価結果

<国民保護計画の充実>

○武力攻撃やテロへの対策として、神戸市国民保護計画及び実施マニュアルを作成するとともに、「兵庫県・神戸市国民保護共同訓練」を実施し、初動対応や相互連携の確認などを進めている。今後は、訓練などの検証を踏まえ、迅速な初動体制の確立や関係機関との連携強化、市民への迅速な情報提供などについて推進する必要がある。また、国民保護法の「緊急対処事態」にならない小規模なテロが世界中で発生しており、それらへの対応についても取り組みを進める必要がある。



施策の推進方針

<新型コロナウイルス等対策>

- 平成26年度に策定した「神戸市新型コロナウイルス等対策行動計画」に基づき、発生段階別、対応部局ごとの行動計画を整備するとともに、計画に基づく訓練の実施や関係機関との協力・連携体制の構築を図る。

<感染症対策と市民啓発>

- 本市では、過去に発生した新型コロナウイルスの対応経験から、新たな感染症の早期発見及び感染拡大を防止する仕組み（神戸モデル）を構築しており、区感染症対策連絡会や感染症対策特別講座などによる健康危機管理体制の強化等を実施している。今後も、「神戸モデル」を継続して実施していくとともに、市民一人ひとりが、感染症に対する意識を高めるための啓発を推進する。

施策の推進方針

<国民保護計画の充実>

- 武力攻撃やテロへの対策として、神戸市国民保護計画及び実施マニュアルを作成するとともに、「兵庫県・神戸市国民保護共同訓練」を実施し、初動対応や相互連携の確認などを進めており、今後は、訓練などの検証を踏まえ、迅速な初動体制の確立や関係機関との連携強化、市民への迅速な情報提供などについて推進する。さらに、幹部職員を対象としたケーススタディ（事例研究）を実施することで、市の危機対応力の向上に努める。

第4章 プログラムの重点化と計画の推進体制

脆弱性評価の結果を踏まえた推進方針に基づき、施策事業を着実に推進していくものとする。限られた資源で効率的・効果的に安全なまちづくりを進めるため、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を避けるための施策事業群をプログラムとして整理し、プログラム単位で施策の重点化を図るものとする。

1. プログラム重点化の考え方及び設定方法

国の基本計画では、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、45のプログラムから15の重点化すべきプログラムを選定している。

本計画では、国の基本計画で設定された45の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、本市の特性やこれまでの取り組みを踏まえて、独自の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

これらの「起きてはならない最悪の事態」に係るプログラムは、全てが取り組むべき重要な施策ではあるが、本市の特性や被害想定を勘案しつつ、①本市の役割の大きさ、②影響の大きさ、③緊急度、④神戸市の特性、の視点から優先度を総合的に判断し、国の基本計画の15の重点化すべきプログラムを勘案しつつ、本市独自のプログラムをあわせて、15の重点化すべきプログラムを選定した。

2. 重点化すべきプログラム

重点化すべきプログラムに係る15の「起きてはならない最悪の事態」は、表4-1のとおりである。

この重点化したプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係局室区における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、より一層の取り組みの推進に努めるものとする。

3. 本計画の推進体制

本計画に基づく施策を確実に推進するため、ハード・ソフトともに目標を持って取り組むよう努めるほか、各プログラムの達成度や進捗を随時把握し検証することにより、PDCAサイクルによる施策の進捗管理を行うとともに、必要に応じて施策を追加し、本計画に基づく取り組みを推進していく。

表 4-1 重点化すべきプログラム (部分)

事前に備えるべき目標		神戸市において起きてはならない最悪の事態	
1	人命を最優先とした都市基盤の構築	1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊による死傷者の発生
		1-2	大規模な火災による死傷者の発生
		1-3	津波による死傷者の発生
		1-4	洪水・高潮等による死傷者の発生
		1-5	土砂災害等による死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備や避難行動の遅れ等による死傷者の発生
2	協働と参画による地域力の向上と配慮の必要な方への対応	2-1	地域防災力の低下による被害の拡大
		2-2	地理的不慣れな観光客など来街者の避難の遅れによる被害の拡大
		2-3	災害時要援護者など配慮の必要な方への支援不足による被害の拡大
3	発災直後からの応急対応策の強化	3-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		3-2	救援・救助機関の被災等による救助・救急活動等の不足
		3-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶
		3-4	避難所等の避難者及び帰宅困難者への支援不足
		3-5	医療機関の被災、医療支援の途絶による医療機能の麻痺
		3-6	被災地における疫病・感染症等の発生
4	発災直後からの行政機能の確実な発揮	4-1	庁内機関の職員・施設等の被災による機能低下
5	発災直後からの情報通信機能の確保	5-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		5-2	報道機関の被災による災害情報伝達機能の低下
6	サプライチェーンを含む経済活動の機能不全の防止	6-1	サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止等による企業活動の低下
		6-2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		6-3	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
7	ライフライン及び交通ネットワーク等の確保と早期復旧	7-1	電力供給ネットワークや石油・ガス供給機能の停止
		7-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		7-3	下水道施設等の長期間にわたる機能停止

第4章 プログラムの重点化と計画の推進体制
3. 本計画の推進体制

事前に備えるべき目標		神戸市において起きてはならない最悪の事態	
		7-4	広域的かつ基幹的交通ネットワークの機能停止
8	制御不能な二次災害の未然防止	8-1	海上・臨海部の複合災害の発生
		8-2	沿道の建物倒壊等による交通障害
		8-3	防災施設、ダム、ため池、天然ダム等の機能不全・損壊による二次災害の発生
		8-4	有害物質の大規模拡散・流出
		8-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
9	地域社会・経済の早期再建のための整備	9-1	災害廃棄物処理の停滞による復旧・復興の遅延
		9-2	地域コミュニティの崩壊、被災者への支援の遅れ、治安の悪化等による復旧・復興の遅延
10	その他市民の安全・安心を脅かす事象の軽減	10-1	重大な犯罪の多発による市民への被害発生
		10-2	交通事故による死傷者の増加
		10-3	新型インフルエンザ等の感染症の発生・拡大
		10-4	武力攻撃やテロ等の国民保護に係る市民への危機の拡大

施 策 事 業 編

< 全市計画 >

第 1 章 長期的な視点に立った危機管理・防災戦略

第1章 長期的な視点に立った危機管理・防災戦略

第1節 危機管理・災害対策の総合的・計画的な推進

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 神戸市民の安全の推進に関する条例	危機管理室 地域安全推進担当	全般	施策-3
2 地域防災計画	危機管理室 計画担当	全般	施策-3
3 国民保護			施策-4
(1)国民保護計画	危機管理室 計画担当	10-4	施策-4
(2)国民保護計画・実施マニュアルの検証	危機対応担当	10-4	施策-4
4 危機管理基本指針			施策-5
(1)危機管理基本指針の策定	危機管理室 総務担当 危機対応担当 計画担当	4-1	施策-5
(2)減災・危機管理アクションの推進	危機管理室 総務担当	4-1	施策-5
5 南海トラフ地震防災対策	危機管理室 計画担当	1-1 1-3	施策-5

第1節 危機管理・災害対策の総合的・計画的な推進

1 神戸市民の安全の推進に関する条例

阪神・淡路大震災や須磨の連続児童殺傷事件などを背景に、市民の安全なまちづくりへの機運の高まりを受けて、「神戸市民の安全の推進に関する条例」を制定し、平成10年1月17日に施行した。

本条例の制定により、市民・事業者・市が役割を分担し協働して地域活動に積極的に取り組み、良好なコミュニティを育み、地域社会が災害や犯罪、事故に対応するだけの力をつけていくことを目指す。

特にこれからのまちづくりでは、市民一人ひとりの身近な取り組みを地域全体の安全で安心なまちづくりにつなげていくことが重要で、条例の基本的考え方である。

【主な内容】

- 前文
コミュニティでの助け合いなど震災の教訓や、地域の安全確保に対する市民の決意など、条例の背景や目指す内容を総括的に盛り込み、神戸市民の総意として共有する。
- 基本理念
市、事業者、市民の役割分担と協働
- 良好な地域社会の形成
災害、犯罪、事故から得た教訓等の継承と発信
- 安全で安心なコミュニティづくり
各地域で、地域の住民団体や事業者、ボランティア団体など、幅広い層が積極的に参加し、防災や防犯などの課題に対応できる「安全で安心なコミュニティ」を形成する。市は必要な支援を講じる。
- 要援護者への配慮
高齢者や障害者、児童などの「要援護者」への配慮、支援について定める。
- 啓発、人材育成
事業者、市民に安全に関する学習機会を提供し、地域の安全を担う人材を育成する。
- 区を中心にした安全なまちづくり
市民に身近な区を中心に、地域特性に応じた安全まちづくりの展開を図る。
(区安全まちづくり計画の作成、区安全会議の開催等)
- 市民防災の日
1月17日を市民防災の日とするなど、震災の教訓の継承、発信に努める。

2 地域防災計画

神戸市地域防災計画については、阪神・淡路大震災以降、適宜、計画の見直しを実施し、各対策の業務手順となる防災対応マニュアルや、南海トラフ地震防災対策推進計画等を追加している。さらに、東日本大震災を契機とし、大規模広域災害や激化する自然災害に備えるため、平成26年度に抜本的な計画改定を行った。

今後も国内外の災害や防災対策の進展にあわせて、防災基本計画や兵庫県地域防災計画、各種法令との整合性に配慮しつつ毎年度見直すとともに、必要に応じて改定していく。

3 国民保護

大規模テロなどが発生した場合においても、市、県、国、関係機関が協力し、市民の安全を確保する取り組みができるように、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）に基づき、平成19年3月に神戸市国民保護計画を策定している。

（1）国民保護計画

国民保護法に基づき、武力攻撃事態等において市民の生命、身体および財産を守るための計画として国民保護計画を作成した。また、計画の実効性を担保するため、実施マニュアルを作成した。今後も国の基本指針等との整合性に配慮しつつ毎年度見直すとともに、必要に応じて改定していく。

（2）国民保護計画・実施マニュアルの検証

国民保護事案を想定した国民保護訓練などを通じて国民保護計画・実施マニュアルの検証を行い、必要があれば改定を行う。

事業名	全事業量等
国民保護訓練	年1回程度

4 危機管理基本指針

阪神・淡路大震災を経験した本市では、すべての人が安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進するため、神戸市民の安全の推進に関する条例を定めるとともに、平成14年4月には危機管理全般を指揮・統括する危機管理監を設置し、庁内の指揮権の強化を図ってきた。しかしながら、世界各地におけるテロ事案の発生や重症急性呼吸器症候群（SARS）、高病原性鳥インフルエンザをはじめとした健康危機など予測困難な新たな危機への対応も求められている。

そこで、「1.17」を忘れないという思いのもと、本市の危機対応の指針として「神戸市危機管理基本指針—より効果的な体制の構築をめざして—」を策定するとともに、庁内の推進体制として危機管理推進会議を設置し、定期的な危機管理推進会議の開催により危機管理体制の強化を図るとともに、必要に応じて指針を改定していく。

（1）危機管理基本指針の策定

危機管理基本指針—より効果的な体制の構築をめざして—

神戸市地域防災計画や神戸市国民保護計画を具体的 to 実施するため、市の行政内部における危機管理監・危機管理室と各局室区の役割や危機レベルと体制の構築、危機対応の基本的ルールについて明示する行政の指針であり、神戸市職員の全員が常時共通の認識を持ち、危機の発生に対し最も効果的な体制を迅速に構築することで、市民の生命・身体又は財産に及ぼす被害若しくは損失の防止・軽減を図ることを目的とする。

（2）減災・危機管理アクションの推進

神戸市職員の災害対応力の維持・向上のため、地域防災計画など既存の災害対応の計画・マニュアルの一部を実施し、毎年職員が災害対応を少しでも経験するとともに、計画・マニュアルの修正が必要になれば、それを反映させる。

5 南海トラフ地震防災対策

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、平成26年度に「南海トラフ地震防災対策推進計画」を策定した。

推進計画では、大きく以下の事項を定めており、引き続き、計画に基づく各種対策を推進する。

●推進計画で定めるべき事項

- ① 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
- ② 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- ③ 関係者との連携協力の確保に関する事項
- ④ 防災訓練に関する事項
- ⑤ 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
- ⑥ 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第2章 災害に強い安全都市基盤の構築

第2章 災害に強い安全都市基盤の構築

第1節 災害に強い多核ネットワーク都市の形成

第1項 計画的な土地利用の誘導

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 健全な市街地の誘導			施策-15
(1)線引き、地域地区指定、開発指導要綱			
①市街化区域・市街化調整区域の指定	都市局 都市計画課	1-1	施策-15
②地域地区(用途地域、防火・準防火地域等)の指定		1-2	
③開発指導要綱の活用			
(2)地域特性に応じたルールづくり			
①地区計画制度の活用	都市局 都市計画課 まち再生推進課 建築住宅局 建築指導部建築安全課	1-1	施策-15
②まちづくり協定の活用		1-2	
③建築協定の活用			
④近隣住環境計画制度の活用			
⑤総合設計制度の活用			
(3)密集市街地の再生			
①燃え広がりにくいまちづくりの推進	都市局 まち再生推進課	1-1	施策-16
②建物が倒壊せず、避難が可能なまちづくりの推進		1-2	
③防災性と地域魅力を向上するまちづくりの推進		8-2	
(4)地下空間の安全確保			
①地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発	危機管理室 計画担当 建設局 防災課	1-4	施策-16
②地下施設への流入防止施設等の浸水被害軽減対策の促進		1-6	
③避難体制の確立			
(5)しなやかで強い都心づくり	危機管理室 計画担当	1-1	施策-17
①都市再生安全確保計画	都市局都市計画課	2-2	
②帰宅困難者対策	中央区 総務部総務課	3-4	
2 みどりの聖域づくりの推進			施策-18
(1)緑地の保全、育成および市民利用に関する条例による区域指定	建設局 公園部計画課	8-5	施策-18
(2)緑地の保全事業			施策-18
(3)緑地の育成事業	建設局 公園部森林整備事務所	8-5	施策-18
(4)緑地の市民利用事業			施策-18
(5)六甲山系等の森林整備	建設局 防災課	8-5	施策-18
3 人と自然との共生ゾーンの推進	経済観光局 農政計画課	8-5	施策-19

第2項 多重性のある広域交通ネットワークの整備

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 道路ネットワークの形成			施策-21
(1)道路網(緊急輸送道路)の整備	建設局 道路計画課 道路工務課 湾岸・広域幹線道路本部推進課 都市局 都市計画課 市街地整備部都市整備課 港湾局 港湾計画課	3-17-4	施策-21
(2)橋梁・高架道路等の耐震化	建設局 道路工務課 港湾局 港湾計画課	3-1 7-4	施策-21
(3)橋梁長寿命化修繕計画	建設局 道路工務課 港湾局 港湾計画課	3-1 7-4	施策-21
(4)トンネルの補修			施策-22
(5)路面下空洞調査	建設局 道路工務課	3-1 7-4	施策-22
(6)道路施設災害予防対策 ①街路樹の風水害対策 ②道路照明灯、大型案内標識の風水害対策			施策-22
2 鉄道ネットワークの形成	都市局 公共交通課 市街地整備部都市整備課 交通局 高速鉄道部地下鉄運輸サービス課	7-4	施策-23
3 港湾ネットワークの形成	港湾局 港湾計画課	6-3 7-4	施策-24

第3項 ライフラインネットワークの整備

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 共同溝・電線共同溝等の整備	建設局 道路工務課	6-1 7-1	施策-25
2 水道の強化			施策-25
(1)災害に強い施設の整備	水道局 配水課	3-1 7-2	施策-25
①災害時給水拠点の整備			
②配水管の耐震化の推進			
③大容量送水管の整備			
(2)漏水に強い水道づくり	水道局	3-1	施策-26
(3)隣接自治体との連携の強化	計画調整課	7-2	施策-26
3 下水道の強化			施策-27
(1)処理場のネットワーク化	建設局 下水道部計画課	7-3	施策-27
(2)処理場・ポンプ場の耐震・耐水化			施策-27
(3)下水道管渠の耐震化			施策-27
(4)下水道施設の計画的な改築・更新と機能強化			施策-28
①管渠			
②施設			

第4項 水と緑のネットワークの形成

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 河川における環境形成帯の創出	建設局 公園部計画課 公園部整備課河川課	1-2	施策-29
2 幹線道路における環境形成帯の創出	都市局 都市計画課	1-2	施策-31
3 六甲山系グリーンベルト整備事業の推進	建設局 防災課	1-5 8-5	施策-31
4 臨海部における環境形成帯の創出	港湾局 港湾計画課	1-3 2-2	施策-32

第2節 自然災害等災害予防対策の推進

第1項 土砂災害対策の推進

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 治山事業			施策-33
(1)自然災害防止事業	建設局 防災課	1-5 8-3	施策-33
(2)市有林内山腹崩壊復旧事業			施策-33
(3)県単独補助治山事業			施策-33
(4)国有林関係事業			施策-33
(5)保安林(民有林)関係事業(県実施)			施策-34
2 砂防事業	建設局 防災課	1-5 8-3	施策-34
3 六甲山系グリーンベルト整備事業の推進(再掲)	建設局 防災課	1-5 8-3	施策-34
4 地すべり対策事業(県実施)	建設局 防災課	1-5 8-3	施策-34
5 急傾斜地崩壊対策事業(県実施)	建設局 防災課	1-5 8-3	施策-34
6 道路防災対策事業	建設局 道路工務課	1-5 7-4	施策-34
7 土砂災害警戒区域等の設定	建設局 防災課	1-5 1-6	施策-34
8 土砂災害に関する避難啓発の推進			施策-35
(1)住民説明会の実施	危機管理室 計画担当	1-5 1-6	施策-35
(2)土砂災害避難マップの作成(兵庫区)	兵庫区 総務部総務課	1-5 1-6	施策-35

第2項 宅地災害対策等の推進

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 既成宅地の安全対策	建設局 防災課 建築住宅局 建築指導部建築安全課	1-5	施策-36
2 宅地造成工事許可等			施策-36
(1)宅地造成等規制法の運用	建設局 防災課	1-5	施策-36
(2)都市計画法の運用			施策-36
(3)斜面地建築工事の指導	建築住宅局 建築指導部建築安全課	1-5	施策-36
3 急傾斜地崩壊危険区域	建設局 防災課	1-5	施策-36
4 宅地災害未然防止措置の取り組み			施策-36
(1)防災パトロールの実施	建設局 防災課	1-5	施策-36
(2)宅地保全相談・神戸市既成宅地防災工事貸付金			施策-37
(3)宅地防災月間			建設局 防災課

第3項 洪水・浸水対策の推進

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 河川洪水対策			施策-38
(1)河川整備の推進	建設局 河川課	1-4	施策-38
①河川改修事業 ②河川管理施設点検			
(2)総合治水対策			施策-39
①流域貯留事業			
(3)河川情報の提供	建設局 河川課 灘区 総務部総務課	1-4 1-6	施策-39
①河川モニタリングカメラ ②河川増水警報システム ③都賀川増水時事故の防止(灘区)			
(4)河川の浸水想定区域における連絡体制の強化			
①河川溢水等による浸水想定区域の実態調査の実施 ②避難準備情報、避難勧告・指示の伝達方法の確立 ③住民への周知	消防局 警防部警防課	1-4 1-6	施策-39
2 都市の浸水対策の推進			施策-41
(1)雨水幹線・雨水ポンプ場の整備	建設局 下水道部計画課	1-4	施策-41
(2)浸水に対する情報発信の充実			施策-41
(3)雨水流出抑制施設の整備			施策-42
(4)地下街等の浸水対策	建設局 防災課 下水道部計画課 交通局 高速鉄道部地下鉄運輸サービス課	1-4	施策-42
3 高潮・沿岸部都市浸水対策の推進			施策-42
(1)海岸保全施設の整備	港湾局 海岸防災課	1-4	施策-42
(2)海岸保全施設の老朽化対策			施策-43
(3)神戸港防災ポータルサイト			施策-43
(4)神戸港港湾BCP協議会の運営			施策-43
(5)須磨海岸の整備			施策-43
(6)海岸保全施設の老朽化対策(漁港)	経済観光局 農水産課	1-4	施策-43
(7)漁港施設の整備	経済観光局 農水産課	1-4	施策-43
4 ため池防災対策の推進	経済観光局 農政計画課	8-3	施策-44

第4項 津波対策の推進

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 港湾、漁港施設・海岸保全施設の整備			施策-45
(1)海岸保全施設の補強等	港湾局 海岸防災課	1-3	施策-45
(2)神戸港水門・防潮鉄扉の遠隔操作・遠隔監視システム構築	港湾局 港湾計画課	6-3	施策-45
(3)港湾・漁港施設の戦略的改修	港湾局 港湾工務課 海岸防災課 経済観光局 農水産課	1-3 6-3	施策-45
2 地域津波防災計画			施策-46
(1)地域津波防災計画に基づく取り組みの促進	危機管理室 計画担当	1-3 2-1	施策-46
(2)津波表示板の設置	危機管理室 計画担当	1-3 2-1 2-2	施策-46
(3)津波緊急待避所表示板の設置	危機管理室 計画担当	1-3 2-3	施策-46
3 都心部の津波避難対策	危機管理室 計画担当	1-3 2-2	施策-46
4 臨海部の津波避難対策	港湾局 海岸防災課	1-3	施策-47
5 海拔表示板の設置	危機管理室 計画担当 建設局 道路工務課 港湾局 海岸防災課	1-3 2-2	施策-47
6 神戸港港湾 BCP 協議会の運営(再掲)	港湾局 海岸防災課	6-1 6-3	施策-47
7 交通施設の津波対策			施策-47
(1)地下鉄海岸線の津波浸水対策	交通局高速鉄道部 施設管理課	1-3 7-4	施策-47
(2)地下鉄海岸線の大容量蓄電池の整備	交通局高速鉄道部 電気システム課	1-3 7-4	施策-47

第5項 大規模地震対策の推進

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 地震防災対策緊急事業5箇年計画	危機管理室 計画担当	1-1	施策-48
2 屋外タンク貯蔵所の耐震化の推進	消防局 危険物保安課	1-2 8-1	施策-48
3 みなとの耐震対策の推進	港湾局 港湾計画課 海岸防災課 経済観光局 農水産課	1-1 7-4	施策-48
4 妙法寺駅等プラットフォーム上屋耐震改修工事	交通高速鉄道部 施設管理課	1-1 7-4	施策-48

第6項 火災予防への取り組み

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 企業の自主防火管理体制の強化			施策-49
(1)防火査察の徹底	消防局 予防部査察課	1-2 3-2	施策-49
(2)法令規制に対する違反事項の是正			施策-50
(3)危険物施設における自主保安体制の推進			施策-50
(4)防火管理体制づくりの指導			施策-50
(5)企業の自主保安体制の推進			施策-50
2 市民による自主防災組織の確立と防災活動の推進	消防局 予防部予防課	2-1	施策-50
3 消防団による防災活動の推進			施策-51
(1)消防団員の育成	消防局 警防部警防課	1-2	施策-51
(2)防災知識の普及			施策-51
(3)各種訓練指導			施策-51
(4)消防団の入団促進			施策-51
4 火災予防広報	消防局 予防部予防課	1-2	施策-51
5 住宅防火の推進	消防局 予防部予防課	1-2	施策-51

第1節 災害に強い多核ネットワーク都市の形成

神戸の有する地域特性を生かしながら、自然環境と調和し、人口や都市機能の均衡がとれた、災害に強い都市空間の形成を図る。

このため、市街地では健全な土地利用を誘導し、市街化調整区域ではみどりの聖域の整備、人と自然の共生ゾーンの整備を進めるとともに、神戸の地盤、地域特性を踏まえ、自然を生かした水とみどりのネットワークづくりに取り組む。

さらに、港湾、国土軸を生かした広域的な交通ネットワークを形成し、既成市街地地域、西神・北神地域、海上都市地域が相互に連携する多核ネットワーク都市を形成し、災害に強い都市構造を構築する。

第1項 計画的な土地利用の誘導

1 健全な市街地の誘導

(1) 線引き、地域地区指定、開発指導要綱

①市街化区域・市街化調整区域の指定

市街化区域の指定はおおむね10年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域を指定している。市街化区域の規模は無秩序に拡大させることなく、人口や産業の将来のあり方を考慮した上で定期的に見直しを行う。

②地域地区（用途地域、防火・準防火地域等）の指定

用途地域は良好な市街地の形成と住居、商業、工業等の適正な配置を誘導するために定めており、土地利用の動向等を勘案しながら、定期的に見直しを行っている。特に、都心拠点周辺及び国道2号沿道等、防災上重要な地域には防火地域を指定し、その他の密集市街地等は準防火地域に指定し、都市の不燃化と火災等の災害に強い都市構造を構築する。

③開発指導要綱の活用

開発指導要綱を活用し、神戸市の特質を生かした計画的な開発の誘導及び均衡ある健全な市街地の育成を図るとともに、市民の福祉及び都市の防災性能の向上を図る。

(2) 地域特性に応じたルールづくり

①地区計画制度の活用

地区の特性に応じ、住民の総意を反映した土地利用の計画やまちづくりのルールをきめ細かく都市計画に定め、安全で快適な市街地の形成及び保持を図る。

②まちづくり協定の活用

「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（まちづくり条例）」に基づき、まちづくり協議会と市長とが住み良いまちづくりを推進するために締結する。

③建築協定の活用

一定地域の住民が、建築物に関する基準を自主的に協定し、市長がこれを認可するとともに、住民がお互いに守っていくことにより、「住宅地としての環境」または「商店街としての利便」を高度に維持増進するなど、建築物の利用を増進し、環境を改善する。

また、協定の締結の促進に向けてまちづくりアドバイザーの派遣を実施する。

④近隣住環境計画制度の活用

「向こう3軒両隣り」など、市民に身近な単位から、建替えのルール等の計画を策定することにより、建築規制の弾力的な運用を行い、地域特性を踏まえたすまい・まちづくりを支援する。

⑤総合設計制度の活用

一定規模以上の敷地に、公開空地を確保し市街地環境の整備改善に役立つと認められる建築物について、容積率の割増や斜線制限の緩和を許可する。

(3) 密集市街地の再生

密集市街地は、古い木造住宅が密集し、生活道路が狭く公園も不足しているなど、防災面や住環境などで様々な課題を抱えている。このような地域において、密集市街地再生方針に基づき、防災面の向上のためのルールづくりとあわせて総合的な支援を行うことにより、老朽住宅の除却や建物の不燃化・耐震化、身近な生活道路の整備などに地域と協働で取り組む。特に、広範囲に燃え広がる恐れがある市街地を「密集市街地再生優先地区」として位置づけ、広範囲に燃え広がる危険性を解消することをめざして、優先的に防災まちづくりに取り組む。



① 燃え広がりにくいまちづくりの推進

より危険性の高い地域において、老朽木造建物を除却する支援を拡充するとともに、空き地を地域が災害時は一時避難場所や防災活動の場、平常時はコミュニティ活動の場（まちなか防災空地）として有効活用する取り組みや、建物の不燃化を促進するため、防火性能に関するルールづくりとあわせて、建替や改修に対する支援を実施する。また、沿道建物の防火性能を確保した上で、狭い路地のままでも建替ができるように、建築基準法の規定を弾力的に運用する。

② 建物が倒壊せず、避難が可能なまちづくりの推進

道路が狭く避難や消火が困難な市街地では、身近な生活道路（狭隘道路）^{きょうがい}単位の合意による道路中心線の確定など整備のルールづくりを進めるとともに、建替時に敷地後退部分を舗装するルールづくりとあわせて、道路の拡幅整備に対する支援を実施する。また、山麓斜面地などで道路や公園が著しく不足している市街地において、主要な生活道路のあり方を検討するまちづくり協議会の活動などを支援する。

さらに、建物の倒壊を防ぎ避難の安全性を高めるため、耐震診断や耐震改修を推進するとともに、耐震改修とあわせて防火性能の向上に対する支援を実施する。

③ 防災性と地域魅力を向上するまちづくりの推進

延焼の恐れがある市街地において、避難や消火活動に必要な経路の確保、空き地を活用した緑化の推進など、身近な範囲での防災性と地域魅力を向上するまちづくりに取り組む地域を支援するため、専門知識を有するコンサルタントを派遣する。

すまいの建替・改修による不燃化・耐震化を促進するため、建築士や建設業など多様な分野の専門家と連携して、相談会などを実施する。

(4) 地下空間の安全確保

地下鉄、地下街、ビルの地下室等の地下空間に豪雨や洪水が短時間で浸水した場合には、通常の地上での水害の実態と大きく異なり、適切な避難誘導を実施するほか、電気設備の浸水による停電や地下空間の天井までの冠水など、大きな被害を受けるおそれがあるため、次の対策を推進する。

① 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性について、周知、啓発を図るため、「くらしの防災ガイド」において、浸水想定区域、雨水幹線の過去にあふれた箇所、地下施設等の情報を記載した「土砂災害・水災害に関する危険予想箇所図」を作成・全戸配布し、市民・関係機関の浸水対策を促進する。

②地下施設への流入防止施設等の浸水被害軽減対策の促進

豪雨時において浸水する可能性がある地下鉄、地下街、ビルの地下施設の管理者等に対して、止水板の設置等浸水防止施設の設置促進を図るとともに、日頃から点検・訓練を行い、浸水災害防止に努めるよう指導する。

③避難体制の確立

地下鉄、地下街等の不特定多数の利用者がいる施設の管理者に対して、豪雨時に円滑な避難誘導ができるように、気象情報の早期把握や情報伝達体制の整備を指導する。併せて、地域防災計画に定めている洪水による浸水が予想される地下施設の管理者に対しては、水防法にもとづく地下施設における避難確保計画の作成や避難体制の確保・強化を指導する。

(5) しなやかで強い都心づくり

①都市再生安全確保計画

今後進めていく都心・三宮の再整備に合わせ、民間も含めた防災力の高い都市整備を誘導・推進するため、都市再生特別措置法に基づきハード・ソフト両面の施策を含めた総合的な計画として「都市再生安全確保計画」を策定する。当計画には、三宮駅周辺における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針や都市再生安全確保施設の整備及び管理に関する事項などを記載する。

策定後は、滞在空間の確保や情報伝達、避難に関するルールなどハード・ソフト両面の施策を、官民連携により推進する。

②帰宅困難者対策

本市では、大規模な地震等が発生し交通機関が途絶した場合、都心部である中央区を中心に多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、帰宅困難者対策にかかる取り組みの方向性を「神戸市帰宅困難者対策基本指針」として策定している。

三宮駅周辺地域においては、鉄道事業者や集客施設等の民間事業者等で構成される協議会を設立し、帰宅困難者の保護や避難誘導等のソフト対策の考えを示した「三宮駅周辺地域帰宅困難者対策計画」に基づいた対策を推進する。併せて、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の拡充や、帰宅困難者用の備蓄の検討も行っていく。また、事業者への帰宅困難者対策の普及・啓発活動を実施し、一斉帰宅の抑制や商業施設等の利用者保護の推進及び一次滞在施設の確保を図る。

なお、「三宮駅周辺地域帰宅困難者対策計画」は前述の「都市再生安全確保計画」における、帰宅困難者対策のソフト面の詳細な計画として位置付け、地域事業者との議論や訓練を踏まえた検証等を通じて継続的に内容の充実を図っていく。

2 みどりの聖域づくりの推進

「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（緑地条例）」に基づき、「緑地の保存区域」等を指定し、これらの区域内での行為制限や民有緑地の買入れ・助成等を実施するとともに、市民のレクリエーションや環境学習などの緑地の適正利用を進める。さらに、引き続き背山緑化を進め、将来にわたって豊かな水源を保全し、緑に恵まれた山の自然を守り育てていく。

（1）緑地の保全、育成および市民利用に関する条例による区域指定

市街化調整区域における緑地の保全・育成及び市民利用を図るため、平成4年に「みどりの聖域」が指定されたが、その後新たに市街化調整区域に指定された箇所やグリーンベルト整備事業に伴い、防災上の重要度が上がった区域等において、緑地規制がかけられていない場所がある。

順次、新たな区域指定や既指定区域の見直しを進めていく。

（2）緑地の保全事業

- ・開発行為の制限
- ・一定の要件に基づく土地の買入れ等

「緑地の保存区域」、「緑地の保全区域のうち特に良好な緑地」については、一定の要件の下に、市長は土地を買入れることができる。

（3）緑地の育成事業

市有林における人工林の除間伐を計画的に進め、防災機能の強化、生物多様性の向上、CO₂削減機能の強化を図り、緑豊かな六甲山森林を保全・育成する。

二次林については、放置すると荒廃が進み防災機能が低下するとともに、生物の多様性やレクリエーション機能が低下する。このため、市有林の二次林整備（除伐、間伐、下草刈、樹種転換等）を計画的に進め、防災機能の強化、生物多様性の向上、CO₂削減機能の強化を図り、緑豊かな六甲山森林を保全・育成する。

また、松くい虫の被害対策、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害対策を行うことで、被害の拡大を防ぎ、健全な森林の維持、良好な景観維持を図る。

（4）緑地の市民利用事業

全山縦走路を始め、市内の66コース・220kmの登山コース（ハイキングコース）の維持補修を行っている。登山コースは、国立公園等の法的規制や、民有地内のルートがある中で、歩行路面の確保や、道標や案内板等の維持整備を行っている。

それぞれの登山コースの持つ景観・歴史的特徴・利用者数に加え、六甲山森林整備戦略の戦略的ゾーニングを踏まえた、特色のある登山道の整備を進める。

（5）六甲山系等の森林整備

本市では、市民と深い関わりを持つ都市山である「六甲山」を美しく健全な状態で次世代にも引き継いでいくため、100年先の将来を見据えた「六甲山森林整備戦略」を平成24年4月に策定した。この戦略に基づき、防災機能の向上や景観改善などを目指した森林整備を、公有林に加え私有林においても、国・県、市民、事業者らと共に進めている。

また、令和元年度からは森林環境譲与税も活用して、六甲山系等の（主に私有林を対象とした）

森林整備や森林資源の活用、人材育成や普及啓発など、多岐にわたる事業を進めている。

今後も緑豊かな安全で美しい森林を形成するため、これまで以上に市民・事業者と連携した、森林整備を進める。

3 人と自然との共生ゾーンの推進

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例に基づき、市内の農業・農村地域を「人と自然との共生ゾーン」と位置づけ、「農業保全区域」、「環境保全区域」等を指定し、各区域の機能に応じた土地利用を誘導することで、農地、里山の整備・保全・活用を行い、災害に強い環境づくりを進める。

農村環境の整備を進めるにあたっては、住民が主体となった「里づくり計画」の策定やその計画を実践する「里づくり事業」への支援を行う。

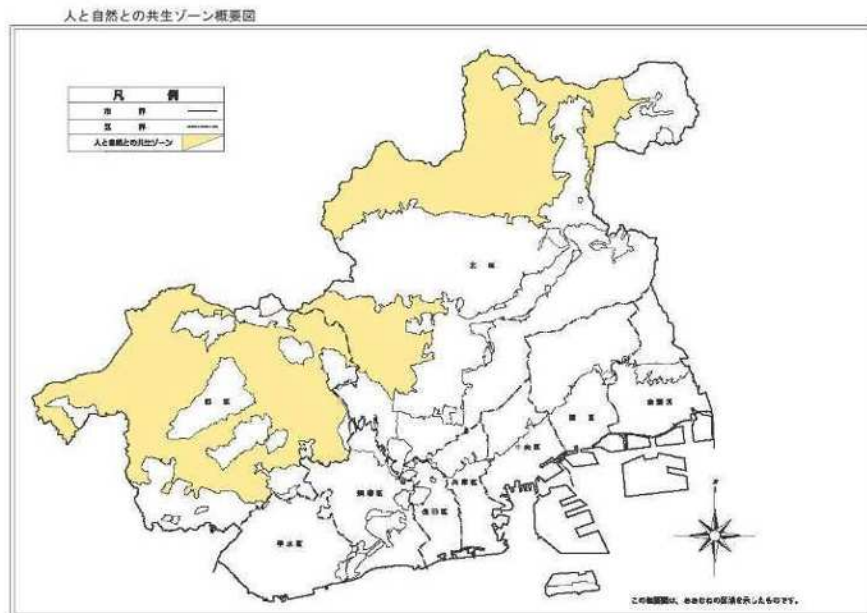


図 共生ゾーンの区域（条例による区域指定図）

第2項 多重性のある広域交通ネットワークの整備

阪神・淡路大震災では、道路や鉄道などの倒壊により、交通ネットワークが寸断されるとともに、既成市街地への交通渋滞をまねき、都市機能や復旧・復興活動および神戸経済や西日本経済はもとより国内外の経済に大きな影響を与えた。

これは、神戸の国土軸機能が既成市街地へ集中しているためであるが、一方では新神戸トンネルや阪神高速道路北神戸線などによる西北神地域や三田方面からのアクセスが活用されるとともに、陸上交通の代替輸送機関として海上バスや近隣地域への高速旅客船、ヘリコプターが活躍することとなった。

これらの教訓により、南海トラフ地震等の広域災害に備え、災害時にも確実に円滑な交通を確保するため、代替性を有し、多重性のある分散型・複数アクセスが可能な格子状の幹線道路網を整備するとともに、公共交通網の多重性を確保する。

また、神戸港を生かした海上交通の充実や、ヘリポートの活用、神戸空港の整備により、海・空・陸の連携した総合的な広域交通体系の確立を図る。

さらに、それぞれの交通施設の耐震性を強化することにより、災害時においても都市活動を維持できる交通体系を確保する。

1 道路ネットワークの形成

(1) 道路網（緊急輸送道路）の整備

防災拠点と、港、空港、国土幹線軸を複数ルートで連絡する「格子状道路ネットワーク」を形成することにより、災害時の代替ルートを確保し、円滑な救援活動、早期復旧に寄与する。

防災機能のさらなる強化を図るため、緊急輸送道路ネットワークの整備を推進する。

事業中路線は関連計画『道路の整備に関するプログラム』を参照。

事業名	路線名
道路網（緊急輸送道路）の整備	<整備促進> ・大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄の事業の促進） ・神戸西バイパス ・国道175号（神出バイパス） <事業化への調整> ・大阪湾岸道路西伸部（南駒栄～名谷の事業化への調整） ・播磨臨海地域道路

(2) 橋梁・高架道路等の耐震化

道路や橋梁の耐震強化を図るため、脊部分の性能強化・機能アップ、耐震連結構造の強化、既設橋脚の補強（炭素繊維シート貼付、鋼板巻立等）などを実施する。

<建設局所管事業>

事業名	全事業量等
橋梁・高架道路等の耐震化（緊急輸送道路等）	112橋

<港湾局所管事業>

事業名	全事業量等
橋梁・高架道路等の耐震化（臨港交通施設等）	13橋

(3) 橋梁長寿命化修繕計画

「橋梁長寿命化修繕計画」や「予防保全計画」に基づく点検・計画・修繕というマネジメントサイクルを確実に運用するとともに、中長期的な劣化予測を行い計画の見直しを行う。また、その他の高架形式の重要構造物についても、点検結果に基づく修繕計画を策定し、効果的な補修を実施する。

(4) トンネルの補修

「トンネル長寿命化計画」や「予防保全計画」に基づき、計画的なトンネル修繕を推進する。

<建設局所管事業>

事業名	全事業量等
トンネル補修	33箇所

<港湾局所管事業>

事業名	全事業量等
トンネル補修	1箇所

(5) 路面下空洞調査

管理する道路において路面下の空洞の有無を非破壊等にて調査・分析を実施し、道路路面の陥没による突発的な事故や被害を未然に防ぎ、道路の保全と道路交通の安全確保を図る。

(6) 道路施設災害予防対策

①街路樹の風水害対策

強風による傾倒を未然に防止するため、日常的な管理として街路樹の安全パトロールを実施し、樹木の危険度に応じて剪定、伐採、ロープ掛け等の処置を施す。傾倒の危険がある老朽木については、路線ごとに樹種の更新に努める。

また、道路を掘削する際、街路樹の根を切断しないように指導する。

②道路照明灯、大型案内標識の風水害対策

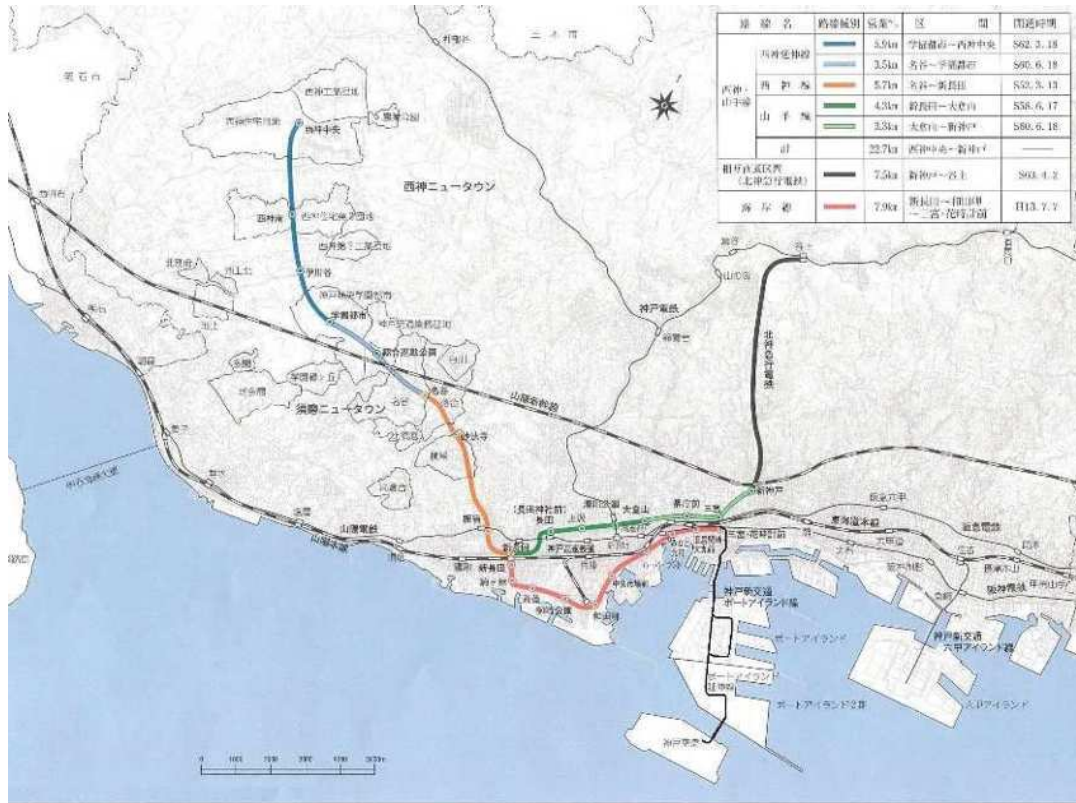
道路パトロールの際には、道路照明柱の異常の有無について随時点検を実施するとともに、腐食防止のため塗り替え等維持管理に努める。

また、大型案内標識についても、定期的な点検を実施し、改修計画に基づいて計画的に改修していく。

2 鉄道ネットワークの形成

鉄道ネットワーク形成の基本的な考え方として、まず、複数の経路を持ち代替ルートの確保が可能となることがあげられる。さらに各鉄道事業者間における乗り継ぎ等の利便性を図るとともに、各鉄道の高速度・利便性を高めるため、路線の連続立体交差化や複線化を進めるよう働きかける。

災害時には大量交通輸送機関としての鉄道の重要性はさらに増すため、災害に強い鉄道網の強化を図る。このため、既存の鉄道については耐震補強を行うとともに、新線においては国の定める耐震設計の指針に基いた設計を行うことで、大地震においても破壊することなく早期に復旧可能な鉄道網を構築する。



※北神急行は令和2年6月1日付で市営化(神戸市営地下鉄北神線)

図 鉄道ネットワーク現況図

交通網のターミナルである駅前周辺を人、物、情報が集まる防災拠点として活用できるものとする。このため、駅前広場の整備を進めるとともに、市街地再開発事業、土地区画整理事業等と連携し、周辺の拠点機能の強化を図る。

【駅前広場の整備、周辺機能の強化】

駅名	接続する鉄道施設	駅前及び周辺の主な整備事業
鈴蘭台	神戸電鉄	市街地再開発事業
三宮	JR、阪急、阪神、地下鉄、ポートライナー	駅前広場を含む、新たな駅前空間(えきまち空間)の創出に向けた検討及び整備

【阪神電鉄本線連続立体交差事業（住吉駅東方～芦屋市境）】

阪神電鉄本線連続立体交差事業は、阪神電鉄本線の住吉駅の東側から芦屋市境の約4kmにおいて、鉄道を連続的に高架化し、11箇所の踏切解消と33路線の交差道路、3路線の側道を整備することにより、都市交通の円滑化、踏切事故の解消、まちの分断の解消を図ることを目的としている。

令和元年度に鉄道の高架化が完成しており、緊急輸送道路を始めとする幹線道路の踏切撤去による緊急車両の速達性の向上や、耐震設計により築造された高架構造物が、緊急時の輸送機関としての役割を果たすことなどが期待される。

今後は交差道路や側道の整備を実施し、津波や大規模火災など、有事の際の避難の円滑化など、関連道路整備による防災力向上を図る。

事業名	全事業量等
阪神電鉄本線連続立体交差事業（住吉駅東方～芦屋市境）	約4km

3 港湾ネットワークの形成

神戸港は西日本を中心とした広域の物流ネットワークの拠点であり、国際貿易港として、我が国の国民生活や産業基盤を支えている。また、災害時には、緊急物資等の受入拠点として機能することが求められており、各施設の老朽化が進む中、健全に機能を維持する必要がある。

そのため、各港湾施設に対して維持管理計画に基づく点検を実施し、予防保全の観点から、点検結果に伴う計画の見直しを適切に行うとともに、改修にあたっては最新の技術基準等も踏まえた効果的かつ効率的な改修等を実施する。

事業名	全事業量等
港湾施設の戦略的改修	【外郭施設】 防波堤、護岸 等 【係留施設】 岸壁、物揚場 等 【臨港交通施設】 橋梁、道路、歩道橋、港島トンネル 等

第3項 ライフラインネットワークの整備

生活や都市活動を支える水道、工業用水道、下水道、電気、ガス、通信等については、耐震化や多系統化などにより、災害に強いライフラインとして整備するとともに、循環型供給処理システムのネットワークを確立する。

また、災害によりライフラインが寸断された場合においても、防災拠点への優先強化及び修繕復旧を行うことにより、救援活動の円滑化を図る。

1 共同溝・電線共同溝等の整備

共同溝とは二つ以上の公益物件（電気、電話、ガス、水道等）を収容するために道路の地下に設ける施設であり、一般的に直接沿道地域への供給を目的としないメインケーブルやメインパイプを収容する幹線共同溝をさす。共同溝が整備されると、車道を掘り返さずにメンテナンスができるほか、ライフラインの安全性の向上といった都市防災に貢献することができる。現在、国土交通省において国道2号で整備が進められている。

また、電線共同溝は、電線類を道路の地下に収容する施設で、電線共同溝をはじめとした無電柱化事業を行い、電柱・電線がなくなることにより、大規模災害（地震、竜巻、台風等）が起きた際に、電柱等が倒壊することによる道路交通の寸断を防止するほか、都市景観の向上、安全で快適な通行空間の確保といった効果がある。

こうしたことから、「神戸市無電柱化推進計画」に基づき無電柱化（電線共同溝の整備）を推進する。

2 水道の強化

水道は、市民生活や産業活動に欠くことができないライフラインであり、災害等により、供給できなくなった場合の影響は大きくかつ深刻である。

常日頃、市民に十分な水を届けることはもちろん、事故・自然災害・渇水などの非常時においても、市民への影響を最小限にとどめ、安定して水を届けるように努める。

（1）災害に強い施設の整備

阪神・淡路大震災を教訓に、平成7年7月に策定した神戸市水道施設耐震化基本計画に基づき、「災害に強く、早期復旧が可能な水道」をめざして、災害時給水拠点や大容量送水管の整備、配水管の耐震化等に取り組んできた。

①災害時給水拠点の整備

応急給水に十分な貯水機能と、渋滞に巻き込まれず速やかに給水車が運搬できる拠点として、災害時給水拠点を概ね半径2km毎に1箇所整備し、平成27年度末までに62箇所を整備してきた。

今後は、小学校を中心として防災福祉コミュニティ単位に1か所、地元住民との調整を行いながら「災害時臨時給水栓」を整備していくとともに、管網再構築にあわせて半径250mの円で管路の復旧状況に応じて水道局の判断で順次開設する「災害時臨時給水栓（緊急栓）」を整備していく。

②配水管の耐震化の推進

経年管の布設替えにあわせて引き続き配水管の耐震化を進めていく。

具体的には、災害時の応急給水活動が容易となるよう、仮設給水栓の早期設置と応急復旧期間の

短縮をめざして、学校や中核病院などの防災拠点に至るルートや配水管路網のうち500m間隔の格子状になる管路の耐震化を進める。

また、工事の路線は、老朽化が進んでいる管路や他の工事との競合路線を優先するなど効率的に進めていく。

事業名	全事業量等
配水管の耐震化の推進	600km

③大容量送水管の整備

全体計画（芦屋市境～奥平野浄水場区間）		
概要	本線延長	12.8km
	口径（直径）	2.4m
	計画送水能力	1日最大40万立方メートル
	事業費	約370億円
	工期	平成8年度～27年度

六甲山を通る2本の送水トンネルに加え、新たに市街地を通る大容量送水管の整備が平成27年度末に完了した。

送水ルートを六甲山と市街地に分けることにより災害時の危険を分散し、高い耐震性と大きな貯水能力を備えることにより、震災時の応急給水や早期復旧が可能となる。

また既存の2本の送水トンネルを更新するときの代替送水ルートとすることもできる。

（2）渇水に強い水道づくり

近年、全国各地において降雨量の変動幅の増大、少雨年の年降雨量の減少、融雪の早期化等といった気候変動リスクの影響などにより、計画時点に比べて水供給施設の安定供給可能量の低下等の不安定要素が顕在化している。（平成26年度版「日本の水資源」）

このような渇水リスクに備え、安定給水によって、市民生活や都市の経済活動を支えるために十分な水資源を確保する必要がある。

神戸市は自己水源に恵まれていないため、長い年月をかけて琵琶湖・淀川に水源を求め、現在では、阪神水道企業団からの受水が水源全体の約4分の3を占めている。また、兵庫県水道用水供給事業からも受水することにより、自己水源とあわせて引き続き安定供給に必要な複数水源を維持する。水源の維持に当たっては、リスク分散の観点から水源確保量の最適化を図る。また、千叡貯水池流域の水源涵養や水質改善に取り組むとともに、バックアップ施設の整備や他の事業体との連携など渇水に強い施設整備や水運用にも取り組む。

（3）隣接自治体との連携の強化

災害等の緊急時における断水被害の軽減・緩和を目的に、近隣の水道事業体間で水を融通できる緊急時連絡管を整備している。平成30年度末時点で5市1町12箇所（三木市（2箇所）、三田市（2箇所）、西宮市（2箇所）、明石市（3箇所）、芦屋市（2箇所）、稲美町）すべての整備が完了した。

また、隣接する事業体と緊急時連絡管を活用した合同給水訓練を定期的実施するなど、災害・事故時には迅速に応援給水が可能となるよう、日頃から連携体制を強化する。

3 下水道の強化

震災により被災した管渠やポンプ場、処理場については復旧とともに耐震化を図っており、今後も、災害の被害を最小限に食い止め、災害時にも機能できる柔軟な下水道処理システムの構築に向け、処理場間ネットワーク、幹線の多系統化等に取り組み、安全で快適なまちづくりに貢献する。

(1) 処理場のネットワーク化

神戸市では、市内4つの下水道処理場を耐震性の高いシールド幹線で結んでいる。このことにより、汚水の総合融通機能が確保され、災害時に被災した処理場機能のバックアップを他の処理場で可能としている。

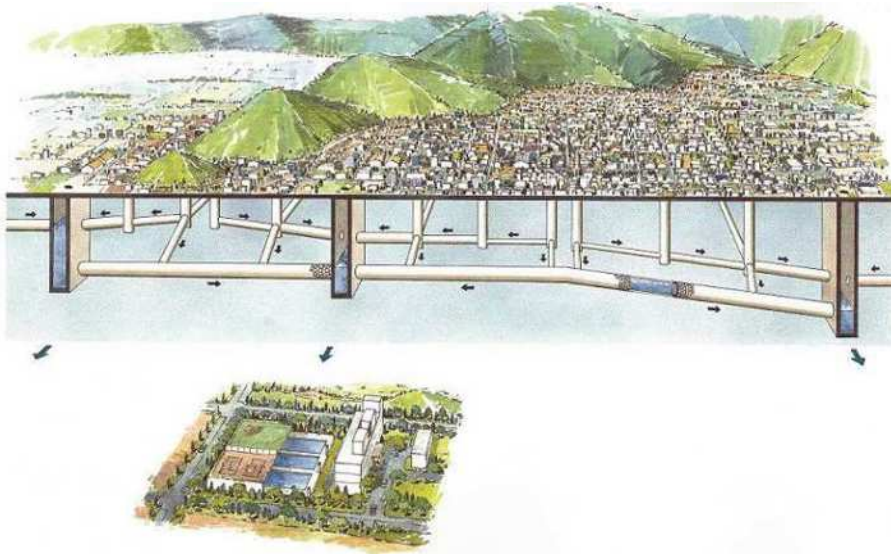


図 処理場のネットワークイメージ

(2) 処理場・ポンプ場の耐震・耐水化

処理場やポンプ場を対象に耐震診断を実施し、耐震性能に問題がある処理場やポンプ場については、「人命の確保」と「最低限の機能確保」を目的とした耐震補強を実施していく。

処理場やポンプ場の設備の改築更新などに合わせて、設備の設置高さの引き上げを行い、津波による浸水で設備が故障しないよう耐水化を進めていく。

(3) 下水道管渠の耐震化

災害時に拠点となる病院や避難所などの重要施設の機能確保、緊急輸送路の通行阻害の防止を図るため、優先的に対策を行う箇所を定め、耐震診断を行い、必要となる管渠やマンホールの耐震化を実施していく。

(4) 下水道施設の計画的な改築・更新と機能強化

①管渠

老朽化が顕著で本来の機能が十分に発揮できない管渠は、部分的な修繕ではなく改築を実施することで道路陥没や漏水などの事故を未然に防ぎ、さらに雨天時の雨水の浸入を抑制していく。

管渠の改築更新事業は、阪神・淡路大震災により管渠の破損やズレなどの被害が多く発生したエリアを中心に実施していく。

改築更新事業の実施にあたり、交通への影響や騒音・振動などに配慮した管更生工法を積極的に採用していく。

②施設

優先順位をつけて老朽化が進んでいる設備を更新し、処理機能を良好に保ちます。設備更新の際には、省エネルギー、高効率な機器を選定することで運転コストの削減を図っていく。

安定した汚水処理の継続、公共用水域の水質維持を目的とし、処理場やポンプ場の改築更新を実施していく。

第4項 水と緑のネットワークの形成

シンボルとなる既成市街地の河川や街路の沿道一帯を「環境形成帯」とし、河川や街路が本来もっている機能に加え、周辺の市街地とのつながりをふまえて、建物の緑化による緑豊かなまちなみの形成などにより、環境共生や防災、景観形成などの多様な機能をあわせもつ空間を創出する。

環境形成帯は、特に夏季において、海や山からの涼しい風が市街地を流れる「風の道」としても機能する。

1 河川における環境形成帯の創出

県の管理河川及び河川沿いの公園・緑地との一体的な整備や沿道建築物の緑化などにより、火災時における延焼の遅延・防止や、市民のレクリエーション空間・生物の生息空間を創出する。

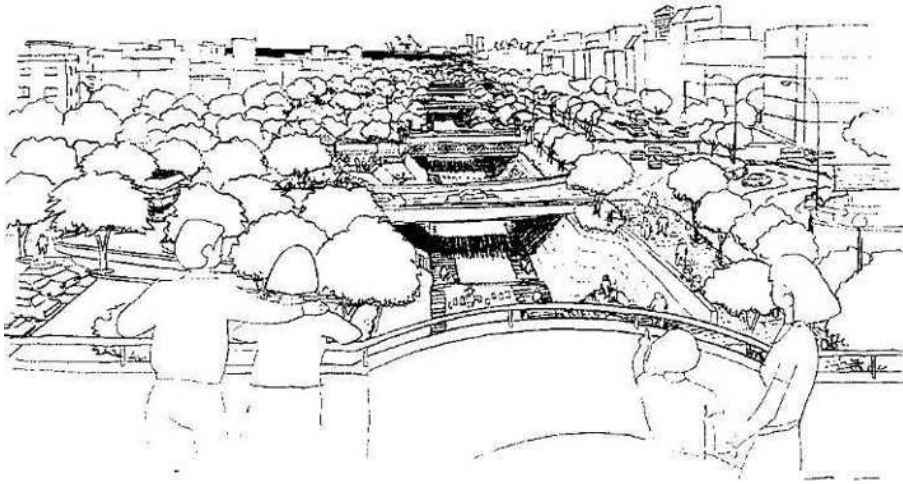
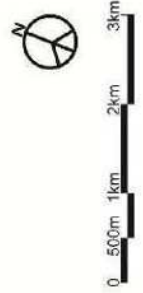
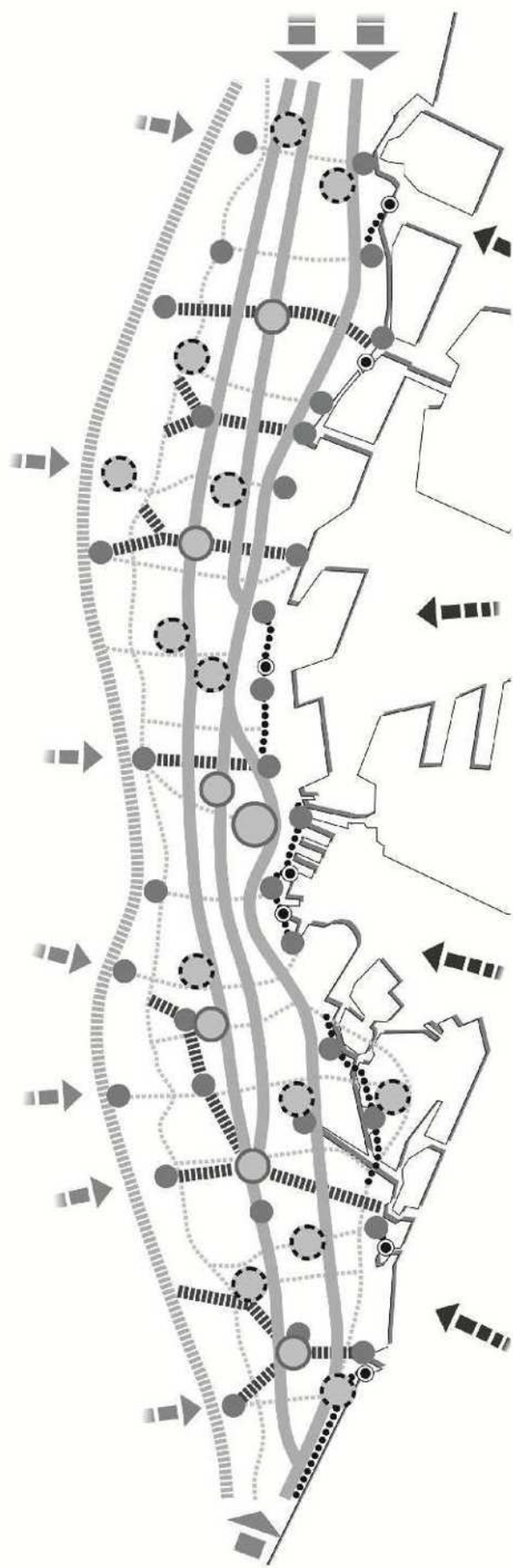


図 河川における環境形成帯のイメージ

水と緑のネットワークと防災拠点の構成



凡		例	
防災支援拠点 (生活文化圏レベル)	●	河川における 環境形成帯	
防災総合拠点 (区レベル)	○	幹線道路における 環境形成帯	———
防災中核拠点 (市レベル)	●	グリーンベルト 整備事業	
圏域外からの アクセス	◀	臨海部における 環境形成帯	●●●●●
陸路	▶	緑地・公園等	●
海路	▶	海のアクセスポイント	◎

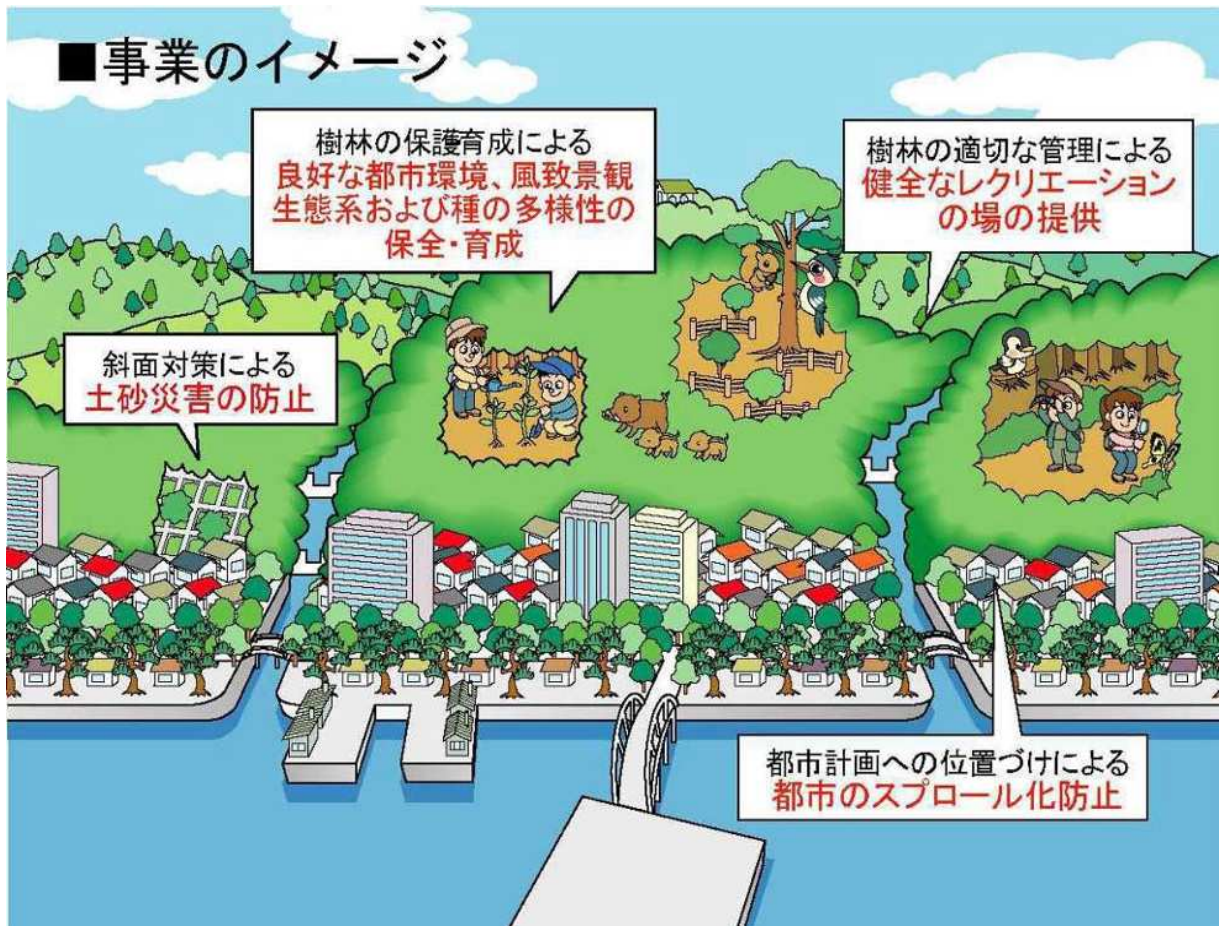
2 幹線道路における環境形成帯の創出

街路樹の効果的な配置や適切な維持管理、沿道建築物の不燃化や緑化を推進することにより、心地よい歩行者空間や、風格のあるまちなみをつくりあげるとともに、火災などの非常時における安全な避難機能、延焼遮断機能の強化を図っており、浜手幹線、中央幹線、山手幹線の三大幹線については整備を完了している。

3 六甲山系グリーンベルト整備事業の推進

平成7年1月の阪神・淡路大震災により、六甲山系で1,000か所以上の土砂災害が発生したことを受け、国・県は、土砂災害の防止、無秩序な市街地の拡大防止などを目的として、六甲山系グリーンベルト整備事業を開始した。

神戸市須磨区鉢伏山から宝塚市岩倉山までの六甲山系の南側斜面が事業対象区域で、施設整備や樹林整備などが実施されている。



4 臨海部における環境形成帯の創出

港湾機能などとの調和を図りながら、海岸線の緑地空間や拠点となる施設及び親水空間などを遊歩道等をつなぐとともに、都心部や兵庫運河ではウォーターフロントとして、水辺の親水空間やオープン空間の形成を図り、平常時は都市の親水性を高めるとともに、災害時には臨海部での避難路及び緩衝緑地としての機能を有する空間を創出する。

事業名	全事業量等
ウォーターフロント整備	兵庫運河、ハーバーランド～メリケンパーク～新港西地区～ポートアイランド地区、東部新都心

第2節 自然災害等災害予防対策の推進

第1項 土砂災害対策の推進

神戸市域は、風化花崗岩からなる六甲山系の麓に市街地を形成しており、昭和13年の豪雨による災害を始め、豪雨に伴う河川の氾濫、土石流、地すべり、がけ崩れなど幾多の災害を被ってきた。また、阪神・淡路大震災により多数の斜面崩壊が発生し、近年の大雨では一部で土砂災害が発生するなど、本市にとって土砂災害への備えは非常に重要である。

このため、国・県を中心として、山腹崩壊による被害を未然に防ぐ山腹工、土石流を食い止める堰堤工事の治山・砂防事業、地盤の移動を抑止する地すべり対策事業、急傾斜地の崩壊を防止する急傾斜地崩壊対策事業を実施している。

また、これらの事業の推進とあわせて、市民への土砂災害への心構えと防災意識の向上を図る。

1 治山事業

六甲山系は雨に弱く非常に崩れやすい風化花崗岩からなっている。そのため、山地の麓まで市街地が広がる神戸市の特性から、神戸市の安全なまちづくりにとって山腹崩壊を未然に防ぎ、また被害を最小限におさえる対策が重要である。このため、降雨により発生した崩壊箇所の復旧とあわせて、山腹崩壊を未然に防ぐため予防的事業を実施する。

(1) 自然災害防止事業

昭和53年度から自然災害防止事業債が創設されたことにより、災害対策基本法に基づく、本防災計画に計上されている土砂災害防止地区内の市有地内において、治山、林地崩壊防止施設の復旧、土石流・地すべり・急傾斜地崩壊による災害の予防、または災害の拡大防止を目的とした事業で、国・県の採択基準に満たないものについて施行する。

(2) 市有林内山腹崩壊復旧事業

市有林内において、自然現象などにより発生した山腹崩壊地の復旧、あるいは人家に近接した急傾斜地の崩壊防止を目的とした事業で、国・県の採択基準に満たないものについて施行する。

(3) 県単独補助治山事業

人家または市町村等が管理する施設に隣接する山地が崩壊し、人命財産等に直接被害を与え、または与える恐れがあり、民生安定上放置しがたいもので、県営治山事業（国庫補助・県単独）の対象とならないものについて復旧を図る。

(4) 国有林関係事業

国有林における植林、保育、改良等の実施により、国有林の健全な育成を図るとともに、治山施設の建設を行う。

(5) 保安林（民有林）関係事業（県実施）

保安林における治山事業は、山地災害危険地区を重点的に実施する。

また、近年、頻発する集中豪雨で山腹崩壊等が発生した箇所において、山腹工などの復旧治山事業等の実施により森林への復旧を図る。

2 砂防事業

昭和42年7月災害における砂防施設の効果から、砂防施設を建設し、土石流等による土砂が下流の市街地に流出することを防止する。

なお、砂防施設の不十分な小河川についても、砂防ダムの早期完成に重点をおく。また、小溪流部の砂防ダム、山腹工などの整備には特に留意し実施するものとする。砂防指定地内の市有地で災害が予想される箇所について、特に溪流への土砂の流出防止を目的とした事業で、国・県の採択基準に満たないものについて施行する。

3 六甲山系グリーンベルト整備事業の推進（再掲）

平成7年1月の阪神・淡路大震災により、六甲山系で1,000か所以上の土砂災害が発生したことを受け、国・県は、土砂災害の防止、無秩序な市街地の拡大防止などを目的として、六甲山系グリーンベルト整備事業を開始した。

神戸市須磨区鉢伏山から宝塚市岩倉山までの六甲山系の南側斜面が事業対象区域で、施設整備や樹林整備などが実施されている。

4 地すべり対策事業（県実施）

地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去し、又は軽減するために必要な排水工、擁壁工、抑止杭工等の事業を県が実施する。

5 急傾斜地崩壊対策事業（県実施）

急傾斜地崩壊危険区域において、急傾斜地の崩壊を防止するため必要な擁壁工、排水工、法面工等の事業を県が実施する。

6 道路防災対策事業

近年、頻発する集中豪雨により災害が多発しており、特に長期の通行止めを余儀なくされた六甲山エリアについて、新たに道路防災計画を策定し、法面崩壊防止対策に加えて、路面排水の集中化を避ける排水対策工事にも取り組み、防災対策の強化を行っていく。また、その他のエリアについても、従来の防災対策を推進し、落石等の自然災害による道路交通への影響を防ぐ。

7 土砂災害警戒区域等の設定

土砂災害から市民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

8 土砂災害に関する避難啓発の推進

(1) 住民説明会の実施

土砂災害警戒区域およびその周辺を対象に、避難についての住民説明会を実施する。

(2) 土砂災害避難マップの作成（兵庫区）

兵庫区北部の土砂災害警戒区域に含む防災福祉コミュニティと協働して、地区住民とのワークショップ・まちあるきを開催し、緊急避難場所までの推奨する避難ルート等を記載した「土砂災害避難マップ」を作成し、対象地区全世帯に配布するとともに、地区での防災訓練・防災学習等での利用を促進している。

第2項 宅地災害対策等の推進

1 既成宅地の安全対策

既成宅地については、宅地の所有者、管理者又は、占有者に保全義務が課されているが、これらの宅地について、災害の防止のため必要があると認められるときは、擁壁、排水施設の設置、改造その他必要な措置をとることを勧告し、災害の発生のおそれが著しいと認める場合には、擁壁、排水施設の設置、改造その他災害発生を未然に防止するために必要な工事を行うことを命ずるものとする。さらに、建築確認の際に、「建築基準法」及び「宅地造成等規制法」の技術基準に基づき敷地の安全性を確保するよう指導する。

今後も、問題のある宅地に対する改善勧告や要請、防災工事届の受理などの取り組みを進める。

2 宅地造成工事許可等

(1) 宅地造成等規制法の運用

一定の宅地造成工事を「宅地造成等規制法」に基づく許可に係らしめることにより同法の技術基準により、擁壁・排水施設等の安全性について審査・指導・検査を行う。

なお、無許可、許可条件違反及び技術基準に適合していない宅地に対しては、速やかに工事中止、許可取消し、宅地の使用制限、使用禁止、その他災害防止のために必要な措置を命ずる。

宅地造成工事に伴い、がけ崩れ、土砂流出等の災害のおそれがあるところについて、これらの工事に対するパトロールの強化を行う。

(2) 都市計画法の運用

開発許可の際に、「都市計画法」及び「開発指導要綱」等の技術基準に基づき、開発者に対して公共・公益施設の整備を行わせるとともに、宅地についても安全性確保のため、擁壁・排水施設等の審査・指導・検査を行う。

(3) 斜面地建築工事の指導

「神戸市斜面地建築物技術指針」に基づき、斜面地建築工事の指導を行う。

3 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊防止のための規制は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき県知事が急傾斜地崩壊危険区域を指定することにより、行為の制限、改善命令などを行う。

4 宅地災害未然防止措置の取り組み

(1) 防災パトロールの実施

随時、防災パトロールを実施し、市内の危険宅地の把握及び無許可工事の早期発見に努めるとともに、許可工事でも条件や許可内容どおり工事を施行しているかどうかを監視・指導する。

(2) 宅地保全相談・神戸市既成宅地防災工事貸付金

市民及び施行業者に対して、宅地造成工事を行う手続の説明、設計基準の指導、既成宅地の安全性の診断等の相談に応じるとともに、危険な既成宅地の防災工事を行う場合には、必要に応じ資金の貸付等を行う。

(3) 宅地防災月間

毎年梅雨期前の5月を「宅地防災月間」として、防災パトロール、宅地防災講演会等や広報紙等による日常の安全点検方法等の周知を行い、市民及び施行業者に対して宅地災害防止のための知識の普及・啓発を図る。

第3項 洪水・浸水対策の推進

1 河川洪水対策

(1) 河川整備の推進

①河川改修事業

表六甲の主要な河川の改修は、昭和13年の阪神大水害を契機に国、県で事業が行われ、ほぼ完了しているが、昭和42年の水害により改修の必要が生じた小規模な未改修河川については、昭和45年から市がバイパス放水路等の建設を進めている。

また、西北神地域の河川改修は、河道拡幅による治水安全度の向上とともに、周辺環境にも配慮した整備を行っている。

事業名		全事業量等
河川改修事業		371.2km
内 訳	都市基盤河川改修事業（妙法寺川、伊川、櫛谷川）	69.9km
	準用河川改修事業	180.8km
	普通河川改修事業	120.5km

②河川管理施設点検

水害から市民の生命を守るため、護岸等の河川管理施設を定期的に点検し、予防保全の観点から踏まえた修繕を行うことで、治水の安全維持を図る。点検結果を受けて、緊急性のある変状については速やかに修繕を行い、それ以外の箇所については、予防保全及び経費平準化の観点から踏まえた全市的な河川施設管理計画を策定し、適切かつ計画的な河川管理を進めていく。

事業名	全事業量等
河川管理施設点検	準用河川・普通河川のうち、人家、主要施設等を背後に持つ約160km

(2) 総合治水対策

近年、頻発する集中豪雨や局所的大雨等に対し、これまでの「河川下水道対策」に加え、雨水を一時的に貯留・地下に浸透させる「流域対策」や、浸水してもその被害を軽減する「減災対策」を組み合わせた「総合治水」を推進することが重要となっている。兵庫県では、平成24年4月1日に「総合治水条例」を施行し、これに基づき流域毎に流域市町及び住民参画の下で「総合治水推進計画」を策定している。神戸市では、市域を4流域（武庫川・表六甲・神明・加古川）に分けて上記計画が策定されており、これに基づいて総合治水を推進していく。

①流域貯留事業

河川洪水対策の1つとして、対象河川上流部に既存ため池や調整池を活用した流出抑制施設を設置し、下流域の治水安全度の向上を図る。

(3) 河川情報の提供

①河川モニタリングカメラ

河川の流れる様子を撮影し、インターネットで閲覧できるシステムを構築し、運営管理を行う。

増水の危険性を実感できる映像を市民に見てもらうことで、確実、迅速な避難を促す。

②河川増水警報システム

親水施設がある河川において、大雨・洪水注意報又は警報発令後に回転灯が点灯し、音声で警告するシステムを構築し、運営管理を行う。都賀川増水事故（平成20年7月）を受けて整備したもので、河川利用者のための安全対策として、増水の危険を知らせ、迅速な避難行動を促す。

③都賀川増水時事故の防止

都賀川を守る会・防災福祉コミュニティ等地域団体及び警察、消防等関係機関と連携して、都賀川が急増水する性質を持つことを理解したうえで利用していただくこと、降雨時や大雨（洪水）注意報（警報）発表時には決して立ち入らないことの啓発を図る。

(4) 河川の浸水想定区域における連絡体制の強化

水位情報周知河川については、洪水ハザードマップの作成に伴い、浸水想定区域を指定している。この区域は、河川の氾濫等により浸水被害が発生する恐れがあるため、避難体制、情報連絡体制の強化を図っている。

①河川溢水等による浸水想定区域の実態調査の実施

河川の浸水想定区域において、特に早期避難の必要があると判断される区域の住民に対して、迅速な避難と情報の伝達を円滑に行うための体制を確保するために、浸水想定区域の実態調査（世帯数、避難先、情報伝達手段）を継続して実施する。

②避難準備情報、避難勧告・指示の伝達方法の確立

河川の浸水想定区域に対して避難準備情報、避難勧告、指示を発令する場合は、円滑な情報伝達を図ることが重要となる。このため、広報車等によるパトロールや地域広報、防災行政無線同報系、ひょうご防災ネット、緊急速報メール、Lアラートによるマスコミ等を通じた緊急情報の提供のための環境づくりを進める。

③住民への周知

河川の浸水想定区域内の住民に対し、地域の訓練や、地域の懇談会、消防団、防災福祉コミュニティ等を通じて、住民相互においても日ごろから伝達方法や避難場所、避難方法などを確認するよう啓発する。

2 都市の浸水対策の推進

集中豪雨や台風から市民の生命や財産、神戸のまちを守るため、雨水管渠や雨水ポンプ場などのハード対策、水害リスク情報の共有をはじめとするソフト対策を進め、「防災」と「減災」に取り組む。

(1) 雨水幹線・雨水ポンプ場の整備

地盤が低い地区や人口の集中している地区のうち、浸水に対する危険性が高い地区を中心に浸水対策事業を継続して実施している。特に、平成30年度の台風により著しい浸水被害が発生した中央区東川崎町を中心に、神戸駅周辺における雨水ポンプ場や雨水管渠の整備などを進め、浸水リスクの低減に努めている。また、西区玉津町西河原地区においても浸水軽減に向けた整備を進めていく。

台風による豪雨や高潮の影響により、マンホールの蓋が持ち上がり、舗装が破損するなどの被害が出たため、雨水管渠の高潮対策（耐圧化）を実施していく。

既存の雨水ポンプ場の中には、設計基準が古く、近年の豪雨に対応できていないポンプ場があるため、設備の改築更新にあわせ、現在の設計基準に合った設備を導入していく。また、老朽化している雨水ポンプ場は改築更新に合わせて、排水能力の向上を図っていく。

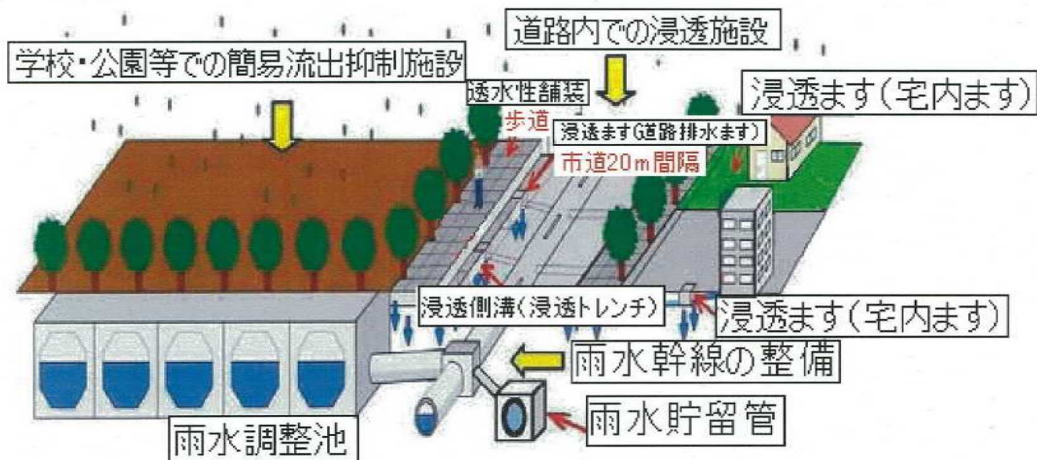
(2) 浸水に対する情報発信の充実

近年、全国的に被害をもたらしている豪雨に対しては、ハード対策だけでは対応に限界があるため、ソフト対策として市民の防災活動・避難行動の助けとなる情報の提供を進めていく。

神戸市内の各戸に配布していたハザードマップにおいて、浸水リスクの情報を定期的に更新するとともに、浸水に対して市民の避難行動を促せるよう、表現を工夫してわかりやすく発信していく。

(3) 雨水流出抑制施設の整備

「浸水に強いまちづくり」を促進し、安全・安心なまちづくりを実現するためには、過去に浸水の被害を受けた地区及び浸水の被害が想定される地区に対し、公共施設を有効に活用した「雨水流出抑制（貯留・浸透）施設」として、雨水貯留施設（4箇所）、学校雨水貯留槽（31箇所）、透水性舗装（約21.5ha）等の整備を完了しており、浸水被害の軽減・解消を推進している。



(4) 地下街等の浸水対策

地下街や地下鉄駅舎等への浸水対策として、地下施設における止水板の設置・改修などの浸水防止対策を推進するとともに、豪雨時に浸水する可能性がある地下施設管理者に対して、避難確保計画に基づく避難体制の確保・強化や、万一が浸水した場合に備えた対応についてなどの指導を推進する。

3 高潮・沿岸部都市浸水対策の推進

(1) 海岸保全施設の整備

昭和39年20号台風及び昭和40年23号台風と相次いで高潮による大きな被害を受けたため、昭和40年度から被害の最も大きかった西神戸地区（和田岬～妙法寺川尻）より高潮対策事業に着手し、順次、東神戸地区（都賀川尻～新在家）、中神戸地区（兵庫新川運河～中之島周辺）と事業を進めてきており、平成27年度に、想定される高潮（設計高潮位 TP+2.8m）に対する全区間（総延長 約60km）の整備が完了している。

(2) 海岸保全施設の老朽化対策

築造後年数がかなり経過している海岸保全施設を適切に維持管理していくため、「神戸港海岸保全施設長寿命化計画」を策定し、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効率的な維持管理を実施する。また、老朽化が特に進行している施設については、補修・改修を行うことで機能の回復・強化を図る。

事業名	全事業量等
海岸保全施設の老朽化対策事業	海岸保全施設 (総延長 約 60km)

(3) 神戸港防災ポータルサイト

神戸港における防災情報発信の取り組みとして、令和元年9月から“神戸港防災ポータルサイト”を開設し、「実況潮位の情報」、「防潮鉄扉閉鎖の案内・閉鎖状況」、「ライブカメラ映像配信（兵庫ふ頭）」など、防災行動に必要な情報を分かりやすく提供し、登録者には、メールにて最新のお知らせを発信している。

(4) 神戸港港湾BCP協議会の運営

平成27年度に策定した「神戸港港湾BCP」について、その実効性を高めるため、神戸港港湾BCP協議会において、「マネジメント計画」に基づいた訓練や事前対策の検討に取り組み、必要に応じて修正を加えながら運用を進めていく。

令和元年度は、大阪湾BCPの方針に基づき、新たに高潮・暴風による被災を想定した「神戸港港湾BCP～高潮・暴風編～」を策定した。引き続き、大阪湾BCPの取り組みとも連携し、神戸港港湾BCPの充実に向けた取り組みを進める。

(5) 須磨海岸の整備

須磨海岸における、高潮・波浪等の被害を軽減するため、養浜、護岸等を整備し、面的防護により、海岸の防災機能を確保するとともに、豊かなレクリエーションの場として海岸環境の向上を図り、安全・安心な海岸利用を推進する。

事業名	全事業量等
須磨海岸環境整備事業	須磨海岸全体

(6) 海岸保全施設の老朽化対策（漁港）

築造後年数がかなり経過している海岸保全施設を適切に維持管理していくため、「海岸保全施設長寿命化計画」を策定し、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効率的な維持管理を実施する。また、老朽化が特に進行している施設については、補修・改修を行うことで機能の回復・強化を図る。

(7) 漁港施設の整備

近年の大型化する台風等による高潮・波浪等の被害の生じる恐れがある場合、被害を軽減するため、漁港施設の改良・整備を行う。

4 ため池防災対策の推進

水防計画に位置付けられている要監視ため池や老朽化したため池等について、定期点検や改修事業を実施する。また、災害の未然防止などため池の適正管理に関してため池管理者への指導、啓発を行う。

第4項 津波対策の推進

津波対策については、南海トラフ地震レベル1（マグニチュード8クラス）に対する防潮堤の整備（総延長約60km）が完成しており、今後は、レベル2（マグニチュード9クラス）への対応として、人命の確保を最優先とした被害軽減を基本としたハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な津波対策を推進する。

1 港湾、漁港施設・海岸保全施設の整備

(1) 海岸保全施設の補強等

南海トラフ巨大地震に伴う最大クラスの津波（レベル2津波）に対するハード対策として、既成市街地の人家部及び臨海部を対象に既存防潮堤等をねばり強い構造に補強する対策を実施し、令和5年3月に完了した。

対象：既存の海岸保全施設等

目標：既成市街地の人家部及び臨海部における浸水深を人命に影響を与えない30cm未満に低減

事業名	全事業量等
津波・高潮危機管理対策緊急事業	既存の海岸保全施設等

(2) 神戸港水門・防潮鉄扉の遠隔操作・遠隔監視システム構築

津波の浸水被害を最小限に食い止めるためには、神戸港沿いの水門及び防潮鉄扉を迅速かつ確実に閉鎖する必要がある。現在は、職員が現地で水門及び防潮鉄扉の開閉状態を確認しているが、安全確保等から鉄扉の統廃合を含めた操作の遠隔化システムを構築する。

事業名	全事業量等
津波・高潮危機管理対策緊急事業	<ul style="list-style-type: none"> 水門、防潮鉄扉の遠隔操作化 水門、防潮鉄扉の遠隔監視化

(3) 港湾・漁港施設の戦略的改修

維持管理計画に基づく点検を実施し、予防保全の観点から、改修にあたっては最新の技術基準等も踏まえた効果的かつ効率的な改修等を実施し、施設の機能を確実に維持していく。

事業名	全事業量等
港湾施設の戦略的改修 水産基盤整備事業	防波堤、護岸等

2 地域津波防災計画

(1) 地域津波防災計画に基づく取り組みの促進

津波は、発生時期が予測できないため事前対応が難しく、地震発生後、即時対応が迫られるなど、行政での対応が制約される。津波被害を最小限にとどめるためには、地域住民や事業者等の日頃からの津波防災への意識付けが必要である。

このため、南海トラフ巨大地震の津波により浸水が想定される地域において、防災福祉コミュニティが主体となって、津波発生時の収集・伝達、避難対策等に関する地域津波防災計画を作成しており、計画に基づく訓練等の取り組みを促進していく。

事業名	全事業量等
地域津波防災計画作成支援	18 地区

(2) 津波表示板の設置

住民等の津波防災意識の普及・啓発と、いざという時の適切な避難対応を可能とするため、地域住民が主体となって、地域津波防災計画に基づき地域で選定した避難ルートを中心に、津波避難の方向や津波への注意喚起を記した津波表示板を、電柱等に掲示する取り組みを支援している。

事業名	全事業量等
津波表示板設置支援事業	18 地区

(3) 津波緊急待避所表示板の設置

津波緊急待避所は、津波発生時に緊急的に避難が可能な堅牢な建物であり、地域津波防災計画の中で位置づけられている。日ごろから津波緊急待避所の周知を図るとともに、いざという時の適切な対応を可能とするため、津波緊急待避所への表示板設置を行う。

3 都心部の津波避難対策

来街者が多く、高度な土地利用がなされている都心部（三宮・元町・神戸）の、それぞれの地区特性を踏まえた津波避難行動・誘導の基本的考え方を整理した「神戸市都心部における津波避難行動・誘導指針」を平成26年12月に策定している。

地域ごとの特性を踏まえた避難情報を示した「津波避難情報板」や、地域津波防災計画の内容を踏まえた「津波避難誘導・海拔表示」の設置、「津波防災ウェブサービス“ココクル?”」の整備等、地理に不案内な方が多い都心部の対策として、来街者への啓発に取り組んでいる。また、これらは多言語表示により来街者だけでなく外国人に対しても津波避難の啓発を図っている。

神戸駅周辺地域においては、関係機関やビル所有者等地域事業者の方を会員とした協議会を設立し、事業者間相互の協力体制を構築し、津波避難誘導等のルールを定めることを目的に策定した「神戸駅周辺地域防災計画」に基づく津波避難対策を推進する。

4 臨海部の津波避難対策

臨海部の津波避難対策の一つとして、港湾エリアで津波時に自社ビルでの避難ができない人等を受け入れることができる緊急待避所を示した津波避難ビルマップを平成27年3月に作成し、臨海部の事業所や港湾関係者へ配布を行っている。

今後も引き続き緊急待避所の周知に努めるなど、津波避難の啓発に取り組む。

5 海拔表示板の設置

津波避難対策の一つとして、津波浸水想定地域周辺を対象に、住民や来街者が、その地域（地点）の海拔情報を認識し、地震時の津波避難への対処が必要かどうかを知らせる目的で、避難所や道路施設、公園、集客施設などに海拔表示板の設置を行っている。

6 神戸港港湾BCP協議会の運営（再掲）

7 交通施設の津波対策

地下鉄海岸線の一部については南海トラフ地震の津波浸水想定地域に含まれており、津波が発生した場合に浸水被害が生じる可能性があるため、浸水対策及び乗客の安全な避難対策が必要である。

（1）地下鉄海岸線の津波浸水対策

平成26年度に兵庫県が発表した津波浸水想定区域については、平成28年度時点で対策済みである。また、ソフト面では、津波警報が発表された際に、各駅一斉にその情報を通知するとともに駅利用者に高い所への避難を促す。なお、津波想定区域内にある駅については、平成29年度にピクトグラムを使用した津波避難サインを設置している。

（2）地下鉄海岸線の大容量蓄電池の整備

地震発生に伴い、地下鉄海岸線の3箇所ある変電所すべてが停電することを想定し、浸水区域内の駅間で列車が停車してしまう事態を避けるために、列車が次駅まで非常走行できるよう、電車走行用電力を供給するための大容量蓄電池を御崎変電所に整備した。

平成29年度整備完了。

第5項 大規模地震対策の推進

1 地震防災対策緊急事業5箇年計画

地震防災対策特別措置法に基づき兵庫県において定められる地震防災緊急事業5箇年計画と連携して、地震防災対策を推進する。

2 屋外タンク貯蔵所の耐震化の推進

建築物、構造物の倒壊や寸断等による被害の発生を抑止するため、屋外タンク貯蔵所等危険物施設の耐震化を推進し、施設の防災力向上を図る。

3 みなとの耐震対策の推進

神戸港および垂水、塩屋、舞子各漁港では、岸壁・臨港交通施設、漁港施設及び海岸保全施設の内、重要な施設については、これまでに耐震化を進めており、今後も引き続き耐震対策に取り組んでいく。

4 妙法寺駅等プラットホーム上屋耐震改修工事

これまで、既存旅客上屋の耐震性能評価方法が定まっていなかったが、平成29年に「鉄骨造旅客上屋の耐震診断指針」が整備されたことを受け、旅客上屋（プラットホーム上屋）について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修工事を実施する。

事業名	全事業量等
妙法寺駅プラットホーム上屋耐震改修工事	対象：西神・山手線妙法寺駅プラットホーム上屋ほか
伊川谷駅プラットホーム上屋耐震改修工事	対象：西神・山手線伊川谷駅プラットホーム上屋ほか
名谷駅プラットホーム上屋耐震改修工事	対象：西神・山手線名谷駅プラットホーム上屋ほか

第6項 火災予防への取り組み

以下に示す危険物を扱う施設や不特定多数の人が利用する施設、建物、地域においては、一度出火すると、大火災となり、甚大な被害が生じる恐れがあるため、実態把握、自主防災体制の強化、防火思想の普及及び予防広報の徹底を行う必要がある。

○危険物製造所等の施設(石油コンビナート等)

爆発及び速燃的な火災となり危険物品の飛散流出等により延焼拡大のおそれのある危険物施設

○地下街、準地下街

火災等により、混乱を生じ人命救助、消火活動上困難が予測される地下街、準地下街

○複合用途の高層建物

火災発生時、特に関係者の適切な対応措置が必要とされるもので、管理権限及び利用形態の異なる事業所が混在する高層建物

○不特定多数を収容する建物等

早期に避難誘導を行わなければ多数の死傷者が発生する危険が大きい次の施設

- ・劇場、映画館、公会堂、集会場
- ・キャバレー、遊技場
- ・待合、料理店、飲食店
- ・百貨店、マーケット、大規模物品販売店舗
- ・旅館、ホテル、宿泊所
- ・病院、社会福祉施設、各種養護施設
- ・サウナ、公衆浴場

○木造建物密集地域

火災が延焼しやすく1,000平方メートル以上焼損する危険性がある街区

1 企業の自主防火管理体制の強化

状況変化の激しい対象物等の実態を把握し、火災予防のための適切な指導を推進し、あわせて自主防災体制の確立を促進させるため、次の事項を実施する。

(1) 防火査察の徹底

旅館、ホテル、及び福祉施設等の就寝施設を伴う人命危険の高い対象物を重点に、不特定多数を収容する建物等の査察を計画的に実施し、自主防災体制の確立を推進する。

なお、査察実施結果をPDCAサイクルにより検証し、年度査察基本計画を立案し、より実効のある査察の実施を進める。

(2) 法令規制に対する違反事項の是正

法令規制に違反した防火対象物及び危険物施設については、その危険度に応じて改善の通告、警告、命令等を行い、早期改善を図る。

(3) 危険物施設における自主保安体制の推進

危険物施設における石油類などの漏洩事故防止のため、法令事項と行政指導事項の区分を明確にした指導を行い、自主保安体制の充実を促す。また、継続して事業者による定期点検制度を促進し、自主保安体制の一層の強化を図る。

(4) 防火管理体制づくりの指導

防火管理者の選任、自営消防訓練の実施、消防用設備等の点検の指導等、事業者の自主防火管理体制づくりを強化することにより、防火対象物の安全性を確保する。

また、継続して指導を行うことにより、防火管理者選任率及び自衛消防訓練実施率の向上を図る。

(5) 企業の自主保安体制の推進

「火薬類取締法」、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に関する事務権限が平成29年度に本市へ移譲されることを受け、これら関係施設に対する実態把握、ならびに災害予防・災害防御活動面からの自主保安体制の推進に向けた指導を実施する。

事業名	全事業量等
企業の自主保安体制の推進	神戸市内における火薬・高圧ガス・液化石油ガス取扱施設

2 市民による自主防災組織の確立と防災活動の推進

市民生活の中にきめ細かな防災意識を定着させるため、市民及び市民団体による自主防災組織の充実と活動の活性化を強力に推進するため、次の事項を実施する。

- ・消防係員地区担当制による各防災福祉コミュニティの活動支援を行っていく。
- ・地域住民の防火意識の高揚を図るため、防災福祉コミュニティ、消防団等による自主防災活動を推進する。
- ・防災福祉コミュニティが実施する防火・防災講習会及び消火、通報、避難等の訓練を指導する。
- ・防災福祉コミュニティが災害のないまちづくりを目指して実施する防火広報活動や、放火防止のパトロール、年末警戒等に積極的に協力する。
- ・防災福祉コミュニティ等を通じて、市民生活の安全情報を地域住民に提供するとともに住宅用防災機器の設置促進を図る。
- ・防災福祉コミュニティごとに、地域の災害初動対応計画である「地域おたすけガイド」が作成されるよう支援する。

3 消防団による防災活動の推進

地域の安全を守る要としての消防団は、多様化する都市災害に対応するため、地域防災のリーダーとして地域住民の防火防災知識の普及や防災意識の高揚を図るとともに次の事項を実施する。

(1) 消防団員の育成

消防団の基本理念は「自分たちの地域は自分たちで守る」ことにあり、地域に密着した消防団活動にあたっては高度な知識技術が要求される。このため消防団活動は地域の防災力を向上させるとともに、地域住民の安全を確保するため消防団員の育成強化を図る。また、消防団施設や積載車等について、整備基準に基づき、ファシリティマネジメントの観点から適正管理を進めていく。

また、「消防団を中核とした地域防災力の強化に関する法律」を踏まえ、消防団については、処遇改善、消防団施設・装備の充実強化などの取り組みを進める。

(2) 防災知識の普及

消防団は、地域の防災リーダーとして地域住民に対して防災訓練等を通して、実践的な指導を通じた防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

(3) 各種訓練指導

初期消火訓練、救急応急処置、通報、避難要領の指導を行う。

また、防災福祉コミュニティとの訓練でも指導的立場として地域防災力の底上げを目指して積極的な参画を図る。

(4) 消防団の入団促進

地域の防災の担い手として中心的役割を担う消防団がより活性化するよう、女性や大学生に入団を呼びかけ、神戸市学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所の登録推進などに取り組む。

4 火災予防広報

ホームページ等の情報媒体の効果的な活用や、消防音楽隊による広報演奏など様々な広報媒体やイベントを活用し、市民が防災に関心を持つことができ、かつ、わかりやすく伝えることで、防災意識の向上を図る。

5 住宅防火の推進

近年における建物火災の状況をみると、6割以上が住宅火災となっており、死者の7割以上が住宅火災によるものとなっている。

住宅防火を推進するため、各種広報媒体や防災福祉コミュニティ、消防団等を通じて市民の防火意識の向上及び、住宅用火災警報器、住宅用消火器、防災品、安全調理器具等の住宅用防災機器等の設置普及を図り、住宅防火対策を進める。

第3章 危機管理・災害対応力の強化

第3章 危機管理・災害対応力の強化

第1節 防災拠点の整備

第1項 地域防災拠点づくり

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 学校施設の防災拠点機能強化			施策-62
(1)校舎等の躯体の耐震化	教育委員会事務局 学校支援部学校環境整備課	1-1	施策-62
(2)非構造部材の耐震化			施策-62
(3)学校開放の推進	教育委員会事務局 総務部総務課	2-1 9-2	施策-62
(4)地域と学校との連携による防災訓練の実施	教育委員会事務局 学校教育部学校教育課	2-1	施策-62
2 公園整備、公園施設の防災機能強化			施策-63
(1)地域の防災拠点となる公園の整備	建設局 公園部計画課 公園部整備課	3-4	施策-63
(2)公園の防災拠点活用のための環境づくり	建設局 公園部管理課 公園部整備課	2-1 9-2	施策-63
①公園整備への市民参画			
②公園を活用した地域交流			
③公園の地域管理の促進			
3 民間施設との連携			施策-64
(1)小売市場、商店街等との連携	経済観光局 商業流通課	6-1	施策-64
(2)地域の集会施設の活用	企画調整局 つなぐラボ	2-1	施策-64
①地域集会所新築等助成			
(3)災害時帰宅支援ステーション	危機管理室 計画担当	3-4	施策-65

第2項 防災中枢拠点・総合拠点等の整備

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 防災中枢拠点、バックアップ拠点の強化			施策-66
(1)防災中枢拠点機能の強化	危機管理室 計画担当	4-1	施策-66
(2)バックアップ機能の確保			施策-66
①HAT神戸周辺			
②ハーバーランド周辺			
③西神中央周辺			
④ひよどり台周辺			
2 防災総合拠点の整備			施策-67
(1)区庁舎・消防署等の整備	建築住宅局 技術管理課 市民参画推進局 参画推進部市政振興課 消防局 総務部総務課	4-1	施策-67
(2)消防庁舎の整備	消防局 総務部総務課	3-2	施策-67
(3)公共建築物の定期点検	建築住宅局 建築指導部安全対策課 建築指導部建築安全課 建築課 設備課	4-1	施策-67

第3項 広域防災拠点の整備

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 陸の拠点			施策-68
①王子公園周辺	建設局 公園部計画課 公園部整備課 経済観光局 農水産課 福祉局 政策課 消防局 市民防災総合センター 危機管理室 計画担当	3-1 3-2	施策-68
②御崎公園周辺			
③総合運動公園周辺			
④舞子海岸周辺			
⑤北神戸田園スポーツ公園周辺			
⑥しあわせの村周辺			
2 海の拠点	港湾局 港湾計画課 海岸防災課 危機管理室 計画担当	3-1 3-2	施策-69
3 空の拠点	港湾局 港湾計画課 空港調整課 危機管理室 計画担当	3-1 3-2	施策-70

第4項 防災施設の充実

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 避難施設の指定・周知の推進			施策-71
(1)避難施設指定の定期的な点検・見直し	各区 総務部総務課 危機管理室 地域安全推進担当	3-4	施策-71
(2)避難所等表示板の設置	危機管理室	3-4	施策-71
(3)避難施設に関する広報の充実	地域安全推進担当		施策-71
2 ヘリポートスペースの確保	消防局 警防部航空機動隊 危機管理室 計画担当	3-1 3-2	施策-71
3 非常用燃料の確保	消防局 総務部施設課	3-3	施策-71

第2節 危機管理体制の強化

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 初動体制の強化	危機管理室 危機対応担当	4-1	施策-72
2 防災関連システム等の整備			施策-72
(1)危機管理センターの運用	危機管理室 危機対応担当	4-1	施策-72
(2)危機管理システム等の運用			施策-72
(3)防災行政無線の整備・運用			1-6
3 危機管理・防災対応に関するマニュアルの作成・充実			施策-73
(1)地域防災計画防災対応マニュアル	危機管理室 危機対応担当	4-1	施策-73
(2)その他の危機対応マニュアル			施策-73
(3)神戸市業務継続計画(BCP)の運用			4-1
4 広域連携の推進	危機管理室 危機対応担当	3-1 3-2 4-1	施策-73
5 消防力の高度化・専門化			施策-74
(1)指揮体制・安全管理体制の強化	消防局 警防部警防課	1-2	施策-74
(2)特殊災害対応力の強化			施策-74
(3)救助体制の充実・強化			施策-74
(4)大規模災害現場における救急体制の強化	消防局 警防部救急課	1-2	施策-74
(5)資機材の整備・更新	消防局 警防部警防課 警防部救急課 総務部施設課	1-2	施策-74
(6)地震対策の推進	消防局 警防部警防課	1-2	施策-74
(7)多様な消防水利の確保			施策-75
(8)風水害対策の推進	消防局 警防部警防課	1-5	施策-75
(9)消防職員の災害対応能力の向上	消防局 警防部警防課 市民防災総合センター	1-2	施策-75

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
6 救急救命体制の強化			施策-76
(1)救急業務の高度化	消防局 警防部救急課	3-2	施策-76
(2)救急医療体制の強化 ①持続可能な救急医療体制の構築	健康局 地域医療課	3-5	施策-76
(3)市民・事業者との協働による救急救命活動の展開 ①市民救命士の養成 ②救急インストラクターの養成 ③民間患者等搬送事業者(民間救急)との連携 ④まちかど救急ステーションの推進	消防局 警防部救急課 市民防災総合センター	3-2	施策-77
7 医療体制の強化			施策-78
(1)災害に強い病院づくり ①中央市民病院の役割 ②市民病院群の機能維持・充実	健康局 地域医療課	3-5	施策-78
(2)災害拠点病院			施策-78
(3)災害対応病院			施策-79
(4)県広域災害・救急医療情報システム			施策-79
(5)神戸市地域災害救急医療マニュアル	健康局 政策課	3-2 3-5	施策-79
8 健康危機管理体制の充実・強化			施策-79
(1)健康危機管理計画等の作成・充実	健康局 保健所予防衛生課	10-3	施策-79
(2)健康危機管理専門家会議			施策-80
(3)感染症予防対策			施策-80
(4)新たな感染症対策(神戸モデル)の推進			施策-80
9 防災訓練の推進			施策-80
(1)全市総合防災訓練	危機管理室 危機対応担当	4-1	施策-80
(2)各区総合防災訓練	危機管理室 危機対応担当 各区 総務部総務課	2-1 4-1	施策-81
(3)要援護者等の防災訓練	各区 保健福祉部健康福祉課	2-3	施策-81
(4)情報伝達訓練	危機管理室 危機対応担当	1-6	施策-81
(5)地域主体の防災訓練	消防局 予防部予防課	2-1	施策-81
(6)事業所等における防災訓練			施策-81
(7)関係機関等と連携した訓練	危機管理室 危機対応担当	4-1	施策-81
10 地球温暖化の影響に対する適応策の推進	環境局 環境保全部環境都市課	1-4 1-5	施策-82

第3節 災害時に自立生活が可能な環境づくり

第1項 災害時要援護者支援及びそのための環境づくり

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 福祉意識の啓発・人材の育成	福祉局 政策課 高齢福祉課	2-3	施策-83
2 地域での助け合いの仕組みづくり			施策-83
(1)地域における要援護者支援体制づくり	危機管理室 地域安全推進担当 福祉局 高齢福祉課 各区	2-3	施策-83
3 災害時要援護者リストの整備	福祉局 高齢福祉課	2-3	施策-84
4 災害時要援護者の避難生活支援	危機管理室 福祉局 高齢福祉課	2-3	施策-84
5 コミュニケーション手段の確保	福祉局 障害者支援課	2-3	施策-84
6 高齢者・障がい者等の緊急通報システムの推進	消防局 予防部 予防課	2-3	施策-84
7 公益的建築物のバリアフリー化	福祉局 障害福祉課	2-3	施策-84
8 誰もがぐらしやすいまちづくりの推進	福祉局 建設局 建築住宅局 交通局	2-3	施策-84
9 女性のための相談室	市民参画推進局 男女共同参画センター	9-2	施策-85
10 外国人への対応			施策-85
(1)外国人コミュニティ、外国人支援団体、災害時通訳・翻訳ボランティアとの連携	市長室 国際部国際課	2-3	施策-85
(2)防災情報等の多言語対応	市長室 国際部国際課	2-2 2-3	施策-85
(3)相談体制の充実	市長室 国際部国際課	2-3	施策-85
11 来街者等への対応			施策-85
(1)観光客等への配慮	経済観光局 観光企画課	2-2	施策-85

第2項 ボランティアとの連携強化

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 ボランティアネットワーク等との連携	福祉局 くらし支援課	9-2	施策-86
2 災害ボランティアセンターの充実	福祉局 くらし支援課	9-2	施策-86
3 災害時のボランティア情報提供体制の充実	福祉局 くらし支援課	9-2	施策-86

第3項 被災直後の供給処理体制の充実

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 災害用食料・物資の備蓄	経済観光局 経済政策課	3-1	施策-87
2 飲料水の確保	水道局 経営企画部計画調整課	3-1	施策-88
3 救援物資の供給体制の整備	危機管理室 計画担当 経済観光局 経済政策課 各施設所管局	3-1	施策-90
4 災害時のトイレ機能の確保			施策-90
(1)公共下水道利用型仮設トイレ整備事業	建設局 下水道部計画課	3-4	施策-90
(2)仮設トイレの備蓄	環境局 業務課	3-4	施策-90
(3)災害用トイレ環境の整備に関する方針の策定	危機管理室 地域安全推進担当 環境局 業務課	3-4	施策-90
5 下水処理水と雨水の有効利用			施策-91
(1)せせらぎ等への下水処理水の供給	建設局 下水道部計画課	1-2	施策-91
(2)雨水貯留槽整備事業	建設局 下水道部計画課	3-4	施策-91

第4項 被災者生活の安定・再建に関する事前対策

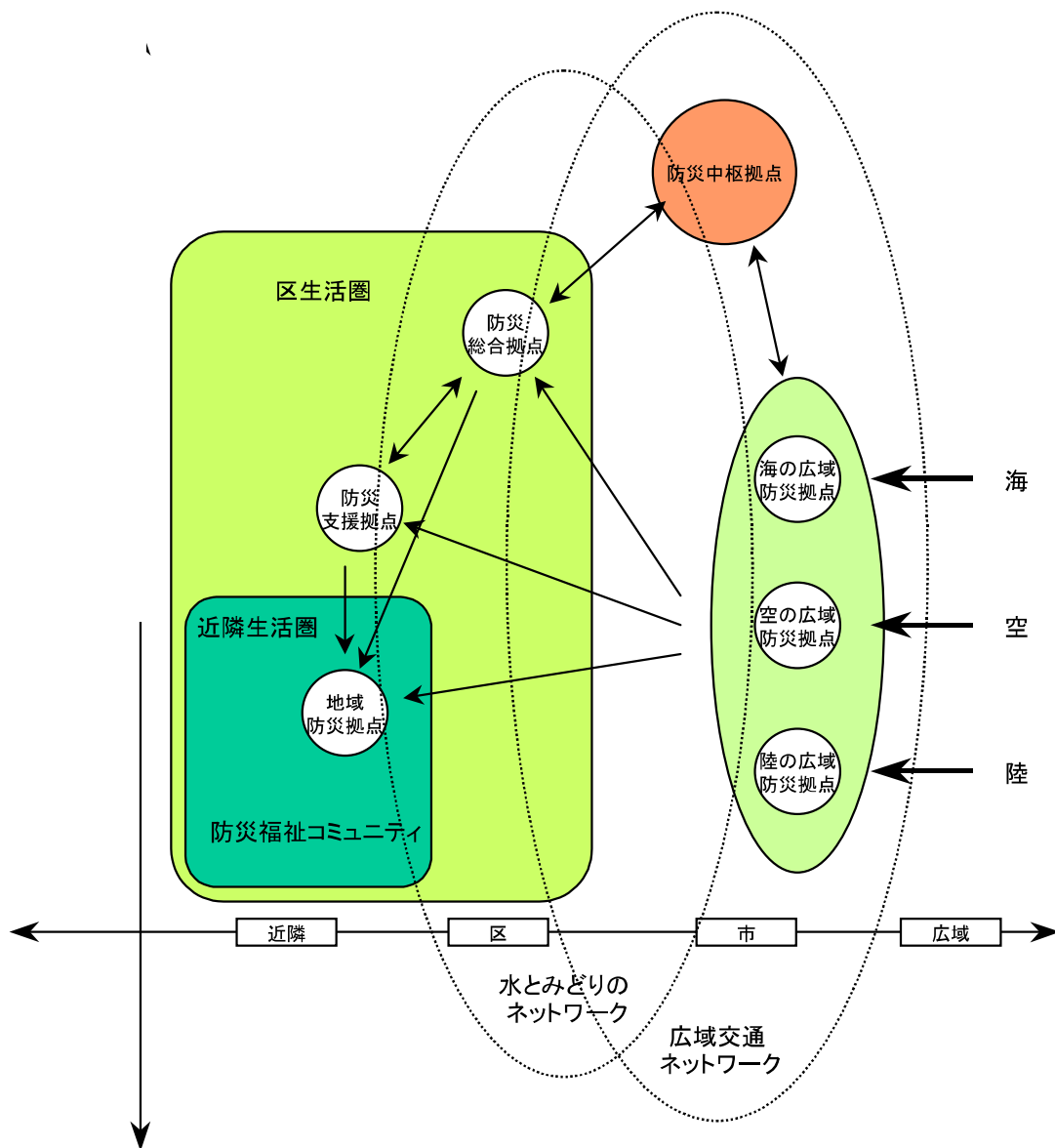
施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 被災者生活再建支援システムの構築	危機管理室 危機対応担当	9-2	施策-92
2 神戸市災害廃棄物処理指針の策定	環境局 環境政策課	9-1	施策-92
3 再生可能エネルギー・自立・分散型エネルギーの普及促進	環境局 環境保全部環境都市課 企画調整局 エネルギー政策課	6-1 7-1	施策-92
4 地籍調査の推進	建設局 道路管理課		施策-92

第1節 防災拠点の整備

災害時には、避難者を受け入れる場所や災害対策活動を展開するための施設や空間およびこれを支援する施設や空間が必要となる。さらに、災害が大規模広域にわたる場合は、市外からの救援物資を受け入れ、集積、配送、一時保管する機能が必要となる。

このため、これらの機能を有する防災拠点を、地域特性や機能に応じて適正に配置し、災害時には、これらを的確に運用することで、被害の極小化を図る必要がある。さらに、平常時の各施設や空間が本来必要とする機能の維持とともに、災害時の転活用にも配慮した整備に努める。

また、市民の生活圏を考慮して、小学校区を基本とした地域防災拠点づくりを進めるとともに、各区役所を中心とする防災総合拠点、各区に数箇所配置する防災支援拠点の機能強化に取り組む。また、市の災害対策の中核として市役所を中心とする防災中枢拠点の強化を図るとともに、広域的な連携に対応できるよう神戸の特性を生かした海・空・陸の広域防災拠点を整備する。



■圏域の広がりに応じた防災拠点の構成

区 生 活 圏	地域防災拠点：市民の自主的な防災活動・避難生活を支える拠点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校 ・地域福祉センター等 ・公園 ・民間施設等 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の防災活動拠点機能 ・ライフスポット機能 ・避難所機能 ・備蓄機能
	防災支援拠点：被災者等の生活の早期安定を支援する拠点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内施設 ・オープンスペース ・商業施設 ・医療・福祉施設等の集積を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア拠点機能 ・情報拠点機能 ・支援型ライフスポット機能
	防災総合拠点：区役所を中心として区生活圏の総合的な防災活動を担う拠点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所 ・消防署等 	<ul style="list-style-type: none"> ・区災害対策本部機能 ・ボランティアセンター機能 ・情報収集発信機能
中 枢 拠 点	防災中枢拠点：市役所を中心として市の中核的な防災活動を担う拠点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 ・東遊園地 ・京橋地区 ・みなとのもり公園 	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部機能 ・情報中枢拠点機能
	バックアップ拠点：防災中枢拠点のバックアップ機能を担う拠点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・HAT 神戸周辺 ・ハーバーランド周辺 ・ひよどり台周辺 ・西神中央周辺 	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部補完機能 ・情報中枢拠点補完機能
広 域 防 災 拠 点	海の防災拠点：海上アクセスを活用して広域な災害活動を展開する拠点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ポートアイランド ・六甲アイランド ・摩耶埠頭、兵庫埠頭 	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資・救援部隊の受け入れ機能 ・救援物資の集積・配送・保管機能 ・医療機能
	空の防災拠点：航空アクセスを活用して広域な災害活動を展開する拠点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸空港 ・神戸ヘリポート等 	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資・救援部隊の受け入れ機能 ・緊急医療の後方支援機能
	陸の防災拠点：陸上アクセスを活用して広域な災害活動を展開する拠点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・王子公園周辺 ・御崎公園周辺 ・総合運動公園周辺 ・舞子海岸周辺 ・北神戸田園スポーツ公園周辺 ・しあわせの村周辺 	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資・救援部隊の受け入れ機能 ・救援物資の集積・配送・保管機能 ・救援部隊の活動支援機能 ・備蓄機能 ・広域避難スペース

第1項 地域防災拠点づくり

地域防災拠点は地域の特性を考慮しながら概ね小学校区程度を対象とし、小中学校や公園、地域福祉センターなど市民に親しみ利用されている施設を中心に防災拠点としての機能を整備する。

地域防災拠点においては、避難所機能や防災活動拠点機能、情報拠点機能としての設備や事業者や商店街等との連携などを必要に応じて確保する。

また、地域防災拠点の中核となる小中学校や地域福祉センターなどは、耐震化やバリアフリー化等により防災機能の強化を図る。

さらに、学校開放やふれあいのまちづくり、公園管理会の活動などを通じて日頃から市民の活発な施設の活用を図り、自主的な管理・運営を促進する。

防災福祉コミュニティなどの活動を支援し、民間・商業施設との連携や集会施設をはじめ地域住民の交流の場となっている施設など地域内にある防災資源を生かして、地域の状況に応じた防災拠点の形成を促進する。

将来、これらの防災拠点については、災害時に地域で自主的に運営・活用ができるよう、検討を進める。

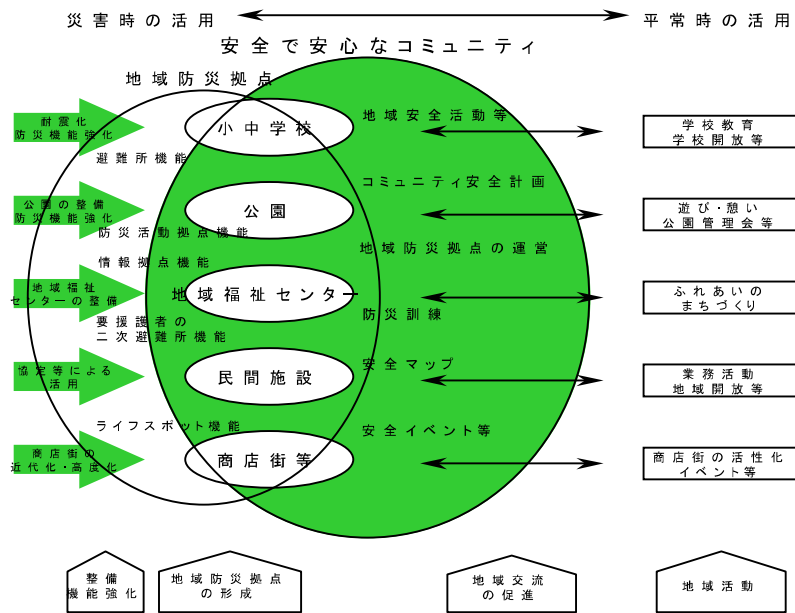


図 地域防災拠点 概念図

【地域防災計画における各施設の位置づけ】

施設	位置づけ
小中学校	学校開放などにより普段から市民に親しまれている学校を「緊急避難場所」及び「避難所」として位置づける。
公園	日常的にレクリエーション活動等コミュニティ形成の場として活用されている公園を「一時避難場所」又は「緊急避難場所」として位置づける。
地域福祉センター等	日頃の地域での福祉活動が、災害時における要援護者への支援に寄与するため、活動の拠点である地域福祉センター等を「福祉避難所」と位置づける。

1 学校施設の防災拠点機能強化

(1) 校舎等の躯体の耐震化

旧耐震基準（昭和56年度以前建築）の校舎・体育館を対象に耐震診断を行い、耐震性能不足であった建物の耐震化を進め、災害に強い学校づくりを図る。

平成17年度から10カ年計画で耐震化率100%を目指し、学校再編等に伴う改築により耐震化を図る予定の学校を除いて平成23年度に耐震化を完了した。

(2) 非構造部材の耐震化

児童・生徒の安全確保及び避難所としての機能確保のため、市立学校体育館などの非構造部材（吊り天井、照明器具、バスケットゴール、窓ガラス等）の耐震化を図る。

また、外壁・屋根材の剥落・落下防止対策により、防災機能の強化を図る。

(3) 学校開放の推進

学校施設（運動場・体育館・プール・市民図書室・教室）を地域住民に開放し、地域生涯学習の拠点化を進める。

(4) 地域と学校との連携による防災訓練の実施

地域と学校が防災福祉コミュニティ等で実施する防災訓練に参加し、災害時の学校の防災拠点としての活用や児童・生徒の安全確保のための地域との連携などの訓練を行う。

2 公園整備、公園施設の防災機能強化

地域の公園は日常的なレクリエーション活動や地域コミュニティ形成の場として、また、災害時には一時避難場所や防災活動の拠点、支援や復旧・復興活動の拠点として活用される。このため、公園の不足する地域や復興のまちづくりの中で公園・緑地の確保を図るとともに、既存公園についても地域の防災拠点となるよう、その機能の強化を図る。

(1) 地域の防災拠点となる公園の整備

公園の不足している地域における整備を重点的に進め、さらに、防災上特に重要な公園については、災害用仮設トイレや防災資機材庫の整備などにより、防災機能の強化を図るとともに、公園での雨水や井戸水の活用、ソーラーシステムの導入など環境にやさしく、災害時にも活用できる施設の整備を進める。また、既存の公園についても、地域の防災拠点となるよう、その機能の強化を図る。



図 公園での耐震性防火水槽の設置

(2) 公園の防災拠点活用のための環境づくり

公園を自主的な防災活動の拠点として活用するため、防災訓練での活用や日常の管理等を通じたコミュニティづくりを促進する。

また、公園づくりにあたっては、阪神・淡路大震災の経験から、公園の防災機能は単に防災施設にあるだけではなく、日頃から市民になじまれていることがいざという時に役立つことから、計画段階や整備そのものについても市民の参加を促進し、防災拠点としての意識を高めるとともに、地域での自主管理が可能な環境づくりを進める。

①公園整備への市民参画

震災からの復興のまちづくりが進められた地域では、事業で確保する公園の施設内容や完成後の管理運営方法などについて、まちづくり協議会等で検討が進められた。この活動を通じて公園はより親しみのある空間となり、また地域での管理がコミュニティの育成にも貢献している。今後も、公園の防災機能の強化や災害時の活用も含めた市民参加による公園づくりを推進する。

②公園を活用した地域交流

公園では地域の個性を生かした親しみのもてる空間づくりを進めており、公園ミーティングを開催するなど、地域交流の場として活用している。また、防災訓練や地域交流を通じて災害時に活用しやすい公園づくりを進める。

③公園の地域管理の促進

まちの美緑花ボランティア（旧公園管理会）等による日常的な管理を促進し、地域での管理を通じてコミュニティの育成を図るとともに、日頃から公園になじむことで災害時に利用可能な環境づくりを進める。

3 民間施設との連携

地域にある集会施設や商業施設は日常的な生活における交流の場であり、また、地域の情報発信の拠点でもある。工場などにはそこで働く人々も含め、技術や資機材、施設など災害時に有効な資源がある。地域での防災力を高めていく上でこれらの民間施設は重要な役割をもっており、防災福祉コミュニティ活動などを通じて連携を深め、ともに安全で安心なまちづくりをめざすための環境づくりを進める。

民間事業者が能力や資源を地域の安全で安心なまちづくりに活用できるよう、防災福祉コミュニティなどを通じた連携を支援する。また、事業者に対して、パンフレットの作成、各種団体を通じた広報によって地域貢献に対する啓発を行う。

（1）小売市場、商店街等との連携

地域にある商業施設は日常の買い物活動を通じて市民の交流の場となり、地域情報を提供できる拠点でもある。また、独自の流通ルートを持ち、災害時に市民生活を支援する上で果たす役割は大きい。

このため、小売市場・商店街等の近代化・高度化を支援し、地域交流や情報発信、災害時の地域の生活支援拠点となるよう働きかける。

事業名	全事業量等
商店街・小売市場共同施設建設補助事業	継続的な助成の実施

（2）地域の集会施設の活用

神戸市地域集会所新築等助成制度を活用し、活動の拠点となる地域の集会施設の確保を支援する。

① 地域集会所新築等助成

地域コミュニティ及び地域活動を推進するため、拠点施設として地域集会所を整備する自治組織に対して整備費の助成を行う。

事業名	全事業量等
地域集会所新築等助成	継続的な助成の実施

(3) 災害時帰宅支援ステーション

関西2府7県4政令市が、関西広域連合を通じてコンビニエンスストア・外食事業者・ドラッグストア27社と締結している「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」にもとづき、災害時には、関西域に所在する各店舗が「災害時帰宅支援ステーション」として、水道水、トイレ、道路情報の提供等の帰宅支援サービスの実施を行う。

この「災害時帰宅支援ステーション」に賛同する事業者の市民周知を図るため、ポスターの掲示などを通じて普及啓発を行う。



図 災害時帰宅支援ステーションステッカー

第2項 防災中枢拠点・総合拠点等の整備

1 防災中枢拠点、バックアップ拠点の強化

災害対策にあたっては、全市の中核となる災害対策本部を早期に立ち上げるための環境づくりと、その災害対策本部としての機能を強化しておくことが必要である。

このため、防災センター機能の強化、東遊園地や京橋地区との一体的な活用により市役所の拠点機能を強化するとともに、関係機関との連携により全市的な防災の中核となる拠点を形成する。併せて、中枢拠点が被災した場合のバックアップ機能の強化を図る。

(1) 防災中枢拠点機能の強化

市役所の災害対策本部機能を強化するため、危機管理センターの整備を進める。あわせて、消防管制システムを構築し、消防作戦本部機能の強化を図るとともに、防災情報センター（危機管理センター供用後はオペレーションセンター）との連携を強化する。

また、京橋地区に集積する防災行政機関や都心に集積するライフライン事業者等との連携を促進するとともに、みなとのもり公園、東遊園地、磯上公園等と連携し、中枢拠点のバックヤードなどとして活用する。

(2) バックアップ機能の確保

市役所周辺の防災中枢機能の代替地区として、東西の都心核であるHAT神戸周辺およびハーバーランド周辺を位置づける。また、新市街地では、ひよどり台周辺および西神中央周辺を位置づける。これらの地区の整備にあたっては、中枢機能の代替を強化するように配慮する。

① HAT神戸周辺

HAT神戸における、国・県の防災関係機関や兵庫県災害医療センター・神戸赤十字病院などの中心施設群との連携を図るとともに、なぎさ公園をバックヤードとして活用する。

また、救援物資の集積・配送や応援要員のベースキャンプ機能等を有する摩耶ふ頭や王子公園と一体的に運用することで、防災中枢拠点の補完機能を確保する。

② ハーバーランド周辺

ハーバーランドにおける、公共施設群や神戸大学付属病院との連携を図る。また、救援物資の集積・配送や応援要員のベースキャンプ機能等を有する大倉山公園を市立中央体育館・神戸文化ホールをバックヤードとして活用することで、防災中枢拠点の補完機能を確保する。

③ 西神中央周辺

西神中央駅周辺の高度な機能集積を活用することで防災中枢拠点の補完機能を確保する。

④ ひよどり台周辺

神戸市消防学校の施設群を活用するとともに、広域防災拠点であるしあわせの村施設群との連携を図り、防災中枢拠点の補完機能を確保する。

2 防災総合拠点の整備

区災害対策本部である区役所や消防署について、耐震性の向上を図り、自家発電の増強や太陽光発電の活用などによって自立した活動ができるよう施設の特性に応じた自立・分散型エネルギーを整備するなど、機能強化を進める。その他の庁舎や公共建築物についても順次、建物構造の耐震強度や防災機能の強化を図っていく。

市街地再開発事業や土地区画整理事業等の整備事業と連携し、オープンスペースの確保、ライフラインの強化、海や陸からのアクセスルートの整備等を進め、防災総合拠点機能の強化を図る。

(1) 区庁舎・消防署等の整備

災害時に防災の中枢拠点となる施設の整備を推進する。

(2) 消防庁舎の整備

大規模災害時に防災拠点となる消防署所の自立性を確保するため、耐震化や機能維持を行うとともに、消防需要にあった適切な消防署所整備を計画的に行う。

(3) 公共建築物の定期点検

公共建築物の適正な維持保全による安全性の確保を目的に、建築基準法により（平成17年6月改定施行）義務付けられた一定の公共の建築物及び建築設備等の損傷、腐食その他の劣化状況及び安全に関する事項について、建築士等有資格者による定期的な点検を行う。

対象公共建築物－100㎡を超える特殊建築物
 （学校、病院、社会福祉施設、集会施設、市営住宅等）
 －階数が5以上かつ1,000㎡を超える事務所（庁舎、消防署等）

事業名	全事業量等
公共建築物の定期点検	対象施設 約 900 施設/年

第3項 広域防災拠点の整備

1 陸の拠点

公園空間およびその近傍の体育館等の施設群を、大規模災害時における救援部隊のベースキャンプや救援物資等の集積・配送・一時保管場所、臨時ヘリポートなどへの転活用を考慮して配置、整備することで陸の広域防災拠点を形成する。また、兵庫県が整備した三木総合防災公園をはじめとする、市域周辺の広域防災拠点との連携や役割分担を図り、大規模災害時に効率的な運用を図る。拠点の配置は、活用できる施設の整備状況、緊急輸送路ネットワークとの関係や市街地形成状況を配慮して以下に掲げるものとする。

①王子公園周辺

王子公園の施設群を活用し、救援物資の集積・配送・一時保管機能および応援部隊等のベースキャンプ機能等を確保する。また、近接するHAT神戸の施設群との連携を強化し、防災拠点機能の充実を図る。

②御崎公園周辺

御崎公園の施設群を活用し、救援物資の集積・配送・一時保管機能および応援部隊等のベースキャンプ機能等を確保する。

③総合運動公園周辺

総合運動公園の施設群を活用し、救援物資の集積・配送・一時保管機能および応援部隊等のベースキャンプ機能等を確保する。

④舞子海岸周辺

舞子海岸周辺のマリニピア神戸やアジュール舞子（舞子東海浜緑地）等の施設群を活用し、救援物資の集積・配送・一時保管機能および応援部隊等のベースキャンプ機能等を確保する。

⑤北神戸田園スポーツ公園周辺

北神戸田園スポーツ公園の施設群を活用し、救援物資の集積・配送・一時保管機能および応援部隊等のベースキャンプ機能等を確保する。また、近接するフルーツフラワーパークの施設群との連携を強化し、防災拠点機能の充実を図る。

⑥しあわせの村周辺

しあわせの村施設群を活用し、救援物資の集積・配送・一時保管機能および救援部隊等のベースキャンプ機能等を確保する。また、近接する市民防災総合センターとの連携をはかり、防災中枢拠点のバックアップ機能を補完する。

また、神戸複合産業団地や国営明石海峡公園（神戸地区）およびしあわせの森の施設群等を活用し、救援物資の集積・配送・一時保管機能および応援部隊等のベースキャンプ機能等を確保する。

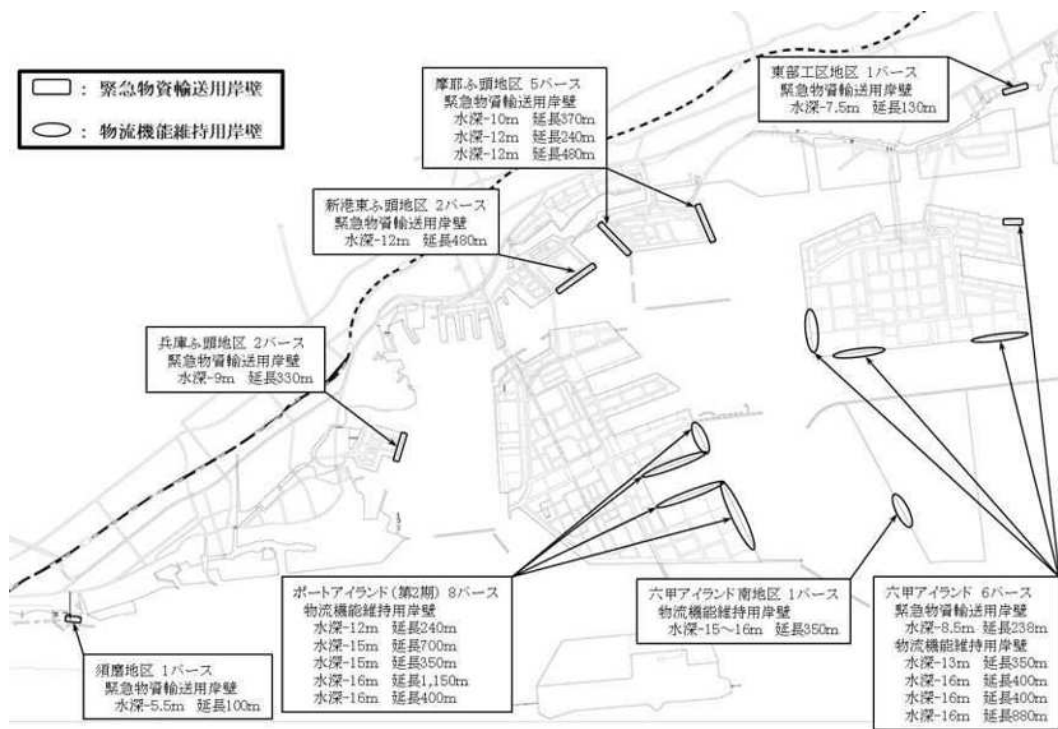
2 海の拠点

大規模な地震が発生した場合の経済社会活動への影響を最小限に抑えるため、必要な国際海上コンテナ物流機能を確保するとともに、住民の避難や物資の緊急輸送等を確保するため、物流機能維持と緊急物資輸送を目的とした耐震強化岸壁の整備を推進する。

また、その周辺空間や施設群を救援部隊のベースキャンプ、物資等のストックヤードや臨時ヘリポートなどに転活用することを考慮して配置、整備することで、大阪湾をはじめとする広域圏域をカバーする海の広域防災拠点を形成する。

このため耐震強化岸壁の計画的な整備を推進するとともに、既存耐震強化岸壁や周辺施設との連携強化を図り、災害時の運営体制、支援体制の確立に努める。

事業名	全事業量等
耐震強化岸壁の整備	26 バース



緊急物資輸送用岸壁：12 バース、物流機能維持用岸壁：14 バース

図 神戸港耐震強化岸壁

3 空の拠点

空の持つ多面性、高速移動性を生かし、災害時の緊急物資の集積・配送・一時保管拠点、救援活動要員の受け入れ拠点、緊急医療活動の後方支援基地として神戸空港を活用する。また、関西国際空港などとの海上交通ルートにより、アクセスルート・アクセス手段の多元化を図る。

また、人員、資機材、緊急物資、傷病者などの搬送を円滑に行うため、市域内外において初動時を含めた円滑な救援・救護活動が展開できる空の広域防災拠点を形成する。

このため空港島内外の情報ネットワークを利用した緊急時の運営体制・支援体制の確立や被害状況、利用可能施設、運航状況などに関する通信情報機能の充実をおこなっている。

第4項 防災施設の充実

1 避難施設の指定・周知の推進

本市では、市立小中学校、公共施設および協力を得られた民間施設等を緊急避難場所・避難所として指定している。

緊急避難場所・避難所は、災害時における市民の安全・安心のよりどころであるとともに地域の防災拠点となる空間であるため、適正な指定を推進するとともに、標識の設置や広報の充実により市民等への積極的な周知を図る。

(1) 避難施設指定の定期的な点検・見直し

地域のニーズや施設の整備状況を踏まえて、毎年度点検し、必要に応じて新規施設の指定や学校施設の統廃合に伴う指定の見直しを行う。

(2) 避難所等表示板の設置

災害対策基本法の改正に伴い、緊急避難場所、避難所の位置づけを見直し、分かりやすい現地の表示板の設置を行う。

(3) 避難施設に関する広報の充実

避難施設の名称や位置、避難時の注意点などを広報紙K O B E（防災特別号）「くらしの防災ガイド」に掲載するほか、ホームページでも公開することで市民等への周知を図る。

2 ヘリポートスペースの確保

大規模災害時には、ヘリコプターからの画像電送による被害情報の収集や負傷者の救助、救急搬送、消火活動が重要な役割を果たす。また、陸上交通が麻痺した場合、防災対策要員の受け入れや防災資機材、救援物資の受け入れ搬送が必要となる。

このため、公共、民間を問わず可能なところについては飛行場外離着陸場として事前に国土交通省大阪航空局の許可を得るとともに、広域防災拠点に、臨時ヘリポートとして利用可能なスペースの確保に努める。

また、建築物の高層化に対応し、屋上にヘリポート等の活動スペースを確保するよう誘導する。

3 非常用燃料の確保

災害対応の長期化に備えるため、消防局市民防災総合センター及び長田消防署に緊急車両用の非常用燃料を確保する。

第2節 危機管理体制の強化

1 初動体制の強化

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地域防災計画における職員配備計画を見直し「所属動員」「指定動員」「直近動員」の三区分別を設け、大規模災害発生直後において、市災害対策本部、区本部、消防本部を即座に立ち上げられる様、動員先の明確化と、迅速な初動体制の確立を図っている。

また、各消防署における部隊の増強を行うべく、早期に出勤可能な職員を確保するため、市役所に近い既成市街地に待機宿舎の整備を行い、待機職員を配置している。

待機職員は、大規模災害発生時には直ちに指定された勤務公署に出動し、緊急初動部隊として活躍するとともに、災害対策本部の開設、防災活動の指揮、情報収集や応急処置、災害防衛などの初動活動にあたることになる。このため、日ごろから、参集体制を確認するとともに研修や訓練を定期的実施することで、非常時に円滑に活動できるような体制を維持する。

2 防災関連システム等の整備

本市では、危機発生時の対応を迅速かつ的確なものとするため、「初動体制の強化」「危機情報の共有化」「地域防災力の強化」を図るための各種防災関連システムの整備を推進する。

(1) 危機管理センターの運用

本市における危機管理の中核機能を集約し、災害発生時にも安定的・継続的に機能を維持するために十分な耐震性を備えた「危機管理センター」を拠点として、災害・危機発生時の初動対応の充実・強化を図る。

(2) 危機管理システム等の運用

消防管制システムや水防情報システム、他の防災関連システム群と連携を図ることなどにより、災害発生時における初動対応時から災害の全容を早期に把握し、災害救助や応援要請等にかかる意思決定や市民・関係機関等への情報提供を迅速かつ効率的に行えるよう、「危機管理システム」を整備している。

今後はシステムの安定運用のため、機能改善・追加を継続して実施する。

(3) 防災行政無線の整備・運用

緊急時における情報伝達を円滑に行えるよう「デジタル防災行政無線」を整備している。また、海岸部への津波対策として、屋外拡声子局の増設及びモーターサイレンの設置により、海岸部の音達範囲の拡充を図り、市民へ迅速かつ明瞭な情報伝達ができるように努めていく。

3 危機管理・防災対応に関するマニュアルの作成・充実

(1) 地域防災計画防災対応マニュアル

平成9年6月に地震対策に関する34項目について防災対応マニュアルを作成している。

引き続き、これらマニュアルを防災訓練等を通じて検証するとともに、多様な災害や事故に対応できるように、必要に応じて充実を図る。

(2) その他の危機対応マニュアル

地域防災計画に定めるマニュアルの他、新たな個別の危機に対するマニュアルを、重要性等を見極めながら作成していく。また、神戸市では市内で発生した危機のみならず、国内外の様々な災害に対しても、支援を行ってきた。こういった活動をスムーズに実施するためのマニュアルについても策定している。

今後も、必要に応じて危機対応のマニュアルを策定・更新していく。

(3) 神戸市業務継続計画（BCP）の運用

大規模災害時の利用できる資源に制約がある状況においても業務を継続するべく、非常時優先業務を選定し、業務毎の開始・再開目標時期を定めた「神戸市業務継続計画（地震・津波対策編）」（BCP）を策定している。その運用、訓練等を通じた検証、見直しまでをPDCAサイクルで管理・更新する「業務継続マネジメント」（BCM）を推進し、市内部で業務継続の意思統一を図り、計画の実行性を高める。また、BCPは「神戸市災害受援計画」をベースとしていることから、BCPと一体的な受援計画の見直しを推進する。

4 広域連携の推進

現在、災害時の相互応援については、大都市間の相互応援、兵庫県下の市町との相互応援等について協定を締結している。さらには関西広域連合の構成自治体として、「防災・減災プラン」等に基づく広域連携や防災体制の充実を図るとともに、応援協定の広域化や実践的な合同訓練などにより、市域を超えた連携強化を図っていく。

5 消防力の高度化・専門化

都市構造や産業活動による事故や災害、新興感染症、NBCテロ災害など、これまでにない新たな事故や災害の危険性が高まっており、このような新たな危機への対応力の向上のため、高度で専門的な消防体制を構築する必要がある。特に、消防救助隊の救助技術の高度化、放射性物質や化学災害などへの対応力の充実、災害医療と連携した救急体制、消防ヘリコプターや消防艇などの機動力を活かした対応を図る。

また、地震火災への取り組みとして、水道消火栓が破損した場合であっても、火災の消火ができるよう、プールや池等を消防水利として指定するなど、多様な水利の確保を進める。

(1) 指揮体制・安全管理体制の強化

火災をはじめとした災害発生時に効率的な部隊活動、安全管理、広報活動などを行う指揮隊の運用体制の充実や救急指揮体制の強化を図る。

また、ウェアラブルカメラや、通信機器の活用により、活動隊、現場指揮所、管制室との情報共有体制の強化を図り、指揮体制、安全管理体制の強化を図る。

(2) 特殊災害対応力の強化

災害様態が多様化する中、消防力のさらなる高度化・専門化が求められていることから、地域特性や災害種別にあわせて救助隊や特殊災害隊などの専門部隊の安全かつ効果的な運用・配置を行う。

(3) 救助体制の充実・強化

救助に関する新たな技術を研究し、技術の向上を図るとともに、専門性を持つ消防部隊を充実・強化する。

(4) 大規模災害現場における救急体制の強化

災害等で複数傷病者が発生した場合に迅速に適切な医療機関へ搬送するために救急指揮体制の構築、及び大規模災害時の大規模災害対応救急隊による救急指揮体制の充実強化を図る。また、消防隊等、DMAT、他医療機関との合同訓練を実施していく。

(5) 資機材の整備・更新

経年劣化などにあわせて、計画的な更新を行うとともに、災害様態の多様化に対応した資機材、救助資機材及び安全装備品の整備について計画的に行う。

(6) 地震対策の推進

南海トラフ巨大地震等への備えとして、震災時の初動対応を効果的に実施できるようハード面での整備を進める。具体的には、市民による消火活動を目的として耐震性防火水槽に設置している可搬式小型動力ポンプ及び付随する消防用ホース等の資機材のうち、劣化により使用に耐えないものを順次更新する。

また、密集市街地での大規模街区火災への対策として、消火栓使用不能時の教訓から海の消防用水の供給が可能な大容量送水システム3セットの機能を維持する。

(7) 多様な消防水利の確保

開発指導による防火水槽の設置、消防水利設置補助金制度の活用、河川、プールや池等の指定水利化など、多様な水利の確保に努める。

また、地震による水道配管の破断や渇水時にも使用できる消防水利を確保するため、消火栓以外の水利が不足している地域に耐震性防火水槽の設置を推進する。

(8) 風水害対策の推進

広島市の土砂災害等の事例を踏まえ、根切りチェーンソーや崩落監視センサーといった、風水害対策用高度救助機材の導入に加え、研修及び訓練により救助技術を習得することで、風水害対策の強化を図る。

(9) 消防職員の災害対応能力の向上

市民防災総合センター内の都市災害に対応した訓練施設を活用した訓練を実施するなど、消防職団員の研修・訓練内容を充実させることで、災害対応能力の向上を図る。

6 救急救命体制の強化

災害発生後に多数の負傷者が発生した場合は、救急救命士を含む救急隊が災害現場等でトリアージ、応急処置を実施し重傷者から救急医療機関等へ円滑に搬送し、軽症者については保健所や避難所等に開設される救護所等で医療措置を受ける必要がある。

これらの救急救命処置を迅速に展開するため、人員・資機材を充実するとともに、救急救命士と医師との連携を強化し、医療機関へ迅速に搬送できる救急体制を確立する。

さらに、救命効果の一層の向上を図るためには、救急業務の高度化とあわせ、救急患者の身近にいる市民の助けが重要となる。よって、市民が行う応急手当の普及や事業者との連携を強化し、総合的に救急救命体制の強化を図る。

(1) 救急業務の高度化

救命率向上を目的とした処置拡大等に対応するため、救急車への救急救命士2名乗車体制を維持するとともに、気管挿管と薬剤投与が可能な認定救急救命士の各救急隊1名配置を推進する。

(2) 救急医療体制の強化

神戸市では、市民が適切な救急医療を享受できるように、患者の症状に応じた初期救急(軽症～中等症)、二次救急(中等症～重症)、三次救急(重症・危篤)からなる救急医療体制を構築している。しかし、二次救急を受診する患者の大半を軽症患者が占めていることや、特定の診療科目における医師不足などの課題が生じている。そのため初期救急から三次救急を担う各医療機関が持つ機能を十分に発揮できる環境を整備し、適切な役割分担と連携によって、持続可能な救急医療体制を構築する。

① 持続可能な救急医療体制の構築

神戸こども初期急病センター、休日急病診療所及び休日歯科診療所の運営等による初期救急医療体制の構築や機能の強化を図るとともに、救急医療の適正利用を推進する。これにより、二次救急医療機関の負担の軽減を図るとともに、初期救急から三次救急までの適切な役割分担による持続可能な救急医療体制を構築する。

中央市民病院については、精神科身体合併症病棟及び第2救急病棟の新設や手術室の増室を行うなど、救急医療体制の充実を図っている。また、救急医療機関の案内や救急医療相談を24時間365日実施する電話窓口設置の検討を行う。

(3) 市民・事業者との協働による救急救命活動の展開

傷病者の付近に居合わせた方（バイスタンダー）の素早い応急手当が、救命に効果的なため、年間3万人養成を目標に市民救命士の養成講習を推進するとともに、救急インストラクターの養成、市民救命士の再講習、市民救急ボランティア等への活動支援を行う。また、一般の方にも使用が認められたAEDの民間施設への普及や取り扱い研修を推進する。

民間患者等搬送事業者等との連携の強化に努め、市民・事業者と協働した災害発生時の救急救命体制の強化を推進する。

①市民救命士の養成

民間救急講習団体（FAST）と連携した応急手当の普及を推進するなど、年間約3万人の養成を目指す。

②救急インストラクターの養成

救急インストラクターの有志で組織されたボランティア組織である神戸市民救急ボランティアとの連携を図りつつ、地域や職場で市民救命士講習が実施できる環境づくりを推進するため、地域や職場の救急リーダーとして救急インストラクターの養成を推進する。

③民間患者等搬送事業者（民間救急）との連携

超高齢化社会の到来等から益々増加していく救急需要に対応するため、緊急性のない傷病者などの搬送を担う、患者等搬送事業者を育成していく。また、認定業者の指導及び乗務員の養成も併せて進める。

④まちかど救急ステーションの推進

事業所などにAED（自動体外式除細動器）の設置を促進し、まちかど救急ステーションの取り組みを進める。

さらに、AEDの設置場所や応急手当の重要性についての市民広報を図る。

7 医療体制の強化

災害時の医療においては、限られた医療スタッフや医薬品の備蓄等の医療機能を最大限に活用して、可能なかぎり多数の傷病者の治療にあたって、防災関係機関、医療機関、行政機関が連携して活動する必要がある。さらに、市内各地域の医療機関の被害状況、活動状況を情報収集し、把握するとともに、傷病者の医療機関への受入れや後方搬送に係る調整、医療スタッフの現場への派遣に係る調整、医薬品等の供給確保など、被災直後の医療対応を的確・迅速に実施できるように医療体制の強化を図る。

(1) 災害に強い病院づくり

①中央市民病院の役割

中央市民病院は、日本屈指の救命救急センターとして、病院全職員が一丸となって多職種が連携した救急医療を行い、あらゆる救急疾患から市民の生命を守るとともに、地域医療機関との役割分担を明確にした上で密接に連携し、よりスムーズな受入れのため、疾患に応じたホットラインを活用するなど、一刻を争う重症及び重篤な患者に対して年間を通じて24時間救急医療を提供する。

また、救急医療に携わる人材の育成を更に推進し、地域における救急医療向上への役割を果たす。

阪神・淡路大震災及び東日本大震災等の経験を生かし、大規模災害発生時等には、中央市民病院は災害拠点病院として、西市民病院及び西神戸医療センターは災害対応病院としてそれぞれの役割を果たし、県及び地域医療機関と連携を図りながら市民の安全確保に率先して取り組むとともに、非常時にも継続して医療を提供できるように平時からBCP(事業継続計画)の考え方を踏まえた防災・災害対応マニュアルを改訂するとともに、積極的に訓練及び研修に取り組み、危機対応能力を高め、自ら考え行動できる職員を育成する。

②市民病院群の機能維持・充実

中央市民病院において、災害拠点病院としての機能強化を図るとともに、DMATの災害現場派遣、救護班の出務、多数の患者の受け入れに必要な備品等を整備し、災害時初期医療体制を確立する。また、神戸空港において大規模災害発生時に多数の傷病者を受け入れる拠点としての体制を整備する。

また、西市民病院は市街地西部、西神戸医療センターは、神戸西地域の中核病院として防災機能の維持を図る。

(2) 災害拠点病院

神戸市では、中央市民病院、神戸大学医学部附属病院が地域災害拠点病院として、兵庫県災害医療センター、神戸赤十字病院が基幹災害拠点病院として、兵庫県により指定されている。

各災害拠点病院には、災害時の院内における負傷者の受け入れ等の災害医療対応や院外における救護班派遣や、医療機関調整等を担う災害医療コーディネーターが配置されている。

県において、災害医療コーディネーター研修や災害拠点病院連絡協議会が実施されており、引き続き参加する。

(3) 災害対応病院

災害拠点病院に準じ、市が設置する救護所への備蓄医薬品や衛生資材等の提供、避難所・福祉避難所への医療提供などの役割を担う災害対応病院として、市内6病院（甲南医療センター、川崎病院、済生会兵庫県病院、西市民病院、神戸掖済会病院、西神戸医療センター）を指定しており、備蓄医薬品や衛生資材等の提供等の災害時に備えた整備を進める。

(4) 県広域災害・救急医療情報システム

兵庫県では、関係機関相互で平常時救急搬送情報、災害時医療情報を伝達する県広域災害・救急医療情報システムを運用している。

平成15年8月には、救護班の派遣や患者搬送等の調整、指示等を行う災害救急医療情報司令センターが兵庫県災害医療センター内に整備され、医療機関、災害拠点病院を含めた情報ネットワークを形成している。

神戸市も、同システムに参加し、他都市、関係機関とともに、様々な災害を想定した、総合合同防災訓練、図上訓練、また同システムの入力訓練などを通じて習熟を図り、災害発生時には迅速な対応を行う。

(5) 神戸市地域災害救急医療マニュアル

神戸市地域防災計画と連携しながら、神戸圏域における特に発災から初動期の災害救急医療の活動部分を中心としたマニュアルを策定している。また、災害時に当マニュアルに基づいて応急対応を実施するため、平常時に訓練や会議を行い当マニュアルの内容について検証していく。

8 健康危機管理体制の充実・強化

SARS、新型インフルエンザなどの新興感染症などに対し、迅速かつ的確に対応するため、平時における感染症などの発生情報の把握、健康危機管理マニュアルの整備、初動体制の構築、疫学調査体制および市民相談、啓発体制の充実強化を図る。また、大規模な感染症の発生や生物テロなどにも対応できるよう、関係機関相互の密接な連携を図る。

(1) 健康危機管理計画等の作成・充実

食中毒や感染症等による健康危機事案の発生に際して、迅速・的確な初動対応が円滑に行われるように健康危機管理に関する基本指針、要領、各種疾病対応マニュアルを策定し、万一の対応方法や役割分担について関係者への周知を図る。

事業名	全事業量等
健康危機管理計画の作成・充実	適宜実施

(2) 健康危機管理専門家会議

健康危機発生時、あるいはその恐れがある場合に、必要に応じて専門家会議を開催し、健康危機管理対策について専門的な立場から有用な助言を得て、助言を基に感染拡大防止、感染予防対策のための必要な対応を行っていく。

事業名	全事業量等
健康危機管理専門家会議	適宜開催

(3) 感染症予防対策

感染症の発生を予防し、その蔓延を防止するため、感染症に関する情報の収集及びホームページ等による広報、患者発生時の調査や消毒、入院を必要とする患者の移送、接触者の健康診断等の疫学調査を実施するとともに届出等に伴う病原体検査を実施し、発生原因の究明と合理的な対策をとる。

(4) 新たな感染症対策（神戸モデル）の推進

新型インフルエンザの対応を機に早期探知の仕組みとして構築した「神戸モデル」を、鳥インフルエンザや新たな感染症対策の備えとして、感染症全般に想定を拡充するとともに、早期探知した直後から相談・調査、保健・医療サービスの提供等、適切な対応が実施できるよう、人材育成・登録システムの構築や配置計画等を作成し、感染拡大を防止するための事前対応型の体制を整備する。



9 防災訓練の推進

地域防災計画等、各種計画、マニュアルの習熟と検証を行い、関係機関、市民等との連携体制の強化や実践を通じた防災意識の高揚等を図るため、関係機関や市民、事業者、ボランティア等の参加を得て、全市及び各区の防災訓練を実施する。

また、市民が主体となった地域の防災訓練や事業所、学校、病院、福祉施設などにおける防災訓練など、様々な形で実施される訓練を積極的に支援し、幅広く市民、事業者による自助、共助体制の促進を図る。

防災訓練の計画にあたっては、展示、広報型の訓練内容に偏ることなく、情報の収集や要援護者の避難など、実質的な訓練内容の充実に努める。

(1) 全市総合防災訓練

毎年、防災関係機関、医療機関等と幅広く連携し、全市総合防災訓練を実施する。

自然災害のみを想定した訓練とするのではなく、今後想定される新たな危機に対しても、関係機関の連携のもと、各種災害対応能力の向上を図る。

事業名	全事業量等
全市総合防災訓練	毎年1回以上実施

(2) 各区総合防災訓練

区・地域住民・事業所等が連携し、区の実情に合わせた防災訓練を毎年実施する。多数の市民が参加できる訓練内容とし、自助・共助の重要性を確認する。

事業名	全事業量等
各区総合防災訓練	各区において 毎年1回実施

(3) 要援護者等の防災訓練

区総合防災訓練等に併せて要援護者等の避難訓練を実施するため、訓練実施地域内に居住し援護を希望する高齢者・障がい者について地域の民生委員等を通じて登録を呼びかけ、訓練参加を促進していく。

(4) 情報伝達訓練

毎年、梅雨時期前及び市民防災の日に、全職員を対象とした情報伝達訓練を実施し、災害発生時の初動体制の充実を図る。また、一部の職員については、非常参集訓練も併せて実施する。

事業名	全事業量等
情報伝達訓練	毎年2回程度実施

(5) 地域主体の防災訓練

神戸市民の安全の推進に関する条例で、市民・事業者の間に積極的な防災訓練等の活動意欲を高めるため、1月17日を「市民防災の日」と定めている。市民防災の日前後に、防災福祉コミュニティを中心に、学校、近隣事業所等が一体となった避難訓練や消火訓練等、地域主体の訓練の実施を呼び掛け、支援していく。

また、消防係員地区担当による各防災福祉コミュニティの活動支援を行っていくとともに、「地域おたすけガイド」の作成支援を行う。

(6) 事業所等における防災訓練

自らの防災力の強化を図るために、事業所等は、防火管理者が作成する消防計画に基づいて消防訓練を実施する。これらの訓練実施を促進するとともに、地域や市が行う防災訓練への積極的な参加を促し、地域と事業所との連携を強化する。

(7) 関係機関等と連携した訓練

大規模災害発生時には、関係機関が速やかに連携して対応することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。全市及び各区総合防災訓練の実施に際しては、各機関の連携体制を深めることを目的とし、訓練想定に応じて、関係機関へ参加を呼び掛けていく。また、関係機関が実施する訓練にも積極的に参加する。

10 地球温暖化の影響に対する適応策の推進

地球温暖化の進行に伴い顕在化する気候変動に対し、本市における適応策の基本的な考え方を定め、効果的な対策を推進するために、下記の事項を検討する。

- ①神戸市域の気候変動・影響の把握
- ②神戸市における既存の適応策の点検と課題整理
(現行体制における脆弱性(バルネラビリティ・アセスメント)の確認を実施)
- ③各省庁・学会・業界の適応策検討状況
- ④神戸市における新規(追加)適応策
- ⑤既存と新規、短期と中長期の観点からの緩和策と適応策との融合策
- ⑥市民・事業者への理解促進策

第3節 災害時に自立生活が可能な環境づくり

第1項 災害時要援護者支援及びそのための環境づくり

災害に際して必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等）を災害時要援護者と位置づけている。

災害時要援護者に対する地域での助け合いの取り組みを推進するとともに、災害発生の初動期より迅速に福祉ニーズを把握し対応できるよう、新たな仕組みづくりを行う。

また、非常時の支援にも対応できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、日常的な活動、施設整備等を通じて安心して暮らせる環境をつくることが重要である。

1 福祉意識の啓発・人材の育成

人権や福祉意識についての啓発を進めるとともに、日常的な地域福祉活動や社会福祉施設等の施設開放や行事への市民参加の促進、ふれあい体験学習等を通じて交流を促進し、災害時に助け合える意識啓発を進める。

また、市民福祉大学やシルバーカレッジ等における講座・研修を充実し、福祉を支える人材の育成を図る。併せて、災害時の要援護者の支援等に関する知識の普及や支援活動の担い手となるボランティアから社会福祉事業従事者まで幅広い人材の育成に努める。

事業名	全事業量等
市民福祉大学での講座の開催	ボランティアから社会福祉事業従事者まで幅広い福祉人材の育成を図る
シルバーカレッジ	高齢者の豊富な経験を活かして自らの可能性を拓き、その成果を社会に還元することを目指す

2 地域での助け合いの仕組みづくり

「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づき、要援護者を支援するための地域での助け合い（共助）による平時からの取り組みを推進するため、関係機関は連携して、地域の実情に応じた支援体制づくりを普及啓発し、支援していく。

(1) 地域における要援護者支援体制づくり

地域での要援護者情報の把握・共有や防災訓練への参加促進など、平時からの地域での体制づくりを推進していく。

3 災害時要援護者リストの整備

災害時に迅速に要援護者の安否確認等の支援を行うため、福祉局は災害時要援護者リストを作成し、各区と共有する。

災害時要援護者リストは、災害対策基本法 49 条の 11 の規定に基づき、災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、災害時要援護者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認められるときは、支援に必要な最小限度で、避難支援等関係者等に対し、名簿情報を提供することができる。

4 災害時要援護者の避難生活支援

災害時において、避難生活を送る要援護者に適切な対応ができるよう、福祉避難所の指定と環境整備を進める。

また、神戸市独自の福祉避難所として、食料品や段ボールベット等の備蓄を行うとともに、開設訓練を実施し、災害時には市が要請した場合に速やかに開設する「基幹福祉避難所」を複数箇所設置している。

加えて、避難所内においても、プライバシーを保ちやすい小スペース（福祉避難スペース）を設けるなどの要援護者の避難生活における環境整備を進めていく。

5 コミュニケーション手段の確保

音訳、点訳等による広報の充実を図るとともに、音訳・点訳・手話ボランティア等を養成し、コミュニケーション手段を確保する。

6 高齢者・障がい者等の緊急通報システムの推進

急病や災害等の緊急時に機敏に行動できないひとり暮らしの高齢者、障がい者等の安全を確保する緊急通報システム「ケアライン 119」によるサービスの提供及び市民へのサービス情報の周知を図る。また、地域の見守り活動との連携を強化し、普段からのケアの体制確立を目指す。

7 公益的建築物のバリアフリー化

県の福祉のまちづくり条例・施行規則に基づき、不特定多数の市民が利用する建築物を新築・増改築する際必要な指導・助言を行う。

8 誰もがくらしやすいまちづくりの推進

神戸市バリアフリー基本構想の推進をはじめ、ユニバーサルデザインの理念のもと、旅客施設、建築物、道路、公園などのバリアフリー化やベンチの設置などにより、誰もがくらしやすいまちづくりを進める。

9 女性のための相談室

女性が、人間関係や生き方についての悩みなどを、気軽に相談できる体制を充実し、男女共同参画の視点で対応できるカウンセラーを確保する。災害時には、災害による深い悲しみ、恐れ、不安など、心理面における被災者の苦痛や悩みを和らげるための相談にも対応する。

10 外国人への対応

外国人相談窓口の充実や案内標識・パンフレット等の多言語化を進めることにより、平常時にも災害時にも、外国人にとって情報を得やすい環境づくりに努め、外国人にとって暮らしやすいまちを目指す。

また、平常時から外国人コミュニティ、外国人支援団体等との連携を図り、災害時にはこれらの団体と協力して、円滑な情報の収集、提供に努める。

(1) 外国人コミュニティ、外国人支援団体、災害時通訳・翻訳ボランティアとの連携

総領事館、外国人学校、外国人コミュニティ、外国人支援団体、その他国際交流・協力を目的に設立された各種民間団体との連携を緊密にし、災害時における外国人の実情把握や情報提供の円滑化を図る。

また、災害時通訳・翻訳ボランティアのスキルアップ及び近畿の地域国際化協会における広域的な連携強化を図る。

(2) 防災情報等の多言語対応

多言語防災カードの配布や多言語版避難所マップの掲示など、外国人向けの防災・避難所情報を提供する。

(3) 相談体制の充実

神戸国際コミュニティセンター（K I C C）において、外国人に対する市政・生活情報の提供及び相談業務を行っている。災害時には、K I C Cに外国人専用の相談窓口を設置し、市民参画推進部及び区本部で設置する災害相談センター、災害テレホンセンターと連絡を密にしながら、外国人からの相談に的確に対応する。

11 来街者等への対応

(1) 観光客等への配慮

地理に不案内な観光客が災害発生時に的確に対応できるように、災害に伴う道路の通行止めや施設の営業停止などが発生した場合などには、総合インフォメーションセンターや観光案内所において防災情報の提供に努める。

第2項 ボランティアとの連携強化

震災では多くの災害ボランティアが自発的に能力や時間を提供し、被災者の生活や自立の支援、防災関係機関の応急対策の応援を行い、被災後の市民生活の安定に大きく貢献した。

一方でこれらの活動に対応できる窓口やシステムの未整備やコーディネータの不足等から様々な混乱も見られた。またボランティアもトレーニングを積んだ団体から、初めて経験する個人ボランティアまで幅広く、これにより、ボランティア相互、または行政との連携を図る上で様々な問題となった。

また、震災以降のボランティアは、極めて自発的・自立的なものであり、行政等の指揮命令系統が有効に機能しないときに非常に役に立ったが、同時に行政とボランティアの行動原理は違うということも明らかとなった。

これらの教訓をふまえ、日常的なボランティア活動を促進するとともに、ボランティアネットワークとの連携を強化し、ボランティアとのパートナーシップの構築に努めていく必要がある。

また、災害時のボランティアの受入体制の検討を進めるとともに、震災を契機に生まれた連携を継承し、医療、福祉、建築、法律等の専門的なボランティアネットワークとの災害時の協力のあり方を検討する。

1 ボランティアネットワーク等との連携

地域で日常的に活動するボランティアグループ、医療・福祉・建築などの専門的なボランティア、広域的に活動するボランティアグループ、震災時に活躍した災害ボランティアネットワーク等と連携の取れる環境づくりを進める。

このため、市民福祉大学、シルバーカレッジ等でのボランティア講座、コーディネータ講座の充実を図る。また、こうべまちづくり会館等を中心にまちづくり講座を開催するなど幅広いボランティア活動の展開を支援する。併せて、神戸市が開催する様々な市民大学において相互の連携を図り、テーマを超えたボランティア活動の連携を促進する。

あわせて、災害時のボランティア活動についての支援策のあり方を検討する。

2 災害ボランティアセンターの充実

災害時には、市災害対策本部の要請により神戸市社会福祉協議会に災害ボランティア情報センターを迅速に設置し、行政や団体、施設、地域との連携を図りながら、ボランティアの情報の収集・提供を行う。このため、平常時から、ネットワークの形成および神戸市（各区）社会福祉協議会災害ボランティアセンター立ち上げ訓練などでノウハウの蓄積に取り組む。また、団体やボランティアに対する情報発信がリアルタイムでできるシステムを検討していく。

3 災害時のボランティア情報提供体制の充実

ボランティア情報センターと各区ボランティアセンターを「ボランティア情報システム」で結び、緊急時の情報発信とニーズの把握、及びボランティア受け入れの機能を持たせ、平常時の情報提供やコーディネート機能を強化していく。さらに、ホームページにボランティア活動情報を公開することにより、市民のボランティア参加の促進と緊急時における情報発信を図っていく。

- ・ボランティア情報システム … 平成8年9月運用開始（平成28年度新システム運用開始）
- ・市社協ホームページ… 平成10年9月運用開始

第3項 被災直後の供給処理体制の充実

南海トラフ地震などの大規模広域災害が発生した場合、交通網やライフラインが寸断され、他都市の応援や指定業者による物流機能が動き出すまでの3日間程度は食料や水・物資が不足することとなる。

今後、このような事態に対応するためには、多重性のある交通網や災害に強いライフラインの整備を図ることが必要である。一方、市民や事業者が自ら3～7日間程度自立できる食料・物資や飲料水を備蓄するとともに、家屋倒壊等により物資不足となる人に対して必要となる食料・物資を確保するため、行政による防災拠点での現物備蓄を進める。また、協定の締結など、指定業者からの迅速な調達体制の整備を進めるとともに、他の地方公共団体との応援協力体制の充実を図る。

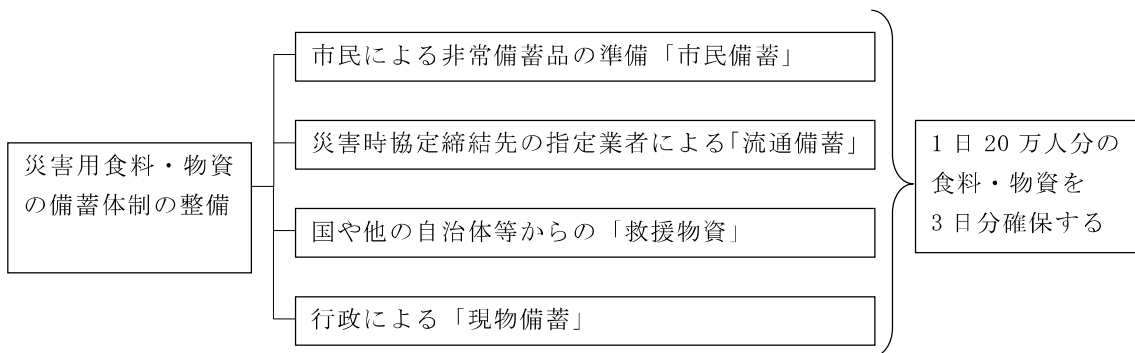
1 災害用食料・物資の備蓄

本市においては、市民自らが準備する「市民備蓄」、災害時協定締結先の指定業者による「流通備蓄」、国や他の自治体等からの「救援物資」、行政による「現物備蓄」により、1日20万人分の食料・物資を災害発生後の3日分確保する。

行政による「現物備蓄」は、災害発生後1日目と2日目を合わせた15万人分の食料・物資を各避難所等に備蓄している。今後は、従前どおり「最低3日、出来れば7日」を目標に、様々な広報を活用しながら「市民備蓄」を促進するとともに、「流通備蓄」の拡充として、物流事業者との応援協定の締結や民間事業者と連携した流通在庫の活用について検討していく。

また、幼児・高齢者用のおかゆ、ミルクアレルギー用粉ミルクなど、被災者ニーズに配慮した「現物備蓄」の品目を検討していく。

なお、小・中学校等の避難所を中心とした分散備蓄として地域備蓄拠点を整備する。加えて、地域備蓄拠点を補完するため、市内数箇所に災害用食料・物資を集中して備蓄する総合備蓄拠点を確保する。



※行政による備蓄は、1日目の10万人分及び2日目の5万人分を備蓄（合計15万人分の整備が完了：H27年度）

2 飲料水の確保

水道施設が給水区域一円にネットワークを形成しているという特性上、南海トラフ地震や直下型地震のような大地震時は被災を免れないため、水道の機能が回復されるまでの間の応急給水体制の整備を図っている。

震災直後の飲料水の確保策としては貯水機能のある災害時給水拠点による、タンク車給水を行う。これにより、1人1日3L×7日分の飲料水が確保できる。これに加えて、市街地等の人口密集地区においては、耐震性貯水槽を公園等に設置するとともに、緊急時の貯水機能と応急給水機能、さらに送水系統の相互連携機能を合わせ持つ大容量送水管を整備している。防災拠点等においては、早期に給水拠点を確保するため、配水ルートの耐震化を優先して行い、配水池から小学校に至るルートの耐震化完了の際には、「いつでもじゃぐち」を設置し、応急給水訓練も実施する。さらに、500m間隔、最終的には200m間隔で格子状に配水管の耐震化を進め、消火栓に設置した仮設給水栓による応急給水を行うなど、災害発生からの経過日数に応じた応急給水量の増加と運搬距離の短縮をめざす。



図 応急給水のイメージ図

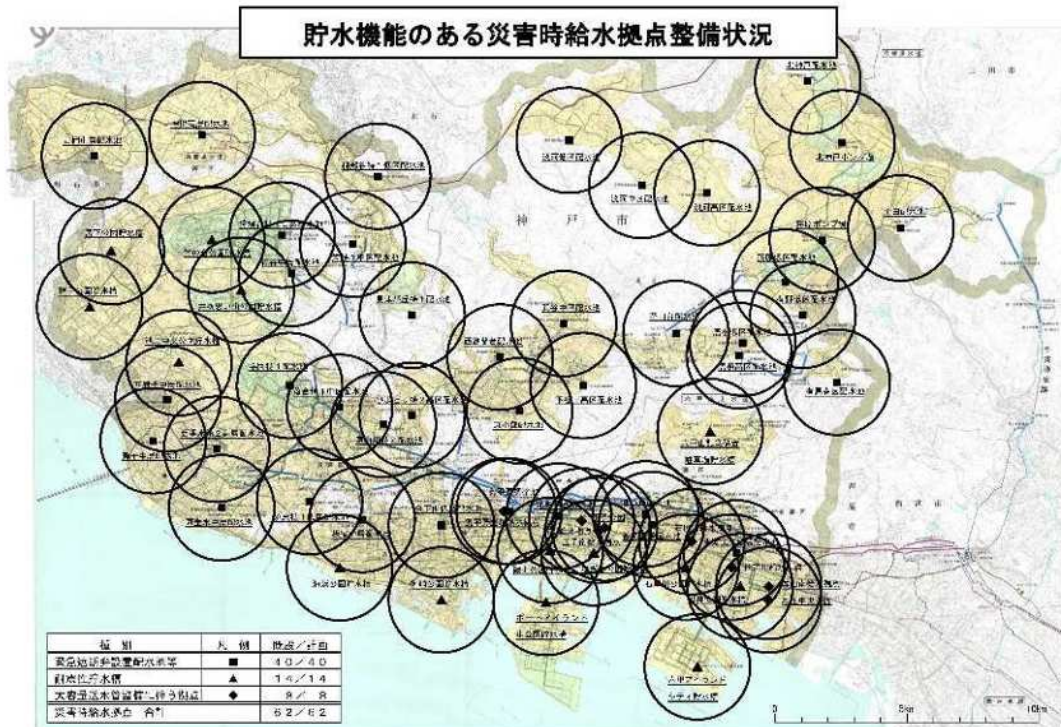


図 緊急貯留システムの整備図

3 救援物資の供給体制の整備

救援物資の供給体制については、人的支援の受け入れを含めて広域的な救援体制の確立に向け、国や関西広域連合、県などの連携計画（「南海トラフ地震応急活動計画」、「緊急物資円滑供給システム」等）に基づいた体制づくりを進めるとともに、各広域防災拠点及び総合備蓄拠点の人員・資機材の確保計画、物資供給マニュアルの作成、運用訓練の実施など、運用面の検討を進める。

4 災害時のトイレ機能の確保

（1）公共下水道利用型仮設トイレ整備事業

公共下水道接続型仮設トイレとは、神戸市内の小中学校などの避難所にあらかじめ仮設トイレ用埋設管を設置すると共に、備蓄倉庫等に上屋パネルとポータブル形式の便器を保管しておき、災害時にマンホール上に組み立てる「公共下水道利用型仮設トイレ」である。建設局が地下埋設部分を、環境局が地上上屋パネル、便器の整備をそれぞれ担当している。

今後は、災害時を想定した、仮設トイレの組み立て訓練等を継続して実施する。

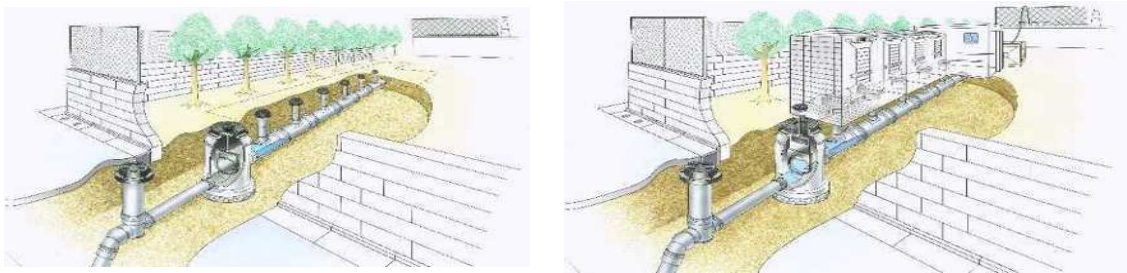


図 公共下水道接続型トイレ

（2）仮設トイレの備蓄

災害時の仮設トイレについては、公共下水利用型のほか、避難所にし尿凝固型仮設トイレを備蓄するとともに、不足分については、流通在庫の利用や他都市・団体の応援により対応する。

仮設トイレについては、初期対応として、避難所などに800基分（250人／基）を備蓄している。

また、後続対応として、流通備蓄・広域応援により、2,000基（100人／基）の確保を行う。

（3）災害時用トイレ環境の整備に関する方針の策定

凝固剤型トイレや携帯型トイレの普及など、災害時用トイレの環境の変化を受け、市民備蓄も含めた災害時用トイレ環境の整備に関する方針を策定し、災害時用トイレ環境の整備を推進する。

5 下水処理水と雨水の有効利用

(1) せせらぎ等への下水処理水の供給

都市の安定した貴重な水資源である処理水を活用したせせらぎは、ゆとりと潤いのある都市空間の形成に役立つ他、災害時には初期防火用水として活用できる。今後も、せせらぎ等への処理水の供給を継続する。

(2) 雨水貯留槽整備事業

平常時には学校の花壇等への散水用として、緊急・災害時は防火用水・仮設トイレの洗浄用水となる雨水貯留槽を公共下水道利用型の仮設トイレに近接して整備している。

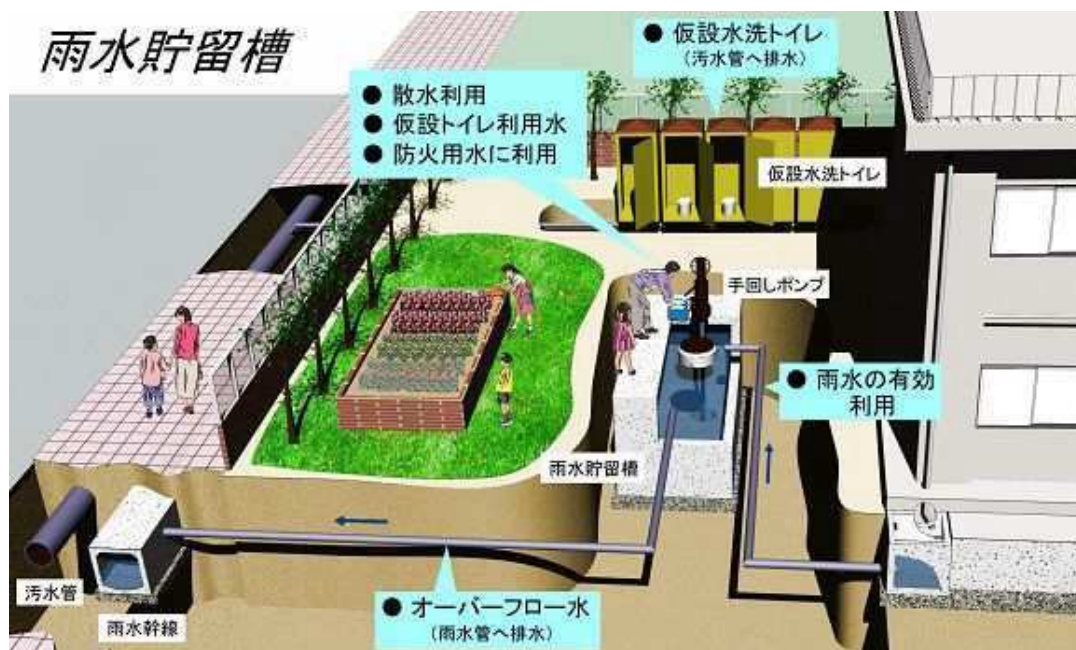


図 雨水貯留槽イメージ

第4項 被災者生活の安定・再建に関する事前対策

1 被災者生活再建支援システムの構築

災害発生時の被災者の生活再建を支援するため、り災証明の発行、被災者台帳の整備等を迅速かつ公正に行う ICT システムを平成 27 年度に構築した。

2 神戸市災害廃棄物処理指針の策定

大規模地震等による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物等の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策を円滑に実施するための体制構築に資する計画を策定している。

3 再生可能エネルギー・自立・分散型エネルギーの普及促進

太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーやコージェネレーション等自立・分散型エネルギーの導入を進めるとともに、新たなエネルギーである水素エネルギーの活用等、多様なエネルギーの利活用や効率的な利用を進め、エネルギーセキュリティが高く CO₂ 排出量の少ないまちづくりを進める。

また、市域における再生可能エネルギー等の導入割合の目標達成に向けて住宅用太陽光発電設備や停電時自立運転機能付き家庭用燃料電池（エネファーム）の普及を促進していく。

4 地籍調査の推進

災害時の円滑な復旧・復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要となる。そのため、災害時に標識が亡失しても、境界を正確に復元することができるよう、地籍（官民境界等先行調査）の整備を進める。

第4章 地域の防災力・防犯力の強化

第4章 地域の防災力・防犯力の強化

第1節 安全で快適な住宅・住環境の形成

第1項 安全な建築物の誘導

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 住宅の耐震化促進			施策-101
(1)広報・相談等による耐震診断・耐震改修の啓発	建築住宅局 建築指導部耐震推進課	1-1	施策-101
(2)すまいの耐震診断員派遣事業			施策-101
(3)すまいの耐震改修事業			施策-101
(4)家具の固定促進事業			施策-102
2 公共建築物の耐震性の向上	建築住宅局 技術管理課	1-1 8-2	施策-102
3 多数の者が利用する建築物等の耐震化の推進			施策-102
(1)多数の者が利用する建築物等の耐震化促進	建築住宅局 建築指導部耐震推進課	1-1 8-2	施策-102
(2)耐震性に係る表示制度(安全性認定)			施策-102
4 神戸市すまいとまちの安心支援センター(すまいるネット)			施策-102
①相談窓口の設置 ②物件情報・行政情報の提供 ③セミナー・イベントの開催、ライブラリーの設置	建築住宅局 住宅政策課	1-1	施策-102
5 住宅性能表示制度の普及・促進	建築住宅局 住宅政策課	1-1	施策-103
6 市営住宅マネジメント計画の推進	建築住宅局 住宅整備課	1-1	施策-103

第2項 良好な住環境の形成

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 土地区画整理事業の推進			施策-104
(1)既成市街地の土地区画整理事業	都市局 市街地整備部 市街地整備課 都市整備課	1-1 1-2	施策-104
2 市街地再開発事業等の推進			施策-104
(1)震災復興市街地再開発事業	都市局 市街地整備部 市街地整備課 都市整備課	1-1 1-2	施策-104
(2)市街地再開発事業(鈴蘭台駅前地区)			施策-104
3 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の推進	都市局 まち再生推進課 建築住宅局 建築指導部 建築安全課	1-1 1-2	施策-104
4 近隣住環境整備の推進			施策-105
(1)近隣住環境計画制度	都市局 まち再生推進課 建築住宅局 建築指導部 建築安全課	1-1 1-2	施策-105
5 マンションへの支援			施策-105
(1)分譲マンション管理の総合支援	建築住宅局	1-1	施策-105
(2)共同住宅バリアフリー改修補助	住宅政策課	2-3	施策-105

第3項 水とみどりを生かしたまちづくりの推進

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
(1)雨水利用の促進	建設局 下水道部計画課	1-2 3-4	施策-106
(2)災害時市民開放井戸登録制度の活用	健康局 生活衛生課	3-4	施策-106
(3)美緑花神戸まちづくりの推進	建設局 公園部整備課 公園部管理課 道路部理課	2-1	施策-106
①まちの美化活動の推進			
②まちの緑化活動の推進			
③まちの飾花活動の推進			
(4)緑化重点地区の形成	建設局 公園部計画課	1-2	施策-107
(5)市街地の緑地保全の推進			施策-107

第2節 区を中心とした安全で安心なまちづくり

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 区災害対策本部機能の強化	各区	4-1	施策-110
2 区を中心とした市民・事業者との連携			施策-110
(1)区安全会議	各区 総務部総務課 危機管理室 地域安全推進担当	4-1	施策-110
(2)区総合防災訓練(再掲)	各区 総務部総務課 危機管理室 危機対応担当	4-1	施策-110
3 区防災パトロール	各区 総務部総務課	10-1	施策-110
4 消防団活動と連携した地域防災(北区・西区)	北区 西区 消防局	2-1	施策-110

第3節 安全で安心なコミュニティづくり

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 防災福祉コミュニティの推進			施策-111
(1)防災福祉コミュニティ活動の充実支援			
①防災活動助成金等の交付	消防局 予防部予防課	2-1	施策-111
②市民防災リーダー研修の実施		2-3	
③消防係員地区担当制		9-2	
④推進ビデオの貸出し、活動事例集の効果的な活用			
⑤防災福祉コミュニティのネットワークづくり			
2 ふれあいのまちづくりの推進			施策-112
①ふれあいのまちづくり助成	企画調整局 つなぐラボ	2-1	施策-112
②総合的支援制度		9-2	
3 多様な地域活動の支援			施策-112
(1)地域活動の振興			
①地域コミュニティ基礎講座	都市局 まち再生推進課 企画調整局 つなぐラボ	2-1	施策-112
②パートナーシップ活動助成		9-2	
③地域での提案型活動助成			
④まちづくり活動の助成			
⑤まちづくり専門家の派遣事業			
(2)活動拠点の確保支援	企画調整局 つなぐラボ	2-1	施策-113
①地域集会所新築等助成			
4 企業・事業所等の誘導			施策-113
(1)企業・事業所等の連携	危機管理室 総務担当 計画担当 地域安全推進担当	3-2	施策-113
①神戸安全ネット会議		6-1	
②企業・事業所のBCP策定促進			

第4節 防犯まちづくりの推進
第1項 防犯まちづくり支援事業の展開

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 多様な防犯まちづくり支援事業の推進			施策-116
(1)防犯カメラ設置事業	危機管理室 地域安全推進担当	10-1	施策-116
(2)商店街・小売市場共同施設建設補助事業(再掲)	経済観光局 経済部商業流通課	2-1 10-1	施策-116
(3)不法投棄防止カメラ設置助成	環境局 事業系廃棄物対策部	10-1	施策-116
(4)青色防犯パトロールの活動支援	危機管理室 地域安全推進担当	10-1	施策-116
(5)地域防犯活動経費の助成・活動資材の提供	各区	10-1	施策-116
(6)安全マップの作成			
①なだ・あんぜんあんしんのABC(灘区)	灘区 総務部まちづくり課		
②みんなで見守る安心なまちづくり推進事業(中央区)	中央区 総務部総務課	2-1	施策-117
③地域安全マップ活動(兵庫区)	兵庫区 総務部まちづくり課	10-1	
④安全安心マップ作成支援(長田区)	長田区 総務部まちづくり課		
⑤安全マップ作成支援(まち歩き及びワークショップに対する助成)(垂水区)	垂水区 総務部まちづくり課		
⑥防災福祉コミュニティ安全マップ作成支援(西区)	西区 総務部まちづくり課		
(7)「光のまち神戸」運動の推進	建設局 道路部管理課	10-1	
(8)灯かりのいえなみづくりの推進	建築住宅局 建築指導部建築安全課	10-1	施策-118
(9)すまい・まちづくりにおける防犯対策の推進			
①すまいの防犯対策に関する情報提供など	建築住宅局 住宅政策課	10-1	施策-118
②樹木等による死角に対する防犯対策	建設局 公園部整備課		
③市の施設整備における防犯に配慮した計画・管理			
(10)繁華街における浄化対策の推進(中央区等)	危機管理室 地域安全推進担当 中央区 総務部まちづくり推進課	10-1	施策-119
(11)暴力団排除	危機管理室 地域安全推進担当 各区	10-1	施策-119
(12)犯罪被害者等支援	危機管理室 地域安全推進担当	10-1	施策-119
(13)再犯防止の推進	福祉局政策課	10-1	施策-119

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
2 防犯意識の啓発・人材育成			施策-120
(1)防犯意識の啓発 ①広報の充実 ②なだ防犯ナビによる「安全・安心」情報の提供(灘区) ③兵庫区防犯あんしんサイトによる発信(兵庫区) ④兵庫区地域安全だよりの発行(兵庫区) ⑤地域への活動支援を通じた地域防犯力の向上(北区) ⑥西区メール配信システムの運用による地域の自主防犯力の向上(西区)	危機管理室 地域安全推進担当 灘区 総務部まちづくり課 兵庫区 総務部まちづくり課 北区 総務部まちづくり課 西区 総務部まちづくり課	10-1	施策-120
(2)市民講座による人材育成 ①こうべ防犯講座 ②地域防犯講習会(兵庫区) ③防犯ウォッチ事業(兵庫区社会福祉協議会) ④ 防犯セミナーの開催(長田区) ⑤須磨区防犯アカデミー(須磨区)	危機管理室 地域安全推進担当 兵庫区 総務部まちづくり課 長田区 総務部まちづくり課 須磨区 総務部まちづくり課	10-1	施策-121

第2項 地域における連携の強化

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 「区安全会議」や「ふれあい懇話会」などを通じた地域の連携強化	危機管理室 地域安全推進担当 各区 教育委員会事務局 指導部指導課	2-1 10-1	施策-122
2 区民安全大会(防犯講演会等)	各区	10-1	施策-122
3 神戸防犯協会への補助	危機管理室 地域安全推進担当	10-1	施策-122
4 地域での連携・協力によるパトロール			施策-122
(1)灘・地域ぐるぐるパトロールの充実(灘区)	灘区 総務部まちづくり課 須磨区 総務部まちづくり課 西区 総務部まちづくり課	10-1	施策-122
(2)すま地域ぐるぐるパトロール(須磨区)			施策-122
(3)民間事業者によるパトロール協力(西区)			施策-122
(4)西区安全安心まちづくり協定の締結(西区)			施策-122

第3項 子どもの安全確保

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 学校園の安全対策			施策-123
(1)教職員や児童生徒の緊急時における対応能力の向上 ①各学校における安全対策マニュアルの作成 ②校内外の安全対策 ③防犯ブザーの貸与 ④子どもたちへの防犯教育の充実 ⑤防犯訓練の実施	教育委員会事務局 学校支援部健康教育課 学校教育部児童生徒課 学校支援部学校環境整備課	10-1	施策-123
(2)学校園の不審者侵入対策設備等の整備 ①不審者情報伝達システム ②市立幼稚園・小学校・中学校への防犯カメラの設置	教育委員会事務局 学校教育部学校教育課 学校支援部学校環境整備課	10-1	施策-124
(3)保護者・地域住民及び関係機関と連携した地域ぐるみの安全対策の推進 ①地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 ②ふれあい懇話会を活用した安全対策	教育委員会事務局 学校支援部健康教育課 学校教育部学校教育課 学校教育部児童生徒課	10-1	施策-124
2 青少年の健全育成			施策-125
(1)地域環境の整備 ①保育所、児童館等への防犯カメラ等の設置	危機管理室 地域安全推進担当 こども家庭局 幼保振興課 こども家庭局 こども青少年課	10-1	施策-125
(2)ネット社会・ケータイ社会への対応 ①学校園における情報モラル教育の推進	教育委員会事務局 学校支援部学校経営支援課情報教育推進担当	10-1	施策-125
(3)有害環境の浄化と非行・問題行動の防止 ①薬物乱用防止対策	健康局 保健所医務薬務課	10-1	施策-125

第5節 多様化する危機事象への対応

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 放火防止対策			施策-126
(1)市民による取り組み	消防局 予防部予防課	10-1	施策-126
①放火されない環境づくり ②放火発生危険箇所の排除 ③ハード面の整備			
(2)事業者による取り組み			施策-127
(3)消防局、消防団による取り組み ①放火火災防止広報の実施 ②放火火災発生危険箇所の排除 ③パトロールの強化 ④放火火災防災対策等の要望			
2 交通安全対策に関する取り組み	危機管理室 地域安全推進担当	10-2	施策-127
3 消費者の安全・安心の確保			施策-128
(1)各種法令の遵守の確保	経済観光局 消費生活センター	9-2 10-1	施策-128
(2)悪質事業者対策			施策-128
(3)物価の安定および災害時の緊急時における取り組み			施策-128
(4)消費者事故情報の収集・通知			施策-129
4 アスベスト対策			施策-129
(1)アスベスト濃度分析・監視	環境局 環境保全部 環境保全指導課 環境都市課	8-4	施策-129
(2)公共施設のアスベスト対策	建築住宅局 技術管理課	8-4	施策-129
(3)民間建築物アスベスト対策支援	建築住宅局 建築指導部安全対策課	8-4	施策-129
5 交通施設の安全対策			施策-129
(1)地下鉄におけるホームドアの設置	交通局 高速鉄道部施設課	10-2	施策-129

第1節 安全で快適な住宅・住環境の形成

第1項 安全な建築物の誘導

阪神・淡路大震災では建築物の倒壊により多くの人が犠牲となり、あらためて建築物、特にすまいの重要性が認識された。震災から20年が経過し建築物の再建や補強が進んでいるが、建築物の中には耐震性の不足するものも残されている。

国では震災の経験を踏まえて平成7年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を制定した。この法律を受け、耐震性の不足する建築物に対して耐震診断・耐震補強の実施を啓発・促進していく必要がある。

市では安全で安心なすまい・まちづくりを進めるため、神戸市すまいとまちの安心支援センター（すまいるネット）で市民に対する支援を行うほか、市営住宅マネジメント計画の推進など、安全な建築物の誘導に向けて取り組んでいく。

また、市街地再開発事業の推進、密集住宅市街地整備促進事業や各種制度による近隣住環境の整備を行う。

1 住宅の耐震化促進

阪神・淡路大震災では、犠牲者のうち約8割が住宅の倒壊等による圧死であった。安全・安心なすまい・まちづくりには住宅の耐震化が不可欠であり、特に震災で被害の大きかった昭和56年の建築基準法改正以前の旧耐震基準による住宅への対応が重要な課題である。このため、「神戸市耐震改修促進計画」に基づき積極的な取り組みを進める。

(1) 広報・相談等による耐震診断・耐震改修の啓発

- ・地域の集会などにおいて、耐震改修や家具固定等の説明を行い、コミュニティ単位で耐震化を呼びかけていく。
- ・すまいの耐震キャンペーン、広報紙KOB E等により、耐震診断や耐震改修、家具固定を紹介するなど、市民が耐震化をより身近に考えられるようなPRを行っていく。
- ・建築士及び施工者向けの講習会を開催し、正しい知識を持った専門家を育成する。
- ・建築関係団体・消費者団体等からなる「すまいの耐震化促進部会」と連携し、耐震化を促進するための環境づくりを検討・実施する。

(2) すまいの耐震診断員派遣事業

旧耐震基準の民間住宅を対象に、耐震診断を無料で実施する。診断後、診断員が報告書を申込者のもとへ持参し、診断結果の内容説明と改修に関する相談を行う。

(3) すまいの耐震改修事業

耐震改修計画策定費、耐震改修工事費の一部を補助する。

(4) 家具の固定促進事業

高齢者や障害者、小学生以下の子どもがいる世帯を対象に、家具固定費の一部を補助する制度に加え、市から家具固定の専門家を派遣する事業を行う。

2 公共建築物の耐震性の向上

市有建築物のうち、「神戸市耐震改修促進計画（平成20年2月策定）」において対象とした主要な「防災の中核拠点」、「避難所」、耐震改修促進法における「多数の者が利用する建築物」の現況耐震化率は97%（H26年度末）、平成27年度末には98%となっており、建替や耐震改修等が予定されている残りの2%にあたる建築物についても早期に完了を目指す。

また、「神戸市耐震改修促進計画（2016～2020）」においては、前計画の対象外となっている小規模なものに範囲を広げ、2階以上または延べ面積200㎡を超える市有建築物のうち、市民の利用する居室がある建築物、災害時の利用がある建築物についても耐震化を図るとともに、それ以外のものについても、必要に応じて耐震化を図るよう努める。

このほか、建築物の構造の耐震化だけでなく、脱落によって重大な危害を生じるおそれがある天井の耐震化にも取り組む。

3 多数の者が利用する建築物等の耐震化の推進

(1) 多数の者が利用する建築物等の耐震化促進

耐震改修促進法（平成25年11月改正）により、耐震診断結果報告が義務付けられた「要緊急安全確認大規模建築物」を対象に、平成26年度から耐震改修等の補助事業を実施しており、特に福祉避難所の協定を締結したホテル・旅館については、防災拠点として補助制度の拡充を図るなど、耐震化の取り組みを支援している。

また、「緊急輸送道路沿道建築物」についても耐震改修等の補助事業を実施しており、「中・小規模建築物」についても耐震診断の補助事業を実施している。

大規模建築物に該当しない規模の建築物等についても、耐震化の状況を踏まえながら、耐震化のさらなる促進のための支援策の拡充等について検討していく。

(2) 耐震性に係る表示制度（安全性認定）

耐震改修促進法（平成25年11月改正）に基づき、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物にマークを表示できる制度を平成26年度より運用している。

4 神戸市すまいとまちな安心支援センター（すまいるネット）

神戸市すまいとまちな安心支援センター（すまいるネット）は、市民が安全で安心な住まいを得るために、住まいに関する相談、情報提供、セミナー開催や市民・専門家・事業者間のネットワークづくりなど様々な機能を併せ持った、住まいの総合拠点である。

①相談窓口の設置

- ・住まいに関する様々な相談（来所・電話）について、法律、住宅資金計画、不動産取引、マンション管理、空き家活用などの専門家が対応する窓口を設置する。
- ・相談内容に応じて、専門家が現地でのアドバイスを行う。

②物件情報・行政情報の提供

- ・住まい探しをサポートする。
- ・住まいに関連する行政関係情報を提供する。
- ・ホームページ「神戸・すまいるナビ」において、住宅情報だけでなく、生活関連情報も一元的に提供する。
- ・センターの定めた一定条件を満たす建築士事務所・建設業者の名簿を作成し、業者選定を支援する。

③セミナー・イベントの開催、ライブラリーの設置

- ・住まい及び暮らし全般にかかわるセミナーやイベントの開催
- ・住まい関連のライブラリー等の設置
- ・ホームページでのさまざまな情報発信

5 住宅性能表示制度の普及・促進

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」で定められた住宅性能（火災時の安全性や省エネルギー性、バリアフリーの程度など）に関する全国共通の“ものさし”によって、公正・中立な立場で住宅性能の評価を行う「住宅性能表示制度」が平成12年から運用されている。平成14年度には「既存住宅性能表示制度」が発足し、これらの制度の普及・促進を行う。

住宅性能表示の普及については、窓口でのパンフレット配布を行うとともに、すまいるネットにおいても、住宅性能表示制度をはじめとする各種制度の案内を行う。

6 市営住宅マネジメント計画の推進

市営住宅については、「市営住宅マネジメント計画」に基づき、改修・更新時期を迎える大量のストックへの対応や構造・設備面での課題を踏まえ良好な市営住宅ストックを形成するための再編と改修、適切な計画修繕に取り組む。

第2項 良好な住環境の形成

1 土地区画整理事業の推進

健全な市街地の整備と生活環境の改善を図るため、道路・公園等の都市基盤施設と宅地を一体的に整備し総合的なまちづくりを進めるため、土地区画整理事業を推進する。

(1) 既成市街地の土地区画整理事業

浜山地区は、土地区画整理事業と住宅市街地総合整備事業との合併施行により公共施設整備と住環境の整備改善を図るため事業の進捗に努める。平成31年度完了。

鈴蘭台幹線北区間（小部小西交差点～再開発事業区域）の整備に併せて、地域拠点としてふさわしいまちづくりが実現できるよう、公共施設の整備改善と宅地利利用増進を図るため、土地区画整理事業の着手を予定している。

事業名	全事業量等
既成市街地の土地区画整理事業	鈴蘭台駅北地区

2 市街地再開発事業等の推進

建築物の共同化等により土地の合理的で健全な高度利用を図りながら、公園・広場などのオープンスペースの確保や道路などの公共施設の整備、都市環境の改善、良質な都市型住宅の供給、都市の不燃化等防災性の向上など都市機能の更新を行うことを目的に、建築物や敷地および公共施設などを一体的に整備する市街地再開発事業等を推進する。

(1) 震災復興市街地再開発事業

阪神・淡路大震災により壊滅的な被害を受けた西の都心拠点にある、新長田駅南地区の市街地再開発事業の早期完了に向け、良好な住宅や業務施設等の供給を推進する。

(2) 市街地再開発事業（鈴蘭台駅前地区）

鈴蘭台駅前の交通安全の確保やにぎわいづくりを図り、北区の玄関口にふさわしい地域拠点を形成するため、市施行の第二種市街地再開発事業（平成23年9月6日都市計画決定）を推進する。

3 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の推進

震災では、広い範囲で建築物の倒壊等による出火がみられ、特に密集市街地では、発生した火災が道路や耐火建築物によって焼け止まるまでに次々に延焼し、市街地大火となって甚大な被害が発生した。

このため木造老朽建築物が密集し、生活道路やオープンスペース等が著しく不足する防災上危険な密集市街地において、老朽建築物等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境の改善、防災性の向上等を図るため「住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）」を活用し、着実な整備改善に取り組む。

4 近隣住環境整備の推進

(1) 近隣住環境計画制度

下町や都心、ニュータウン等地域ごとの特性をふまえ、向こう三軒両隣りなど市民にとって身近な単位から建築規制の緩和等の弾力的運用を行う制度として、近隣住環境計画制度が平成11年11月から開始されている。今まで既成市街地を対象に「地区」単位でのまちづくりを前提として実施していた「インナー長屋制度」を、より小さなまとまりから全市を対象に制度拡充し、「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」に新たに規定、制度化しており、当制度を活かしたまちづくりを推進している。

5 マンションへの支援

(1) 分譲マンション管理の総合支援

神戸市すまいとまちの安心支援センター（すまいるネット）を窓口として、相談業務や専門家派遣、情報提供・普及啓発を行い、管理組合のマネジメント能力の向上を図る。加えて、耐震診断・耐震改修助成や共用部分のバリアフリー改修助成により良好なストックの形成を推進する。また、ネットワークの形成を支援するなど、管理組合の主体的な運営を多角的に支援する。

(2) 共同住宅バリアフリー改修補助

高齢化社会の進展・ストック重視の社会において、すべての人が使いやすい良好な住宅ストックの形成を目指し、既存共同住宅の共用部分のバリアフリー改修工事に対する補助を実施する。

第3項 水とみどりを生かしたまちづくりの推進

水やみどりは日常生活にうるおいを与えるとともに、災害時には建築物の倒壊による道路閉塞を防ぎ、火災による延焼を遮断するとともに、消火用水、生活用水を提供する防災上の効果も高い。また、日常的な管理活動や地域の交流の場としてコミュニティの育成にも寄与する。これらの身近な水とみどりを生活の中に取り入れ、快適で潤いのある住環境の形成と災害に強い安全なまちづくりを進める。

また、災害時にはライフラインが途絶し、水やエネルギーの自立性が求められる。このため、雨や井戸などの自然水の活用、風や太陽の効果を生かしたエネルギー活用など環境負荷を軽減し、良好な地域環境の形成を図るとともに、防災上の自立性の向上をめざしたまちづくりを推進する。

(1) 雨水利用の促進

雨水は、日常的には省資源、環境改善に、非常時には消火用水、トイレや雑用水等の生活用水として活用でき、また、大規模に実施すれば洪水対策や渇水対策にも効果が期待できる。このため、公共建築物や公園等で雨水の貯留、活用に努めるとともに、市民、事業者による雨水利用の促進を図る。

(2) 災害時市民開放井戸登録制度の活用

市民、事業所、工場等が所有する井戸のうち、災害時に自主的に一般開放できる井戸を「災害時市民開放井戸」として登録することにより、周辺住民の生活用水を確保する。また、登録制度を通じて市民の防災意識の高揚を図る。

事業名	全事業量等
災害時市民開放井戸の登録	300箇所程度の登録

(3) 美緑花神戸まちづくりの推進

自分たちの住むまちを自分たちの手で美しく、みどり豊かに彩ることは、生活にうるおいを与えるとともに、まちへの愛着を育て、自分たちのまちは自分たちで守るという防災意識の高揚にも寄与する。また、まちの美化、緑化そのものが防災上果たす意義も大きい。このため、平成8年11月に学識経験者、市民、事業者等からなる「美緑花神戸まちづくり懇話会」から出された提言を受け、地域の意志に基づくモデル地区を設定するなど、全市的な推進体制を確立し、市民運動として「美緑花神戸まちづくり」の推進に取り組む。

① まちの美化活動の推進

建物やサイン、広告などのルールづくりによる洗練された美しい景観づくりを誘導するとともに、クリーン作戦などによるごみのないきれいなまちづくりを推進する。

また、河川や海岸など、身近な水辺を守り、育てるための市民の活動を支援する。

② まちの緑化活動の推進

まちの美緑花ボランティアの活動支援など、身近なみどりを守り、育てる活動を支援する。また、地域でまとまった取り組みを進めるため、まちの一定の区域で、7割以上の住民の合意により、「緑と花の市民協定」を結んだところに苗木や草花、連絡金を助成する。さらに、「県民まちなみ緑化事業」による補助制度を活用し、地域の方々と協働で公園や空

地の緑化、屋上緑化等を推進する。

③まちの飾花活動の推進

地域の住民団体が、公園や道路・広場などのまちかどを四季の花で飾る「市民花壇」、神戸市婦人団体協議会がフラワーベースを使ってまちかどを花で飾る「ハミング広場」、街のビューポイントとなる花壇に企業・事業者から協賛をいただいている「スポンサー花壇」などにより、市民・事業者との協働による彩りのあるまちづくりを進める。

(4) 緑化重点地区の形成

神戸の目指す「緑生都市」をモデル的に具現化し、緑化意識の高揚を促すとともに神戸の骨格的なみどりの一部を構成するために、重点的に緑地の保全や緑化を行う「緑化重点地区」を市内11箇所に設定している。

地区の設定はまちづくりの顔となる地区や、古い開発により緑地が少ない区域で緑化を推進すべき地区、優良な緑地を保全育成する地区等を対象として設定し、公園や緑地の確保だけでなく、公共公益施設や民有地緑化も含めて、総合的・重点的に展開し、緑化重点地区の形成を目指す。

(5) 市街地の緑地保全の推進

生物多様性の保全や低炭素まちづくりの視点から、市街地の緑地についても保全の重要性が高まる中、平成20年に「市街地における緑地の保全方針」を策定し、市街地やその周辺に残っている里山林や住宅周辺の緑など、貴重な市街地の緑の保全に取り組んでいる。

その具体的な施策として、平成22年度より「ふれあい市民緑地」制度を実施しており、緑地保全配慮地区の指定や景観緑地制度の実施に向けても検討を進めている。

第2節 区を中心とした安全で安心なまちづくり

神戸市民の安全の推進に関する条例では、区のそれぞれの特性を生かして安全なまちづくりを推進することとしている。

区が中心となって防災をはじめとした安全活動を行う圏域を区生活圏としており、この圏域では、区役所を中心として関係行政機関の連携を強化するとともに、日常的なまちづくり活動等を通じて培われる区民との連携のもとに、災害への円滑な対応を図ることとしている。

また、災害時には区役所等からなる「防災総合拠点」を中心に総合的な救援活動を展開する。

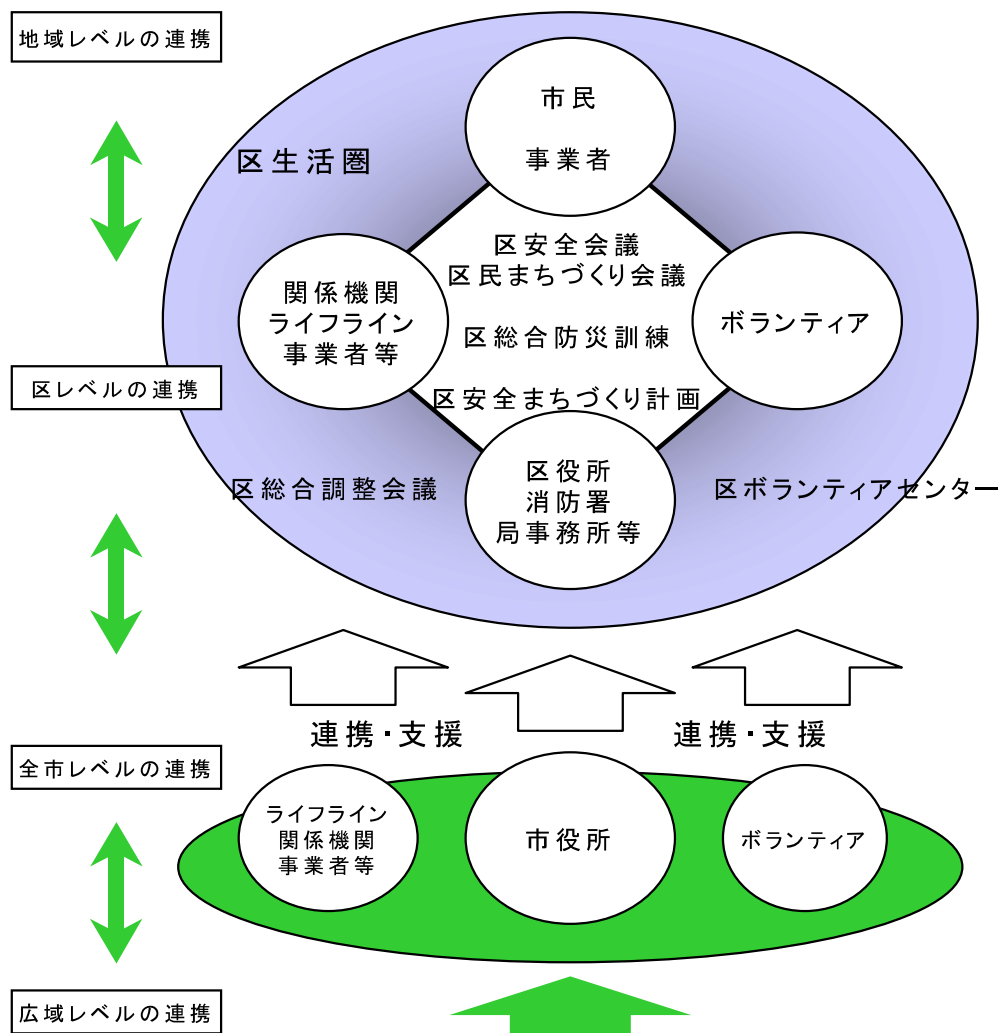


図 区生活圏での連携のイメージ

災害時に関係機関との連携のもとに総合的な防災活動を展開するため、区役所の区災害対策本部としての機能を強化する。また、保健福祉部、建設局建設事務所、消防署等についてもそれぞれの分野における拠点としての機能を強化する。

区民センターや体育館等の施設については後方支援のための拠点や避難所の補完的役割として活用するなど、時系列的に変化するニーズに対応した活用が可能なように機能を強化する。

拠点となる施設については耐震性の向上と設備等の自立性の確保を図る。また、公園やオープンスペース等との一体的整備など、より効果的な拠点形成を進めるとともに、区役所を中心として、拠点間の円滑な連携を図る。

【防災総合拠点の機能】

機 能	内 容
○区災害対策本部機能	地域の防災総合指令センターとなる災害対策本部機能
○ボランティアセンター機能	平常時からボランティアとの連携を強化し、災害時はボランティアの受入、コーディネートを行うセンター機能
○情報収集発信機能	防災行政無線、防災携帯及び危機管理システム等による情報収集発信機能
○自立機能	施設の特성에 応じたエネルギー供給における冗長性の確保、給水施設の2系統化での施設面の自立機能、災害対応に必要な職員用の備蓄機能

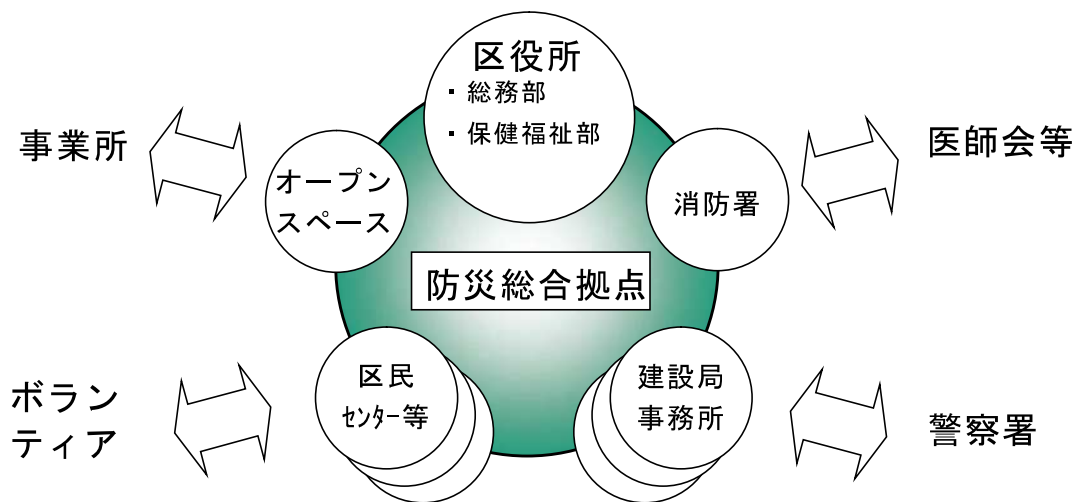


図 防災総合拠点のイメージ

1 区災害対策本部機能の強化

区内には区役所をはじめ建設事務所、消防署、警察署など、市民に身近な行政機関が立地している。これらを生かし、地域の状況や特性に応じた的確かつ総合的に防災をはじめとした安全活動を展開する。このため、関係機関との連絡を密に行い、日頃の活動を通じて連携を強化する。

また、区役所の機能を強化し、区民とともにまちづくりを進めるための体制を整備する。

2 区を中心とした市民・事業者との連携

区では区安全会議、区民まちづくり会議や区の個性をのばすまちづくり事業等を通じて、区民や事業者とともに、区の特性を生かしたまちづくりが展開されている。このような場を活用し、非常時には市民や事業者と連携のとれた対応体制の構築をめざすとともに、区総合防災訓練などを通じて体制確認を図る。

(1) 区安全会議

「神戸市民の安全の推進に関する条例」に基づき、市民にとって最も身近な行政単位である区を中心とした安全なまちづくりを推進する一環として、各区において「区安全会議」を開催する。区安全会議は、地域の安全について行政と市民、事業者が情報や意見を交換し、地域特性に応じた対応策について検討していくための場として設置される。構成員は区内行政機関、住民組織、事業者の代表者などである。

(2) 区総合防災訓練（再掲）

区・地域住民・事業所等が連携し、区の実情に合わせた防災訓練を毎年、実施する。多数の市民が参加できる訓練内容とし、自助・共助の重要性を確認する。

事業名	全事業量等
各区総合防災訓練	各区において 毎年1回実施

3 区防災パトロール

防災関係機関と連携し、区内における危険箇所等に対する情報の共有化と共通の認識を図ることを目的に、区防災パトロールを実施する。

4 消防団活動と連携した地域防災（北区・西区）

区域が広い北区・西区において、区役所・連絡所と地域事情に精通した消防団（平常時の地域住民への訓練指導、放火防止パトロール、災害時の水防活動や人命救助等を行う。）と連携し、地域防災に努める。

第3節 安全で安心なコミュニティづくり

1 防災福祉コミュニティの推進

震災では、ふれあいのまちづくり事業や住環境の改善、公園管理会の活動、美緑花神戸まちづくりなどの日常の自主的なまちづくり活動によって育まれた住民相互のつながりが、地域住民による初期消火、救出・救護、避難誘導などの応急活動を可能とした。

この教訓をもとに、自主防災推進協議会やふれあいのまちづくり協議会などの地域組織を母体として、既存の組織の連携により「防災福祉コミュニティ」の育成を図る。

さらに住民参加によるコミュニティでの安全マップづくり、安全計画づくりや防災訓練の実施などを通じ、地域の防災力の向上を図るとともにこれらの活動の支援策を充実する。

また、事業者と防災福祉コミュニティとの連携を促進するなど、地域での総合的な安全で安心なまちづくりシステムの構築をめざす。

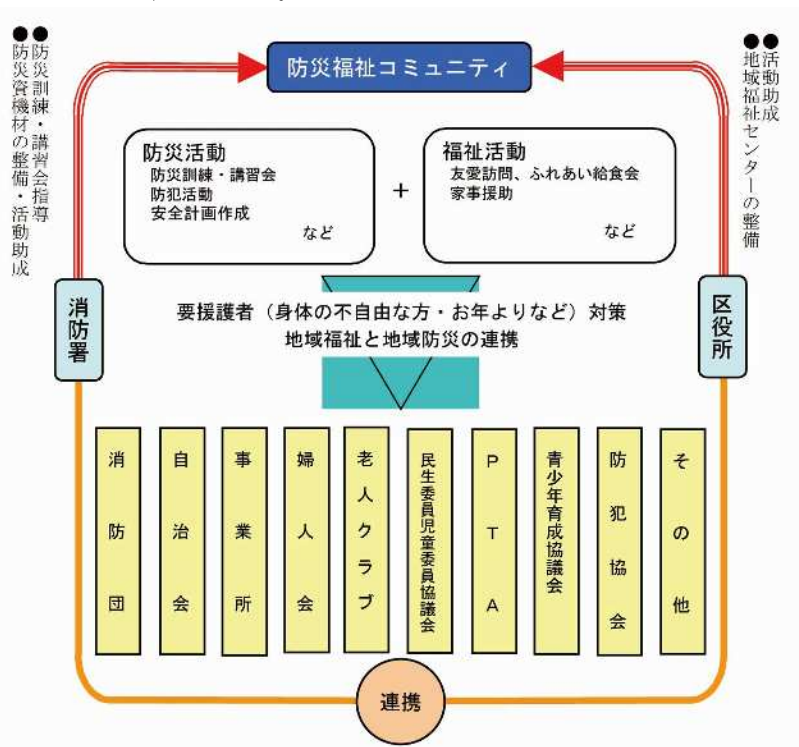


図 防災福祉コミュニティ 概念図

(1) 防災福祉コミュニティ活動の充実支援

防災福祉コミュニティが、地域の特性に応じて様々な活動を円滑に実施するためには、技術的なアドバイスや情報、資機材等の提供が必要である。

防災福祉コミュニティの活動としては、単に防災訓練を実施するのみでなく、講習会、安全マップ、安全計画の作成などにより安全まちづくりへの発展を目指すとともに、必要に応じて地域の事業者との応援協定の締結などを進めるなど、継続して実施できるしくみづくりを推進するとともに、コミュニティ間のネットワークづくりに取り組む。

さらには、災害対応を行う消防職員が192の各防災福祉コミュニティを担当する「消防係員地区担当制」では、地域と直に触れ合い、地域の意見や要望を聞きながら、訓練指導や防災情報の提供を行うなど、地域に根付いたきめ細やかな支援を実施していく。

①防災活動助成金等の交付

防災福祉コミュニティ結成時、あるいはその後の活動運営に必要な経費および地域の特性に応じた活動や他では行われていない先駆的な活動等に必要な経費を限度額の範囲内で助成する。

②市民防災リーダー研修の実施

災害時に自主的に地域の先頭に立って活躍するリーダーを育成するため、研修を実施する。

ブロック単位でのリーダーとなる「市民防災リーダー」を養成のため、約800名/年を目指して、市民防災リーダー研修を実施する。また、防災福祉コミュニティ全体をまとめることができる「統括防災リーダー」を養成するため、1地区あたり2名/年を目標に、防災マネジメント研修を実施する。

③消防係員地区担当制

消防係員地区担当制により、消防係員が担当する191地区の防災福祉コミュニティに対して、相談対応、訓練指導や防災情報の提供などきめ細かな活動支援を行う。

④推進ビデオの貸出し、活動事例集の効果的な活用

防災福祉コミュニティ推進のためのビデオを貸し出すとともに、防災福祉コミュニティ育成のための活動事例集を配布する。

また、訓練の計画や事務の手引書となる「BOKOMI bookmark」や「いのちの大切さ」を伝える防災教育のための「BOKOMI スクールガイド」を効果的に地域防災活動に活用できるよう支援を行う。

⑤防災福祉コミュニティのネットワークづくり

市民（特に若い世代）、事業所など様々な主体が地域の防災活動に参加しやすい環境づくりを促進することで、それぞれの団体の連携を図り、地域活動の活性化につなげる。

本市では、「はちどりネット事業」を推進しており、身近で事故などが発生した場合、あらかじめ登録した事業所など(災害連絡員)に事故発生の一報を伝える連絡網を整備し、登録事業所(防災協力事業所)は、各自でできることを自主的に取り組むための事業である。

2 ふれあいのまちづくりの推進

概ね市内小学校区に1ヶ所整備している地域福祉センターを活用し、ふれあいのまちづくり協議会が実施する地域福祉活動への支援を行い、地域社会における各種の福祉活動、交流活動を進める。また、ふれあいのまちづくり助成に防災福祉コミュニティ助成を組み入れた総合的支援制度を行う。

①ふれあいのまちづくり助成

ふれあいのまちづくり協議会における地域福祉活動メニュー及び地域特性を活かした先駆的な活動への助成を行う。

②総合的支援制度

ふれあいのまちづくり助成に防災福祉コミュニティ助成を組み入れた総合的支援制度を行う。

3 多様な地域活動の支援

自治会、婦人会、PTA、老人クラブ、子ども会等の活動を支援し、その中で防災意識・知識の普及、防災訓練の実施等を促進する。

(1) 地域活動の振興

①地域コミュニティ基礎講座

自治組織の健全な発展を促進するため、自治組織の新任役員を対象に、地域活動の基礎的な知識について学ぶ講座を開催する。

②パートナーシップ活動助成

市民団体・地域団体が自ら企画・提案し、実施する既存の支援制度では実現できない初動期の活動を支援する。

③地域での提案型活動助成

地域での課題の解決のために、区民自らが企画・提案し、実施する活動に対して、経費の一部を助成する。

④まちづくり活動の助成

住民等の自主的なまちづくり活動を支援するため、活動費の一部を助成する。

⑤まちづくり専門家の派遣事業

地域の団体やグループによるまちづくり活動を支援するため、専門家を派遣する。

(2) 活動拠点の確保支援

地域集会施設の整備や学校施設開放等を通じて活動の場づくりを支援し、日常的に育まれた連携のもとに災害時に身近な地域での活動の拠点としての活用を促進する。

①地域集会所新築等助成

地域コミュニティ及び地域活動を推進するため、拠点施設として地域集会所を整備する自治組織に対して整備費の助成を行う。

4 企業・事業所等の誘導

災害に強いまちづくりを実現するためには、行政や地域の努力に加えて、企業との連携が必要である。阪神・淡路大震災において、救援物資の運営や被災者対応の窓口などにおいても企業の応援をいただいた。また、平成17年のJR福知山線の事故において、事故現場近くの企業、住民が救助活動にあたったことは記憶に新しい。

一方、企業自体の災害対応力の向上も、また求められるところである。世界的にも、日本には自然災害が多いことが懸念材料とされており、経済活動への影響を常に最小限にすることが求められている。阪神・淡路大震災から早期に活動を再開した事業者もいることは、神戸にとって、大きな財産となっている。

(1) 企業・事業所等の連携

阪神・淡路大震災を乗り越えてきた神戸の企業・事業所等には、既に地域活動に積極的に参加し、地域と一体になって安全・安心なまちづくりに取り組んでいる企業や、震災の経験を活かして、災害に備えているところがある。今後は、一層の取り組みを、各種団体の協力も得ながら推進していく必要がある。

①神戸安全ネット会議

震災後、市民・事業者・市の協働により進めてきた「安全で安心なまちづくり」について、さらに踏み込んで、地震津波対策・感染症対策その他様々な危機への対応に要される危機管理能力の向上を図るため、産・官・学の協働による危機管理研究会「神戸安全ネット会議」に参画し、市民の安全や震災の風化防止の有用な方策の構築を図る。

②企業・事業所のBCP策定促進

南海トラフ地震などの広域大規模災害が発生した場合、エネルギー供給やサプライチェーンの途絶は、企業活動に与える影響は非常に大きく、市民の経済活動にも影響を与えることにある。各企業・事業者において災害時に必要となる事業を継続するための「事業継続計画（BCP）」の策定・運用についての啓発を様々な機会・手段を通じて行っていく。

第4節 防犯まちづくりの推進

地域においては、「地域の安全は地域で守る」という意識のもと、防犯パトロールや見守り活動などの防犯活動に取り組んでいる。市では、犯罪抑止や犯罪捜査を担う警察と連携しながら、こうした地域での防犯活動の支援を推進していくこととしている。

市内の犯罪件数（刑法犯認知件数）は、平成14年のピーク時から減少傾向が続いており、地域での防犯活動の推進による対応は、一定の成果があったと考えられる。一方で近年、全国的にも凶悪な犯罪や市民に身近な犯罪が発生しており、体感治安の面では、市民の不安が高まっていると思われる。

このため、今後においても、地域での取組への継続的な支援や市民の防犯意識の向上を図り、地域レベルでの防犯対策を強化する様々な事業を有機的に連携しながら展開し、総合的に防犯まちづくりが推進されるよう努める。

地域の防犯力の強化

意識づくり

- 広報の充実（広報紙・ホームページ）
- 安全マップ作成
- なだ防犯ナビ
- 灘・安全安心セキュリティセンター
- 兵庫区防犯あんしんサイト
- 地域安全だより
- 西区メール配信システムの運用による地域の自主防犯力の向上
- 暴力団排除
- 安全対策マニュアルの作成（学校園）
- スマイル・ハートあいさつ運動の展開

環境づくり

- 防犯カメラ設置補助事業
- 商店街・小売市場共同施設建設補助事業
- 不法投棄防止カメラ設置助成
- 青色防犯パトロール物品支給事業
- 地域防犯活動経費の助成・活動資材の提供
- 「光のまち神戸」運動の推進
- 灯かりのいえなみづくりの推進
- 「すまい・まち」づくりにおける防犯対策の推進
- 繁華街における浄化対策の推進
- 落書き対策
- 犯罪被害者等支援
- 再犯防止の推進
- 学校内外の安全対策
- 防犯ブザーの貸与
- 不審者情報伝達システム（学校園）
- 市立幼稚園・小学校・中学校への防犯カメラ設置
- スクールガードリーダーの配置
- 「こども110番 青少年を守る店・家」
- こども110番 青少年を守る車の展開・周知
- 保育所・児童館等への防犯カメラの設置
- 青少年の居場所づくり

人づくり

- こうべまちづくり学校
- 地域防犯ミニ講習会
- 防犯ウォッチ
- 防犯カメラ設置講習会
- 須磨区民防犯アカデミー
- 子どもたちへの防犯教育の充実
- 防犯訓練の実施（学校）
- 青少年健全育成のための地域のメディアリテラシー醸成事業
- メディア学習リーダー
- 学校園における情報モラル教育の推進
- 薬物乱用防止対策

ネットワークづくり

- 「区安全会議」や「ふれあい懇話会」等を通じた地域の連携強化
- 区民安全大会（防犯講演会等）
- 神戸防犯協会への補助
- 灘・地域ぐるぐるパトロール
- すま地域ぐるぐるパトロール
- 民間事業者によるパトロール協力
- 西区安全安心まちづくり協定

第1項 防犯まちづくり支援事業の展開

犯罪のない安全で安心なまちづくりのための基本となる考え方は「地域の安全は地域で守る」ということであり、市民自らが安全活動を行い、地域力を高めることが重要である。そのために、市がこれらの活動に対して支援を行っていくとともに、市民の防犯意識の向上を図るための広報、啓発等を行う。

1 多様な防犯まちづくり支援事業の推進

地域における犯罪を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを進めるためには、防犯パトロールや見守り活動など、地域の自主的な活動が重要であり、これらの活動が活性化、また継続されるよう、市の関連部署がそれぞれの所管分野において、様々な事業を通じて支援を行う。

(1) 防犯カメラ設置事業

防犯カメラの設置については、見守り活動や防犯パトロール等の防犯活動を補完する役割がある。このため、自治会・まちづくり協議会等の地域団体が行う防犯カメラ設置に要した経費への補助を行うことにより、地域での防犯活動の支援を推進する。

さらに、子どもや女性に対する犯罪抑止を主目的として、市が直営する防犯カメラを、通学路や駅周辺等に重点的に設置する。

(2) 商店街・小売市場共同施設建設補助事業（再掲）

商店街・小売市場において、防犯カメラ等の整備に要した経費を補助する。

(3) 不法投棄防止カメラ設置助成

クリーンステーション等への不法投棄の防止を目的として、地域の中で主体的な活動を行っている自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会等の地域団体を支援するため、カメラを設置した地域団体等に対し助成を行う。

(4) 青色防犯パトロールの活動支援

警察に許可（証明）を受けた地域団体等が、自動車に青色回転灯を装備して自主防犯パトロールを実施している。活動に必要な回転灯等の物品支給や活動回数に応じた報奨金の交付により、地域でのパトロール活動を推進する。

(5) 地域防犯活動経費の助成・活動資材の提供

各地域で自主的に防犯活動や見守り活動を実施している団体に対して、防犯活動に必要な資材購入費の助成や活動資材の提供を行う。

(6) 安全マップの作成

①なだ・あんぜんあんしんのABC（灘区）

灘区内の地図を用いて、小学校低学年児童に対して分かりやすく防災・防犯の啓発を図る。

②みんなで見守る安心なまちづくり推進事業（中央区）

概ね小学校区単位で小学生、PTA、行政関係者などと協働でのマップ作成を契機に、地域における防犯力向上の取り組みを活性化させるとともに、活動を通じてコミュニティの形成・強化を図る。

③地域安全マップ活動（兵庫区）

児童の危機回避能力の向上ができるよう、小学校での「地域安全マップ活動」を推進する。

④安全安心マップ作成支援（長田区）

地域住民の防犯意識向上を図るため、地域の住民自らが、まち歩きや議論を行い安全安心情報を掲載したマップの作成に対し、経費の一部を助成している。

⑤安全マップ作成支援（まち歩き及びワークショップに対する助成）（垂水区）

ふれあいのまちづくり協議会において、子どもから若手世代・高齢者まで幅広い年齢層が参加するまち歩きの実施、ワークショップの開催とコミュニティ安全マップづくりに対して、専門家の派遣と費用の一部助成を行う。

⑥防災福祉コミュニティ安全マップ作成支援（西区）

平野地区、井吹台東、北地区等における「防災福祉コミュニティ安全マップ」の作成を支援している。

(7) 「光のまち神戸」運動の推進

夜間における交通の安全と犯罪の防止を目的に、明るく住みよいまちづくりに向けて市民からの要望も踏まえながら街灯の増設及び照度アップを行う。また、地域団体が私道部分に設置し、維持管理している街灯については、その経費の一部を助成している。

(8) 灯かりのいえなみづくりの推進

「灯かりのいえなみづくり」とは、地域が自主的に夜間照明についてルールをつくり、それを守ることにより、まちを明るくし夜間における犯罪を防止する取り組みである。まちを明るくすることによる防犯効果は大きく、また市民の意識啓発にもつながり、さらなる犯罪の抑止が期待されることから、この取り組みの推進を図る。



図 灯かりのいえなみづくり啓発パンフレット

(9) すまい・まちづくりにおける防犯対策の推進

犯罪に狙われにくいすまいづくりのために、市民自らがすまいの防犯対策に取り組もうとする意識の普及啓発を図る。また、市が行う公園等において防犯に配慮した計画・管理を行うなど、まちづくりにおける防犯対策を推進する。

①すまいの防犯対策に関する情報提供など

警察や神戸市すまいとまちの安心支援センター（すまいるネット）と連携し、住まいの防犯対策に関するホームページでの情報提供や、セミナー、出前トーク等による防犯意識の普及啓発に努め、防犯性の高い良質な住宅ストックの形成を支援する。

②樹木等による死角に対する防犯対策

樹木の剪定や草刈りなど、公園や街路の植栽帯を適正に管理し、犯罪の温床となるような死角をなくし、まちの安全性を高める。

③市の施設整備における防犯に配慮した計画・管理

市の整備する道路、公園、駐車場、建築物等の施設について、防犯設備の整備や死角の除去等、防犯に配慮した計画・管理の推進を図る。

(10) 繁華街における浄化対策の推進（中央区等）

三宮北部地域において、違法駐車・駐輪、不法投棄、立て看板、迷惑な客引き行為といった繁華街特有の問題に対応するため、区民等への定期的な啓発活動等を通じて環境浄化を図る。

兵庫県の客引き行為防止条例に基づき、三宮北部地域等が、罰則が適用される禁止地区として指定されており、地域等での啓発活動の継続など、県や県警、地域と連携して対応する。

(11) 暴力団排除

暴力団排除条例に基づき、暴力団排除の気運を高め、県警や暴力団追放センターなどの関係機関等と連携を図りながら、区民、事業者、区が協働して、各種啓発活動など、暴力団排除を推進する。

さらに、ふるさと納税や企業からの寄付金を活用し、県警や暴力団追放センターと連携しながら、市内にある暴力団事務所撤去訴訟支援に取り組んでいく。

(12) 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者やそのご家族が、一日も早く平穏な日常を取り戻すことができるよう、市、市民、事業者及び関係機関が協力して、総合的な支援を推進する。相談窓口の設置、一時的な生活資金の助成、日常生活の支援、民間支援団体への支援、広報・啓発など、各種事業を展開していく。

(13) 再犯防止の推進

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、再犯防止について、国・地方公共団体・民間事業者等の連携や地方再犯防止推進計画を策定する努力義務などが定められた。

犯罪をした者等の中には、仕事や住居の確保ができないなど地域社会で生活する上での課題を抱えている場合も多く、そのような者の再犯を防止するためには、継続的に社会復帰を支援する取り組みが必要となる。

すべての人が安心して暮らすことができる防犯まちづくりの取り組みをさらに推進していくため、法施行以前から行っている様々な取り組みを再犯防止の観点から整理し、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置付ける。

基本方針
①就労・修学の支援、住居の確保 ②保健医療・福祉サービス等の利用の促進 ③民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進 ④関係機関との連携強化
具体的な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・各区役所くらし支援窓口における生活困窮等に対する相談対応や適切な制度・機関へつなぐための支援（就労支援、一時生活支援など） ・工事請負競争入札参加資格の格付審査における協力雇用主への優遇制度の導入 ・社会を明るくする運動への協力（啓発活動等の実施） ・薬物乱用防止対策の取り組み ・保護司会活動に対する支援 ・連携強化を目的とした各区役所と関係機関（保護観察所や検察庁等）の情報交換を実施

2 防犯意識の啓発・人材育成

個人としての犯罪被害の防止、地域における自主防犯活動の機運の高揚や活動の継続化のためにも、市民一人ひとりの防犯意識の向上が不可欠である。そのために、市では、様々な媒体による広報活動を行うとともに、防犯に関する講座の開催等を通して人材の育成を図る。

（1）防犯意識の啓発

①広報の充実

防犯意識の向上のため、ホームページや広報紙、その他広報媒体を幅広く活用し、防犯に関する知識について、市民、事業者、各種団体等への普及・啓発を図る。

②なだ防犯ナビによる「安全・安心」情報の提供（灘区）

「ひょうご防犯ネット」や灘警察署から提供された犯罪情報等を小学校区ごとに分類・整理したものや、「子ども110番の店・家」の所在地や地域団体等の防犯活動など、幅広い「安全安心」の情報をホームページで提供し、地域の防犯意識の向上を図る。

③兵庫区防犯あんしんサイトによる発信（兵庫区）

区内で発生した事件情報や「こども110番 青少年を守る店・守る家」を地図上に表示し公開するサイトを構築することで、防犯に関する情報提供を行う。

④兵庫区地域安全だよりの発行（兵庫区）

防犯に関する行政情報などをまとめた「兵庫区地域安全だよりの発行し、地域の防犯意識の向上を図る。

⑤地域への活動支援を通じた地域防犯力の向上（北区）

ふれあいのまちづくり協議会などに対して、地域の「広報紙発行」「ホームページ作成」への助成など、地域住民による安全情報の共有を促進することにより、子どもから高齢の方々までを通じた地域での防犯意識を高める。

⑥西区メール配信システムの運用による地域の自主防犯力の向上（西区）

引ったくりや痴漢といった犯罪情報や防災情報など安全安心に関する情報を、電子メールを通じて多くの区民に提供し、青色防犯パトロール車の活用や門灯点灯の推進、声かけをはじめとする見守り活動などに役立てることで地域における自主防犯活動を促進する。

（2）市民講座による人材育成

防犯に関する講座を開催し、犯罪発生状況等の犯罪に関する情報や防犯活動のノウハウ等を提供することにより地域の自主防犯活動を担う人材の育成を図る。

①こうべ防犯講座

地域での防犯活動の担い手の高齢化や減少を背景に、若い世代への防犯意識の普及啓発につながるような講座を実施し、次世代の防犯ボランティアの育成を図る。

②地域防犯講習会（兵庫区）

区民の防犯意識や知識の向上を図るため講習会を開催する。

③防犯ウォッチ事業（兵庫区社会福祉協議会）

子どもたちが、自ら犯罪や事故について考え、いざという時に対応できる力をつけられるように体験型のプログラムを実施する。

④防犯セミナーの開催（長田区）

県警や専門家を講師に招き、防犯の知識とノウハウを学ぶことにより地域の自主防犯活動を担う人材の育成を図る。

⑤須磨区民防犯アカデミー（須磨区）

犯罪発生状況や犯罪発生場所等の犯罪に関する情報や防犯活動のノウハウ、先進的取り組み事例等の紹介の他、護身術の実技等を学ぶ講座を通して、地域の自主防犯活動を実施する際の中心的な役割を担うリーダーの育成を図る。

第2項 地域における連携の強化

市内の各地域において様々な地域組織等により各種の防犯活動が実施されているが、さらなる活性化や取り組みの継続化の他、より効率的で効果的な防犯活動とするため、地域間や地域組織と事業者等の交流を促進し、地域の特性に応じた連携の推進・強化策を展開する。

1 「区安全会議」や「ふれあい懇話会」などを通じた地域の連携強化

安全で安心なまちづくりに関連する区内の地域組織、事業者、行政等により構成される「区安全会議」や、中学校区ごとに組織され、各学校長、教師、保護者、地域組織等で構成される「ふれあい懇話会」等の多くの団体が集まる場を利用して、地域の連携を図り、防犯対策を推進する。

2 区民安全大会（防犯講演会等）

防犯情報の提供や、地域での防犯に関する取り組みを促進するため、区民等を対象に防犯協会、警察署、地域団体などと共同で開催する。

3 神戸防犯協会への補助

「地域安全ニュース」等を通じた防犯意識の啓発、情報提供の他、地域組織と連携した「防犯パトロール」や「街頭キャンペーン」等を実施する神戸防犯協会に対して活動資金を補助することにより、地域の連携強化を推進する。

4 地域での連携・協力によるパトロール

（1）灘・地域ぐるぐるパトロールの充実（灘区）

検針員や配達員などに対し、業務中に事件や不審者（車）に遭遇した場合に、110番通報する等の対応を依頼し、地域の「防犯力アップ」を図っている。

（2）すま地域ぐるぐるパトロール（須磨区）

水道の検針や飲料販売、郵便、宅配、新聞配達などの事業者の協力により、通常業務の中で防犯パトロールの視点を持っていただく見まわり活動を行う。

（3）民間事業者によるパトロール協力（西区）

行政機関や事業者の車両を活用したパトロール活動を展開しつつ、地域における防犯活動との連携を図り、区民・事業者・行政の協働で防犯体制を構築する。

（4）西区安全安心まちづくり協定の締結（西区）

4つの大規模工業団地が立地するなど、事業所が多いという区の特徴を活かして、区内の事業所と「西区安全安心まちづくり協定」を締結し、区民・事業所・行政の三者が協働で防犯活動や交通安全の意識啓発活動などを実施し、安全で安心なまちづくりを進める。

第3項 子どもの安全確保

近年、子どもや青少年をとりまく教育環境は急激に変化しており、少子高齢化、核家族化、高度情報化、都市化の進展等、社会の変化への対応が急務となっている。

こうしたことから、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携して、青少年の健全育成を図る必要がある。

1 学校園の安全対策

神戸市では3本の柱を定め、学校園の安全対策に取り組んでいる。

- ・教職員や児童生徒の緊急時における対応能力の向上
- ・学校園の不審者侵入対策設備等の整備
- ・保護者・地域住民及び関係機関と連携した地域ぐるみの安全対策の推進

(1) 教職員や児童生徒の緊急時における対応能力の向上

①各学校における安全対策マニュアルの作成

各学校における児童生徒の安全管理についての対応例（平成17年6月学校園宛通知）に基づき、各学校における独自の安全対策マニュアルを作成しており、今後も必要に応じて改訂を行い、継続して取り組んでいく。

②校内外の安全対策

- ・児童生徒の集団等下校の実施
- ・教職員及び保護者や地域住民の協力を得ながらの登下校時の立ち番・巡回等
- ・教職員及び保護者や地域住民の協力を得ながらの校園内巡視・受付場所の設定・名札等の着用による校内侵入対策
- ・校内侵入等の緊急事態発生時の校内体制の確立、連絡手順・役割分担の確認
- ・教職員の防犯訓練

③防犯ブザーの貸与

- ・小学校へ入学する新1年生を対象に防犯ブザーの貸与を行う。

④子どもたちへの防犯教育の充実

- 安全・防犯意識の向上を目的として全小学校で実施する。
- ・校外での安全指導の充実（登下校時や外出時の注意事項、不審者への対応法）
- ・小学校での安全マップの作成
- ・「こども110番 青少年を守る店・守る家」確認活動の徹底

⑤防犯訓練の実施

校内侵入及び不審者との遭遇等に対応した防犯訓練を実施する。

(2) 学校園の不審者侵入対策設備等の整備

①不審者情報伝達システム

校外での緊急時の情報を早期に伝達する連絡システム（近隣学校園通報システム）の周知及び速やかな伝達ができるよう取り組んでいく。

②市立幼稚園・小学校・中学校への防犯カメラの設置

不審者の侵入防止を目的として、校門等への防犯カメラ設置を行う。

(3) 保護者・地域住民及び関係機関と連携した地域ぐるみの安全対策の推進

P T Aや青少年育成協議会・地域団体による「あいさつ運動」や登下校時の通学路・校門付近の立ち番等が展開されている。また、保護者・地域との連携による学校内外の見守り活動については、いくつかの学校や地域において先駆的な取組がある。

①地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

- ・防犯の専門家（スクールガードリーダー）による防犯講習会（防犯教室とパトロール活動）、小学校への巡回指導と評価、防犯訓練、「学校の安全管理研修」などの実施。
- ・モデル地域での学校安全の実践的な取組などを通じ、地域ぐるみで子ども達の安全確保を図るための体制作りと人材の育成に取り組んでいく。
- ・文部科学省の補助事業「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」を活用し、専門家（スクールガード・リーダー）による学校安全ボランティア（スクールガード）養成講習会、スキルアップ教室等、子ども見守り活動隊や保護者に対する支援を継続して行う。
- ・子ども見守り活動隊を中心とした、保護者や地域と各学校園が、安全に関する知識・技能の習得や地域の特色に応じた安全対策を実践できるよう、引き続き、防犯の専門家による講習会や教室を活用した支援を行っていく。

②ふれあい懇話会を活用した安全対策

中学校と校区内小学校で組織している「ふれあい懇話会」では、懇話会のスローガン「あいさつ 声かけ 地域の子、ふれあい 手伝い 家庭から」の発信と、さらなる周知を図り、青少年健全育成の視点から「あいさつ手伝い運動」の推進強化を図っていく。

2 青少年の健全育成

発達段階にある青少年は、人格形成の上で周辺的生活環境の影響を強く受けるため、子どもを取り巻く地域環境の整備等、青少年の健やかな成長を目的とした取り組みを推進する。

(1) 地域環境の整備

異世代間交流の機会の提供や子どもたちを見守り育てるという視点から、家庭、地域、行政等が連携して「子どもの心がやすらぎ、安心して過ごせる」地域づくりを推進する。

① 保育所、児童館等への防犯カメラ等の設置

子どもたちを預かる保育所及び児童館等の安全性を確保するため、防犯カメラ等の設備が設置されていない施設に対して、防犯カメラ等の設置を行う。

(2) ネット社会・ケータイ社会への対応

青少年自身が氾濫する情報を主体的、合理的に選択・判断する能力（メディアリテラシー）を身につけ、有効に活用する能力を養うとともに、情報化社会への対応のあり方等について保護者等へ啓発を図る。

① 学校園における情報モラル教育の推進

教育の情報化施策の主眼を環境整備のハード中心から、ICTを活用した授業の実践方法の向上と普及をはじめとして、情報モラルの向上、セキュリティ対策などのソフト中心施策に移行する。今後、ケータイ機器等を使用する児童生徒の安全保護施策にかかる教育の推進と、学校園の個人情報保護施策（情報セキュリティ対策基準）の周知、情報モラル教育の実施を目指す。

(3) 有害環境の浄化と非行・問題行動の防止

青少年の健全育成を阻む、また非行の誘発が憂慮される有害な環境の浄化に努めるとともに、薬物乱用や問題行動の防止に取り組む。

① 薬物乱用防止対策

危険ドラッグ等薬物の乱用は、乱用者による凶悪な犯罪が発生するなど、薬物乱用は深刻な社会問題となっている。このような状況に対応するため、広報・啓発活動を主として、関係機関、住民地区組織と連携のもと、各種薬物乱用防止対策事業を実施する。

第5節 多様化する危機事象への対応

1 放火防止対策

放火火災の防止のため、市民、事業者、消防局・消防団をはじめとした行政関係機関が協働し安全で安心して暮らせるまちづくりを進め、そのための取り組みを市民運動として展開していく。

(1) 市民による取り組み

①放火されない環境づくり

放火犯は機会犯が多いことから、建物内外に可燃物を放置しないことで放火を防止するための環境づくりを進める。

また、自治会や防災福祉コミュニティが中心となり、粘り強く地域の監視性を高め、「放火されない、放火させない、放火されても被害を大きくさせない」環境づくりを推進していく。

②放火発生危険箇所の排除

・市民生活への社会的影響が大きい放火が発生した場合には、「放火火災防止推進重点地区」の指定を迅速に行い、地域住民とともに、地域内の各事業所に放火防止対策の協力を呼びかける。

③ハード面の整備

・門灯、センサーライト等の普及促進

建物周辺を明るくし、監視性を高めて放火されない環境をつくるため、センサーライト等防犯機器の普及促進を図る。

(2) 事業者による取り組み

事業者に対して、以下の放火防止につながる啓発活動を実施する。

- ・社員、テナント関係者等に対する放火防止意識の周知・啓発
- ・共用部分やバックヤードに放置されている可燃物の安全管理と保管場所の施錠
- ・監視カメラ等の設置による監視体制、死角となる場所の随意の巡視警戒

(3) 消防局、消防団による取り組み

①放火火災防止広報の実施

- ・自治会等への地元組織への広報
- ・事業所、学校等への広報
- ・多様な媒体による広報
ホームページ等で広報する。

②放火火災発生危険箇所の排除

- ・放火マップの作成
各区の放火状況「放火マップ」としてホームページに掲載し、情報提供を行う。
- ・パトロールの実施
定期的な夜間パトロールを実施して、屋外の可燃物や荒ゴミ等放置可燃物の状況を把握し、地区自治会、関係部局と関係を密にして放火防止にあたる。

③パトロールの強化

年末警戒や火災注意報等発令時に行っているパトロールに加え、災害現場引揚時等にも消防車両の赤色灯を点灯して走る（レッドパトロール）など、地域の監視効果を高める。
また、市民生活への社会的影響が大きい場合については、地域、消防団、警察とも連携しパトロールを実施する。

④放火火災防災対策等の要望

関係機関等に対し、住宅に付属する駐輪場、ゴミステーション等にセンサー付ライト、炎感知等の放火火災防止対策用機器の設置推進を要望し、防災カバーの普及促進、ゴミ集積場や公園の放火対策等について要望する。
また、市民生活への社会的影響が大きい場合、上記の他、タクシー会社、新聞販売店、コンビニ等夜間営業する事業所への協力を依頼する。

2 交通安全対策に関する取り組み

交通安全対策を総合的かつ効果的に推進するため、国・県の計画に準じた「神戸市交通安全計画」(別添参照)を策定し、国、県、警察、関係機関・団体等とともに、対策を推進していく。

近年の事故状況を踏まえ、高齢者・子どもの安全確保、歩行者・自転車の安全確保等の視点のもと、四季の交通安全運動、学校園での交通安全教室、高齢者を主とした地域住民を対象とした教室等の啓発・教育や、道路交通環境整備等を推進していく。県の「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」も踏まえ、各関係機関等と連携しながら推進していく。

3 消費者の安全・安心の確保

安全安心をはじめとする消費者利益の確保は、消費者行政における基本的かつ最も重要な要請事項であり、常に施策の基本となるものである。この施策の具体化として、条例の遵守を確保するための表示・取引・包装の適正化や適正計量取引の確保、食品やすまいの安全性確保への取り組み等、これまで庁内が連携して神戸市全体で実施してきた消費者行政を、消費者の安全をまもるために情報の一元化を図ろうとする消費者安全法の趣旨を踏まえて、引き続き強力に推進していく。また、物価の急騰や震災等の緊急時においては、生活必需物資の必要量を確保することが重要である。このため、事業者等との協定を活かした物資供給などの連携とともに、消費者の不安をできるかぎり解消していくための情報提供に努める。

(1) 各種法令の遵守の確保

【重点的な対策】* 条例や権限を有する法令の実効性を確保するための調査・啓発等の実施

事業者に対して、条例や法律に基づく調査・指導を行うとともに、啓発等を実施する。また必要に応じて国や県などの関係行政機関とも連携していく。

(2) 悪質事業者対策

【重点的な対策】* 国・兵庫県・警察との連携強化

* 広域的消費者被害対応の積極的推進

* 事業者・事業者団体を通じた効果的な情報提供の実施

* 消費者への啓発の強化

悪質事業者対策としては、特定商取引法上の権限を有している国や兵庫県、また、警察等との連携を速やかに行う。

また、同じ手口や同じ事業者による広域的な被害が発生する事例の場合には、近隣自治体と情報を共有し、連携して対応する必要があるので、広域的な連携を強化していく。

消費者に対しては、多くの機会をとらえて情報提供等に努める。また、事業者に対してこれまで以上に消費者志向経営が求められる今日、消費者志向経営に取り組む「良質な」事業者については、支援していくことが社会的にもメリットがあるので、PRの仕方を工夫するなど、事業者や事業者団体を通じた情報提供の充実も図っていく。

また、消費者個人への啓発の強化だけでなく、地域全体による悪質商法追放の雰囲気づくりも必要となる。そのため、地域へも被害情報等の提供を行うとともに、地域からの情報が神戸市に入ってくるよう、地域との連携をより密にし、消費者への啓発を強化する。

(3) 物価の安定および災害時の緊急時における取り組み

【重点的な対策】* 不測の事態に備えた事業者や事業者団体との連携

* 消費者の不安解消のための正確で迅速な情報提供の充実

災害等の緊急時における取り組みとして、必要な生活必需物資を確保し、消費者に対してできるだけ安定的に供給されるように、事業者や事業者団体との連携・協力体制を確立・維持していく。

物価高騰時や災害等の緊急時においては、混乱を引き起こさないために、消費者の不安をできるかぎり解消するよう、正確で迅速な情報提供を行う。

(4) 消費者事故情報の収集・通知

- 【重点的な対策】 * 食品・製品・住宅・サービス等に関する安全・安心情報の提供の充実
* 庁内を含む関係行政機関との連携

消費者被害の特徴の一つは、その被害の原因となる事柄の多様性である。食品・製品・住宅・サービス等は、人のくらし全般にわたるため、行政においても、それらを所管するところは様々な機関・部署にまたがっている。そのため、消費者としての神戸市民の相談窓口・部署は、神戸市消費生活センターをはじめ、庁内に複数存在する。これらの神戸市に寄せられた消費者事故情報を消費者庁に速やかに通知するとともに、必要に応じて関係行政機関と連携していく。

4 アスベスト対策

アスベストモニタリング調査の測定地点の増強、解体時の立入検査など監視体制を強化するとともに、全市有施設の使用実態を改めて調査し、吹付けアスベストの除去など必要な措置を早急に講じる。また、市民の健康に関する相談に適切に対応し、健康被害に関する救済措置の確立について国に対し要望する。

(1) アスベスト濃度分析・監視

大気中のアスベストモニタリング調査について、市内9ヶ所で実施するとともに、建物解体時のアスベスト飛散防止対策の指導を徹底し、対策の効果を確認するため、周辺環境濃度の測定等を実施する。

(2) 公共施設のアスベスト対策

市の保有する全ての施設（約3,850施設）について、露出している吹付けアスベストの対策は平成22年度で終えており、今後、改修工事等で隠ぺい部分の吹付けアスベストが発見された場合は、関係法令に基づき除去等の適切な措置を実施する。

(3) 民間建築物アスベスト対策支援

市内すべての民間建築物を対象に、飛散性の高い吹付けアスベストの分析費用の全額（限度額あり）を補助する。

また、多数の者が利用する民間建築物について、飛散性アスベスト除去等の改修を行う者に、工事費用の一部を補助する。

5 交通施設の安全対策

(1) 地下鉄におけるホームドアの設置

西神・山手線三宮駅にホームドア（可動式ホーム柵）を設置することにより、ホームにおける利用者の安全を確保する。また、西神・山手線、北神線の残り16駅の設置を目指す。

第5章 安全で安心なまちづくりに関する
意識の普及・啓発と人材の育成

第5章 安全で安心なまちづくりに関する意識の普及・啓発と人材の育成

第1節 災害に関する情報の提供と防災意識の普及啓発

第1項 災害に関する情報の提供

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 災害に関する緊急情報等の提供			施策-134
(1)防災行政無線同報系の活用	危機管理室 危機対応担当	1-6	施策-134
(2)安全・安心情報の電子メールサービス(ひょうご防災ネット)の運用			施策-134
(3)神戸市防災情報ホームページの運営	危機管理室 総務担当	1-6	施策-134
(4)河川モニタリングカメラシステム(再掲)	建設局 河川課	1-6	施策-134
(5)河川増水警報システム(再掲)			施策-134
2 「くらしの防災ガイド」の作成・配布	建設局 防災課 河川課 港湾局 海岸防災課 危機管理室 計画担当	1-6	施策-135
3 土砂災害に関する避難啓発の推進			施策-136
(1)住民説明会の実施(再掲)	危機管理室 地域安全推進担当	1-5 1-6	施策-136
(2)土砂災害避難マップの作成(兵庫区)(再掲)	兵庫区 総務部総務課	1-5 1-6	施策-136
4 「神戸JIBANKUN」の充実・公開	建設局 技術管理課	1-1	施策-136

第2項 防災意識の普及啓発

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 市民向け啓発			施策-137
(1)防災意識の調査	危機管理室	1-6 2-1	施策-137
①ネットモニターアンケートの活用			
(2)防災意識啓発に向けた取り組み	危機管理室 総務担当 市長室広報戦略部 広聴課	1-6 2-1	施策-137
①防災啓発ポータルサイト ②出前トーク			
2 事業者・学校向け啓発			施策-137
(1)事業所・学校での防災訓練の実施	消防局 予防部予防課	1-6 2-1	施策-137
(2)「職場を守る防災マニュアル」の作成			施策-137
(3)事業所防災リーダーの育成			施策-137
(4)ともにつくる安全で安心なまちづくり賞	危機管理室 地域安全推進担当	2-1 10-1	施策-138
3 危機管理センターを用いた市民啓発の推進	危機管理室 総務担当	1-6 2-1	施策-139

第2節 人材の育成

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 市民等の育成			施策-139
(1)市民安全推進員	危機管理室 地域安全担当	2-1 10-1	施策-139
(2)市民防災総合センターの活用	消防局 市民防災総合センター	1-6 2-1	施策-139
2 学校教育との連携			施策-139
(1)副読本「しあわせ はこぼう」	教育委員会事務局 学校教育部学校教育課	2-1	施策-139
(2)防災教育のカリキュラム化			施策-139
(3)神戸市防災教育支援ガイドブック(BOKOMI スクールガイド)	消防局 予防部予防課 市民防災総合センター	2-1	施策-139
(4)「いのちのコンサート」			施策-139
(5)地域学習の推進	教育委員会事務局 学校教育部学校教育課	2-1	施策-139
(6)トライやるウィーク			施策-140
3 職員の危機対応力の強化			施策-140
(1)職員研修等の充実	危機管理室 総務担当	4-1	施策-140
(2)市民救命士の取得促進	消防局 市民防災総合センター	4-1	施策-140

第3節 被災による教訓の継承・発信

施策・施策内容	主な所管局	リスクシナリオ	頁
1 災害経験の記録と継承			施策-141
(1)職員震災バンク	危機管理室 総務担当	4-1	施策-141
(2)災害対応のハンドブックづくり			施策-141
(3)神戸の絆ネットワーク(語り部派遣)	危機管理室 総務担当	1-6 2-1	施策-141
(4)防災福祉コミュニティなどの国内外への発信	消防局 予防部予防課	2-1	施策-141
(5)震災関連文書の保存と発信	企画調整局 つなぐラボ	2-1	施策-141
2 イベント等による継承			施策-141
(1)市民防災の日	危機管理室 総務担当	2-1	施策-141
(2)地域防災シンポジウムの開催	危機管理室 総務担当	2-1	施策-141
(3)神戸ルミナリエの開催	経済観光局 観光企画課	2-1	施策-142
3 施設整備等による継承			施策-142
(1)みなとのもり公園	建設局 公園部管理課 公園部整備課	2-1	施策-142

第1節 災害に関する情報の提供と防災意識の普及啓発

第1項 災害に関する情報の提供

1 災害に関する緊急情報等の提供

(1) 防災行政無線同報系の活用

市本部・区本部から、土砂災害、洪水、津波情報等の緊急情報（避難情報、津波警報・津波注意報）や救援・救護情報等を、緊急避難場所・避難所や自主防災組織関係者宅等へ同時多数かつ迅速に伝達するため、防災行政無線同報系を活用する。また、平常時も防災訓練への活用及び防災関係情報の定期放送を行い、日ごろから市民等への防災意識の普及啓発を図る。

事業名	全事業量等
防災行政無線同報系の活用	適宜実施

(2) 安全・安心情報の電子メールサービス（ひょうご防災ネット）の運用

希望する市民の携帯端末等に、緊急情報（地震・津波情報、気象警報）あるいは避難情報等を発信するシステムである「ひょうご防災ネット」を活用し、神戸市の発令する避難情報等の情報を伝達するサービス（神戸市安全・安心情報の電子メールサービス）を運営する。

事業名	全事業量等
電子メールサービス（ひょうご防災ネット）の運用	適宜実施

(3) 神戸市防災情報ホームページの運営

神戸市防災情報ホームページにおいて、災害等緊急時には、緊急情報をリアルタイムで掲載するとともに、平常時には、神戸市の防災・危機管理に関するトピックス等の情報を提供する。

(4) 河川モニタリングカメラシステム（再掲）

河川の流れる様子を撮影し、インターネットで閲覧できるシステムを構築し、運営管理を行う。増水の危険性を実感できる映像を市民に見てもらうことで、确实、迅速な避難を促す。

(5) 河川増水警報システム（再掲）

親水施設がある河川において、大雨・洪水注意報又は警報発令後に回転灯が点灯し、音声で警告するシステムを構築し、運営管理を行う。都賀川増水事故（平成20年7月）を受けて整備したもので、河川利用者のための安全対策として、増水の危険を知らせ、迅速な避難行動を促す。

2 「くらしの防災ガイド」の作成・配布

市民の防災・減災意識の啓発及び向上を図り、発災時の自助・共助に役立てるため、毎年梅雨時期の前に、区ごとのハザードマップとして、全世帯に配布し、土砂災害・水災害の危険箇所ならびに南海トラフ巨大地震による津波被害が想定される地区等を周知するほか、気象情報の収集方法や避難場所などの情報を提供する。

<配布対象>

市内全戸（各区版）、区役所・建設事務所等の窓口等

<掲載内容>

紙面	内容	
地図面	土砂災害	土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）／土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）／土石流危険溪流／山地災害危険箇所／地すべり危険箇所・地すべり防止区域
	河川洪水	洪水による浸水が想定される区域／河川モニタリングカメラ／増水警報システム／量水標／電光掲示板
	雨水排水	内水氾濫による浸水想定区域／過去に溢水した雨水幹線
	避難情報	緊急避難場所・避難所／防災行政無線／応急給水拠点
	津波高潮	地下施設／津波による浸水想定区域／防潮施設 等
情報面	自然災害（台風大雨などの風水害／地震・津波）に関する「日常からの備え、災害発生時の避難行動」等を記載。 ①災害・避難メモ／②基本的な避難の流れ／③災害情報の入手方法／④避難所一覧／⑤風水害の説明（土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、河川・雨水幹線の溢水注意）／⑥台風・大雨時の避難行動／⑦南海トラフ巨大地震と津波への備え／⑧地震・津波時の避難行動／⑨災害情報入手方法（web版ハザードマップ・降雨レーダー・河川モニタリングカメラシステム等）／⑩日ごろの備え 等	

<Web版の作成・公表>

平成27年度より神戸市のホームページ上に『土砂災害・水害に関する危険予想箇所図(Web版)]を公表しており、パソコンやスマートフォンを通じた情報提供・啓発を行う。

3 土砂災害に関する避難啓発の推進

(1) 住民説明会の実施（再掲）

土砂災害警戒区域およびその周辺を対象に、避難についての住民説明会を実施する。

(2) 土砂災害避難マップの作成（兵庫区）（再掲）

兵庫区北部の土砂災害警戒区域を含む防災福祉コミュニティと協働して、地区住民とのワークショップ・まちあるきを開催し、緊急避難場所までの推奨する避難ルート等を記載した「土砂災害避難マップ」を作成し、対象地区全世帯に配布するとともに、地区での防災訓練・防災学習等での利用を促進している。

4 「神戸JIBANKUN」の充実・公開

震災を契機として、神戸の地盤状況や活断層、震災被害と地盤の関係についての調査・研究を進め、その成果を基に地盤データベース「神戸JIBANKUN」を整備した。「神戸JIBANKUN」を安全都市づくりに広く活用するため、産学官による「神戸の地盤研究会」を平成11年3月に設立した。同研究会は平成22年度より「神戸の減災研究会」に継承され、地盤災害だけでなく水害に関する研究も進めている。

「神戸JIBANKUN」には、令和2年度末で約6,900本のボーリングデータが登録されており、今後も、データベースの維持管理や情報充実を図る。

また、「神戸JIBANKUN」はホームページで公開しているほか、「神戸の減災研究会」でも活用するなど、引き続き、市民への情報提供に努める。

第2項 防災意識の普及啓発

1 市民向け啓発

(1) 防災意識の調査

市民に対して防災意識の啓発を行うことを目的として、現状の調査を行う。

① ネットモニターアンケートの活用

ネットモニターを活用し、防災意識に関するネットアンケートを実施する。

(2) 防災意識啓発に向けた取り組み

① 防災啓発ポータルサイト

平成27年12月に開設した「防災啓発ポータルサイト」は、「気軽に学べる防災啓発サイト」として、平時の災害への備えにつながる防災情報を、親しみやすく、一元的に提供することで、市民の防災意識の向上を図る。

② 出前トーク

職員が地域に出向き、市民にとって関心のあるテーマなどについて分かりやすく説明を行うとともに、お互いの意見交換を行うことでまちづくりを含めたより良い市政の推進を図る。

2 事業者・学校向け啓発

(1) 事業所・学校での防災訓練の実施

事業所・学校での研修や訓練等の実施を通じて、災害等に関する知識の普及、意識の高揚を図るよう働きかけるとともに、事業所の自衛消防訓練、各種学校での防災訓練において、消火・避難・通報などの訓練指導を行い、防火・防災の啓発を促進する。

また、こうべまちづくり学校等において学習の機会を充実するとともに、講座の時間帯を工夫するなど、働く人々が受講しやすい環境づくりを進める。

(2) 「職場を守る防災マニュアル」の作成

職場の防火対策や地震等の防災対策及び、防災訓練や防災教育を実施する際の手引きとして利用できるように「職場を守る防災マニュアル」を作成する。

(3) 事業所防災リーダーの育成

大規模災害時に事業所として、迅速に適切な活動ができるよう、事業所の防災体制の強化と自主保安体制の確立のために災害時に的確な活動ができる体制づくりを推進する。

推進方法としては、法令で防災管理者や自衛消防組織が必要とされる事業所に対して、管理権限者や防火、防災管理者・自衛消防組織の総括管理者が、複雑多様化する防火対象物や防火設備等の高度化への対応、地震災害などの大規模災害やテロ災害に対して的確な対応ができるように、事務所の防火防災体制を向上させるとともに、各消防署においては地域の実情に合わせた防災知識や防災教育に関する講習会を実施して、防火管理者等が防災リーダーとして活動できる環境づくりをすすめる。

(4) ともにつくる安全で安心なまちづくり賞

事業者と市民が一体となって行う顕著な安全で安心なまちづくり活動を表彰することにより、事業者と市民による連携した防災の取り組みを推進し、事業者の意識啓発を図る。

3 危機管理センターを用いた市民啓発の推進

災害時には本部員会議などで使用する危機管理センターの1階部分で、NPO、大学や防災関係機関・団体と協力し、防災に関する取り組み状況などの展示や、研修・講習会などを開催し、市民の防災意識や地域の防災力の向上を図る。

第2節 人材の育成

1 市民等の育成

(1) 市民安全推進員

安全・安心に関する専門知識を学ぶ「こうべまちづくり学校」を受講した市民に対して「市民安全推進員」として委嘱し、市民の防災・防犯意識の向上を図る。また、防災に関する訓練やセミナー等の情報を定期的に発信し、地域の自主防災活動を支援する。

(2) 市民防災総合センターの活用

市民の防災意識の向上を図るため、市民防災総合センター内の都市災害に対応した訓練施設などを活用し、擬似体験や災害時行動訓練等を実施する。

2 学校教育との連携

(1) 副読本「しあわせ はこぼう」

阪神・淡路大震災をはじめ、東日本大震災などさまざまな災害から得られた教訓や体験を教材化した防災教育副読本「しあわせ はこぼう」を作成した。子どもたちの発達段階に応じ、小学校低学年用、高学年用、中学校用の3種類がある。学校ではこの副読本を活用し、子どもたちが災害から身を守るための知識や技能を身に付けたり、命の大切さや、人と人とのつながりについて学んだりしている。

(2) 防災教育のカリキュラム化

大震災の体験を風化させず、震災を知らない世代に震災の教訓を継承していくために、各学校において新たな防災教育の推進を図る。このため、防災教育資料の活用、学習指導計画の作成、防災教育の研究と実践を進める。

(3) 神戸市防災教育支援ガイドブック(BOKOMI スクールガイド)

地域と学校が連携して活動することを支援することで、未来を担う子ども達へ防災知識を高めると共に、地域の活性化につなげようと、共通の防災教育のツール「BOKOMI スクールガイド」を作成した。各地域でこのガイドブックを活用し、地域と学校が連携した防災教育を進めていくよう支援していく。

(4) 「いのちのコンサート」

震災を体験していない次の世代を担う子どもたちに『震災の教訓』と“いのちの大切さ”を伝えるための防災教育として、市内の幼・小・中学校等で『♥いのちのコンサート』を実施する。

(5) 地域学習の推進

体験学習等を通じて、地域の人的・物的教育資源の積極的活用、地域学習を進める中でまちづくりに関心をもち、復興の歩みを学び、神戸を愛する心を育てる。

(6) トライやるウィーク

平成10年度より、地域の中で子どもたちが体験活動を通じて豊かな感性や創造性などを高め、自分なりの生き方を模索し、生きる力を育む取り組みとして「トライやる・ウィーク」が市立中学校の2年生の生徒全員を対象として実施されている。

3 職員の危機対応力の強化

(1) 職員研修等の充実

新規採用職員向け研修や新任係長研修等で危機管理に関する基礎知識に関する講義を実施する。

(2) 市民救命士の取得促進

職員の市民救命士等の資格の取得を促進する。

第3節 被災による教訓の継承・発信

1 災害経験の記録と継承

(1) 職員震災バンク

神戸市職員の災害対応を継承するため、阪神・淡路大震災における災害対応にあった職員のデータベースとして作られた「神戸市職員震災バンク」を活用しながら、震災を経験していない職員への継承に一層努めていく。

(2) 災害対応のハンドブックづくり

震災の経験を踏まえ、その後の災害対応の経験や知見を踏まえた、職員必携の「ハンドブック」の作成・配布を行う。また、全職員に、発災に備えるための参集情報、業務メモ、連絡先を記載しておく「危機管理カード」の配布を行う。

(3) 神戸の絆ネットワーク（語り部派遣）

神戸市職員（退職者を含む）や市民による震災の語り継ぎを行う職員震災バンク、NPO「神戸の絆 2005」、神戸防災技術者の会（K-T E C）、震災10年神戸からの発信かけ橋事業市民スタッフに対する全国からの派遣要請を仲介する。

(4) 防災福祉コミュニティなどの国内外への発信

阪神・淡路大震災を教訓として生まれた防災福祉コミュニティの理念や取り組みを、研修や視察の受入れ等を通じて、広く国内外へ発信していく。

(5) 震災関連文書の保存と発信

阪神・淡路大震災に関係する市の公文書について、市民や市内外の研究者、行政関係者などに幅広く活用されるよう本格的な整理を行い、震災から得た経験や教訓などを活かしていく。

震災関連文書は、文章整理及び目録の作成を行い、目録を市政情報室及びホームページで公開している。

また、震災関連文書の保存については、文字が薄れて読めなくなったFAXや感熱紙等は判読可能となるよう修復し、またFD・ビデオ、ネガフィルム等はデジタル化した上でDVDに保存するなど、補修、保存期間の長期化のための作業を実施した。

2 イベント等による継承

(1) 市民防災の日

1月17日を市民防災の日とするなど、震災の教訓の継承、発信に努める。

(2) 地域防災シンポジウムの開催

震災の教訓を風化させることなく、次世代に引き継いでいくとともに、様々な防災情報を全国に向けて発信するため、毎年1月に地域防災シンポジウムを開催する。

(3) 神戸ルミナリエの開催

震災で亡くなられた方への鎮魂、都市の復興・再生への夢と希望を託し、平成7年から毎年、12月初旬～中旬の約10日間、旧居留地を中心に「神戸ルミナリエ」を開催しており、震災の記憶を継承する催しとなっている。

3 施設整備等による継承

阪神・淡路大震災による災害を文化として後世まで継承し、これらの情報を全世界に発信し続けるためには、その中核となる拠点が必要となる。これまでに東遊園地の慰霊と復興のモニュメントの整備やメリケンパークをはじめ被災部の保存などがされており、引き続き、施設整備等による情報発信に努める。

(1) みなとのもり公園

震災の経験と教訓を後世の人々に継承するため、神戸のまちが復興から発展へと前進する姿を木々の生長とともに見つめていく「つくり続ける公園」を基本理念に、復興の記念事業として整備し、市民協働により充実させていくとともに、震災の教訓を生かし、近隣の市役所・東遊園地と連携した防災公園として管理運営する。

< 区 計 画 >

施策事業編<区計画>については、「神戸市民の安全の推進に関する条例」の第22条に基づく、「安全なまちづくりを推進するために必要な区ごとの計画」として位置付ける。

区計画は、脆弱性評価を踏まえた施策の推進方針に基づき実施する事業を掲載した「施策事業編<全市計画>」のうち、区に関する施策を抽出し、区ごとに構成したものである。

第1章 東灘区

1. 防災事業

① 区災害対策本部機能の強化

区内には区役所をはじめ建設事務所、消防署、警察署など、市民に身近な行政機関が立地している。これらを生かし、地域の状況や特性に応じた的確かつ総合的に防災をはじめとした安全活動を展開する。このため、関係機関との連絡を密に行い、日頃の活動を通じて連携を強化する。

また、区役所の機能を強化し、区民とともにまちづくりを進めるための体制を整備する。

② 避難施設指定の定期的な点検・見直し

地域のニーズや施設の整備状況を踏まえて、毎年度点検し、必要に応じて新規施設の指定や学校施設の統廃合に伴う指定の見直しを行う。

③ 区総合防災訓練

区・地域住民・事業所等が連携し、区の実情に合わせた防災訓練を毎年実施する。多数の市民が参加できる訓練内容とし、自助・共助の重要性を確認する。

④ 区防災パトロール

防災関係機関と連携し、区内における危険箇所等に対する情報の共有化と共通の認識を図ることを目的に、東灘区防災パトロールを実施する。

⑤ 地域における災害時要援護者支援体制づくり

「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づき、要援護者を支援するための地域での助け合い（共助）による取り組みを推進する。

地域での要援護者情報の把握・共有や防災訓練への参加促進など、平時からの地域での体制づくりを推進していく。

2. 防犯・その他事業

① 「区安全会議」や「ふれあい懇話会」などを通じた地域の連携強化

安全で安心なまちづくりに関連する区内の地域組織、事業者、行政等により構成される「区安全会議」や、中学校区ごとに組織され、各学校長、教師、保護者、地域組織等で構成される「ふれあい懇話会」等の多くの団体が集まる場を利用して、地域の連携を図り、防犯対策を推進する。

② 区民安全大会（防犯講演会等）

防犯情報の提供や、地域での防犯に関する取り組みを促進するため、区民等を対象に防犯協会、警察署、地域団体などと共同で開催する。

③ 防犯意識の啓発

防犯意識の向上のため、ホームページや広報紙、その他広報媒体を幅広く活用し、防犯に関する知識について、市民、事業者、各種団体等への普及・啓発を図る。

④ 地域防犯活動経費の助成・活動資材の提供

各地域で自主的に防犯活動や見守り活動を実施している団体に対して、防犯活動に必要な資材購入費の助成や活動資材の提供を行う。

⑤ 暴力団排除

暴力団排除条例に基づき、暴力団排除の気運を高め、県警や暴力団追放センターなどの関係機関等と連携を図りながら、区民、事業者、区が協働して、各種啓発活動など、暴力団排除を推進する。

第2章 灘区

1. 防災事業

① 区災害対策本部機能の強化

区内には区役所をはじめ消防署、警察署など、市民に身近な行政機関が立地している。これらを生かし、地域の状況や特性に応じた的確かつ総合的に防災をはじめとした安全活動を展開する。このため、関係機関との連絡を密に行い、日頃の活動を通じて連携を強化する。

また、区役所の機能を強化し、区民とともにまちづくりを進めるための体制を整備する。

② 避難施設指定の定期的な点検・見直し

地域のニーズや施設の整備状況を踏まえて、毎年度点検し、必要に応じて新規施設の指定や学校施設の統廃合に伴う指定の見直しを行う。

③ 区総合防災訓練

区・地域住民・事業所等が連携し、区の実情に合わせた防災訓練を毎年実施する。多数の市民が参加できる訓練内容とし、自助・共助の重要性を確認する。

④ 灘区防災（安全）パトロール

防災関係機関と連携し、区内における危険箇所等に対する情報の共有化と共通の認識を図ることを目的に、灘区防災合同パトロールを実施する。

⑤ 災害時要援護者支援の推進

「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づき、要援護者を支援するための地域での助け合い（共助）による取り組みを推進する。

地域での要援護者情報の把握・共有や防災訓練への参加促進など、平時からの地域での体制づくりを推進していく。

また、災害時における区の防災力を高め、地域の共助を推進していくため、庁内で「災害時要援護者対策促進プロジェクト会議」（座長：区防災担当部長）を開催し、各関係課の防災・地域情報等を共有するとともに、要援護者支援の取組地区の拡大に向けた協議を行う。

会議で決定した方針のもと、関係課が協調して地域団体に働き掛ける。

⑥ 都賀川増水時事故の防止

都賀川を守る会・防災福祉コミュニティ等地域団体及び警察、消防等関係機関と連携して、都賀川が急増水する性質を持つことを理解したうえで利用していただくこと、降雨時や大雨（洪水）注意報（警報）発表時には決して立ち入らないことの啓発を図る。

2. 防犯・その他事業

① 「区安全会議」や「ふれあい懇話会」などを通じた地域の連携強化

安全で安心なまちづくりに関連する区内の地域組織、事業者、行政等により構成される「区安全会議」や、中学校区ごとに組織され、各学校長、教師、保護者、地域組織等で構成される「ふれあい懇話会」等の多くの団体が集まる場を利用して、地域の連携を図り、防犯対策を推進する。

② 区民安全大会（防犯講演会等）

防犯情報の提供や、地域での防犯に関する取り組みを促進するため、区民等を対象に防犯協会、警察署、地域団体などと共同で開催する。

③ 防犯意識の啓発

防犯意識の向上のため、ホームページや広報紙、その他広報媒体を幅広く活用し、防犯に関する知識について、市民、事業者、各種団体等への普及・啓発を図る。

④ 地域防犯活動経費の助成

各地域で自主的に防犯活動や見守り活動を実施している団体に対して、防犯活動に必要な資材購入費の助成を行う。

⑤ 暴力団排除

暴力団排除条例に基づき、暴力団排除の気運を高め、県警や暴力団追放センターなどの関係機関等と連携を図りながら、区民、事業者、区が協働して、各種啓発活動など、暴力団排除を推進する。

⑥ なた防犯ナビによる「安全・安心」情報の提供

「ひょうご防犯ネット」や灘警察署から提供された犯罪情報等を小学校区ごとに分類・整理したものや、「子ども110番の店・家」の所在地や地域団体等の防犯活動など、幅広い「安全安心」の情報をホームページで提供し、地域の防犯意識の向上を図る。

⑦ 灘・地域ぐるぐるパトロールの充実

検針員や配達員などに対し、業務中に事件・犯罪や不審者（車）に遭遇した場合に、110番通報する等の対応を依頼し、地域の「防犯力アップ」を図っている。

第3章 中央区

1. 防災事業

① 区災害対策本部機能の強化

区内には区役所をはじめ消防署、警察署など、市民に身近な行政機関が立地している。これらを生かし、地域の状況や特性に応じた的確かつ総合的に防災をはじめとした安全活動を展開する。このため、関係機関との連絡を密に行い、日頃の活動を通じて連携を強化する。

また、区役所の機能を強化し、区民とともにまちづくりを進めるための体制を整備する。

② 避難施設指定の定期的な点検・見直し

地域のニーズや施設の整備状況を踏まえて、毎年度点検し、必要に応じて新規施設の指定や学校施設の統廃合に伴う指定の見直しを行う。

③ 区総合防災訓練

区・地域住民・事業所等が連携し、区の実情に合わせた防災訓練を毎年実施する。多数の市民が参加できる訓練内容とし、自助・共助の重要性を確認する。

④ 区防災パトロール

防災関係機関と連携し、区内における危険箇所等に対する情報の共有化と共通の認識を図ることを目的に、中央区防災パトロールを実施する。

⑤ 地域における災害時要援護者支援体制づくり

「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づき、要援護者を支援するための地域での助け合い（共助）による取り組みを推進する。

地域での要援護者情報の把握・共有や防災訓練への参加促進など、平時からの地域での体制づくりを推進していく。

⑥ 帰宅困難者対策（危機管理室と連携）

本市では、大規模な地震等が発生し交通機関が途絶した場合、都心部である中央区を中心に多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、帰宅困難者対策にかかる取り組みの方向性を「神戸市帰宅困難者対策基本指針」として策定している。

三宮駅周辺地域においては、鉄道事業者や集客施設等の民間事業者等で構成される協議会を設立し、帰宅困難者の保護や避難誘導等のソフト対策の考えを示した「三宮駅周辺地域帰宅困難者対策計画」に基づいた対策を推進する。併せて、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の拡充や、帰宅困難者用の備蓄の検討も行っていく。また、事業者への帰宅困難者対策の普及・啓発活動を実施し、一斉帰宅の抑制や商業施設等の利用者保護の推進を図る。

なお、「三宮駅周辺地域帰宅困難者対策計画」は、地域事業者との議論や訓練を踏まえた検証等を通じて継続的に内容の充実を図っていく。

2. 防犯・その他事業

① 「区安全会議」を通じた地域の連携強化

安全で安心なまちづくりに関連する区内の地域組織、事業者、行政等により構成される「区安全会議」等の多くの団体が集まる場を利用して、地域の連携を図り、防犯対策を推進する。

② 防犯意識の啓発

防犯意識の向上のため、ホームページや広報紙、その他広報媒体を幅広く活用し、防犯に関する知識について、市民、事業者、各種団体等への普及・啓発を図る。

③ 地域防犯活動資材の提供

各地域で自主的に防犯活動や見守り活動を実施している団体に対して、防犯活動に必要な資材の提供を行う。

④ 暴力団追放中央区民大会

中央区民の安全で平穏な生活の確保と秩序ある社会を実現するため、暴力団排除意識の高揚と関係機関・団体の連携を強化し、社会の敵である暴力団と対決する決意を新たにして「安全・安心なまちづくり」に全力を挙げることを目的として防犯協会、警察署、地域団体などと共同で開催する。

⑤ 繁華街における浄化対策の推進

三宮北部地域において、違法駐車・駐輪、不法投棄、立て看板、迷惑な客引き行為といった繁華街特有の問題に対応するため、区民等への定期的な啓発活動等を通じて環境浄化を図る。

兵庫県の客引き行為防止条例に基づき、三宮北部地域等が、罰則が適用される禁止地区として指定されており、地域での啓発活動の継続など、県や県警、地域と連携して対応する。

⑥ みんなで見守る安心なまちづくり推進事業

概ね小学校区単位で小学生、PTA、行政関係者などと協働でのマップ作成を契機に、地域における防犯力向上の取り組みを活性化させるとともに、活動を通じてコミュニティの形成・強化を図る。

第4章 兵庫区

1. 防災事業

① 区災害対策本部機能の強化

区内には区役所をはじめ建設事務所、消防署、警察署など、市民に身近な行政機関が立地している。これらを生かし、地域の状況や特性に応じた的確かつ総合的に防災をはじめとした安全活動を展開する。このため、関係機関との連絡を密に行い、日頃の活動を通じて連携を強化する。

また、区役所の機能を強化し、区民とともにまちづくりを進めるための体制を整備する。

② 避難施設指定の定期的な点検・見直し

地域のニーズや施設の整備状況を踏まえて、毎年度点検し、必要に応じて新規施設の指定や学校施設の統廃合等に伴う指定の見直しを行う。

③ 区総合防災訓練

区・地域住民・事業所等が連携し、区の実情に合わせた防災訓練を必要に応じ実施する。

④ 兵庫区安全・安心フェア

近い将来予想される南海トラフ地震や風水害に対する減災対応と防災知識の習得等を目的とし、体験型訓練等を必要に応じ実施する。

⑤ 土砂災害避難マップの作成

兵庫区北部の土砂災害警戒区域に含む防災福祉コミュニティと協働して、地区住民とのワークショップ・まちあるきを開催し、緊急避難場所までの推奨する避難ルート等を記載した「土砂災害避難マップ」を作成し、対象地区全世帯に配布するとともに、地区での防災訓練・防災学習等での利用を促進している。

⑥ 区防災パトロール

防災関係機関と連携し、区内における危険箇所等に対する情報の共有化と共通の認識を図ることを目的に、兵庫区防災パトロールを必要に応じ実施する。

⑦ 地域における災害時要援護者支援体制づくり

「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づき、要援護者を支援するための地域での助け合い（共助）による取り組みを推進する。

地域での要援護者情報の把握・共有や防災訓練への参加促進など、平時からの地域での体制づくりを推進していく。

⑧ 要援護者等の防災訓練

援護を希望する高齢者・障がい者について地域の民生委員等を通じて登録を呼びかけ、地域で実施する要援護者支援訓練の実施及び参加を推進していく。

2. 防犯・その他事業

① 「区安全会議」や「ふれあい懇話会」などを通じた地域の連携強化

安全で安心なまちづくりに関連する区内の地域組織、事業者、行政等により構成される「区安全会議」や、中学校区ごとに組織され、各学校長、教師、保護者、地域組織等で構成される「ふれあい懇話会」等の多くの団体が集まる場を利用して、地域の連携を図り、防犯対策を推進する。

② 安全・安心まちづくり暴力団追放兵庫区民大会

兵庫区民の安全で平穏な生活の確保と秩序ある社会を実現するため、暴力団排除意識の高揚と関係機関・団体の連携を強化し、社会の敵である暴力団と対決する決意を新たにして「安全・安心なまちづくり」に全力を挙げることを目的として防犯協会、警察署、地域団体などと共同で開催する。

③ 防犯意識の啓発

防犯意識の向上のため、ホームページや広報紙、その他広報媒体を幅広く活用し、防犯に関する知識について、市民、事業者、各種団体等への普及・啓発を図る。

④ 子ども安全対策用資材の提供

各小学校区単位で自主的に子ども見守り活動を実施している地域団体に対して、小学校を通じて防犯活動に必要な資材の提供を行う。

⑤ 地域安全マップ活動

児童の危機回避能力の向上ができるよう、小学校での「地域安全マップ活動」を推進する。

⑥ 兵庫区防犯あんしんサイトによる発信

区内で発生した事件情報や「こども110番 青少年を守る店・守る家」を地図上に表示し公開するサイトを構築することで、防犯に関する情報提供を行う。

⑦ 兵庫区地域安全だよりの発行

防犯に関する行政情報などをまとめた「兵庫区地域安全だより」を発行し、地域の防犯意識の向上を図る。

⑧ 地域防犯講習会

区民の防犯意識や知識の向上を図るため講習会を開催する。

⑨ 防犯ウォッチ事業

子どもたちが、自ら犯罪や事故について考え、いざという時に対応できる力をつけられるように体験型のプログラムを実施する。

第5章 北区

1. 防災事業

① 区災害対策本部機能の強化

区内には区役所をはじめ建設事務所、消防署、警察署など、市民に身近な行政機関が立地している。これらを生かし、地域の状況や特性に応じた的確かつ総合的に防災をはじめとした安全活動を展開する。このため、関係機関との連絡を密に行い、日頃の活動を通じて連携を強化する。

また、区役所の機能を強化し、区民とともにまちづくりを進めるための体制を整備する。

② 避難施設指定の定期的な点検・見直し

地域のニーズや施設の整備状況を踏まえて、毎年度点検し、必要に応じて新規施設の指定や学校施設の統廃合に伴う指定の見直しを行う。

③ 区総合防災訓練

区・地域住民・事業所等が連携し、区の実情に合わせた防災訓練を毎年実施する。多数の市民が参加できる訓練内容とし、自助・共助の重要性を確認する。

④ 区防災パトロール

防災関係機関と連携し、区内における危険箇所等に対する情報の共有化と共通の認識を図ることを目的に、北区防災パトロールを実施する。

⑤ 地域における災害時要援護者支援体制づくり

「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づき、要援護者を支援するための地域での助け合い（共助）による取り組みを推進する。

地域での要援護者情報の把握・共有や防災訓練への参加促進など、平時からの地域での体制づくりを推進していく。

⑥ 消防団活動と連携した地域防災

区域が広い北区において、北区役所・北神区役所・各連絡所と地域事情に精通した消防団（平常時の地域住民への訓練指導、放火防止パトロール、災害時の水防活動や人命救助等、連携し、地域防災に努める。

2. 防犯・その他事業

① 「区安全会議」などを通じた地域の連携強化

安全で安心なまちづくりに関連する区内の地域組織、事業者、行政等により構成される「区安全会議」等、多くの団体が集まる場を利用して、地域の連携を図り、防犯対策を推進する。

② 区民安全大会（防犯講演会等）

防犯情報の提供や、地域での防犯に関する取り組みを促進するため、区民等を対象に防犯協会、警察署、地域団体などと共同で開催する。

③ 防犯意識の啓発

防犯意識の向上のため、ホームページや広報紙、その他広報媒体を幅広く活用し、防犯に関する知識について、市民、事業者、各種団体等への普及・啓発を図る。

④ 地域防犯活動資材の提供

各地域で自主的に防犯活動や見守り活動を実施している団体に対して、防犯活動に必要な資材の提供を行う。

⑤ 暴力団排除

暴力団排除条例に基づき、暴力団排除の気運を高め、県警や暴力団追放センターなどの関係機関等と連携を図りながら、区民、事業者、区が協働して、各種啓発活動など、暴力団排除を推進する。

⑥ 地域への活動支援を通じた地域防犯力の向上

ふれあいのまちづくり協議会などに対して、地域の「広報紙発行」「ホームページ作成」への助成など、地域住民による安全情報の共有を促進することにより、子どもから高齢の方々までを通じた地域での防犯意識を高める。

第6章 長田区

1. 防災事業

① 区災害対策本部機能の強化

区内には区役所をはじめ消防署、警察署など、市民に身近な行政機関が立地している。これらを生かし、地域の状況や特性に応じた的確かつ総合的に防災をはじめとした安全活動を展開する。このため、関係機関との連絡を密に行い、日頃の活動を通じて連携を強化する。

また、区役所の機能を強化し、区民とともにまちづくりを進めるための体制を整備する。

② 避難施設指定の定期的な点検・見直し

地域のニーズや施設の整備状況を踏まえて、毎年度点検し、必要に応じて新規施設の指定や学校施設の統廃合に伴う指定の見直しを行う。

③ 長田区総合防災訓練

区民、事業者、行政機関等が協働して実践的な訓練を実施し、地域の防災力及び地域住民の防災意識の向上を図り、互いの連携を強化し、災害に強いまちづくりを推進していく。

④ 長田区防災パトロール

防災関係機関と連携し、区内における危険箇所等に対する情報の共有化と共通の認識を図ることを目的に、長田区防災パトロールを実施する。

⑤ 地域における災害時要援護者支援体制づくり

「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づき、要援護者を支援するための地域での助け合い（共助）による取り組みを推進する。

地域での要援護者情報の把握・共有や防災訓練への参加促進など、平時からの地域での体制づくりを推進していく。

2. 防犯・その他事業

① 「区安全会議」などを通じた地域の連携強化

「神戸市民の安全の推進に関する条例」に基づき、区内の地域組織、事業者、行政機関等により構成する「長田区安全会議」を開催する。同会議では、地域の安全について、行政機関等からの情報提供や意見交換を行い、地域の特性に応じた対応策について検討し、安全で安心なまちづくりを推進していく。

② 防犯意識の啓発

防犯意識の向上のため、ホームページや広報紙、その他広報媒体を幅広く活用し、防犯に関する知識について、市民、事業者、各種団体等への普及・啓発を図る。

③ 暴力団排除

暴力団排除条例に基づき、暴力団排除の気運を高め、県警や暴力団追放センターなどの関係機関等と連携を図りながら、区民、事業者、区が協働して、各種啓発活動など、暴力団排除を推進する。

④ 安全安心マップ作成支援

地域住民の防犯意識向上を図るため、地域の住民自らが、まち歩きや議論を行い安全安心情報を掲載したマップの作成に対し、経費の一部を助成している。

⑤ 防犯セミナーの開催

県警や専門家を講師に招き、防犯の知識とノウハウを学ぶことにより地域の自主防犯活動を担う人材の育成を図る。

第7章 須磨区

1. 防災事業

① 区災害対策本部機能の強化

区内には区役所をはじめ建設事務所、消防署、警察署など、市民に身近な行政機関が立地している。これらを生かし、地域の状況や特性に応じた的確かつ総合的に防災をはじめとした安全活動を展開する。このため、関係機関との連絡を密に行い、日頃の活動を通じて連携を強化する。

また、区役所の機能を強化し、区民とともにまちづくりを進めるための体制を整備する。

② 避難施設指定の定期的な点検・見直し

地域のニーズや施設の整備状況を踏まえて、毎年度点検し、必要に応じて新規施設の指定や学校施設の統廃合に伴う指定の見直しを行う。

③ 区総合防災訓練

区・地域住民・事業所等が連携し、区の実情に合わせた防災訓練を毎年実施する。多数の市民が参加できる訓練内容とし、自助・共助の重要性を確認する。

④ 区防災パトロール

防災関係機関と連携し、区内における危険箇所等に対する情報の共有化と共通の認識を図ることを目的に、須磨区防災パトロールを実施する。

⑤ 地域における災害時要援護者支援体制づくり

「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づき、要援護者を支援するための地域での助け合い（共助）による取り組みを推進する。

地域での要援護者情報の把握・共有や防災訓練への参加促進など、平時からの地域での体制づくりを推進していく。

⑥ 南海トラフ地震による津波避難対策

住民、事業者、行政の協働のもと、南海トラフ地震による津波発生時における有効な避難対策を検討する。

2. 防犯・その他事業

① 「区安全会議」などを通じた地域の連携強化

安全で安心なまちづくりに関連する区内の地域組織、事業者、行政等により構成される「区安全会議」等、多くの団体が集まる場を利用して、地域の連携を図り、防犯対策を推進する。

② 須磨区安全・安心まちづくり区民大会

防犯、防火、防災、暴力団追放、少年の見守り、交通マナーの向上等と呼びかけ、広く啓発を行うため、防犯協会、防火安全協会、交通安全協会等の各種団体と区役所、消防署、警察署が共同で開催する。

③ 防犯意識の啓発

防犯意識の向上のため、ホームページや広報紙、その他広報媒体を幅広く活用し、防犯に関する知識について、市民、事業者、各種団体等への普及・啓発を図る。

④ 地域防犯活動資材の提供

各地域で自主的に防犯活動や見守り活動を実施している団体に対して、防犯活動に必要な資材の提供を行う。

⑤ 須磨区民防犯アカデミー

犯罪発生状況や犯罪発生場所等の犯罪に関する情報や防犯活動のノウハウ、先進的取り組み事例等の紹介の他、護身術の実技等を学ぶ講座を通して、地域の自主防犯活動を実施する際の中心的な役割を担うリーダーの育成を図る。

⑥ すま地域ぐるぐるパトロール

水道の検針や飲料販売、郵便、宅配、新聞配達などの事業者の協力により、通常業務の中で防犯パトロールの視点を持っていただく見まわり活動を行う。

第8章 垂水区

1. 防災事業

① 区災害対策本部機能の強化

区内には区役所をはじめ建設事務所、消防署、警察署など、市民に身近な行政機関が立地している。これらを生かし、地域の状況や特性に応じた的確かつ総合的に防災をはじめとした安全活動を展開する。このため、関係機関との連絡を密に行い、日頃の活動を通じて連携を強化する。

また、区役所の機能を強化し、区民とともにまちづくりを進めるための体制を整備する。

② 避難施設指定の定期的な点検・見直し

地域のニーズや施設の整備状況を踏まえて、毎年度点検し、必要に応じて新規施設の指定や学校施設の統廃合に伴う指定の見直しを行う。

③ 区総合防災訓練

区・地域住民・事業所等が連携し、区の実情に合わせた防災訓練を毎年実施する。多数の市民が参加できる訓練内容とし、自助・共助の重要性を確認する。

④ 区防災パトロール

防災関係機関と連携し、区内における危険箇所等に対する情報の共有化と共通の認識を図ることを目的に、垂水区防災パトロールを実施する。

⑤ 地域における災害時要援護者支援体制づくり

「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づき、要援護者を支援するための地域での助け合い（共助）による取り組みを推進する。

地域での要援護者情報の把握・共有や防災訓練への参加促進など、平時からの地域での体制づくりを推進していく。

2. 防犯・その他事業

① 「区安全会議」や「ふれあい懇話会」などを通じた地域の連携強化

安全で安心なまちづくりに関連する区内の地域組織、事業者、行政等により構成される「区安全会議」や、中学校区ごとに組織され、各学校長、教師、保護者、地域組織等で構成される「ふれあい懇話会」等の多くの団体が集まる場を利用して、地域の連携を図り、防犯対策を推進する。

② 区民安全大会（防犯講演会等）

防犯情報の提供や、地域での防犯に関する取り組みを促進するため、区民等を対象に防犯協会、警察署、地域団体などと共同で開催する。

③ 防犯意識の啓発

防犯意識の向上のため、ホームページや広報紙、その他広報媒体を幅広く活用し、防犯に関する知識について、市民、事業者、各種団体等への普及・啓発を図る。

④ 地域防犯活動経費の助成・活動資材の提供

各地域で自主的に防犯活動や見守り活動を実施している団体に対して、防犯活動に必要な資材購入費の助成や活動資材の提供を行う。

⑤ 暴力団排除

暴力団排除条例に基づき、暴力団排除の気運を高め、県警や暴力団追放センターなどの関係機関等と連携を図りながら、区民、事業者、区が協働して、各種啓発活動など、暴力団排除を推進する。

⑥ 安全マップ作成支援（まちあるき及びワークショップに対する助成）

ふれあいのまちづくり協議会において、子どもから若手世代・高齢者まで幅広い年齢層が参加するまちあるきの実施、ワークショップの開催とコミュニティ安全マップづくりに対して、専門家の派遣と費用の一部助成を行う。

第9章 西区

1. 防災事業

① 区災害対策本部機能の強化

区内には区役所をはじめ建設事務所、消防署、警察署など、市民に身近な行政機関が立地している。これらを生かし、地域の状況や特性に応じた的確かつ総合的に防災をはじめとした安全活動を展開する。このため、関係機関との連絡を密に行い、日頃の活動を通じて連携を強化する。

また、区役所の機能を強化し、区民とともにまちづくりを進めるための体制を整備する。

② 避難施設指定の定期的な点検・見直し

地域のニーズや施設の整備状況を踏まえて、毎年度点検し、必要に応じて新規施設の指定や学校施設の統廃合に伴う指定の見直しを行う。

③ 区総合防災訓練

区・地域住民・事業所等が連携し、区の実情に合わせた防災訓練を毎年実施する。多数の市民が参加できる訓練内容とし、自助・共助の重要性を確認する。

④ 区防災パトロール

防災関係機関と連携し、区内における危険箇所等に対する情報の共有化と共通の認識を図ることを目的に、西区防災パトロールを実施する。

⑤ 地域における災害時要援護者支援体制づくり

「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づき、要援護者を支援するための地域での助け合い（共助）による取り組みを推進する。

地域での要援護者情報の把握・共有や防災訓練への参加促進など、平時からの地域での体制づくりを推進していく。

⑥ 防災福祉コミュニティ安全マップ作成支援

平野地区、井吹台東、北地区等における「防災福祉コミュニティ安全マップ」の作成を支援している。

⑦ 消防団活動と連携した地域防災

区域が広い西区において、西区役所・連絡所と地域事情に精通した消防団（平常時の地域住民への訓練指導、放火防止パトロール、災害時の水防活動や人命救助等を行う。7支団、約1,400人）と連携し、地域防災に努める。

2. 防犯・その他事業

① 「区安全会議」や「ふれあい懇話会」などを通じた地域の連携強化

安全で安心なまちづくりに関連する区内の地域組織、事業者、行政等により構成される「区安全会議」や、中学校区ごとに組織され、各学校長、教師、保護者、地域組織等で構成される「ふれあい懇話会」等の多くの団体が集まる場を利用して、地域の連携を図り、防犯対策を推進する。

② 区民安全大会（防犯講演会等）

防犯情報の提供や、地域での防犯に関する取り組みを促進するため、区民等を対象に防犯協会、警察署、地域団体などと共同で開催する。

③ 防犯意識の啓発

防犯意識の向上のため、ホームページや広報紙、その他広報媒体を幅広く活用し、防犯に関する知識について、市民、事業者、各種団体等への普及・啓発を図る。

④ 地域防犯活動経費の助成・活動資材の提供

各地域で自主的に防犯活動や見守り活動を実施している団体に対して、防犯活動に必要な資材購入費の助成や活動資材の提供を行う。

⑤ 暴力団排除

暴力団排除条例に基づき、暴力団排除の気運を高め、県警や暴力団追放センターなどの関係機関等と連携を図りながら、区民、事業者、区が協働して、各種啓発活動など、暴力団排除を推進する。

⑥ 西区メール配信システムの運用による地域の自主防犯力の向上

引ったくりや痴漢といった犯罪情報や防災情報など安全安心に関する情報を、電子メールを通じて多くの区民に提供し、青色防犯パトロール車の活用や門灯点灯の推進、声かけをはじめとする見守り活動などに役立てることで地域における自主防犯活動を促進する。

⑦ 民間事業者によるパトロール協力

行政機関や事業者の車両を活用したパトロール活動を展開しつつ、地域における防犯活動との連携を図り、区民・事業者・行政の協働で防犯体制を構築する。

⑧ 西区安全安心まちづくり協定の締結

4つの大規模工業団地が立地するなど、事業所が多いという区の特性を活かして、区内の事業所と「西区安全安心まちづくり協定」を締結し、区民・事業所・行政の三者が協働で防犯活動や交通安全の意識啓発活動などを実施し、安全で安心なまちづくりを進める。

< 別 添 >

神戸市交通安全計画

1. 計画の位置づけ

- ・「人優先」の理念のもとに、安全で安心して暮らせる神戸を目指して、交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策を展開していくための大綱として策定する。
- ・この内容は、交通安全対策基本法に基づく国・兵庫県における交通安全計画に準じており、将来、道路交通法をはじめ関係法令の改正や、交通環境の変化が生じたときには、この計画の時代適合性を点検し、必要に応じて見直しを行う。

2. 基本理念

【交通事故ゼロを目指して】

毎年多くの方が被害に遭われている。今後とも、安全で安心な神戸の実現に向けて、国、県、市、関係団体や市民一人ひとりが全力を挙げて、交通事故ゼロを目指して各般の取組を進める。

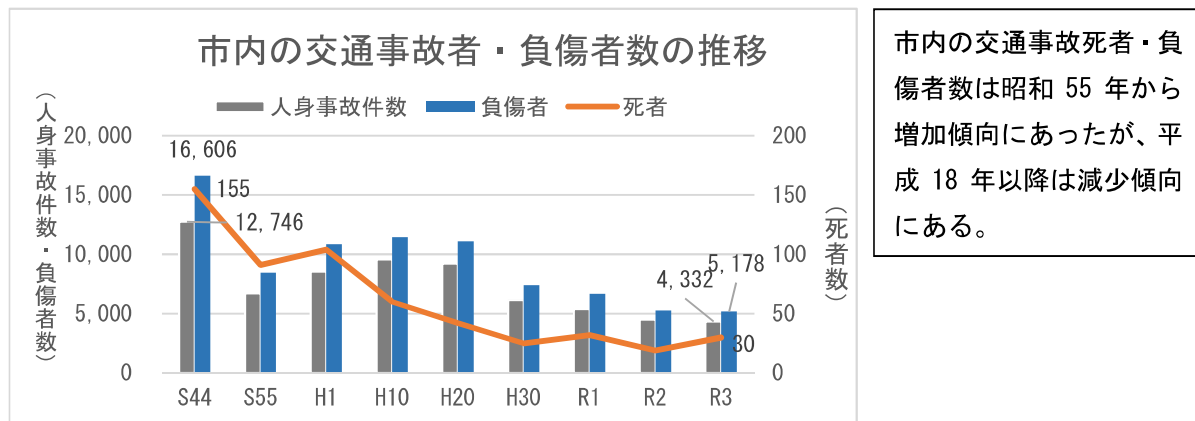
【人優先の交通安全思想】

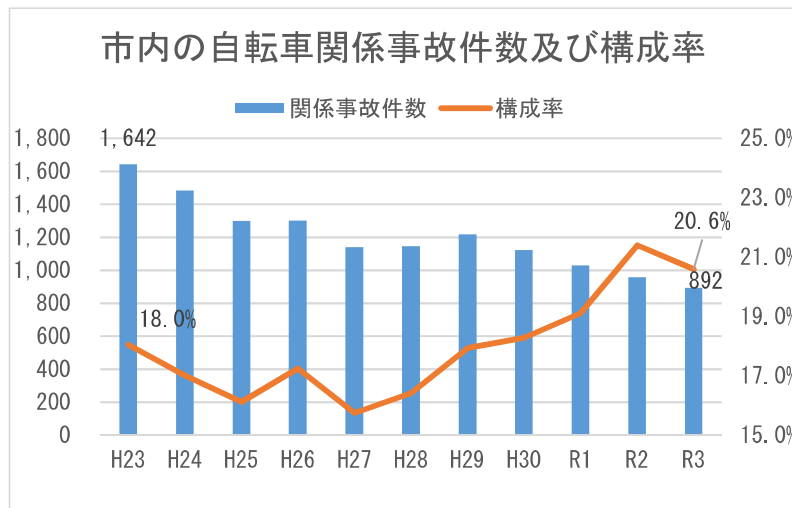
安全で安心な社会には、弱い立場にある者への配慮や思いやりが不可欠である。道路交通においては、自動車や自転車に対して弱い立場にある歩行者等の安全を、また、全ての交通において、高齢者、子ども、障がい者等の交通弱者の安全を一層確保することが必要であり、施策を推進するにあたっては、「人優先」の交通安全思想を基本とする。

【協働と参画による交通安全活動の推進】

交通事故防止のためには、国、県、県警察、市、関係民間団体等が緊密な連携の下に施策を推進するとともに、市民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要である。市が取り組む交通の安全に関する施策に計画段階から、市民が参加できる仕組みづくり、市民が主体的に行う交通安全総点検、地域におけるその特性に応じた取組等により、協働と参画による交通安全活動を推進する。

3. 市内の交通事故の傾向と分析





市内の交通事故の特徴として、自転車関係事故件数は、減少傾向にあるが、交通事故全体に占める自転車事故の割合は増加傾向にある。

4. 主な法改正等

○道路交通法（令）の改正

- ・高齢運転者対策の充実・強化に向け、運転免許更新時に一定の交通違反歴がある高齢者に対する運転技能検査や、安全運転サポート車等限定条件付免許を導入。（令和4年5月施行予定）
- ・妨害運転（「あおり運転」）に対する罰則を創設。さらに、自転車の「あおり運転」を危険行為に追加。（令和2年6月30日施行）
- ・自動車の「レベル3」の自動運転技術を可能にする規定を整備。（令和2年4月1日施行）
- ・スマートフォンや携帯電話使用等の罰則を強化。（令和元年12月1日施行）

○自動車運転死傷処罰法の改正

- ・危険運転致死傷罪の適用対象が追加。（令和2年7月2日施行）

○兵庫県「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の制定（平成28年4月1日施行）

5. 道路交通の安全対策

【対策を考える6つの視点】

- ①高齢者、子ども、障がい者等の交通弱者の安全確保
- ②歩行者と自転車の安全確保
- ③生活道路における安全確保
- ④先端技術の活用促進
- ⑤データ分析に基づくきめ細かな対策の推進
- ⑥地域ぐるみの交通安全対策

【4つの対策の柱】

① 道路交通環境の観点

○生活道路・通学路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

- ・県警察が行う最高速度30キロメートル毎時の区域規制「ゾーン30」や通行禁止等の交通規制の実施と連携し、ハンプや狭さくの等の設置等による車両速度や通過車両の抑制
- ・ビッグデータの活用による潜在的な危険箇所の解消
- ・通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路において、交通安全を確保するため「神戸市通学路交通安全プログラム」等の継続的な取り組みの実施

- 誰もが安心して利用できる歩行空間の整備
 - ・ユニバーサルデザインの観点から、歩道の段差や波打ちの解消等を行うユニバーサル歩道整備事業の推進
 - ・駅前等の交通結節点におけるエレベーター等の設置、建築物との直結化が図られた立体横断施設、交通広場等の整備
- 幹線道路における交通安全対策の推進
 - ・適切に機能分担された道路ネットワークの体系的な整備の推進
 - ・交差点のコンパクト化、立体交差化、環状交差点の導入
- 市民の移動手段の確保・充実
 - ・神戸市地域公共交通計画に基づく公共交通ネットワークの形成・維持・充実、自動運転やデマンド運行バスなど新たなモビリティサービスの活用推進
- 交通安全施設等の整備事業の推進
 - ・社会資本整備重点計画に則した整備事業の推進による道路交通環境の改善
- 自転車利用環境の総合的な整備
 - ・「神戸市自転車活用推進計画」に基づく自転車走行空間の整備推進による、安全・快適な走行環境の創出
 - ・シェアサイクル「コベリン」の利用促進
 - ・ルール、マナーや自転車賠償責任保険加入等の啓発活動の実施
 - ・駅前の市営駐輪場の整備・運営及び増設や再編等とともに、放置禁止区域の指定による放置自転車の撤去
- ITS（高度道路交通システム）の活用
 - ・関係機関と連携したETC2.0等のインフラ整備の推進及びリアルタイムの自動車走行履歴（プローブ）情報等の広範な道路交通情報の集約・配信
- 災害に備えた道路交通環境の整備
 - ・地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するための橋梁の耐震化及び無電柱化の推進

② 交通安全思想の普及徹底

- 段階的かつ体系的な交通安全教育の実施
 - ・神戸市交通安全指導員が警察と連携し、学校園での未就学児・小学生・中高生対象の交通安全教室、子育て施設などにおける保護者向け教室、地域福祉センターや老人施設等を利用した高齢者向け教室等の開催
 - ・自転車マナー啓発など社会的関心の高いテーマに基づく、ターゲットを絞った効果的な訴求の取組み
- 交通安全に関する普及啓発活動の取組み
 - ・四季の交通安全に関する運動を中心とした、横断歩道合図（アイズ）運動プラス等の推進、自転車の安全適正利用、飲酒運転の根絶やシートベルト着用・チャイルドシート使用等の啓発活動の実施
 - ・横断歩道等での歩行者の保護誘導、交通ボランティア等による見守り活動の実施

- ・市ホームページや子育て応援サイト「ママフレ」、広報紙等の媒体を用いた効果的な広報活動の実施

○運転に不安のある高齢運転者の運転免許の自主返納の促進

○地域における交通安全活動への参画と協働の推進

- ・市民自らが交通安全に関する当事者意識を持つような意識改革の促進
- ・市民が行政、民間団体、企業等と共に行う地域実情に即した交通安全思想普及活動の推進
- ・交通安全総点検等、市民の積極的参加を促す仕組みの推進

③ 救助・救急活動の充実

○救助体制の整備・拡充

- ・交通事故の複雑多様化への対処に向けた、消防局と医療機関その他関係機関相互の連携・協力関係の確保と、救助体制の整備拡充や救急資機材の装備の充実
- ・多数傷病者発生時に県内の消防機関と災害派遣医療チーム「兵庫DMAT」の連携

○自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及

- ・応急手当講習会の実施、まちかど救急ステーションの整備拡大

○通報者のスマートフォンで撮影した現場映像を受信するシステム（KobeLive119）の活用

④ 交通事故被害者支援の充実強化

○交通遺児の福祉

- ・神戸市交通遺児奨学金の支給による交通遺児の健全な育成の支援
- ・市民や各界からの寄附金により設立された「神戸交通遺児をみまもる会」による交通遺児家庭の福祉の推進

○交通事故相談の推進

- ・市民相談室における交通事故相談員による交通事故後の保険請求や示談の相談窓口の開設
- ・兵庫県交通事故相談所、日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センター、日本司法支援センター等の関係機関、団体等との連携

6. 鉄道交通（市営交通等）の安全対策

【対策を考える2つの視点】

- ① 重大な列車事故の未然防止
- ② 利用者等の関係する事故の防止

【3つの対策の柱】

① 鉄道交通環境の整備

○鉄道施設の安全性向上

- ・ホームドア設置や乗務員用ホーム監視モニター（ITV）、駅施設、設備、軌道、土木構造物の計画的な更新・改修

○運転保安設備等整備

- ・自動列車運転装置（ATO）、列車集中制御装置（CTC）などの計画的な更新・改修

② 鉄道交通の安全に関する知識の普及

- ・鉄道事業者・携帯電話業者等が一体となった、鉄道利用者へのホームの「歩きスマホ」による危険性の周知や酔客に対する事故防止のための注意喚起等の広報活動の積極的な実施
- ・列車非常停止装置および車内非常通報装置など安全設備について分かりやすい表示の整備や操作等の周知徹底。

③ 鉄道の安全な運行の確保

○運転士の資質保持

- ・外部の知見を活用した安全確保に向けた研修・教育の充実

○計画運休への取組み

- ・気象状況に鑑みた計画的な列車運転休止等による安全確保

○非常事態への対応

- ・安全かつ安定的な運行確保に向けた危機管理体制の強化（大規模イベント、テロ、災害、感染症等）

卷末資料

神戸市施策に関する
リスクシナリオと施策分野のマトリクス整理

表 神戸市施策に関するリスクシナリオと施策分野のマトリクス整理

(章-節-項-番号 施策名称)

神戸市において回避すべきと考えられない事態の発生	①行政課題	②リスク(脅威等)	③対応・減損
1-1 地震による建物・交通施設等の損壊による死者の発生	2-2-1-1 地震防災対策緊急事業5年度予算 2-1-1-1 防災基金の防災拠点整備費 4-1-1-1 公共施設等の耐震性の向上	2-1-2 防災拠点拠点の整備	2-1-1-1 健全な防災拠点の確保 2-2-1-1 建築防災対策緊急事業5年度予算 2-1-1-1 学校施設の防災拠点機能強化 4-1-1-1 自治体の常備化促進 4-1-1-2 公共建築物の耐震性の向上 4-1-1-3 多岐の者が利用する建築物等の耐震性の促進 4-1-1-4 事前自主防災会等の防災支援センター(守りまいるネット) 4-1-1-5 社会福祉協議会等の普及・促進 4-1-1-6 市民防災ボランティアの育成 4-1-2-1 土地区画整理事業の推進 4-1-2-2 防災拠点再開発事業の推進 4-1-2-3 住宅白地総合整備事業(徳川住宅白地整備計画)の推進 4-1-2-4 躯体補修整備の推進 4-1-2-5 マンションへの支援 4-3-6-4 企業・事業者等の誘致
1-2 大規模な火災による死者の発生		2-2-6-1 企業の自主防災管理体制の強化 2-2-6-2 消防団による防災活動の推進 2-2-6-3 消防団の高齢化・専門化	2-1-1-1 健全な防災拠点の確保 2-2-6-1 企業の自主防災管理体制の強化 2-2-6-2 消防団の推進 2-2-6-3 消防団の高齢化・専門化 2-2-6-4 消防団の育成・専門化 4-1-2-1 土地区画整理事業の推進 4-1-2-2 防災拠点再開発事業の推進 4-1-2-3 住宅白地総合整備事業(徳川住宅白地整備計画)の推進 4-1-2-4 躯体補修整備の推進 4-1-2-5 マンションへの支援 4-3-6-4 企業・事業者等の誘致
1-3 津波による死者の発生			2-2-1-7 交通施設等の津波対策
1-4 洪水・高津波による死者の発生	2-2-3-2 都市の防災対策の推進 2-2-3-3 防災力の高度化・専門化	2-2-0-3 防災力の高度化・専門化	2-1-1-1 健全な防災拠点の確保 2-2-3-2 都市の防災対策の推進
1-5 土砂災害等による死者の発生	2-2-0-9 防災力の高度化・専門化	2-2-0-9 防災力の高度化・専門化	2-2-2-1 避難所地の安全対策 2-2-2-2 避難所地の増設・整備 2-2-2-4 避難所等の整備の取組
1-6 情報伝達の不備や避難行動の遅延等による死者の発生	2-2-3-1 防災訓練実施 2-2-3-2 防災訓練の推進 2-1-1-1 防災に関する緊急情報等の提供 2-1-2-1 防災力の向上	2-2-3-1 防災訓練 2-2-3-2 防災訓練の推進 2-1-1-1 防災に関する緊急情報等の提供 2-1-2-1 防災力の向上	2-1-1-1 健全な防災拠点の確保 2-1-1-2 事業者・学校等の誘致
2-1 地域防災力の低下による被害の拡大	2-1-1-1 学校施設の防災拠点機能強化 2-1-2-1 市民力の向上	2-2-0-6 防災訓練の推進 2-2-0-7 消防団の育成・専門化 2-1-2-2 事業者・学校等の誘致 2-2-1-1 市民力の向上	2-2-0-6 防災訓練の推進
2-2 地理的不利な状況等により被害の発生による被害の拡大			
2-3 災害時避難者など配慮の必要な方への支援不足による被害の拡大	2-2-0-6 防災訓練の推進 2-2-0-7 消防団の育成・専門化 2-1-1-3 コミュニケーション手段の確保 2-2-1-10 外国人への対応	2-2-1-6 事業者・学校等の緊急通報システムの推進 2-2-0-1 防災福祉コミュニティの推進	4-1-2-5 マンションへの支援
3-1 食料・飲料不足、生命に関わる物資供給の長期停止	2-1-3-1 食料の確保 2-1-3-2 食料の確保 2-2-0-1 防災訓練の推進 2-2-0-2 防災訓練の推進 2-2-0-3 防災訓練の推進		2-1-3-2 食料の確保 2-2-0-1 食料の確保 2-2-0-2 食料の確保 2-2-0-3 食料の確保
3-2 救護・救急機関の被災等による救護・救急活動の不足	2-1-3-1 食料の確保 2-1-3-2 食料の確保 2-2-0-1 防災訓練の推進	2-2-8-1 企業の自主防災管理体制の強化 2-1-2-3 防災拠点の確保 2-2-0-3 防災力の高度化・専門化 2-2-0-4 防災力の向上	
3-3 救護・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶	2-1-4-1 非常用電源の確保		
3-4 避難所等の避難者及び帰宅困難者への支援不足	2-1-1-2 避難所等の整備 2-1-1-3 避難所等の整備		2-1-1-2 避難所等の整備 2-1-1-3 避難所等の整備
3-5 医療機関の被災、医療支援の途絶による医療機能の麻痺	2-2-0-1 医療体制の強化		
3-6 被災地における疫病・感染症等の発生			

表 神戸市施策に関するリスクシナリオと施策分野のマトリクス整理

(章-節-項-番号 施策名称)

神戸市において回避すべき起きてはならない風害の事象	①防災・救済・補正	②防災・エネルギー	③その他
1-1 地震による建物の倒壊・交通施設等の倒壊による死者の発生		4-3-0-1 防災・事業計画の誘導	
1-2 大規模な火災による死者の発生	2-2-6-1 企業の自主防火管理体制の強化	2-2-5-2 消防団の組織強化 2-2-6-1 企業の自主防火管理体制の強化	2-2-6-1 企業の自主防火管理体制の強化
1-3 津波による死者の発生		2-2-1-7 防災施設の建設対策	
1-4 洪水・高潮等による死者の発生			
1-5 土砂災害等による死者の発生			
1-6 管理施設の不備や避難行動の遅れ等による死者の発生	2-1-1-2 事業者・学校向け啓発	2-1-1-2 事業者・学校向け啓発	2-1-1-2 事業者・学校向け啓発
2-1 地震防災力の低下による被害の拡大	2-2-0-0 防災訓練の推進	2-2-0-0 防災訓練の推進	2-2-0-0 防災訓練の推進
2-2 地震の揺れや津波など災害時の避難の遅れによる被害の拡大			
2-3 災害時要援護者が避難の必要な方への支援不足による被害の拡大	2-2-1-1 福祉避難所の確保・人材の育成 2-2-1-2 避難所での取組の仕組みづくり 2-2-1-3 災害時要援護者リストの整備 2-2-1-4 災害時要援護者の避難支援 2-2-1-5 防災福祉コミュニティの推進 2-2-1-6 避難所での取組の推進		
2-4 食料・飲料水等、生活に関わる物資供給の円滑停止		4-3-0-1 防災・事業計画の誘導	
2-5 医療・救急機関の被災等による救急・救急応急体制の不足	2-2-6-1 企業の自主防火管理体制の強化 2-2-0-0 医療体制の強化		
2-6 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶		2-1-1-3 非常用電源の確保 4-3-0-1 防災・事業計画の誘導	
2-7 避難所等の避難者及び帰宅困難者への支援不足	2-2-3-4 災害時のトイレ確保の確保		
2-8 医療機関の被災、医療支援の途絶による医療体制の崩壊	2-2-0-0 救急応急体制の強化 2-2-0-0 医療体制の強化		
2-9 被災地に係る救済・救済体制の崩壊	2-2-0-0 医療体制の強化 2-2-0-0 救済体制の強化		

表 神戸市施策に関するリスクシナリオと施策分野のマトリクス整理

(章-節-項-番号 施策名称)

神戸市において正副市長が直面する見通される事象		①情報通信	②交通・物流	③農林水産
1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊による死傷者の発生		1-1-1-1 道路ネットワークの形成 2-2-6-1 鉄筋平屋ブロックホーム工事前編改修工事	
1-2	大規模な火災による死傷者の発生	2-2-6-1 企業の自主防火管理体制の強化	2-1-4-2 幹線道路における環境状況等の点検 2-2-6-1 企業の自主防火管理体制の強化	2-2-6-1 企業の自主防火管理体制の強化
1-3	自然による死傷者の発生	3-3-0-0 防災関連システム等の整備 5-1-1-1 災害に関する緊急情報等の提供	1-1-1-1 道路ネットワークの形成 2-2-4-1 交通相談の相談窓口	
1-4	洪水・高潮等による死傷者の発生	2-2-3-1(3)(4) 洪水対策 2-2-3-2 雨水の発生対策の推進 5-2-3-2 防災関連システム等の整備 5-1-1-1 災害に関する緊急情報等の提供		
1-5	土砂災害等による死傷者の発生	3-2-0-0 防災関連システム等の整備 5-1-1-1 災害に関する緊急情報等の提供	1-1-1-1 道路防災対策事業	1-1-1-1 分りごみの収集・分別の推進
1-6	博覧会等の不妊や騒音行動の遅れ等による死傷者の発生	1-1-1-1 利用課対策 2-2-0-2 防災関連システム等の整備 3-1-1-1 災害に関する緊急情報等の提供 4-1-1-1 市民向け啓発 3-1-2-2 事業者・学校向け啓発	1-1-2-2 事業者・学校向け啓発	4-1-2-2 事業者・学校向け啓発
2-1	地域防災力の低下による被害の拡大	3-2-0-0 防災関連システムの推進 3-1-2-1 市民向け啓発	3-3-0-0 防災訓練の推進	3-3-0-0 防災訓練の推進
2-2	地盤が不安定な観光客などが被害者の避難の遅れによる被害の拡大	3-1-1-1 災害に関する緊急情報等の提供	1-1-2-1 道路ネットワークの形成	
2-3	災害時や緊急事態など配電の必要なエリアの被災による被害の拡大	3-3-1-1 6.6kV級・7.6kV級の防災関連システムの推進		
3-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		1-1-1-1 道路ネットワークの形成 5-1-1-1 災害に関する緊急情報等の提供 3-1-2-2 事業者・学校向け啓発 1-1-1-1 道路ネットワークの形成	3-3-3-1 民営食料・物資の輸送
3-2	被災・被災機関の被災等による救助・救急活動等の不足		3-1-2-1 救急の拠点 3-1-2-2 救急の拠点 3-1-2-3 救急の拠点 1-1-1-1 道路ネットワークの形成	
3-3	被災・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶			
3-4	避難所等の避難者及び帰宅困難者への支援不足			
3-5	医療機関の被災、医療支援の途絶による医療機関の閉鎖		2-1-2-1 道路ネットワークの形成 1-1-1-1 道路防災対策事業	
3-6	被災者に対する医療・感染症等の対応			

表 神戸市施策に関するリスクシナリオと施策分野のマトリクス整理

(章-節-項-番号 施策名称)

神戸市において回避すべきリスクはならない事態の発生		原因と発生	影響	対応と対応日
1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊による死者の発生	1-3-0-4会費・事業費等の誘導		
1-2	大規模な火災による死者の発生		3-2-0-1企業の自主防火管理体制の強化	
1-3	津波による死者の発生	2-1-4臨海部における構造形成等の適用 2-2-1-1津波、津波対策、高規格施設の特例 2-1-2「くらしの防災ガイド」の作成・配布		
1-4	洪水・高潮等による死者の発生	2-2-3-1河川治水対策 2-2-3-2河川の治水対策の推進 2-2-3-3新築・改築工事による治水対策の推進 2-1-2「くらしの防災ガイド」の作成・配布	3-2-0-10地震対策化の推進に対する留意事項の推進	
1-6	土砂災害等による死者の発生	2-2-1-1崩落対策 2-2-1-2砂防事業 2-2-1-3崩落対策対策事業（具穴除） 2-2-1-4土砂災害危険区域対策（緊急型） 2-2-1-5土砂災害危険区域対策の推進 2-2-1-6土砂災害に対する避難誘導の推進 2-2-2-2土砂災害危険区域	3-2-0-10地震対策化の推進に対する留意事項の推進	2-2-1-7土砂災害危険区域の指定 2-2-2-2土砂災害危険区域の指定
1-6	情報伝達の不届や避難行動の遅延等による死者の発生	2-2-1-7土砂災害危険区域の指定 2-2-1-8土砂災害に対する避難誘導の推進 2-1-2「くらしの防災ガイド」の作成・配布	3-1-0-1事業者・学校向け啓発	
2-1	地震防災力の向上による被害の拡大		3-2-0-9防災訓練の推進	
2-2	地震による建物・交通施設等の倒壊による被害の拡大	2-1-4臨海部における構造形成等の適用		
2-3	緊急時要援者など配慮が必要な方への支援不足による被害の拡大			
3-1	食料・飲料水の不足に起因する被害の発生	1-3-0-4会費・事業費等の誘導		
3-2	救護・救助機関の被災等による救助・救急活動の不足			
3-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶	1-3-0-4会費・事業費等の誘導		
3-4	避難所等の被災者及び帰宅困難者への支援不足	2-2-3-2下流河川と治水の連携		
3-5	医療機関の被災、医療支援の途絶による医療サービスの低下			
3-6	被災地における疫病・感染症の発生			

表 神戸市施策に関するリスクシナリオと施策分野のマトリクス整理

(章-節-項-番号 施策名称)

神戸市において回避すべき起きてはならない最悪の事態		防災・交通安全	市民防災リテラシーと地域防災力の向上
1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊による死者の発生		1-1-1住宅の耐震化促進 1-1-2交通機関整備の推進 1-1-5マンションへの支援
1-2	大規模な火災による死者の発生		2-2-6-1火災予防広報 2-2-6-5防火の推進 4-1-2-4避難経路整備の推進 4-1-3-0水とみどりを生かしたまちづくりの推進
1-3	津波による死者の発生		2-2-4-2地域津波防災計画 2-2-4-3部心部の津波避難対策 2-2-4-4臨海部の津波避難対策 2-2-4-5函根表示板の設置 5-1-1-2「くらしの防災ガイド」の作成・配布
1-4	洪水・高潮等による死者の発生		2-1-1-1健全な市街地の誘導 2-2-3-1河川洪水対策
1-5	土砂災害等による死者の発生		2-2-1-8土砂災害に関する避難啓蒙の推進 2-2-2-1既成市地の安全対策 2-2-2-4宅地災害未然防止措置の取り組み
1-6	情報伝達の不備や避難行動の遅れ等による死者の発生		2-2-1-8土砂災害に関する避難啓蒙の推進 2-2-3-1河川洪水対策 5-1-1-1災害に関する緊急情報等の提供 5-1-1-2「くらしの防災ガイド」の作成・配布 5-1-2-1市民向け啓発 5-1-2-3危機管理センターを用いた市民啓蒙の推進 5-2-0-1市民等の育成 5-3-0-1災害経験の記録と継承
2-1	地域防災力の低下による被害の拡大		2-2-4-2地域津波防災計画 2-2-6-2市民による自主防災組織の確立と防災活動の推進 3-1-1-1学校基礎の防災拠点機能強化 5-1-1-2公営整備、公営施設の防災機能強化 5-2-0-9防災訓練の推進 5-2-1-4災害時要援護者の避難生活支援 4-3-0-1防災福祉コミュニティの推進 4-3-0-2ふれあいのまちづくりの推進 4-3-0-3多様な地域活動の支援 4-4-2-1「区安全会議」や「ふれあい懇話会」などを通じた地域の連携強化 5-1-2-1市民向け啓蒙 5-1-2-2事業者・学校向け啓蒙 5-1-2-3危機管理センターを用いた市民啓蒙の推進 5-2-0-1市民等の育成 5-2-0-2学校教育との連携 5-3-0-1災害経験の記録と継承 5-3-0-2イベント等による継承 5-3-0-3記念施設の整備・管理運営による
2-2	地理的不備な観光客など来街者の避難の遅れによる被害の拡大		2-2-4-2地域津波防災計画 2-2-4-3部心部の津波避難対策 2-2-4-5函根表示板の設置 2-2-4-6親潮海岸の津波避難対策(須磨区)
2-3	災害時要援護者など配慮の必要な方への支援不足による被害の拡大		5-2-0-9防災訓練の推進 5-2-1-1福祉意識の啓蒙・人材の育成 5-3-1-2地域での助け合いの仕組みづくり 5-3-1-4災害時要援護者の避難生活支援 5-3-1-10外国人への対応 4-1-2-5マンションへの支援 4-3-0-1防災福祉コミュニティの推進 4-3-0-2ふれあいのまちづくりの推進
3-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		5-3-3-1災害用食料・物資の積蓄
3-2	救援・救助機関の被災等による救助・救急活動等の不足		5-2-0-6救急救命体制の強化
3-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶		
3-4	避難所等の避難者及び帰宅困難者への支援不足		3-1-4-1避難施設の指定・周知の推進 4-1-3-0水とみどりを生かしたまちづくりの推進
3-5	医療機関の被災、医療支援の途絶による医療機能の麻痺		5-2-0-6救急救命体制の強化
3-6	被災地における疫病・感染症等の発生		

表 神戸市施策に関するリスクシナリオと施策分野のマトリクス整理

(章-節-項-番号 施策名称)

神戸市において回避すべきと考えられない事態の発生		健全な・安心に暮らす都市ブランドの創出	持続性化対策	防災力開発
1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊による被害者の発生	2-2-6 6階中核コアトホーム上層改修改修工事	4-1-1 学校施設の防災構造強化 4-1-2 公共建築物の耐震性の向上 4-1-3 海2次作営住宅マネジメント計画の推進	5-1-1-4 「神戸JTBANK」の充実・公開
1-2	大規模な火災による被害者の発生	2-1-1 河川における環境保全等の創出 2-1-2 幹線道路における高規格域の創出 4-1-3-6 水とみどりを中心としたまちづくりの推進	4-2-0-6 消防力の高度化・専門化	4-2-0-6 消防力の高度化・専門化
1-3	津波による被害者の発生	2-1-1-4 高層部における構造形成等の創出	2-2-1-1 港湾、漁業施設・産出保全施設の整備	
1-4	洪水・高潮等による被害者の発生		2-2-3-1 河川治水対策 2-2-3-2 河川・沿岸部治水対策の推進	
1-5	土砂災害等による被害者の発生	2-1-2-6 土砂災害防止対策の推進		
1-6	情報伝達の不備や避難行動の遅れ等による被害者の発生	5-3-0-1 災害情報の迅速な伝達		
2-1	地域防災力の低下による被害の拡大	4-1-3-6 水とみどりを中心としたまちづくりの推進 4-1-4-1 事業者・学校内防災 5-3-0-1 災害情報の迅速な伝達 4-3-0-2 イベント等による被害 4-3-0-3 記念施設の整備・管理運営による		4-3-0-1 災害情報の伝達と継承 5-2-0-2 学校教育との連携
2-2	地理的不慣れな観光客など来街者の増加の増加による被害の拡大	2-1-4-4 高層部における構造形成等の創出 5-5-1-11 来街者等への対応		
2-3	災害時避難者など関係者の必要に応じた支援不足による被害の拡大	2-3-1-1 公営的建築物のバリアフリー化 3-3-1-6 障がい者・高齢者・外国人への対応 3-3-1-10 外国人への対応		
2-4	食料・飲料不足、生命に懸念ある食糧供給の停止			
2-5	医療・救急体制の崩壊による救助・救急活動の不足		4-2-0-6 消防力の高度化・専門化	
2-6	医療・救急体制の崩壊による救助・救急活動の不足			
2-7	被災地における被害・感染等の発生	3-1-4-1 避難者の検定・周知の推進		

表 神戸市施策に関するリスクシナリオと施策分野のマトリクス整理

(章-節-項-番号 施策名称)

神戸市において回避すべき起きてはならない事態の事例		①行政機能	② 消防 (消防等)	③ 社会・都市
4-1	市内被災の種別・施設等の被災による物流低下	1-1-0-1 危機管理計画の策定 2-1-2-1 防災中継拠点、バックアップ拠点の強化 2-1-2-2 防災拠点の整備 2-1-2-3 防災拠点の強化 2-1-2-4 防災拠点の整備 2-1-2-5 防災拠点に関するマニュアルの作成・充実 2-1-2-6 防災拠点の強化 2-1-2-7 防災拠点の強化 2-1-2-8 災害対策本部の強化 2-1-2-9 災害対策本部の強化 2-1-2-10 災害対策本部の強化 2-1-2-11 災害対策本部の強化 2-1-2-12 災害対策本部の強化	2-1-2-1 防災拠点の強化 2-1-2-2 防災拠点の強化 2-1-2-3 防災拠点の強化	2-1-2-1 防災拠点の強化
4-2	電力供給停止による情報通信の麻痺・長期停止	2-1-2-1 危機管理計画の策定 2-1-2-2 防災中継拠点、バックアップ拠点の強化 2-1-2-3 防災拠点の整備 2-1-2-4 防災拠点の強化 2-1-2-5 防災拠点に関するマニュアルの作成・充実 2-1-2-6 防災拠点の強化 2-1-2-7 防災拠点の強化 2-1-2-8 災害対策本部の強化 2-1-2-9 災害対策本部の強化 2-1-2-10 災害対策本部の強化 2-1-2-11 災害対策本部の強化 2-1-2-12 災害対策本部の強化		2-1-2-1 防災拠点の強化 2-1-2-2 防災拠点の強化 2-1-2-3 防災拠点の強化
5-2	輸送機関の被災による災害情報伝達機能の低下	2-1-2-1 危機管理計画の策定 2-1-2-2 防災中継拠点、バックアップ拠点の強化 2-1-2-3 防災拠点の整備 2-1-2-4 防災拠点の強化 2-1-2-5 防災拠点に関するマニュアルの作成・充実 2-1-2-6 防災拠点の強化 2-1-2-7 防災拠点の強化 2-1-2-8 災害対策本部の強化 2-1-2-9 災害対策本部の強化 2-1-2-10 災害対策本部の強化 2-1-2-11 災害対策本部の強化 2-1-2-12 災害対策本部の強化		
6-1	ライフラインの寸断、エネルギー供給の停止等による企業活動の低下		2-1-2-1 防災拠点の強化	2-1-2-1 防災拠点の強化 2-1-2-2 防災拠点の強化 2-1-2-3 防災拠点の強化
6-2	コンビナート・工業団地等の施設、火災、被害等		2-1-2-1 防災拠点の強化	
6-3	海上輸送の機材の停止による海外貿易への甚大な影響		2-1-2-1 防災拠点の強化	
7-1	電力供給ネットワークや石油・ガス供給機能の停止			2-1-2-1 防災拠点の強化 2-1-2-2 防災拠点の強化 2-1-2-3 防災拠点の強化
7-2	下水道等の長期間におおなる停止			2-1-2-1 防災拠点の強化
7-3	下水道施設等の長期間におおなる停止			
7-4	広域的かつ基幹的施設ネットワークの機能低下			2-1-2-1 防災拠点の強化
8-1	海上・港湾部の場合長年の閉鎖		2-1-2-1 防災拠点の強化	
8-2	高齢・高齢者の生活困難による交通障害	4-1-1-2 公共施設等の耐震性の向上		2-1-1-1 健全な市街地の確保 2-1-1-2 高齢者等の生活 4-1-1-1 住宅の耐震化促進 4-1-1-2 公共施設の耐震性の向上 4-1-1-3 多量の者が利用する公共施設の耐震性の確保
8-3	防災施設、ダム、かみゆ、天然ガス等の施設不全・損傷による二次災害の発生			
8-4	有害物質の大規模な漏れ・流出		2-1-2-1 防災拠点の強化	
8-5	農地・森林等の荒廃による都市の拡大			
9-1	災害廃棄物処理の遅延による悪臭・虫害の発生	2-1-2-1 危機管理計画の策定		
9-2	遺児・孤児等の保護、被災者への支援の遅れ、治安の悪化による被害、復興の遅延	2-1-2-1 危機管理計画の策定 2-1-2-2 防災中継拠点、バックアップ拠点の強化 2-1-2-3 防災拠点の整備 2-1-2-4 防災拠点の強化 2-1-2-5 防災拠点に関するマニュアルの作成・充実 2-1-2-6 防災拠点の強化 2-1-2-7 防災拠点の強化 2-1-2-8 災害対策本部の強化 2-1-2-9 災害対策本部の強化 2-1-2-10 災害対策本部の強化 2-1-2-11 災害対策本部の強化 2-1-2-12 災害対策本部の強化	4-3-0-1 防災備蓄センターの整備	2-1-2-1 防災拠点の強化 2-1-2-2 防災拠点の強化 2-1-2-3 防災拠点の強化
10-1	重大な地震の発生による市民への被害発生	4-3-0-1 防災備蓄センターの整備	4-3-0-1 防災備蓄センターの整備	
10-2	交通事故による死者の増加	4-3-0-1 防災備蓄センターの整備		
10-3	新興インフルエンザ等の感染症の発生・拡大			
10-4	武力攻撃やテロ等の国民的危機に際する市民への危険の拡大	1-1-0-1 国民的危機	1-1-0-1 国民的危機	

表 神戸市施策に関するリスクシナリオと施策分野のマトリクス整理

(章-節-項-番号 施策名称)

神戸市において回避すべきまたはならぬ事態の事象		保健医療・福祉	食産業・エネルギー	防災
4-1	市民団体の職員・監事等の被災による機能低下	3-2-0-3危機管理・防災対策に関するマニュアルの作成・点検		
4-1	電力供給停止等による施設設備の稼働・長期停止		2-1-3-1民間・電力共同等の整備 2-1-3-2再生可能エネルギー・自立・分散型エネルギーの普及促進	
4-1	価値観の衝突による災害備前意識の低下			
6-1	サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止等による企業活動の低下	3-2-0-3防災訓練の推進	2-1-3-1民間・電力共同等の整備 2-1-4神戸市立施設とP協会の運営（西港） 3-1-3民間施設との連携 3-1-4防災訓練の推進 4-3-0-4企業・事業者等の誘導	3-2-0-6防災訓練の推進
6-2	コンビニート、重要な産業施設の暴動、火災、盗難等			
6-3	海上輸送の稼働の停止による海外貿易への大きな影響		2-2-1-6神戸商港BCP協議会の運営（西港）	
7-1	電力供給ネットワークや電柱・ガス供給設備等の寸断		2-1-3-1民間・電力共同等の整備 4-3-0-4企業・事業者等の誘導	
7-2	上水供給の長期間にわたる供給停止			
7-3	下水道処理等の長期間にわたる稼働停止			
7-4	広域的かつ体系的交通ネットワークの機能停止		2-2-4-7交通施設の建設対策 4-3-0-4企業・事業者等の誘導	
8-1	海上・陸海部の統合災害の発生		2-1-4神戸市立施設とP協会の運営（西港） 2-2-5-2海外タンク貯蔵所の円滑化の推進	
8-2	道路・港湾の冠水等による交通障害			
8-3	防災施設、ダム、ため池、天然ダム等の機能不全・損傷による二次災害の発生			
8-4	有害物質の大規模漏洩・流出	4-3-0-4アバスト対策		
8-5	森林・農林等の被災による被害の拡大			
9-1	災害発生後処理の停滞による世帯・住民の被害			
9-2	地域コミュニティの崩壊、被災者への支援の滞り、治安の悪化等による復旧・復興の遅延	3-3-1女性のための相談室 2-3-1ボランティアネットワークなどの連携 3-3-2災害時ボランティアセンターの充実 2-3-3災害時のボランティア情報連携体制の充実	4-3-0-3消費者の安全・安心の確保	
10-1	重大な犯罪の多発による市民への被害発生		4-3-0-3消費者の安全・安心の確保	
10-2	交通手段による被害の増大			
10-3	新型コロナウイルス等の感染症の発生・拡大	3-2-0-8健康危機管理体制の充実・強化		
10-4	防災対策や防災の防災意識に伝えず市民への危機の拡大			

表 神戸市施策に関するリスクシナリオと施策分野のマトリクス整理

(章-節-項-番号 施策名称)

神戸市において回避すべきリスクとなる自然災害の事象	防災上保全	設備等	応急対応
4-1 市内機関の職員・顧客等の被災による機能低下			
5-1 電力供給停止等による非常対応の発生・長期停止			
5-2 水道機関の被災による災害情報伝達機能の低下			
6-1 サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止等による企業活動の低下	2-2-1-6神戸港湾BCD協議会の運営（可視） 4-3-4-4企業・事業者等の誘導		3-3-0-0防災訓練の推進
6-2 コンビニート、重要な施設施設の損傷、大災、浸没等			
6-3 海上輸送の機能の停止による商品供給への悪影響	2-1-2-0港湾ネットワークの形成 2-2-1-1誘導、誘導施設・商品保全施設の整備 2-2-4-0神戸港湾BCD協議会の運営（可視）		
7-1 電力供給ネットワークや石油・ガス供給機能の停止			
7-2 土砂災害の長期間における供給停止			
7-3 下水道施設等の長期間における機能停止	2-1-2-3下水道の強化		
7-4 広域にわたる移動性交通ネットワークの機能停止	4-2-0-4企業・事業者等の誘導		
8-1 海上・臨海部の統合災害の発生	2-2-1-6神戸港湾BCD協議会の運営（可視）		
8-2 沿線・沿道の建物損傷による交通阻害			3-3-1-4地震調査の推進
8-3 防災施設、ダム、ため池、天然ダム等の機能不全・破壊による二次災害の発生	2-2-1-1治水事業 2-2-1-2砂防事業 2-2-1-3河川/湖沼対策事業（具文策） 2-2-1-4治水関係施設等の整備（具文策） 2-2-1-5治水関係施設等の整備（具文策）		
8-4 有害物質の大量放出・浸出		4-6-0-4アズベスト対策	
8-5 暴風・高気圧の発生による被害の拡大			3-1-1-3人と自然との共生ゾーンの推進
9-1 広域広域広域の被害による復旧・復興の遅延			3-2-1-2神戸市災害を克服し再生のための施策
9-2 地域コミュニティの崩壊、被災者への支援の遅延、治安の悪化等による復旧・復興の遅延			3-3-4-4地震調査の推進
10-1 重大な犯罪の多発による市民への被害発生			
10-2 交通事故による道路の閉鎖			
10-3 犯罪インシデント等の悪影響の発生・拡大			
10-4 武力攻撃やテロ等の国土保衛に係る市民への危機の拡大	1-1-6-0国土保衛		

表 神戸市施策に関するリスクシナリオと施策分野のマトリクス整理

(章-節-項-番号 施策名称)

神戸市において回避すべき起きてはならない最悪の事態	②防災・交通安全	③市民防災リテラシーと地域防災力の向上
4-1 庁内機関の職員・施設等の被災による機能低下		3-2-0-9防災訓練の推進 4-2-0-2区を中心とした市民・事業者との連携
5-1 電力供給停止等による情報通信の阻害・長期停止		
5-2 報道機関の被災による災害情報伝達機能の低下		
6-1 サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止等による企業活動の低下		3-1-1-3民間建設との連携
6-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等		
6-3 海運輸送の機能の停止による海外貿易への長大な影響		
7-1 電力供給ネットワークや石油・ガス供給機能の停止		
7-2 上水道等の長期間にわたる供給停止		
7-3 下水道施設等の長期間にわたる機能停止		
7-4 広域的かつ基幹的交差ネットワークの機能停止		
8-1 海上・臨海部の複合災害の発生		
8-2 沿軌・沿道の建物倒壊による交通障害		4-1-1-1作業者の顕微鏡保護
8-3 防災施設、ダム、ため池、天然ダム等の機能不全・損壊による二次災害の発生		
8-4 有害物質の大規模流出・流出		
8-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
9-1 災害廃棄物処理の停滞による復旧・復興の遅延		
9-2 地域コミュニティの崩壊、被災者への支援の遅れ、治安の悪化等による復旧・復興の遅延		3-1-1-1学校施設の防災拠点機能強化 3-1-1-2公園修繕、公園施設の防災機能強化 3-3-1-1ボランティアネットワーク等との連携 3-3-2-2災害時ボランティアセンターの充実 3-3-3災害時のボランティア情報提供体制の充実 4-3-0-1防災福祉コミュニティの推進 4-3-0-3多様な地域活動の支援
10-1 重大な犯罪の多発による市民への被害発生	4-2-0-3区防災パトロール 4-4-1-1多様な防犯まちづくり支援事業の推進 4-4-1-2防犯意識の普及・人材育成 4-4-2-1「区安全会議」や「ふれあい懇話会」などを通じた地域の連携強化 4-4-2-2市民安全大会（防犯講演会等） 4-4-2-3神戸防犯協会への補助 4-4-2-4地域での連携・協力によるパトロール 4-4-2-1学校園の安全対策 4-4-2-2青少年の健全育成 4-5-0-1防火防止対策 5-2-0-1市民等の育成	4-4-1-2防犯意識の普及・人材育成 4-5-0-1防火防止対策 5-1-2-2事業者・学校向け啓発
10-2 交通事故による死傷者の増加	4-5-0-2交通安全対策に関する取り組み 4-5-0-5交通安全施設の安全対策	
10-3 新型インフルエンザ等の感染症の発生・拡大		
10-4 武力攻撃やテロ等の国民保護に係る市民への危機の拡大		

表 神戸市施策に関するリスクシナリオと施策分野のマトリクス整理

(章-節-項-番号 施策名称)

神戸市において回避すべきリスクとなる自然の脅威の事象	避難令・要令による影響ゾーンの範囲	優先的対策	連携関係
4-1 市内機関の職員・施設等の被災による機能低下	4-1-0-1 災害情報の伝達と伝承	2-1-0-3 防災訓練実施の徹底	1-1-0-4 危機管理基本指針
5-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止			
6-2 水道機関の被災による災害情報伝達能力の低下			
6-1 サプライチェーンの切断、エネルギー供給の停止等による社会活動の低下	4-3-0-4 企業・事業所等の調査		
6-2 コロッセオ・産業遺産施設の地震、火災、爆発等			
6-3 海上輸送の停滞の停止による海外貿易への甚大な影響		2-1-0-3 防災ネットワークの形成 2-2-4-1 港湾、漁港施設・産業施設等の整備 2-2-0-3 防力の高度化・専門化	
7-1 電力供給ネットワークや石油・ガスの供給網の停止			
7-2 下水道等の処理場における停止		2-1-0-2 下水道の強化	
7-3 下水道施設等の長期閉鎖による影響等		2-1-0-3 下水道の強化	
7-4 6.域の3つ五輪的防災ネットワークの構築停止	2-2-0-4 防災中核プラットフォーム上屋新築改修工事	2-1-0-4 防災ネットワークの形成	
8-1 海上・臨海部の集合災害の発生		2-2-0-3 防力の高度化・専門化	
8-2 沿線・沿道の建物倒壊による交通障害		4-1-1-2 公共建築物の耐震性の向上	
8-3 防災施設、ダム、ため池、天然ダム等の機能不全・崩壊による二次災害の発生		2-2-0-4 ため池防災取組の推進	
8-4 有田野営の大規模な崩壊・土石			
8-5 長瀬・森ヶ崎の崩壊による避難の妨げ	2-1-1-2 6.域の3つ五輪的防災ネットワークの構築 2-1-1-3 6.域の3つ五輪的防災プラットフォームの整備		
9-1 気象庁業務処理の停止による表田・霞洲の浸水			
9-2 東洋エレクトロニクス等の工場、被災者への支援の遅れ、被害の拡大による発生・復旧の遅延			
10-1 甚大な地震の発生による市民への被害発生	3-1-2-2 市議会・学校向け啓発		
10-2 交通事故による死者の増加			
10-3 新型コロナウイルス等の感染症の発生・拡大			
10-4 武力攻撃やテロ等の市民被害に係る市民への危機の拡大			